

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

添付資料12（添付資料5）

航空機落下確率評価に係る標的面積（大飯発電所）

航空機落下確率評価に係る標的面積（大飯発電所）

単位：km²

号炉	原子炉格納容器	原子炉周辺建屋等 ^{※1}	屋外タンク	海水ポンプエリア	ディーゼル発電機建屋	中央制御室	合計
3号炉	0.00163	0.00538	— ^{※2}	0.00139	— ^{※3}	0.00189	0.01029
4号炉	0.00163	0.00538	— ^{※2}	0.00139	— ^{※3}	0.00189	0.01029

注1：安全系の機器、使用済燃料ピットを含む。
 注2：燃料取替用水ピット、復水ピットは原子炉周辺建屋に設置。
 注3：原子炉周辺建屋に設置。

女川原子力発電所2号炉

別紙7-8

発電用原子炉施設の標的面積

第1表 標的面積

[単位：km²]

号炉	評価対象施設						合計 (標的面積A)
	原子炉建屋	制御建屋	タービン建屋	海水ポンプ室	復水貯蔵タンク	排気筒	
2号炉	0.00647	0.00164	0.00554	0.000370	0.000316	0.00123	0.0156

使用済燃料プール及び主要な安全系機器は原子炉建屋を含む。
 なお、その他の評価対象設備が設置してある建屋は以下のとおり。

号炉	中央制御室	主蒸気系 気体廃棄物処理系	非常用海水ポンプ	非常用ディーゼル発電機
2号炉	制御建屋	タービン建屋	海水ポンプ室	原子炉建屋

泊発電所3号炉

別紙7-6

【女川・大飯】
 設計方針の相違
 ・建屋設計の違いによる標的面積の相違。

航空機落下確率評価に係る標的面積

単位：km²

発電所	号炉	原子炉建屋 ^{※1}	原子炉補助建屋 ^{※2}	燃料取替用水タンク建屋	ディーゼル発電機	中央制御室	循環水ポンプ建屋 ^{※5}	合計	標的面積 ^{※6}
泊発電所	3号炉	0.004582	0.003720	— ^{※3}	0.000420	— ^{※4}	0.002766	0.011517	0.0116

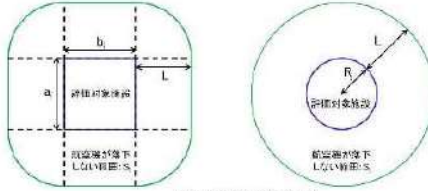
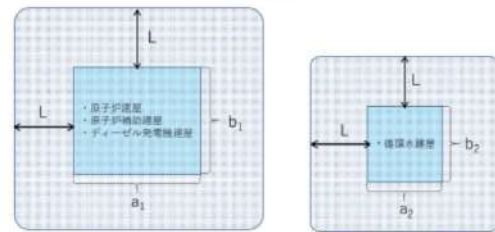
※1：炉心、安全系の機器及び使用済燃料ピットを含む
 ※2：安全系の機器を含む
 ※3：燃料取替用水ピットは原子炉建屋内に設置
 ※4：中央制御室は原子炉補助建屋内に設置
 ※5：海水ポンプを含む
 ※6：落下確率の算定にあたっては、合計を切り上げて0.0116[km²]を使用する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
	<p style="text-align: right;">別紙7-9</p> <p>延べ飛行距離について</p> <p>延べ飛行距離は、平成4年～平成23年の「航空輸送統計年報、第1表総括表、1. 輸送実績」における運航キロメートルの国内便のみの合計値とする。</p> <p>なお、国際便についても運航距離が記載されているが、日本国内での運航距離ではないため考慮していない。また、日本に乗り入れている外国機は運航距離の実績の公開記録がないため考慮していない。</p> <p>ただし、国際便及び外国機が日本国内で墜落した場合は事故件数としてカウントし、事故率が保守的となるようにしている。</p> <p style="text-align: center;">第1表 運航距離</p> <table border="1" data-bbox="730 533 1292 1018"> <thead> <tr> <th></th> <th>日本国陸の運航距離 (飛行回・km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成4年</td><td>307,445,018</td></tr> <tr><td>平成5年</td><td>326,999,203</td></tr> <tr><td>平成6年</td><td>343,785,576</td></tr> <tr><td>平成7年</td><td>380,948,123</td></tr> <tr><td>平成8年</td><td>397,148,610</td></tr> <tr><td>平成9年</td><td>420,920,228</td></tr> <tr><td>平成10年</td><td>449,784,623</td></tr> <tr><td>平成11年</td><td>458,973,089</td></tr> <tr><td>平成12年</td><td>480,718,878</td></tr> <tr><td>平成13年</td><td>488,803,107</td></tr> <tr><td>平成14年</td><td>498,685,881</td></tr> <tr><td>平成15年</td><td>519,701,117</td></tr> <tr><td>平成16年</td><td>517,485,172</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>527,370,088</td></tr> <tr><td>平成18年</td><td>555,543,154</td></tr> <tr><td>平成19年</td><td>559,797,874</td></tr> <tr><td>平成20年</td><td>554,081,669</td></tr> <tr><td>平成21年</td><td>544,824,157</td></tr> <tr><td>平成22年</td><td>548,585,258</td></tr> <tr><td>平成23年</td><td>555,144,327</td></tr> <tr><td>合計</td><td>9,439,243,077</td></tr> </tbody> </table>		日本国陸の運航距離 (飛行回・km)	平成4年	307,445,018	平成5年	326,999,203	平成6年	343,785,576	平成7年	380,948,123	平成8年	397,148,610	平成9年	420,920,228	平成10年	449,784,623	平成11年	458,973,089	平成12年	480,718,878	平成13年	488,803,107	平成14年	498,685,881	平成15年	519,701,117	平成16年	517,485,172	平成17年	527,370,088	平成18年	555,543,154	平成19年	559,797,874	平成20年	554,081,669	平成21年	544,824,157	平成22年	548,585,258	平成23年	555,144,327	合計	9,439,243,077		<p>【女川】設計方針の相違 ・泊上空には航空路は存在しないため、記載していない。</p>
	日本国陸の運航距離 (飛行回・km)																																														
平成4年	307,445,018																																														
平成5年	326,999,203																																														
平成6年	343,785,576																																														
平成7年	380,948,123																																														
平成8年	397,148,610																																														
平成9年	420,920,228																																														
平成10年	449,784,623																																														
平成11年	458,973,089																																														
平成12年	480,718,878																																														
平成13年	488,803,107																																														
平成14年	498,685,881																																														
平成15年	519,701,117																																														
平成16年	517,485,172																																														
平成17年	527,370,088																																														
平成18年	555,543,154																																														
平成19年	559,797,874																																														
平成20年	554,081,669																																														
平成21年	544,824,157																																														
平成22年	548,585,258																																														
平成23年	555,144,327																																														
合計	9,439,243,077																																														

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙7-10</p> <p style="text-align: center;">離隔距離の算出の考え方</p> <p>1. 考え方 各評価対象施設の外壁面から等距離の離隔をとった場合の、各評価対象施設に対する航空機墜落確率 10^{-7}[回/炉・年]に相当する面積の合計値が、落下事故のカテゴリごとに求めた航空機墜落確率が 10^{-7}[回/炉・年]に相当する面積(標的面積 A')と等しくなる距離を離隔距離としている。</p> <p>2. 離隔距離算出方法 離隔距離は、評価対象施設の形状に応じて適切に算出する。 評価対象施設が矩形の場合、各評価対象施設の各辺の長さを (a_1, b_1)、離隔距離を L とすると、当該評価対象施設近辺の航空機が墜落しない範囲(面積: S_1)は(1)式で表される。 また、評価対象施設が円形の場合、各評価対象施設の半径を R_1、離隔距離を L とすると、当該評価対象施設近辺の航空機が墜落しない範囲(面積: S_2)は(2)式で表される。 すべての評価対象施設に対して求めた S_1 及び S_2 の合計値が標的面積 A' となる L について解くことで離隔距離が得られる。(3)式 S_1 及び S_2 の合計値の算出に当たっては、評価の保守性の観点から、面積が重複する部分については、それぞれの面積を積算している。</p> $S_1 = \pi L^2 + 2L(a_1 + b_1) + a_1 b_1 \dots (1)$ $S_2 = \pi(R_1 + L)^2 \dots (2)$ $A' = \sum S_1 + \sum S_2$ $= \sum \{\pi L^2 + 2L(a_1 + b_1) + a_1 b_1\} + \sum \{\pi(R_1 + L)^2\} \dots (3)$ <div style="text-align: center;">  <p>離隔距離の概念図</p> </div> <p>以下に、離隔距離の算出の例として、大型民間航空機の離隔距離の評価結果を示す。 大型民間航空機については、航空機墜落確率が 10^{-7}[回/炉・年]に相当する標的面積 $A' = 0.297393$[km²]及び評価対象施設の寸法より、離隔距離 L は $L=85$[m]と求められる。(第1表、第1図～第9図)</p>	<p style="text-align: right;">別紙7-7</p> <p style="text-align: center;">離隔距離の算出の考え方</p> <p>1. 考え方 対象となる発電用原子炉施設の投影面積の周辺に L[m]の離隔距離をとった場合の航空機墜落確率 10^{-7}[回/炉・年]に相当する面積の合計値が、落下事故のカテゴリごとに求めた航空機墜落確率が 10^{-7}[回/炉・年]に相当する面積(標的面積 A')と等しくなる距離を離隔距離としている。</p> <p>2. 離隔距離算出方法 評価対象施設が矩形の場合、各評価対象施設の各辺の長さを (a_1, b_1)、離隔距離を L とすると、当該評価対象施設近辺の航空機が墜落しない範囲(面積: S_1)は(1)式で表される。</p> <p>すべての評価対象施設に対して求めた S_1 の合計値が標的面積 A' となる L について解くことで離隔距離が得られる。(2)式</p> $S_1 = 4L^2 + 2L(a_1 + b_1) + a_1 b_1 \dots (1)$ $A' = \sum S_1$ $= \{4L^2 + 2L(a_1 + b_1) + a_1 b_1\} + \{4L^2 + 2L(a_2 + b_2) + a_2 b_2\} \dots (2)$ <div style="text-align: center;">  <p>図1 離隔距離の概念図</p> </div> <p>以下に、離隔距離の算出の例として、大型民間航空機の離隔距離の評価結果を示す。 大型民間航空機については、航空機墜落確率が 10^{-7}[回/炉・年]に相当する標的面積 $A' = 0.29$[km²]及び評価対象施設の寸法より $L=149.6$[m]と求められ、火災影響評価で用いる離隔距離 L は安全側の</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・本別紙の主な相違は標的面積の差異による離隔距離の相違であるが、航空機墜落確率 10^{-7}[回/炉・年]に等しくなる距離を離隔距離としていることの相違はない。</p> <p>【大阪】記載内容の相違 (女川実績の反映)</p>

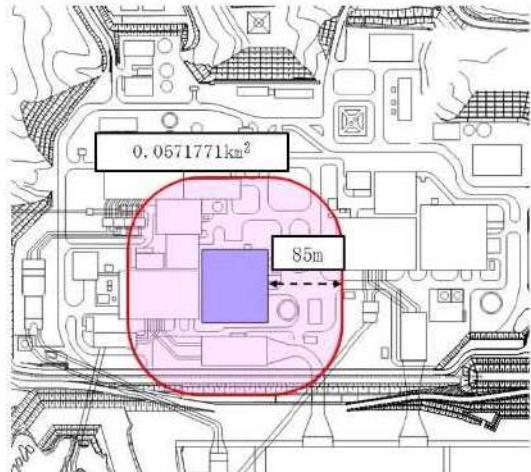
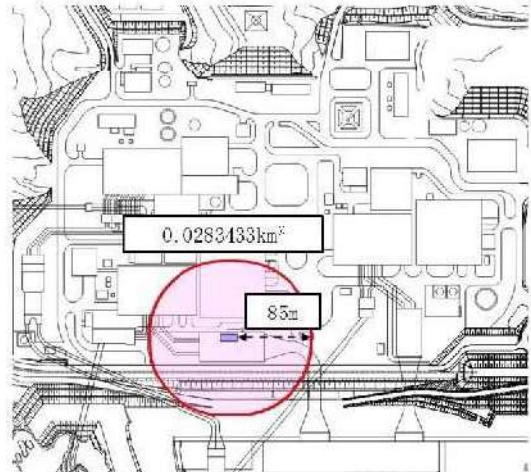
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																							
	<p>なお、熱影響評価に当たっては、評価の保守性の観点から、評価対象施設全体に対する離隔距離が(3)式より求めた各評価対象施設に対する離隔距離より大きくなる場合であっても、(3)式より求めた各評価対象施設に対する離隔距離を用いている。</p> <p style="text-align: center;">第1表 評価対象施設ごとの寸法及び標的面積</p> <table border="1" data-bbox="779 355 1256 587"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象施設</th> <th colspan="3">寸法 [m]</th> <th rowspan="2">標的面積 S_{t,S} [ka²]</th> <th rowspan="2">参照図</th> </tr> <tr> <th>東西方向 (a_i)</th> <th>南北方向 (b_i)</th> <th>半径 (R_i)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御建屋</td> <td>40</td> <td>41</td> <td>—</td> <td>0.0390296</td> <td>第1図</td> </tr> <tr> <td>タービン建屋</td> <td>57.7</td> <td>86</td> <td>—</td> <td>0.0549084</td> <td>第2図</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td>84</td> <td>77</td> <td>—</td> <td>0.0571271</td> <td>第3図</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">海水ポンプ室</td> <td>原子炉補機冷却水ポンプA系</td> <td>9.35</td> <td>21.2</td> <td>0.0289433</td> <td>第4図</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水ポンプB系</td> <td>9.35</td> <td>21.2</td> <td>0.0289392</td> <td>第5図</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレィ補機冷却水ポンプ</td> <td>5.45</td> <td>4.55</td> <td>0.0240284</td> <td>第6図</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>35</td> <td>35</td> <td>0.0280137</td> <td>第7図</td> </tr> <tr> <td>海水貯蔵タンク</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>10.033</td> <td>0.0363283</td> <td>第8図</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.287363</td> <td>第9図</td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="824 632 1218 986"> <p style="text-align: center;">0.0390296 km²</p> </div> <div data-bbox="1397 609 1890 948"> <p style="text-align: right;">10⁷(回/炉・年)相当の範囲</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">第1図 制御建屋の離隔距離及び標的面積（大型民間航空機）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="824 1040 1218 1394"> <p style="text-align: center;">0.0549084 km²</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">第2図 タービン建屋の離隔距離及び標的面積（大型民間航空機）</p>	評価対象施設	寸法 [m]			標的面積 S _{t,S} [ka ²]	参照図	東西方向 (a _i)	南北方向 (b _i)	半径 (R _i)	制御建屋	40	41	—	0.0390296	第1図	タービン建屋	57.7	86	—	0.0549084	第2図	原子炉建屋	84	77	—	0.0571271	第3図	海水ポンプ室	原子炉補機冷却水ポンプA系	9.35	21.2	0.0289433	第4図	原子炉補機冷却水ポンプB系	9.35	21.2	0.0289392	第5図	高圧炉心スプレィ補機冷却水ポンプ	5.45	4.55	0.0240284	第6図	排気筒	35	35	0.0280137	第7図	海水貯蔵タンク	—	—	10.033	0.0363283	第8図	合計	—	—	—	0.287363	第9図	<p>値としてL=140[m]と設定する。（表1、図2）</p> <p>なお、熱影響評価に当たっては、評価の保守性の観点から、評価対象施設に対する離隔距離が(2)式より求めた評価対象施設に対する離隔距離より大きくなる位置であっても、(2)式より求めた評価対象施設に対する離隔距離を用いている。</p> <p style="text-align: center;">表1 評価対象施設の寸法</p> <table border="1" data-bbox="1379 352 1921 536"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象施設</th> <th colspan="4">寸法 [m]</th> </tr> <tr> <th>横方向</th> <th>a_i</th> <th>縦方向</th> <th>b_i</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td>58</td> <td rowspan="2">138</td> <td>79</td> <td rowspan="2">79</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋</td> <td>60</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機建屋</td> <td>20</td> <td>—</td> <td>21</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>循環水ポンプ建屋</td> <td>43</td> <td>43</td> <td>65</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図2 評価対象施設の離隔距離（民間大型航空機）</p>	評価対象施設	寸法 [m]				横方向	a _i	縦方向	b _i	原子炉建屋	58	138	79	79	原子炉補助建屋	60	62	ディーゼル発電機建屋	20	—	21	—	循環水ポンプ建屋	43	43	65	65	
評価対象施設	寸法 [m]			標的面積 S _{t,S} [ka ²]	参照図																																																																																					
	東西方向 (a _i)	南北方向 (b _i)	半径 (R _i)																																																																																							
制御建屋	40	41	—	0.0390296	第1図																																																																																					
タービン建屋	57.7	86	—	0.0549084	第2図																																																																																					
原子炉建屋	84	77	—	0.0571271	第3図																																																																																					
海水ポンプ室	原子炉補機冷却水ポンプA系	9.35	21.2	0.0289433	第4図																																																																																					
	原子炉補機冷却水ポンプB系	9.35	21.2	0.0289392	第5図																																																																																					
	高圧炉心スプレィ補機冷却水ポンプ	5.45	4.55	0.0240284	第6図																																																																																					
	排気筒	35	35	0.0280137	第7図																																																																																					
	海水貯蔵タンク	—	—	10.033	0.0363283	第8図																																																																																				
合計	—	—	—	0.287363	第9図																																																																																					
評価対象施設	寸法 [m]																																																																																									
	横方向	a _i	縦方向	b _i																																																																																						
原子炉建屋	58	138	79	79																																																																																						
原子炉補助建屋	60		62																																																																																							
ディーゼル発電機建屋	20	—	21	—																																																																																						
循環水ポンプ建屋	43	43	65	65																																																																																						

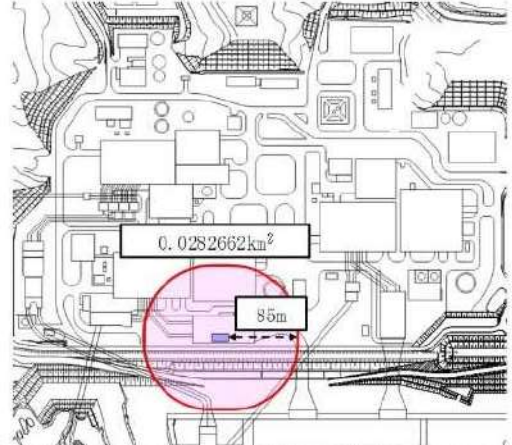
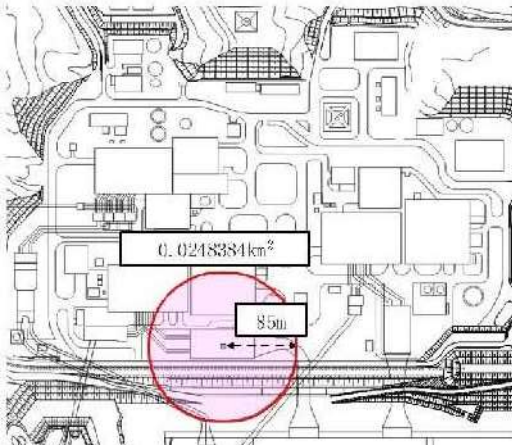
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第3図 原子炉建屋の離隔距離及び標的面積（大型民間航空機）</p>  <p>第4図 海水ポンプ室（原子炉補機冷却海水ポンプ(A)系）の離隔距離及び標的面積（大型民間航空機）</p>		

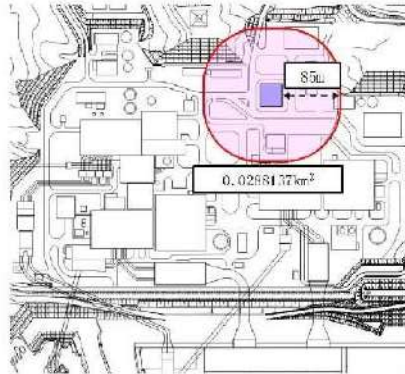
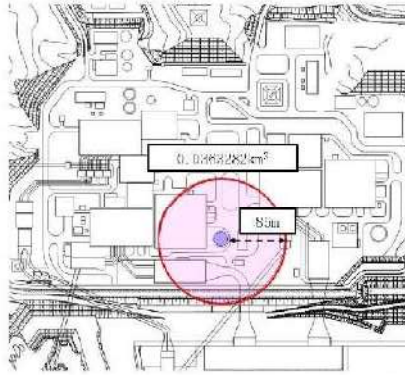
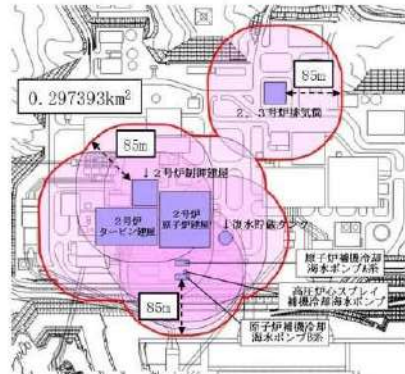
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="745 628 1290 683">第5図 海水ポンプ室（原子炉補機冷却海水ポンプ(B)系）の 離隔距離及び標的面積（大型民間航空機）</p>  <p data-bbox="723 1198 1312 1252">第6図 海水ポンプ室（高压炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ）の 離隔距離及び標的面積（大型民間航空機）</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第7図 排気筒の離隔距離及び標的面積（大型民間航空機）</p>  <p>第8図 復水貯蔵タンクの離隔距離及び標的面積（大型民間航空機）</p>  <p>第9図 評価対象施設の離隔距離及び標的面積（大型民間航空機）</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
	<p style="text-align: right;">別紙 7-11</p> <p style="text-align: center;">航空機落下事故に関するデータの最新データについて</p> <p>1. はじめに 発電所敷地内への航空機墜落による火災影響については、設置許可申請当時 (平成 25 年 9 月) の最新データとして、「平成 23 年度航空機落下事故に関するデータの整備 (平成 24 年 9 月独立行政法人原子力安全基盤機構)」に基づく航空機の墜落確率より、発電用原子炉施設からの離隔距離を算出し、熱影響評価を行っている。 しかしながら、安全審査が長期化し、その間に、「航空機落下事故に関するデータ (平成 28 年 6 月 NRA 技術報告)」がとりまとめられたことを受け、その影響について確認することとする。</p> <p>2. 航空機事故等のデータ更新による影響 「航空機落下事故に関するデータ (平成 28 年 6 月 NRA 技術報告)」では、平成 5 年 1 月～平成 24 年 12 月までの航空機事故データ、運航実績データ及び訓練空域面積データとして更新されているが、各航空機の落下事故率は、同等若しくは低下している。このため、航空機の墜落位置から発電用原子炉施設までの離隔距離は同等若しくは長くなり、火災による影響も軽減される傾向となっている。 以下、更新されたデータに基づき、「航空機の墜落位置から発電用原子炉施設までの離隔距離」並びに「航空機墜落による火災と危険物タンク火災の重畳による影響」について評価する。</p> <p>3. 航空機墜落による火災影響評価 「添付資料ー7 女川原子力発電所の敷地内への航空機墜落による火災について」における航空機墜落による火災影響評価のうち、(1)航空機墜落による火災の想定～(3)評価対象範囲の考え方は同様であるため、(4)以降について、評価する。</p> <p>(1) 標的面積の算出 a. 大型民間航空機の標的面積の算出 (a) 計器飛行方式民間航空機の航空路を巡航中の落下事故</p>	<p style="text-align: right;">別紙 7-8</p> <p style="text-align: center;">航空機落下事故に関するデータの最新データについて</p> <p>1. はじめに 発電所敷地内への航空機墜落による火災影響については、設置許可申請当時 (平成 25 年 9 月) の最新データとして、「平成 23 年度航空機落下事故に関するデータの整備 (平成 24 年 9 月独立行政法人原子力安全基盤機構)」に基づく航空機の墜落確率より、発電用原子炉施設からの離隔距離を算出し、熱影響評価を行っている。 しかしながら、安全審査が長期化し、その間に、「航空機落下事故に関するデータ (令和 4 年 3 月 NRA 技術報告)」がとりまとめられたことを受け、その影響について確認することとする。</p> <p>2. 航空機事故等のデータ更新による影響 「航空機落下事故に関するデータ (令和 4 年 3 月 NRA 技術報告)」では、平成 12 年 1 月～令和元年 12 月までの航空機事故データ、運航実績データ及び訓練空域面積データとして更新されているが、各航空機の落下事故率は、同等若しくは低下している。このため、航空機の墜落位置から発電用原子炉施設までの離隔距離は同等若しくは長くなり、火災による影響も軽減される傾向となっている。 なお、泊発電所上空に航空路は存在しないため、運航実績データの更新に伴う影響は無い。</p> <p style="text-align: center;">表1 航空機事故のデータ (平成 24 年版, 令和 4 年版)</p> <table border="1" data-bbox="1348 928 1953 1206"> <thead> <tr> <th rowspan="3">分類</th> <th colspan="2">民間航空機</th> <th colspan="3">自衛隊機又は米軍機</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">大型民間航空機</th> <th rowspan="2">小型民間航空機</th> <th colspan="2">訓練空域内</th> <th rowspan="2">訓練空域外</th> </tr> <tr> <th>その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機</th> <th>空中給油機等、高高度での巡行が想定される大型固定翼機</th> <th>その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H24 年版</td> <td>2</td> <td>65</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>R4 年版</td> <td>2</td> <td>39</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上より、令和 4 年 3 月版は平成 24 年 9 月版よりも離隔距離が長くなるか同一であるため、平成 24 年 9 月版の熱影響評価に包絡される。</p>	分類	民間航空機		自衛隊機又は米軍機			大型民間航空機	小型民間航空機	訓練空域内		訓練空域外	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	空中給油機等、高高度での巡行が想定される大型固定翼機	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	H24 年版	2	65	3	1	4	R4 年版	2	39	1	1	2	<p>【女川】設計方針の相違 ・本別紙の主な相違は想定する落下事故カテゴリの差異による再評価内容の相違である。 また、泊上空には航空路がないため、最新の航空機事故データ及び訓練空域面積データの確認のみであるが、女川は上空に航空路があるため、運航実績データの影響を確認する必要があり、泊と記載が相違している。(訓練空域データについては、保守的に数値を切り捨てているためデータ更新に伴う変更は無い。)</p> <p>【大阪】記載内容の相違 (女川実績の反映)</p>
分類	民間航空機			自衛隊機又は米軍機																									
	大型民間航空機	小型民間航空機		訓練空域内		訓練空域外																							
			その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	空中給油機等、高高度での巡行が想定される大型固定翼機	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機																								
H24 年版	2	65	3	1	4																								
R4 年版	2	39	1	1	2																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
	$P_c = \frac{f_c \cdot N_c \cdot A}{W}$ <p> P_c：対象施設への巡航中の航空機落下確率 [回/年] N_c：評価対象とする航空路等の年間飛行回数 [飛行回/年] A：発電用原子炉施設の標的面積 [km²] W：航空路幅 [km] $f_c = G_c / H_c$：単位飛行時間当たりの巡航中の落下事故確率 [回/（飛行回・km）] G_c：巡航中事故件数 [回] H_c：延べ飛行距離 [飛行回・km] </p> <p>第1表 墜落確率の算出結果（計器飛行方式民間航空機）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">女川原子力発電所2号炉</th> </tr> <tr> <th>対象航空路*</th> <th>直行経路 WISAO(MGE)-WAE(110E)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N_c^{**}</td> <td>192.5</td> </tr> <tr> <td>A^{**}</td> <td>0.0156</td> </tr> <tr> <td>W^{**}</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>f_c^{**}</td> <td>0.5/9.740・013.788=5.13×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>P_c</td> <td>5.41×10⁻²</td> </tr> </tbody> </table> <p> ※1：女川原子力発電所周辺の航空路図（ATP エンルートチャート）による。（別紙7-8） ※2：国土交通省航空局への問い合わせ結果を365倍した値。（別紙7-7） ※3：原子炉建屋、制御建屋等の水平面積を合計した値。（別紙7-8） ※4：「航空路等設定基準」による。 ※5：事故件数は、平成5年～平成24年の間で0件であるため保守的に0.5件と仮定した。 延べ飛行距離は平成5年～平成24年の「航空輸送統計年報、第1表 総積表、1.積送乗積」における運航キロメートルの国内の値を合計した値。（別紙7-12） </p> <p>(b) 有視界飛行方式民間航空機の落下事故</p> $P_v = \frac{f_v}{S_n} (A \cdot \alpha)$ <p> P_v：対象施設への航空機落下確率 [回/年] f_v：単位年あたりの落下事故率 [回/年] S_n：全国土面積（=37.2万 [km²]） A：発電用原子炉施設の標的面積 [km²] α：対象航空機の種別による係数 [-] </p> <p>第2表 墜落確率の算出結果（有視界飛行方式民間航空機）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">女川原子力発電所2号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>f_v^{**}</td> <td>大型固定翼機 0.5/20=0.025 大型回転翼機 1/20=0.05</td> </tr> <tr> <td>S_n^{**}</td> <td>372,000</td> </tr> <tr> <td>α^{**}</td> <td>大型固定翼機、大型回転翼機：1</td> </tr> <tr> <td>A^{**}</td> <td>0.0156</td> </tr> <tr> <td>P_v</td> <td>3.15×10⁻⁹</td> </tr> </tbody> </table> <p> ※1：「航空機落下事故に関するデータ」（平成28年8月 原子力規制委員会）による。 事故件数が0件の場合、保守的に0.5件と仮定した。 ※2：「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について（内規）」による。 ※3：原子炉建屋、制御建屋等の水平面積を合計した値。（別紙7-8） </p> <p>大型民間航空機の墜落確率（$P_c + P_v$）が10⁻⁷ [回/炉・年]となる標的面積A'を求める式は以下のとおり。</p> $A' = \frac{10^{-7}}{P_c + P_v} \cdot A$ <p>上記より、標的面積A'は、A'=0.494389 [km²]となる。</p>	女川原子力発電所2号炉		対象航空路*	直行経路 WISAO(MGE)-WAE(110E)	N_c^{**}	192.5	A^{**}	0.0156	W^{**}	27	f_c^{**}	0.5/9.740・013.788=5.13×10 ⁻⁴	P_c	5.41×10 ⁻²	女川原子力発電所2号炉		f_v^{**}	大型固定翼機 0.5/20=0.025 大型回転翼機 1/20=0.05	S_n^{**}	372,000	α^{**}	大型固定翼機、大型回転翼機：1	A^{**}	0.0156	P_v	3.15×10 ⁻⁹		
女川原子力発電所2号炉																													
対象航空路*	直行経路 WISAO(MGE)-WAE(110E)																												
N_c^{**}	192.5																												
A^{**}	0.0156																												
W^{**}	27																												
f_c^{**}	0.5/9.740・013.788=5.13×10 ⁻⁴																												
P_c	5.41×10 ⁻²																												
女川原子力発電所2号炉																													
f_v^{**}	大型固定翼機 0.5/20=0.025 大型回転翼機 1/20=0.05																												
S_n^{**}	372,000																												
α^{**}	大型固定翼機、大型回転翼機：1																												
A^{**}	0.0156																												
P_v	3.15×10 ⁻⁹																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
	<p>b. 小型民間航空機の標的面積の算出</p> $P_V = \frac{f_V}{S_V} \cdot A \cdot \alpha$ <p> P_V：対象施設への航空機墜落確率 [回/年] f_V：単位年あたりの墜落事故率 [回/年] S_V：全国土面積（=37.2万[km²]） A：発電用原子炉施設の標的面積 [km²] α：対象航空機の種類による係数 [-] </p> <p style="text-align: center;">第3表 墜落確率の算出結果（小型民間航空機）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>女川原子力発電所2号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>$f_V^{[回/年]}$</td> <td>小型固定翼機 35/20=1.75 小型回転翼機 24/20=1.2</td> </tr> <tr> <td>$S_V^{[km^2]}$</td> <td>372,000</td> </tr> <tr> <td>$\alpha^{[無]$</td> <td>小型固定翼機、小型回転翼機：0.1</td> </tr> <tr> <td>$A^{[km^2]}$</td> <td>0.0156</td> </tr> <tr> <td>P_V</td> <td>1.24×10^{-9}</td> </tr> </tbody> </table> <p> ※1：「航空機墜落事故に関するデータ」（平成28年6月 原子力規制委員会）による。 ※2：「実用発電用原子炉施設への航空機墜落確率の評価基準について（内規）」による。 ※3：原子炉建屋、制御建屋等の水平面積を合計した値。（別紙7-8） </p> <p>小型民間航空機の墜落確率 P_V が 10^{-7} [回/炉・年] となる標的面積 A^* を求める式は以下のとおり。</p> $A^* = \frac{10^{-7}}{P_V} \cdot A$ <p>上記より、標的面積 A^* は $A^* = 0.125806$ [km²] となる。</p> <p>c. 自衛隊機又は米軍機の標的面積の算出</p> <p>(a) 訓練空域外を飛行中の落下事故（空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機）</p> $P_{30} = \left(\frac{f_{30}}{S_{30}} \right) \cdot A$ <p> P_{30}：訓練空域外での対象施設への航空機墜落確率 [回/年] f_{30}：単位年あたりの訓練空域外墜落事故率 [回/年] S_{30}：全国土面積から全国の陸上の訓練空域の面積を除いた面積 [km²] A：発電用原子炉施設の標的面積 [km²] </p> <p style="text-align: center;">第4表 墜落確率の算出結果 （空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>女川原子力発電所2号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>$f_{30}^{[回/年]}$</td> <td>自衛隊機 0.5/20=0.025 米軍機 1/20=0.05</td> </tr> <tr> <td>$S_{30}^{[km^2]}$</td> <td>自衛隊機 295,000 米軍機 372,000</td> </tr> <tr> <td>$A^{[km^2]}$</td> <td>0.0156</td> </tr> <tr> <td>P_{30}</td> <td>3.42×10^{-9}</td> </tr> </tbody> </table> <p> ※1：「航空機墜落事故に関するデータ」（平成28年6月 原子力規制委員会）による。 事故件数が0件の場合、保守的に0.5件と仮定した。 ※2：原子炉建屋、制御建屋等の水平面積を合計した値。（別紙7-8） </p>		女川原子力発電所2号炉	$f_V^{[回/年]}$	小型固定翼機 35/20=1.75 小型回転翼機 24/20=1.2	$S_V^{[km^2]}$	372,000	$\alpha^{[無]$	小型固定翼機、小型回転翼機：0.1	$A^{[km^2]}$	0.0156	P_V	1.24×10^{-9}		女川原子力発電所2号炉	$f_{30}^{[回/年]}$	自衛隊機 0.5/20=0.025 米軍機 1/20=0.05	$S_{30}^{[km^2]}$	自衛隊機 295,000 米軍機 372,000	$A^{[km^2]}$	0.0156	P_{30}	3.42×10^{-9}		
	女川原子力発電所2号炉																								
$f_V^{[回/年]}$	小型固定翼機 35/20=1.75 小型回転翼機 24/20=1.2																								
$S_V^{[km^2]}$	372,000																								
$\alpha^{[無]$	小型固定翼機、小型回転翼機：0.1																								
$A^{[km^2]}$	0.0156																								
P_V	1.24×10^{-9}																								
	女川原子力発電所2号炉																								
$f_{30}^{[回/年]}$	自衛隊機 0.5/20=0.025 米軍機 1/20=0.05																								
$S_{30}^{[km^2]}$	自衛隊機 295,000 米軍機 372,000																								
$A^{[km^2]}$	0.0156																								
P_{30}	3.42×10^{-9}																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																														
	<p>空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機の墜落確率（Pso）が10^{-7} [回/炉・年]となる標的面積A'を求める式は以下のとおり。</p> $A' = \frac{10^{-7}}{P_{so}} \cdot A$ <p>上記より、標的面積A'は$A' = 0.456140$ [km²]となる。</p> <p>(b) 訓練空域外を飛行中の落下事故（その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機）</p> $P_{so} = \left(\frac{f_{so}}{S_0} \right) \cdot A$ <p>f_{so}：訓練空域外での対象施設への航空機墜落確率 [回/年] f_{so}：単位年あたりの訓練空域外落下事故率 [回/年] S₀：全国上面積から全国の陸上の訓練空域の面積を除いた面積 [km²] A：発電用原子炉施設の標的面積 [km²]</p> <p>第5表 墜落確率の算出結果 (その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機)</p> <table border="1" data-bbox="734 683 1294 880"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">女川原子力発電所2号炉</th> </tr> <tr> <th>大型固定翼機</th> <th>小型固定翼機</th> <th>大型回転翼機</th> <th>小型回転翼機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>f_{so} %1</td> <td>0.5/20=0.025</td> <td>1/20=0.05</td> <td>1/20=0.05</td> <td>5/20=0.25</td> </tr> <tr> <td>f_{so} %2</td> <td>2/20=0.1</td> <td>1/20=0.05</td> <td>1/20=0.05</td> <td>0.5/20=0.025</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C_{so} %1</td> <td>自衛隊機</td> <td colspan="3">295,000</td> </tr> <tr> <td>米軍機</td> <td colspan="3">272,000</td> </tr> <tr> <td>A_{DB} %2</td> <td colspan="4">0.0156</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">P_{so}</td> <td>自衛隊機</td> <td>1.32×10⁻⁹</td> <td>2.84×10⁻⁹</td> <td>2.84×10⁻⁹</td> </tr> <tr> <td>米軍機</td> <td>4.19×10⁻⁹</td> <td>2.10×10⁻⁹</td> <td>2.10×10⁻⁹</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td colspan="3">2.93×10⁻⁹</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：「航空機墜落事故に関するデータ」（平成28年6月 原子力規制委員会）による。 事故件数が0件の場合、保守的に0.5件と仮定した。 ※2：原子炉建屋、制御建屋等の水平面積を合計した値。（別紙7-8）</p> <p>その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機の墜落確率（Pso）が10^{-7} [回/炉・年]となる標的面積A'を求める式は以下のとおり。</p> $A' = \frac{10^{-7}}{P_{so}} \cdot A$ <p>上記より、標的面積A'は$A' = 0.053242$ [km²]となる。</p>		女川原子力発電所2号炉				大型固定翼機	小型固定翼機	大型回転翼機	小型回転翼機	f _{so} %1	0.5/20=0.025	1/20=0.05	1/20=0.05	5/20=0.25	f _{so} %2	2/20=0.1	1/20=0.05	1/20=0.05	0.5/20=0.025	C _{so} %1	自衛隊機	295,000			米軍機	272,000			A _{DB} %2	0.0156				P _{so}	自衛隊機	1.32×10 ⁻⁹	2.84×10 ⁻⁹	2.84×10 ⁻⁹	米軍機	4.19×10 ⁻⁹	2.10×10 ⁻⁹	2.10×10 ⁻⁹	計	2.93×10 ⁻⁹				
	女川原子力発電所2号炉																																																
	大型固定翼機	小型固定翼機	大型回転翼機	小型回転翼機																																													
f _{so} %1	0.5/20=0.025	1/20=0.05	1/20=0.05	5/20=0.25																																													
f _{so} %2	2/20=0.1	1/20=0.05	1/20=0.05	0.5/20=0.025																																													
C _{so} %1	自衛隊機	295,000																																															
	米軍機	272,000																																															
A _{DB} %2	0.0156																																																
P _{so}	自衛隊機	1.32×10 ⁻⁹	2.84×10 ⁻⁹	2.84×10 ⁻⁹																																													
	米軍機	4.19×10 ⁻⁹	2.10×10 ⁻⁹	2.10×10 ⁻⁹																																													
	計	2.93×10 ⁻⁹																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																											
	<p>(c) 基地－訓練空域間往復時の落下事故</p> $P_{tr} = f_{tr} \cdot N_{tr} \cdot A \cdot F(x)_{tr}$ <p> P_{tr}：対象施設への航空機落下確率 [回/年] f_{tr}：当該移動経路を巡航中の落下事故率 [回/（飛行回・km）] N_{tr}：当該移動経路の年間飛行回数 [飛行回/年] A：発電用原子炉施設の標的面積 [km²] $F(x)_{tr}$：事故点分布関数 [km⁻¹] = $\frac{1}{2L} \exp(-0.625 x)$ x：移動経路から発電所までの距離 [km] </p> <p>第6表 墜落確率の算出結果（基地－訓練空域間往復時）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>女川原子力発電所2号炉</th> </tr> <tr> <th colspan="2">対象飛行場</th> <th>航空自衛隊松島飛行場</th> </tr> <tr> <th colspan="2">f_{tr} [回]</th> <td>1.57 × 10⁻⁷</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">N_{tr} [回]</th> <td>N_{tr} 北側</td> <td>8400</td> </tr> <tr> <td>N_{tr} 南側</td> <td>8400</td> </tr> <tr> <th colspan="2">A [km²]</th> <td>0.0156</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">$F(x)_{tr}$ [km⁻¹]</th> <td>$F(x)_{tr}$ 北側</td> <td>$F(0.5)_{tr} = 8.25 \times 10^{-4}$</td> </tr> <tr> <td>$F(x)_{tr}$ 南側</td> <td>$F(10.5)_{tr} = 4.41 \times 10^{-4}$</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">P_{tr}</th> <td>P_{tr} 北側</td> <td>1.70 × 10⁻⁸</td> </tr> <tr> <td>P_{tr} 南側</td> <td>8.07 × 10⁻⁹</td> </tr> <tr> <th colspan="2">合計</th> <td>2.81 × 10⁻⁸</td> </tr> </thead></table> <p>※1：事故件数は、平成12年2月11日及び同年7月4日の2件3機。 移動経路は、防衛庁（当時）発表（平成12年3月10日）の再発防止対策に基づき、発電所に対して北側移動経路（157.0km）及び南側移動経路（70.2km）とする。（別紙7-8） 飛行頻度は、北側と南側で同程度とする。 訓練頻度は、航空自衛隊松島飛行場に於いて、700機/月。 ※2：※1より700×2（往復）×12（ヶ月）×2（倍率）＝8400 ※3：原子炉建屋、制御建屋等の水平面積を合計した値。（別紙7-8） ※4：北側及び南側移動経路から発電所までの最短距離とする。（別紙7-8）</p> <p>基地－訓練空域間往復時の墜落確率（Ptr）が10⁻⁷ [回/炉・年]となる標的面積A'を求める式は以下のとおり。</p> $A' = \frac{10^{-7}}{P_{tr}} \cdot A$ <p>上記より、標的面積A'はA' = 0.059770 [km²]となる。</p> <p>(2) 発電用原子炉施設からの離隔距離の算出 (1)で求めた標的面積から離隔距離Lを算出した結果を以下に示す。また、各航空機の離隔距離を第7表に示す。 離隔距離の算出の考え方については別紙7-10に示す。</p> <p>第7表 発電用原子炉施設からの離隔距離の算出結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類</th> <th colspan="2">民間航空機</th> <th colspan="3">訓練空域外を飛行する航空機</th> </tr> <tr> <th>大型民間航空機</th> <th>小型民間航空機</th> <th>航空自衛隊等 高高度での巡航 が想定される 大型固定翼機</th> <th>その他大型固定翼機 及び 回転翼機</th> <th>基地－訓練空域間往復時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象航空機</td> <td>B747-400</td> <td>D228-200</td> <td>K1-787</td> <td>F-15</td> <td>F-2</td> </tr> <tr> <td>離隔距離 L [m] (平成28年8月データ)</td> <td>117</td> <td>47</td> <td>111</td> <td>22</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td><参考> 離隔距離 L [m] (平成24年9月データ)</td> <td>88</td> <td>44</td> <td>111</td> <td>21</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成28年6月版は平成24年9月版よりも離隔距離が長くなるか同一であるため、平成24年9月版の熱影響評価に包絡される。</p>			女川原子力発電所2号炉	対象飛行場		航空自衛隊松島飛行場	f_{tr} [回]		1.57 × 10 ⁻⁷	N_{tr} [回]	N_{tr} 北側	8400	N_{tr} 南側	8400	A [km ²]		0.0156	$F(x)_{tr}$ [km ⁻¹]	$F(x)_{tr}$ 北側	$F(0.5)_{tr} = 8.25 \times 10^{-4}$	$F(x)_{tr}$ 南側	$F(10.5)_{tr} = 4.41 \times 10^{-4}$	P_{tr}	P_{tr} 北側	1.70 × 10 ⁻⁸	P_{tr} 南側	8.07 × 10 ⁻⁹	合計		2.81 × 10 ⁻⁸	分類	民間航空機		訓練空域外を飛行する航空機			大型民間航空機	小型民間航空機	航空自衛隊等 高高度での巡航 が想定される 大型固定翼機	その他大型固定翼機 及び 回転翼機	基地－訓練空域間往復時	対象航空機	B747-400	D228-200	K1-787	F-15	F-2	離隔距離 L [m] (平成28年8月データ)	117	47	111	22	25	<参考> 離隔距離 L [m] (平成24年9月データ)	88	44	111	21	25		
		女川原子力発電所2号炉																																																												
対象飛行場		航空自衛隊松島飛行場																																																												
f_{tr} [回]		1.57 × 10 ⁻⁷																																																												
N_{tr} [回]	N_{tr} 北側	8400																																																												
	N_{tr} 南側	8400																																																												
A [km ²]		0.0156																																																												
$F(x)_{tr}$ [km ⁻¹]	$F(x)_{tr}$ 北側	$F(0.5)_{tr} = 8.25 \times 10^{-4}$																																																												
	$F(x)_{tr}$ 南側	$F(10.5)_{tr} = 4.41 \times 10^{-4}$																																																												
P_{tr}	P_{tr} 北側	1.70 × 10 ⁻⁸																																																												
	P_{tr} 南側	8.07 × 10 ⁻⁹																																																												
合計		2.81 × 10 ⁻⁸																																																												
分類	民間航空機		訓練空域外を飛行する航空機																																																											
	大型民間航空機	小型民間航空機	航空自衛隊等 高高度での巡航 が想定される 大型固定翼機	その他大型固定翼機 及び 回転翼機	基地－訓練空域間往復時																																																									
対象航空機	B747-400	D228-200	K1-787	F-15	F-2																																																									
離隔距離 L [m] (平成28年8月データ)	117	47	111	22	25																																																									
<参考> 離隔距離 L [m] (平成24年9月データ)	88	44	111	21	25																																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																								
<p>添付資料12（添付資料6） 日本国機の運航距離</p> <ul style="list-style-type: none"> 計算に用いる数値は「航空輸送統計年報 第1表 総括表」の次の値とする。 日本国機の運航距離は、国内便のみの定期便と不定期便の値とする。日本国機の国際便は、日本から海外までの距離が記載されており、日本国内での運航距離ではないため、考慮しない。 日本に乗り入れている外国機は運航距離について実績の公開記録がないため、考慮しない。 ただし、日本国機の国際便、外国機の落下事故も日本国内で落下した場合は評価対象とする。 <table border="1" data-bbox="87 555 633 1190"> <thead> <tr> <th></th> <th>日本国機の運航距離（飛行回・km）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成5年</td><td>326,899,203</td></tr> <tr><td>平成6年</td><td>343,785,576</td></tr> <tr><td>平成7年</td><td>380,948,123</td></tr> <tr><td>平成8年</td><td>397,146,610</td></tr> <tr><td>平成9年</td><td>420,920,228</td></tr> <tr><td>平成10年</td><td>449,784,623</td></tr> <tr><td>平成11年</td><td>459,973,069</td></tr> <tr><td>平成12年</td><td>480,718,878</td></tr> <tr><td>平成13年</td><td>489,803,107</td></tr> <tr><td>平成14年</td><td>498,685,881</td></tr> <tr><td>平成15年</td><td>519,701,117</td></tr> <tr><td>平成16年</td><td>517,485,172</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>527,370,038</td></tr> <tr><td>平成18年</td><td>555,543,154</td></tr> <tr><td>平成19年</td><td>559,797,874</td></tr> <tr><td>平成20年</td><td>554,681,669</td></tr> <tr><td>平成21年</td><td>544,824,157</td></tr> <tr><td>平成22年</td><td>548,585,258</td></tr> <tr><td>平成23年</td><td>555,144,327</td></tr> <tr><td>平成24年</td><td>608,215,704</td></tr> <tr><td>合計</td><td>9,740,013,768</td></tr> </tbody> </table>		日本国機の運航距離（飛行回・km）	平成5年	326,899,203	平成6年	343,785,576	平成7年	380,948,123	平成8年	397,146,610	平成9年	420,920,228	平成10年	449,784,623	平成11年	459,973,069	平成12年	480,718,878	平成13年	489,803,107	平成14年	498,685,881	平成15年	519,701,117	平成16年	517,485,172	平成17年	527,370,038	平成18年	555,543,154	平成19年	559,797,874	平成20年	554,681,669	平成21年	544,824,157	平成22年	548,585,258	平成23年	555,144,327	平成24年	608,215,704	合計	9,740,013,768	<p>別紙7-12 延べ飛行距離について</p> <p>延べ飛行距離は、平成5年～平成24年の「航空輸送統計年報、第1表総括表、1. 輸送実績」における運航キロメートルの国内便のみの合計値とする。</p> <p>なお、国際便については、日本国内での運航距離ではないため考慮していない。また、日本に乗り入れている外国機は運航距離の実績の公開記録がないため考慮していない。</p> <p>ただし、国際便及び外国機が日本国内で墜落した場合は事故件数としてカウントし、事故率が保守的となるようにしている。</p> <table border="1" data-bbox="797 564 1223 1165"> <thead> <tr> <th></th> <th>日本国機の運航距離（飛行回・km）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成5年</td><td>326,899,203</td></tr> <tr><td>平成6年</td><td>343,785,576</td></tr> <tr><td>平成7年</td><td>380,948,123</td></tr> <tr><td>平成8年</td><td>397,146,610</td></tr> <tr><td>平成9年</td><td>420,920,228</td></tr> <tr><td>平成10年</td><td>449,784,623</td></tr> <tr><td>平成11年</td><td>459,973,069</td></tr> <tr><td>平成12年</td><td>480,718,878</td></tr> <tr><td>平成13年</td><td>489,803,107</td></tr> <tr><td>平成14年</td><td>498,685,881</td></tr> <tr><td>平成15年</td><td>519,701,117</td></tr> <tr><td>平成16年</td><td>517,485,172</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>527,370,038</td></tr> <tr><td>平成18年</td><td>555,543,154</td></tr> <tr><td>平成19年</td><td>559,797,874</td></tr> <tr><td>平成20年</td><td>554,681,669</td></tr> <tr><td>平成21年</td><td>544,824,157</td></tr> <tr><td>平成22年</td><td>548,585,258</td></tr> <tr><td>平成23年</td><td>555,144,327</td></tr> <tr><td>平成24年</td><td>608,215,704</td></tr> <tr><td>合計</td><td>9,740,013,768</td></tr> </tbody> </table>		日本国機の運航距離（飛行回・km）	平成5年	326,899,203	平成6年	343,785,576	平成7年	380,948,123	平成8年	397,146,610	平成9年	420,920,228	平成10年	449,784,623	平成11年	459,973,069	平成12年	480,718,878	平成13年	489,803,107	平成14年	498,685,881	平成15年	519,701,117	平成16年	517,485,172	平成17年	527,370,038	平成18年	555,543,154	平成19年	559,797,874	平成20年	554,681,669	平成21年	544,824,157	平成22年	548,585,258	平成23年	555,144,327	平成24年	608,215,704	合計	9,740,013,768		<p>【女川・大阪】 設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊上空に航空路はなく、最新データでの落下事故確率評価において、延べ飛行距離のパラメータは不要のため記載していない。
	日本国機の運航距離（飛行回・km）																																																																																										
平成5年	326,899,203																																																																																										
平成6年	343,785,576																																																																																										
平成7年	380,948,123																																																																																										
平成8年	397,146,610																																																																																										
平成9年	420,920,228																																																																																										
平成10年	449,784,623																																																																																										
平成11年	459,973,069																																																																																										
平成12年	480,718,878																																																																																										
平成13年	489,803,107																																																																																										
平成14年	498,685,881																																																																																										
平成15年	519,701,117																																																																																										
平成16年	517,485,172																																																																																										
平成17年	527,370,038																																																																																										
平成18年	555,543,154																																																																																										
平成19年	559,797,874																																																																																										
平成20年	554,681,669																																																																																										
平成21年	544,824,157																																																																																										
平成22年	548,585,258																																																																																										
平成23年	555,144,327																																																																																										
平成24年	608,215,704																																																																																										
合計	9,740,013,768																																																																																										
	日本国機の運航距離（飛行回・km）																																																																																										
平成5年	326,899,203																																																																																										
平成6年	343,785,576																																																																																										
平成7年	380,948,123																																																																																										
平成8年	397,146,610																																																																																										
平成9年	420,920,228																																																																																										
平成10年	449,784,623																																																																																										
平成11年	459,973,069																																																																																										
平成12年	480,718,878																																																																																										
平成13年	489,803,107																																																																																										
平成14年	498,685,881																																																																																										
平成15年	519,701,117																																																																																										
平成16年	517,485,172																																																																																										
平成17年	527,370,038																																																																																										
平成18年	555,543,154																																																																																										
平成19年	559,797,874																																																																																										
平成20年	554,681,669																																																																																										
平成21年	544,824,157																																																																																										
平成22年	548,585,258																																																																																										
平成23年	555,144,327																																																																																										
平成24年	608,215,704																																																																																										
合計	9,740,013,768																																																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																							
<p>添付資料13</p> <p>航空機の落下による火災の影響評価に用いたデータについて</p> <p>(1) 航空機の仕様について</p> <table border="1" data-bbox="118 319 649 502"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">民間航空機</th> <th colspan="2">軍用機</th> </tr> <tr> <th>大型輸送機等</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定した機種</td> <td>B747-400</td> <td>KC-767</td> <td>F-15</td> </tr> <tr> <td>燃料の種類</td> <td>JET A-1灯油</td> <td>JP-4</td> <td>JP-4</td> </tr> <tr> <td>燃料の最大搭載量 [m³]</td> <td>216.84^{※1}</td> <td>145.04^{※2}</td> <td>14.87^{※3}</td> </tr> <tr> <td>燃料タンク投影面積 [m²]</td> <td>700^{※2}</td> <td>405.2^{※4}</td> <td>44.6^{※5}</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) ボーイング社ホームページ「Technical Characteristics - Boeing 747-400」に記載の値</p> <p>2) ボーイング社ホームページ資料「747 Airplane Characteristics for Airport Planning (Document D6-58326-1, December 2002)」の機体図面より、主翼、主翼と交差する胴体部および尾翼面積が燃料タンク面積と同等と想定し、これらの面積を算出した値</p> <p>3) 世界航空機年鑑 2012-2013 に記載の値および燃料密度から算出した値</p> <p>4) ボーイング社ホームページ資料「767 Airplane Characteristics for Airport Planning (Document D6-58328, September 2005)」に記載している同型機の機体図面より、燃料タンクの配置および大きさを想定し、これらの面積を算出した値</p> <p>5) 航空ジャーナル2月号増刊F-15イーグル(航空ジャーナル社 昭和55年2月5日発行) (予備タンクを含む)</p> <p>6) 航空ジャーナル1978別冊F-15イーグル(昭和53年3月5日発行)に記載の機体図面より、燃料タンクの配置および大きさを想定し、これらの面積を算出した値</p> <p>(2) 燃料の物性値について</p> <p>民間航空機の対象航空機としてボーイング747-400型機を選定しているが、当該機が使用する燃料の種類は、JETA-1燃料である。火災影響評価において使用する燃料物性値のうち、放射発散度および質量低下速度について、JETA-1燃料に関する明確な知見がないため、ASTMD1655-12aに「ジェット燃料には合成炭化水素が含まれるが、この合成炭化水素は原油、オイルサンドあるいはシェールサンドから精製されたもので、物性値は極めて灯油に近い」と記載があることから、NUREG-1805における灯油の値を使用している。</p>	項目	民間航空機	軍用機		大型輸送機等	その他	想定した機種	B747-400	KC-767	F-15	燃料の種類	JET A-1灯油	JP-4	JP-4	燃料の最大搭載量 [m ³]	216.84 ^{※1}	145.04 ^{※2}	14.87 ^{※3}	燃料タンク投影面積 [m ²]	700 ^{※2}	405.2 ^{※4}	44.6 ^{※5}	<p>参考資料7-1</p> <p>航空機墜落による火災の影響評価に用いたデータについて</p> <p>1. 航空機の仕様について</p> <table border="1" data-bbox="716 327 1310 566"> <caption>第1表 航空機の仕様</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>民間航空機</th> <th colspan="3">自衛隊機又は米軍機</th> </tr> <tr> <th>計器飛行方式及び視界飛行方式(大型)</th> <th>空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機</th> <th>その他の大型固定翼機及び回転翼機</th> <th>基地一訓練空域間往復時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定機種</td> <td>B747-400</td> <td>KC-767</td> <td>F-15</td> <td>F-2</td> </tr> <tr> <td>燃料の種類</td> <td>Jet A-1</td> <td>JP-4</td> <td>JP-4</td> <td>JP-4</td> </tr> <tr> <td>燃料搭載量 [m³]</td> <td>216.84^{※1}</td> <td>145.04^{※2}</td> <td>14.87^{※3}</td> <td>10.43^{※4}</td> </tr> <tr> <td>燃料面積 [m²]</td> <td>700^{※5}</td> <td>405.2^{※6}</td> <td>44.6^{※7}</td> <td>35^{※8}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: ボーイング社ホームページ「747型機情報」</p> <p>※2: 世界航空機年鑑 2012-2013 に記載の燃料重量及び燃料密度(NUREG-1805)から算出した値。</p> <p>※3: 航空ジャーナル2月号増刊F-15イーグル(航空ジャーナル社 昭和55年2月5日発行) (予備タンクを含む)</p> <p>※4: 戦闘機年鑑 2013-2014 (イカロス出版 2013年3月11日発行) 記載値。</p> <p>※5: ボーイング社ホームページ資料「747 Airplane Characteristics for Airport Planning (Document D6-58326-1, December 2002)」の機体図面より、主翼、主翼と交差する胴体部及び尾翼の面積が燃料タンク面積と同等と想定し算出した値。</p> <p>※6: ボーイング社ホームページ資料「767 Airplane Characteristics for Airport Planning (Document D6-58328, September 2005)」の機体図面より、主翼部及び胴体下部燃料タンク面積と同等と想定し算出した値。</p> <p>※7: 航空ジャーナル2月号増刊F-15イーグル(航空ジャーナル社 昭和55年2月5日発行) 記載の機体図面より、燃料タンクの配置及び大きさを想定し、これらの面積を算出した値。</p> <p>※8: 戦闘機年鑑 2013-2014 (イカロス出版 2013年3月11日発行) 記載の主翼面積値。</p> <p>2. 燃料の物性値について</p> <p>ジェット燃料は、JIS規格では1号の灯油型(低折出点)、2号灯油型及び3号広範囲沸点型(ガソリン型)の3種類があり、ASTM規格のJetA-1, JetA, JetBに相当する。また、MIL規格では、JP-4(ガソリン型)、JP-5(灯油型)やJP-8(灯油型)があり、日本の民間航空機では安全性の高い1号(灯油型)が使用されており^{※1}、自衛隊機又は米軍機ではJP-4が使われている^{※2}。よって、民間航空機の燃料の種類はJetA-1(灯油型)、自衛隊機又は米軍機はJP-4とする。</p> <p>火災影響評価において使用する燃料物性値のうち、放射発散度及び質量低下速度について、JetA-1燃料に関する明確な知見がない。このため、JetA-1は灯油型であることから、放射発散度は灯油の値を使用する。</p> <p>また、Jet A-1の質量低下速度についてはNUREG-1805における灯油の値、密度については、JIS-K-2209-1991記載の1号の値を採用する。</p>	項目	民間航空機	自衛隊機又は米軍機			計器飛行方式及び視界飛行方式(大型)	空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機	その他の大型固定翼機及び回転翼機	基地一訓練空域間往復時	想定機種	B747-400	KC-767	F-15	F-2	燃料の種類	Jet A-1	JP-4	JP-4	JP-4	燃料搭載量 [m ³]	216.84 ^{※1}	145.04 ^{※2}	14.87 ^{※3}	10.43 ^{※4}	燃料面積 [m ²]	700 ^{※5}	405.2 ^{※6}	44.6 ^{※7}	35 ^{※8}	<p>参考資料7-1</p> <p>航空機墜落による火災の影響評価に用いたデータについて</p> <p>1. 航空機の仕様について</p> <table border="1" data-bbox="1355 327 1948 446"> <caption>表1 航空機の仕様</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>民間航空機</th> <th>自衛隊機</th> <th>米軍機(参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定した機種</td> <td>B747-400</td> <td>F-15</td> <td>KC-767</td> </tr> <tr> <td>燃料の種類</td> <td>Jet A-1</td> <td>JP-4</td> <td>JP-4</td> </tr> <tr> <td>燃料の最大搭載量[m³]</td> <td>216.84 ^{※1}</td> <td>14.87 ^{※2}</td> <td>145.03 ^{※3}</td> </tr> <tr> <td>燃料タンクの投影面積[m²]</td> <td>700 ^{※4}</td> <td>44.6 ^{※5}</td> <td>405.2 ^{※6}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: ボーイング社ホームページ「Technical Characteristics Boeing 747-400」に記載の値</p> <p>※2: ボーイング社ホームページ資料「747-400 Airplane Characteristics for Airport Planning」の機体図面より、主翼、主翼と交差する胴体部及び尾翼面積が燃料タンク面積と同等と想定し、これらの面積を算出した値</p> <p>※3: 航空ジャーナル2月号増刊 F-15イーグル(航空ジャーナル社 昭和55年2月5日発行)</p> <p>※4: 航空ジャーナル1978別冊F-15イーグル(昭和53年3月5日発行)及び文献⑥に記載の機体図面より、燃料タンクの配置及び大きさを想定し、これらの面積を算出した値。</p> <p>※5: 世界の航空機年鑑 2012-2013に記載の値及び燃料密度から算出した値。</p> <p>※6: 航空ジャーナル世界の軍用機1988に記載の機体図面より、燃料タンクの配置及び大きさを想定し、これらの面積を算出した値</p> <p>2. 燃料の物性値について</p> <p>ジェット燃料は、JIS規格では1号の灯油型(低折出点)、2号灯油型及び3号広範囲沸点型(ガソリン型)の3種類があり、ASTM規格のJetA-1, JetA, JetBに相当する。また、MIL規格では、JP-4(ガソリン型)、JP-5(灯油型)やJP-8(灯油型)があり、日本の民間航空機では安全性の高い1号(灯油型)が使用されており^{※1}、自衛隊機又は米軍機ではJP-4が使われている^{※2}。よって、民間航空機の燃料の種類はJetA-1(灯油型)、自衛隊機又は米軍機はJP-4とする。</p> <p>火災影響評価において使用する燃料物性値のうち、放射発散度及び質量低下速度について、JetA-1燃料に関する明確な知見がない。このため、JetA-1は灯油型であることから、放射発散度は灯油の値を使用する。</p> <p>また、Jet A-1の質量低下速度についてはNUREG-1805における灯油の値、密度については、ASTM D1655-12aに15℃の値として775~840 kg/m³と記載されているため、燃焼継続時間がより長くなる840 kg/m³を採用する。</p>	項目	民間航空機	自衛隊機	米軍機(参考)	想定した機種	B747-400	F-15	KC-767	燃料の種類	Jet A-1	JP-4	JP-4	燃料の最大搭載量[m ³]	216.84 ^{※1}	14.87 ^{※2}	145.03 ^{※3}	燃料タンクの投影面積[m ²]	700 ^{※4}	44.6 ^{※5}	405.2 ^{※6}	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違・落下事故カテゴリの相違による評価対象航空機の相違。(女川は基地一訓練空域間往復における評価が必要であり、F-2を評価対象航空機としているが、泊は評価対象外である。なお、その他の共通する評価対象航空機については同様のパラメータにて評価を行っており、相違はない。)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【女川】設計方針の相違・参考文献の相違(女川と値は同じである)</p>
項目			民間航空機	軍用機																																																																						
	大型輸送機等	その他																																																																								
想定した機種	B747-400	KC-767	F-15																																																																							
燃料の種類	JET A-1灯油	JP-4	JP-4																																																																							
燃料の最大搭載量 [m ³]	216.84 ^{※1}	145.04 ^{※2}	14.87 ^{※3}																																																																							
燃料タンク投影面積 [m ²]	700 ^{※2}	405.2 ^{※4}	44.6 ^{※5}																																																																							
項目	民間航空機	自衛隊機又は米軍機																																																																								
	計器飛行方式及び視界飛行方式(大型)	空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機	その他の大型固定翼機及び回転翼機	基地一訓練空域間往復時																																																																						
想定機種	B747-400	KC-767	F-15	F-2																																																																						
燃料の種類	Jet A-1	JP-4	JP-4	JP-4																																																																						
燃料搭載量 [m ³]	216.84 ^{※1}	145.04 ^{※2}	14.87 ^{※3}	10.43 ^{※4}																																																																						
燃料面積 [m ²]	700 ^{※5}	405.2 ^{※6}	44.6 ^{※7}	35 ^{※8}																																																																						
項目	民間航空機	自衛隊機	米軍機(参考)																																																																							
想定した機種	B747-400	F-15	KC-767																																																																							
燃料の種類	Jet A-1	JP-4	JP-4																																																																							
燃料の最大搭載量[m ³]	216.84 ^{※1}	14.87 ^{※2}	145.03 ^{※3}																																																																							
燃料タンクの投影面積[m ²]	700 ^{※4}	44.6 ^{※5}	405.2 ^{※6}																																																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																									
<p>大飯発電所3/4号炉</p> <table border="1" data-bbox="85 354 685 571"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">民間航空機</th> <th colspan="2">軍用機</th> </tr> <tr> <th>大型輸送機等</th> <th>戦闘機等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射発散度 Rf [W/m²]</td> <td>50×10³⁷⁾</td> <td>58×10³¹⁰⁾</td> <td>58×10³¹⁰⁾</td> </tr> <tr> <td>質量低下速度 M [kg/m²・s]</td> <td>0.039⁸⁾</td> <td>0.051¹¹⁾</td> <td>0.051¹¹⁾</td> </tr> <tr> <td>密度 ρ [kg/m³]</td> <td>840⁹⁾</td> <td>760¹¹⁾</td> <td>760¹¹⁾</td> </tr> <tr> <td>燃焼速度 v [m/s] = M/ρ</td> <td>4.64×10⁻⁵</td> <td>6.71×10⁻⁵</td> <td>6.71×10⁻⁵</td> </tr> </tbody> </table> <p>7) 「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド 附属書B 石油コンビナート等火災・爆発の原子力発電所への影響評価について」の附録Bにおける灯油の値</p> <p>8) NUREG-1805に記載の灯油の値</p> <p>9) ASTM D1655-12aのJet A-1の値</p> <p>10) 「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド 附属書B 石油コンビナート等火災・爆発の原子力発電所への影響評価について」の附録Bにおけるガソリン・ナフサの値</p> <p>11) NUREG-1805に記載のJP-4の値</p> <p>(3)航空機燃料JP-4とJP-5の物性値の比較について 軍用で主に使用される航空機燃料として、JP-4およびJP-5が挙げられ、それぞれの物性値は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="107 986 663 1206"> <thead> <tr> <th>燃料の種類</th> <th>JP-4</th> <th>JP-5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射発散度 Rf [W/m²]</td> <td>58×10³</td> <td>50×10³</td> </tr> <tr> <td>質量低下速度 M [kg/m²・s]</td> <td>0.051</td> <td>0.054</td> </tr> <tr> <td>密度 ρ [kg/m³]</td> <td>760</td> <td>810</td> </tr> <tr> <td>燃焼速度 v [m/s] = M/ρ</td> <td>6.71×10⁻⁵</td> <td>6.66×10⁻⁵</td> </tr> </tbody> </table> <p>熱影響評価を実施する際には、放射発散度についてはJP-4の方が大きいため、JP-4の値を使用するほうが保守的な結果を得ることができる。また、燃焼速度についてはJP-5の方がわずかに小さく燃焼継続時間が長くなるため、保守的な評価となる。</p> <p>そのため、F-15の航空機落下の熱影響評価について、JP-5の燃料を想定した影響評価を実施した結果、約95℃となりJP-4の結果を下回ることを確認した。</p>	項目	民間航空機	軍用機		大型輸送機等	戦闘機等	放射発散度 Rf [W/m ²]	50×10 ³ ⁷⁾	58×10 ³ ¹⁰⁾	58×10 ³ ¹⁰⁾	質量低下速度 M [kg/m ² ・s]	0.039 ⁸⁾	0.051 ¹¹⁾	0.051 ¹¹⁾	密度 ρ [kg/m ³]	840 ⁹⁾	760 ¹¹⁾	760 ¹¹⁾	燃焼速度 v [m/s] = M/ρ	4.64×10 ⁻⁵	6.71×10 ⁻⁵	6.71×10 ⁻⁵	燃料の種類	JP-4	JP-5	放射発散度 Rf [W/m ²]	58×10 ³	50×10 ³	質量低下速度 M [kg/m ² ・s]	0.051	0.054	密度 ρ [kg/m ³]	760	810	燃焼速度 v [m/s] = M/ρ	6.71×10 ⁻⁵	6.66×10 ⁻⁵	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>自衛隊機又は米軍機の燃料（JP-4）は、ガソリン系の燃料であることから、放射発散度はガソリン・ナフサの値を採用し、質量低下速度、密度は、NUREG-1805のJP-4の値を採用する。</p> <p>※1：公益社団法人 石油学会 HP ※2：石油便覧 JX 日鉱日石エネルギーHP</p> <p>第2表 評価対象航空機の燃料物性値</p> <table border="1" data-bbox="752 370 1281 587"> <thead> <tr> <th rowspan="2">データ種類</th> <th colspan="2">民間航空機</th> <th colspan="2">自衛隊機又は米軍機</th> </tr> <tr> <th>計器飛行方式及び有視界飛行方式（大型）</th> <th>訓練空域外を飛行中</th> <th>訓練空域外を飛行中</th> <th>基地一訓練空域間往復時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料の種類</td> <td>Jet A-1</td> <td>JP-4</td> <td>JP-4</td> <td>JP-4</td> </tr> <tr> <td>放射発散度 [W/m²]</td> <td>50,000⁸⁾</td> <td>58,000¹⁰⁾</td> <td>58,000¹⁰⁾</td> <td>58,000¹⁰⁾</td> </tr> <tr> <td>質量低下速度 [kg/m²・s]</td> <td>0.039⁸⁾</td> <td>0.051¹⁰⁾</td> <td>0.051¹⁰⁾</td> <td>0.051¹⁰⁾</td> </tr> <tr> <td>燃料密度 [kg/m³]</td> <td>840⁹⁾</td> <td>760¹⁰⁾</td> <td>760¹⁰⁾</td> <td>760¹⁰⁾</td> </tr> <tr> <td>燃焼速度 [m/s]</td> <td>4.64×10⁻⁵</td> <td>6.71×10⁻⁵</td> <td>6.71×10⁻⁵</td> <td>6.71×10⁻⁵</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：評価ガイド 附属書Bにおける灯油の値。 ※2：評価ガイド 附属書Bにおけるガソリン・ナフサの値。 ※3：NUREG-1805, Fire Dynamics Tools (FD7c): Quantitative Fire Hazard Analysis Methods for the U.S. Nuclear Regulatory Commission Fire Protection Inspection Program 5に記載の灯油の値。 ※4：NUREG-1805, Fire Dynamics Tools (FD7c): Quantitative Fire Hazard Analysis Methods for the U.S. Nuclear Regulatory Commission Fire Protection Inspection Program 5に記載のJP-4の値。 ※5：JIS-K-2208-1881記載の1号の値。</p>	データ種類	民間航空機		自衛隊機又は米軍機		計器飛行方式及び有視界飛行方式（大型）	訓練空域外を飛行中	訓練空域外を飛行中	基地一訓練空域間往復時	燃料の種類	Jet A-1	JP-4	JP-4	JP-4	放射発散度 [W/m ²]	50,000 ⁸⁾	58,000 ¹⁰⁾	58,000 ¹⁰⁾	58,000 ¹⁰⁾	質量低下速度 [kg/m ² ・s]	0.039 ⁸⁾	0.051 ¹⁰⁾	0.051 ¹⁰⁾	0.051 ¹⁰⁾	燃料密度 [kg/m ³]	840 ⁹⁾	760 ¹⁰⁾	760 ¹⁰⁾	760 ¹⁰⁾	燃焼速度 [m/s]	4.64×10 ⁻⁵	6.71×10 ⁻⁵	6.71×10 ⁻⁵	6.71×10 ⁻⁵	<p>泊発電所3号炉</p> <p>自衛隊機又は米軍機の燃料（JP-4）は、ガソリン系の燃料であることから、放射発散度はガソリン・ナフサの値を採用し、質量低下速度、密度は、「THE SFPE HANDBOOK OF Fire Protection Engineering FOURTH EDITION」のJP-4の値を採用する。</p> <p>表2 評価対象航空機の燃料物性値</p> <table border="1" data-bbox="1352 370 1948 497"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>民間航空機</th> <th>自衛隊機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料の種類</td> <td>Jet A-1</td> <td>JP-4</td> </tr> <tr> <td>放射発散度 (Rf)</td> <td>50,000[W/m²]⁸⁾</td> <td>58,000[W/m²]¹⁰⁾</td> </tr> <tr> <td>質量低下速度 (M)</td> <td>0.039[kg/m²・s]⁸⁾</td> <td>0.051[kg/m²・s]¹⁰⁾</td> </tr> <tr> <td>密度 (ρ)</td> <td>840[kg/m³]⁹⁾</td> <td>760[kg/m³]¹⁰⁾</td> </tr> <tr> <td>燃焼速度 (v=M/ρ)</td> <td>4.64×10⁻⁵[m/s]</td> <td>6.71×10⁻⁵[m/s]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：公益社団法人 石油学会 HP ※2：石油便覧 JX 日鉱日石エネルギーHP ※3：「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド附属書B 石油コンビナート等火災・爆発の原子力発電所への影響評価について」の附録Bにおける灯油の値 ※4：NUREG-1805における灯油の値 ※5：ASTM D1655-12aにおけるJet A-1の値 ※6：「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド附属書B 石油コンビナート等火災・爆発の原子力発電所への影響評価について」の附録Bにおけるガソリン・ナフサの値 ※7：「THE SFPE HANDBOOK OF Fire Protection Engineering FOURTH EDITION」のJP-4の値</p>	項目	民間航空機	自衛隊機	燃料の種類	Jet A-1	JP-4	放射発散度 (Rf)	50,000[W/m ²] ⁸⁾	58,000[W/m ²] ¹⁰⁾	質量低下速度 (M)	0.039[kg/m ² ・s] ⁸⁾	0.051[kg/m ² ・s] ¹⁰⁾	密度 (ρ)	840[kg/m ³] ⁹⁾	760[kg/m ³] ¹⁰⁾	燃焼速度 (v=M/ρ)	4.64×10 ⁻⁵ [m/s]	6.71×10 ⁻⁵ [m/s]	<p>相違理由</p> <p>【女川】設計方針の相違・参考文献の相違（女川と値は同じである）</p> <p>【大阪】記載方針の相違・泊・女川は自衛隊機又は米軍機の燃料はJP-4として評価していることからJP-5との比較は不要</p>
項目			民間航空機	軍用機																																																																																								
	大型輸送機等	戦闘機等																																																																																										
放射発散度 Rf [W/m ²]	50×10 ³ ⁷⁾	58×10 ³ ¹⁰⁾	58×10 ³ ¹⁰⁾																																																																																									
質量低下速度 M [kg/m ² ・s]	0.039 ⁸⁾	0.051 ¹¹⁾	0.051 ¹¹⁾																																																																																									
密度 ρ [kg/m ³]	840 ⁹⁾	760 ¹¹⁾	760 ¹¹⁾																																																																																									
燃焼速度 v [m/s] = M/ρ	4.64×10 ⁻⁵	6.71×10 ⁻⁵	6.71×10 ⁻⁵																																																																																									
燃料の種類	JP-4	JP-5																																																																																										
放射発散度 Rf [W/m ²]	58×10 ³	50×10 ³																																																																																										
質量低下速度 M [kg/m ² ・s]	0.051	0.054																																																																																										
密度 ρ [kg/m ³]	760	810																																																																																										
燃焼速度 v [m/s] = M/ρ	6.71×10 ⁻⁵	6.66×10 ⁻⁵																																																																																										
データ種類	民間航空機		自衛隊機又は米軍機																																																																																									
	計器飛行方式及び有視界飛行方式（大型）	訓練空域外を飛行中	訓練空域外を飛行中	基地一訓練空域間往復時																																																																																								
燃料の種類	Jet A-1	JP-4	JP-4	JP-4																																																																																								
放射発散度 [W/m ²]	50,000 ⁸⁾	58,000 ¹⁰⁾	58,000 ¹⁰⁾	58,000 ¹⁰⁾																																																																																								
質量低下速度 [kg/m ² ・s]	0.039 ⁸⁾	0.051 ¹⁰⁾	0.051 ¹⁰⁾	0.051 ¹⁰⁾																																																																																								
燃料密度 [kg/m ³]	840 ⁹⁾	760 ¹⁰⁾	760 ¹⁰⁾	760 ¹⁰⁾																																																																																								
燃焼速度 [m/s]	4.64×10 ⁻⁵	6.71×10 ⁻⁵	6.71×10 ⁻⁵	6.71×10 ⁻⁵																																																																																								
項目	民間航空機	自衛隊機																																																																																										
燃料の種類	Jet A-1	JP-4																																																																																										
放射発散度 (Rf)	50,000[W/m ²] ⁸⁾	58,000[W/m ²] ¹⁰⁾																																																																																										
質量低下速度 (M)	0.039[kg/m ² ・s] ⁸⁾	0.051[kg/m ² ・s] ¹⁰⁾																																																																																										
密度 (ρ)	840[kg/m ³] ⁹⁾	760[kg/m ³] ¹⁰⁾																																																																																										
燃焼速度 (v=M/ρ)	4.64×10 ⁻⁵ [m/s]	6.71×10 ⁻⁵ [m/s]																																																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
想定する航空機	F-15			
燃料の種類	JP-4 JP-5			
離隔距離 L [m]	36			
形態係数	0.022			
輻射発散度 Rf [W/m ²]	58×10 ³ 50×10 ³			
受熱面の輻射強度 E [W/m ²]	1276 1100			
燃料量 [m ³]	14.87			
燃料タンクの投影面積 [m ²]	44.6			
質量低下速度 M [kg/m ² ・s]	0.051 0.054			
密度 ρ [kg/m ³]	760 810			
燃焼速度 v [m/s] = M / ρ	6.71×10 ⁻⁵ 6.66×10 ⁻⁵			
燃焼継続時間 [hr]	1.38 1.39			
表面温度 [℃]	約102 約95			
以上				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料-10</p> <p>（参考）航空機落下による火災発生時における固体廃棄物貯蔵庫への対応について</p> <p>航空機の落下確率が 10^{-7}（回/炉・年）以上になる範囲に固体廃棄物貯蔵庫が存在しており、直接航空機が落下し火災が発生する場合は想定されることから、その際の対応について以下のとおり整理する。</p> <p>(1) 固体廃棄物貯蔵庫の火災の際は 24 時間常駐している自衛消防隊による初期消火活動を行うとともに、恒設消防機関へ通報し、連帯協力して迅速に消火活動を行う。</p> <p>(2) 固体廃棄物貯蔵庫へ直接航空機が落下した場合には、オフサイトモニタにて状況を確認する。貯蔵庫内に保管しているドラム缶が破損し、放射性物質の貯蔵機能が喪失した場合は、災害場所において線量当量率等を確認し、その結果により、不要な被ばくを防止するため、関係者以外の立ち入りを禁止する区域を設定し、標識により明示するとともに、発電所構内にいる者に周知する。</p> <p>(3) 放射性物質による予期しない汚染が確認された場合、速やかにその拡大防止および除去に努める。</p>			<p>【大阪】</p> <p>記載方針の相違</p> <p>・固体廃棄物貯蔵庫はクラス3 設備であり、火災時は自衛消防隊にて消火活動することについては、添付資料1にて記載している</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
<p style="text-align: right;">添付資料 12</p> <p>火災影響評価のカテゴリ分けを考慮した航空機落下確率評価について</p> <p>1. 評価対象事故</p> <p>火災影響評価において考慮する航空機落下事故については、訓練中の事故等、民間航空機と軍用機（自衛隊機または米軍機）では、その発生状況が必ずしも同一ではなく、また、軍用機の中でも、機種によって飛行形態が同一ではないと考えられるため、航空機落下による火災影響の評価において考慮する落下事故については、これらの状況を考慮したカテゴリ毎に評価を実施している。</p> <p>したがって、火災影響評価のカテゴリ分けにおける落下確率について、以下のとおり実施した。</p> <p>2. 評価に用いた数値</p> <p>(1) 計器飛行方式民間航空機の落下事故（航空路を巡航中の落下事故）</p> $Pc = fe \cdot Ne \cdot A / W$ <p>Pc：対象施設への巡航中の航空機落下確率（回/年） Ne：評価対象とする航空路等の年間飛行回数（飛行回/年） A：原子炉施設の標的面積（km^2） W：航空路幅（km） $fe = Ge / He$：単位飛行距離当たりの巡航中の落下事故率（回/（飛行回・km））</p> <p>Ge：巡航中事故件数（回） He：延べ飛行距離（飛行回・km）</p> <table border="1" data-bbox="91 943 678 1209"> <thead> <tr> <th>発電所及び号炉</th> <th>大阪発電所3,4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象航空路</td> <td>RNAV経路 Y18 (FUSOH-MIYAZU) Y384 (MENOU-ROKKO)</td> </tr> <tr> <td>$Ne^{注1}$</td> <td>Y18 : 8,030 Y384 : 3,285</td> </tr> <tr> <td>$A^{注2}$</td> <td>0.0103</td> </tr> <tr> <td>$W^{注3}$</td> <td>Y18, Y384 : 18.52</td> </tr> <tr> <td>$fe^{注4}$</td> <td>$0.5/9,740,013,768 = 5.13 \times 10^{-11}$</td> </tr> <tr> <td>$Pc$</td> <td>$3.24 \times 10^{-19}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：国土交通省航空局への問合せ結果を365倍した値。 （添付資料4）</p> <p>注2：安全系の機器等が含まれる原子炉周辺建屋、制御建屋、海水ポンプエリア等の水平断面積の合計値が、大阪発電所3,4号炉については、0.0103km^2であり、この面積を標的面積とした。（添付資料5）</p> <p>注3：RNAV経路については、航法精度を航空路の幅とみなすこととし、航法精度は10nm（=18.52km）であり、航空路の幅を18.52kmとした。</p>	発電所及び号炉	大阪発電所3,4号炉	対象航空路	RNAV経路 Y18 (FUSOH-MIYAZU) Y384 (MENOU-ROKKO)	$Ne^{注1}$	Y18 : 8,030 Y384 : 3,285	$A^{注2}$	0.0103	$W^{注3}$	Y18, Y384 : 18.52	$fe^{注4}$	$0.5/9,740,013,768 = 5.13 \times 10^{-11}$	Pc	3.24×10^{-19}			<p>【大阪】 記載方針の相違 ・泊・女川は本文中にて各カテゴリの落下確率を算出しており、別資料として作成していない</p>
発電所及び号炉	大阪発電所3,4号炉																
対象航空路	RNAV経路 Y18 (FUSOH-MIYAZU) Y384 (MENOU-ROKKO)																
$Ne^{注1}$	Y18 : 8,030 Y384 : 3,285																
$A^{注2}$	0.0103																
$W^{注3}$	Y18, Y384 : 18.52																
$fe^{注4}$	$0.5/9,740,013,768 = 5.13 \times 10^{-11}$																
Pc	3.24×10^{-19}																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																													
<p>注4：平成5年～平成24年の巡航中事故件数は0件（「航空機落下事故に関するデータ」（平成28年6月原子力規制委員会））であるが、保守的に0.5件として評価した。延べ飛行距離は、平成5年～平成24年の「航空輸送統計年報、第1表総括表、1.輸送実績」における運行キロメートルの国内の値。（添付資料6）</p> <p>(2)有視界飛行方式民間航空機の落下事故</p> $Pr = (Iv/Sv) \cdot A \cdot a$ <p>Pr：対象施設への航空機落下確率（回/年） Iv：単位年当たりの落下事故率（回/年） Sv：全国土面積（km²） A：原子炉施設の標的面積（km²） a：対象航空機の種類による係数</p> <table border="1" data-bbox="116 528 698 810"> <thead> <tr> <th>発電所及び号炉</th> <th colspan="2">大阪発電所3,4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パラメータ</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">Iv^{n1}</td> <td>大型固定翼機</td> <td>0.5/20=0.025</td> </tr> <tr> <td>小型固定翼機</td> <td>35/20=1.75</td> </tr> <tr> <td>大型回転翼機</td> <td>1/20=0.05</td> </tr> <tr> <td>小型回転翼機</td> <td>24/20=1.20</td> </tr> <tr> <td>Sv^{n2}</td> <td colspan="2">37.2万</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td colspan="2">0.0103</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">a^{n3}</td> <td colspan="2">大型固定翼機、大型回転翼機：1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小型固定翼機、小型回転翼機：0.1</td> </tr> <tr> <td>Pr</td> <td>大型機 2.08×10^{-9}</td> <td>小型機 8.17×10^{-9}</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：「航空機落下事故に関するデータ」（平成28年6月 原子力規制委員会）の有視界飛行方式民間航空機の事故件数を用いて算出した。なお、平成5年～平成24年の大型固定翼機の事故件数は0件であるが、保守的に0.5件として評価した。</p> <p>注2：「航空機落下事故に関するデータ」（平成28年6月 原子力規制委員会）の値を用いた。</p> <p>注3：「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について（内規）」の値を用いた。</p>	発電所及び号炉	大阪発電所3,4号炉		パラメータ			Iv^{n1}	大型固定翼機	0.5/20=0.025	小型固定翼機	35/20=1.75	大型回転翼機	1/20=0.05	小型回転翼機	24/20=1.20	Sv^{n2}	37.2万		A	0.0103		a^{n3}	大型固定翼機、大型回転翼機：1		小型固定翼機、小型回転翼機：0.1		Pr	大型機 2.08×10^{-9}	小型機 8.17×10^{-9}			
発電所及び号炉	大阪発電所3,4号炉																															
パラメータ																																
Iv^{n1}	大型固定翼機	0.5/20=0.025																														
	小型固定翼機	35/20=1.75																														
	大型回転翼機	1/20=0.05																														
	小型回転翼機	24/20=1.20																														
Sv^{n2}	37.2万																															
A	0.0103																															
a^{n3}	大型固定翼機、大型回転翼機：1																															
	小型固定翼機、小型回転翼機：0.1																															
Pr	大型機 2.08×10^{-9}	小型機 8.17×10^{-9}																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																														
<p>(3)自衛隊機又は米軍機の落下事故（訓練空域外を飛行中の落下事故）</p> <p>$P_{so} = f_{so} \cdot A / S_o$</p> <p>$P_{so}$：訓練空域外での対象施設への航空機落下確率（回/年） f_{so}：単位年当たりの訓練空域外落下事故率（回/年） S_o：全国土面積から全国の陸上の訓練空域の面積を除いた面積（km²） A：原子炉施設の標的面積（km²）</p> <table border="1" data-bbox="71 359 676 598"> <thead> <tr> <th>発電所及び号炉</th> <th colspan="2">大阪発電所3,4号炉</th> </tr> <tr> <th>パラメータ</th> <th>空中給油機等</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>f_{so}^{n1}</td> <td>自衛隊機 0.5/20=0.025 米軍機 1/20=0.05</td> <td>自衛隊機 7/20=0.35 米軍機 4/20=0.20</td> </tr> <tr> <td>S_o^{n2}</td> <td colspan="2">自衛隊機（S_o）37.2万-7.72万=29.5万 米軍機（S_o）37.2万-0.05万≈37.2万</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td colspan="2">0.0103</td> </tr> <tr> <td>P_{so}</td> <td>2.26×10⁻⁹</td> <td>1.78×10⁻⁸</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：「航空機落下事故に関するデータ」（平成28年6月 原子力規制委員会）の自衛隊機又は米軍機の事故件数を用いて算出した。自衛隊機の空中給油機等は、平成5年から平成24年の間で0件であるが、保守的に0.5件とした。</p> <p>注2：「航空機落下事故に関するデータ」（平成28年6月 原子力規制委員会）の値を用いた。</p> <p>3.落下確率値の合計値</p> <p style="text-align: right;">(回/炉・年)</p> <table border="1" data-bbox="71 861 676 1260"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>大阪発電所 3号炉</th> <th>大阪発電所 4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1)計器飛行方式 民間航空機の 落下事故</td> <td>①飛行場での離着陸時における 落下事故</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②航空路を巡航中の落下事故</td> <td>3.24×10⁻¹⁰</td> <td>3.24×10⁻¹⁰</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2)有視界飛行方式民間航空機の 落下事故</td> <td>大型機</td> <td>2.08×10⁻⁹</td> <td>2.08×10⁻⁹</td> </tr> <tr> <td>小型機</td> <td>8.17×10⁻⁹</td> <td>8.17×10⁻⁹</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3)自衛隊機又は 米軍機の落下事故</td> <td>①訓練空域内で 訓練中及び訓練 空域外を飛行中 の落下事故</td> <td>空中給油機等 2.26×10⁻⁹ その他 1.78×10⁻⁸</td> <td>2.26×10⁻⁹ 1.78×10⁻⁸</td> </tr> <tr> <td>②基地一訓練空域を往復時の 落下事故</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3.07×10⁻⁸</td> <td>3.07×10⁻⁸</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">以上</p>	発電所及び号炉	大阪発電所3,4号炉		パラメータ	空中給油機等	その他	f_{so}^{n1}	自衛隊機 0.5/20=0.025 米軍機 1/20=0.05	自衛隊機 7/20=0.35 米軍機 4/20=0.20	S_o^{n2}	自衛隊機（ S_o ）37.2万-7.72万=29.5万 米軍機（ S_o ）37.2万-0.05万≈37.2万		A	0.0103		P_{so}	2.26×10 ⁻⁹	1.78×10 ⁻⁸			大阪発電所 3号炉	大阪発電所 4号炉	1)計器飛行方式 民間航空機の 落下事故	①飛行場での離着陸時における 落下事故	—	—	②航空路を巡航中の落下事故	3.24×10 ⁻¹⁰	3.24×10 ⁻¹⁰	2)有視界飛行方式民間航空機の 落下事故	大型機	2.08×10 ⁻⁹	2.08×10 ⁻⁹	小型機	8.17×10 ⁻⁹	8.17×10 ⁻⁹	3)自衛隊機又は 米軍機の落下事故	①訓練空域内で 訓練中及び訓練 空域外を飛行中 の落下事故	空中給油機等 2.26×10 ⁻⁹ その他 1.78×10 ⁻⁸	2.26×10 ⁻⁹ 1.78×10 ⁻⁸	②基地一訓練空域を往復時の 落下事故	—	—	合計	3.07×10 ⁻⁸	3.07×10 ⁻⁸			
発電所及び号炉	大阪発電所3,4号炉																																																
パラメータ	空中給油機等	その他																																															
f_{so}^{n1}	自衛隊機 0.5/20=0.025 米軍機 1/20=0.05	自衛隊機 7/20=0.35 米軍機 4/20=0.20																																															
S_o^{n2}	自衛隊機（ S_o ）37.2万-7.72万=29.5万 米軍機（ S_o ）37.2万-0.05万≈37.2万																																																
A	0.0103																																																
P_{so}	2.26×10 ⁻⁹	1.78×10 ⁻⁸																																															
		大阪発電所 3号炉	大阪発電所 4号炉																																														
1)計器飛行方式 民間航空機の 落下事故	①飛行場での離着陸時における 落下事故	—	—																																														
	②航空路を巡航中の落下事故	3.24×10 ⁻¹⁰	3.24×10 ⁻¹⁰																																														
2)有視界飛行方式民間航空機の 落下事故	大型機	2.08×10 ⁻⁹	2.08×10 ⁻⁹																																														
	小型機	8.17×10 ⁻⁹	8.17×10 ⁻⁹																																														
3)自衛隊機又は 米軍機の落下事故	①訓練空域内で 訓練中及び訓練 空域外を飛行中 の落下事故	空中給油機等 2.26×10 ⁻⁹ その他 1.78×10 ⁻⁸	2.26×10 ⁻⁹ 1.78×10 ⁻⁸																																														
	②基地一訓練空域を往復時の 落下事故	—	—																																														
	合計	3.07×10 ⁻⁸	3.07×10 ⁻⁸																																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

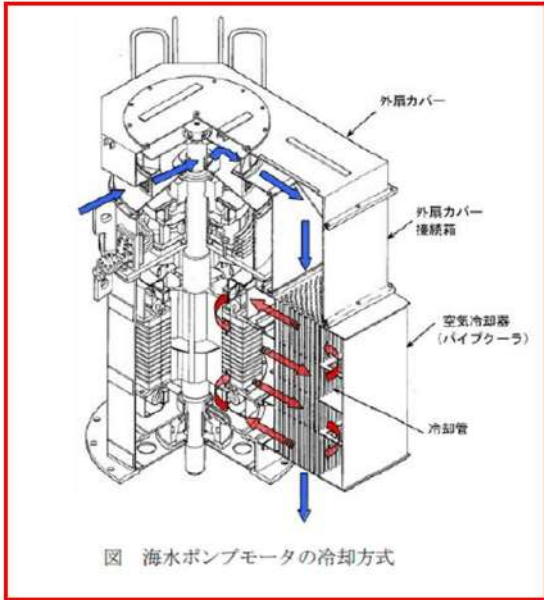
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<p>添付資料7</p> <p>ばい煙および有毒ガスの影響評価について</p> <p>3. 海水ポンプモータについて</p> <p>海水ポンプモータは電動機本体を全閉構造とし、空気冷却器を電動機の側面に設置して外気を直接電動機内部に取り込まない全閉外扇形の冷却方式であるため、ばい煙が電動機内部に侵入することはない。また、電動機内の空気は空気冷却器の冷却管を介して外気で冷却されるため、ばい煙が電動機内部に侵入することはない。</p> <p>また、空気冷却器冷却管の内径は約19mmであるが、ばい煙の粒径はこれに比べて十分に小さいことから、閉塞することはない。</p>	<p>添付資料-8</p> <p>ばい煙及び有毒ガスの影響評価について</p> <p>1. はじめに</p> <p>外部火災により発生するばい煙及び有毒ガスについては、火災による上昇気流により上空に運ばれ、発電所近傍に滞留することはない。そのため、ばい煙及び有毒ガスが、防護対象設備の周辺への滞留及び換気空調系の外気取入口から建屋内に侵入する可能性は低いと考える。万一、高濃度のばい煙及び有毒ガスが建屋内に侵入することを想定し、以下のとおり評価を行った。</p> <p>2. 評価対象</p> <p>ばい煙等の影響が想定される施設として、設備内にばい煙を含んだ外気を取り込む可能性のある機器、煙や埃に対して脆弱な設備、建屋外部に開口部を有する設備について影響評価を実施する。また、建屋内にばい煙及び有毒ガスを含んだ外気が取り込まれた場合の居住性の観点から評価を実施する。評価対象は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="745 695 1290 975"> <caption>第2-1表 評価対象</caption> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>影響評価設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外気を取り込む屋外設備</td> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>換気空調系で給気されるエリアの設置機器</td> <td>非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。） 安全保護系</td> </tr> <tr> <td>建屋外部に開口部を有する設備</td> <td>非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）排気口</td> </tr> <tr> <td>居住性への影響</td> <td>中央制御室 緊急時対策所</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 評価結果</p> <p>3.1 外気を取り込む屋外設備</p> <p>(1) 原子炉補機冷却海水ポンプ</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機は、空気冷却器を電動機側面に設置して内部通風の熱交換により冷却する構造であり、外気を直接電動機の内部に取り込まない全閉構造であることから、ばい煙粒子が電動機内部に侵入することはない。また、外気通風部の吸込み口の金網口径が10mm×10mm、冷却パイプ口径が29.4mmであり、ばい煙粒子の粒径はこれに比べて十分に小さいことから、閉塞することはない。</p> <p>また、軸貫通部の上部軸シール部は、防水カバー、スリング、油切ラビリンスで侵入防止構造となっている。また、下部軸シール部については同様に防水カバー、油切ラビリンスで侵入防止構造としており、ばい煙粒子が軸受内部に侵入することはない。</p>	分類	影響評価設備	外気を取り込む屋外設備	原子炉補機冷却海水ポンプ 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ	換気空調系で給気されるエリアの設置機器	非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。） 安全保護系	建屋外部に開口部を有する設備	非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）排気口	居住性への影響	中央制御室 緊急時対策所	<p>添付資料-8</p> <p>ばい煙及び有毒ガスの影響評価について</p> <p>1. はじめに</p> <p>外部火災により発生するばい煙及び有毒ガスについては、火災による上昇気流により上空に運ばれ、発電所近傍に滞留することはない。そのため、ばい煙及び有毒ガスが、防護対象設備の周辺への滞留及び換気空調系の外気取入口から建屋内に侵入する可能性は低いと考える。万一、高濃度のばい煙及び有毒ガスが建屋内に侵入することを想定し、以下のとおり評価を行った。</p> <p>2. 評価対象</p> <p>ばい煙等の影響が想定される施設として、設備内にばい煙を含んだ外気を取り込む可能性のある機器、煙や埃に対して脆弱な設備、建屋外部に開口部を有する設備について影響評価を実施する。また、建屋内にばい煙及び有毒ガスを含んだ外気が取り込まれた場合の居住性の観点から評価を実施する。評価対象は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1346 724 1957 975"> <caption>表8-1 評価対象</caption> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>影響評価設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外気を取り込む設備</td> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td>換気空調設備で給気されるエリアの設置機器</td> <td>安全保護系 制御用空気圧縮機</td> </tr> <tr> <td>建屋外部に開口部を有する設備</td> <td>主蒸気逃し弁、主蒸気安全弁、排気筒、タービン動機補助給水ポンプ排気管</td> </tr> <tr> <td>居住性への影響</td> <td>中央制御室 緊急時対策所</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 評価結果</p> <p>3.1 外気を取り込む設備</p> <p>(1) 原子炉補機冷却海水ポンプ</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機は、空気冷却器を電動機側面に設置して内部通風の熱交換により冷却する構造であり、外気を直接電動機の内部に取り込まない全閉構造であることから、ばい煙粒子が電動機内部に侵入することはない。また、空気冷却器冷却管の内径は約24mmであり、ばい煙粒子の粒径はこれに比べて十分に小さいことから、閉塞することはない。</p> <p>また、軸貫通部の上部は、端カバーラビリンスでシール構造となっており、下部は軸受内圧が大気圧よりも高いため、ばい煙粒子が軸受内部に侵入しないと考えられる。</p>	分類	影響評価設備	外気を取り込む設備	原子炉補機冷却海水ポンプ ディーゼル発電機	換気空調設備で給気されるエリアの設置機器	安全保護系 制御用空気圧縮機	建屋外部に開口部を有する設備	主蒸気逃し弁、主蒸気安全弁、排気筒、タービン動機補助給水ポンプ排気管	居住性への影響	中央制御室 緊急時対策所	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊には屋外に同様の設備は無い）</p> <p>【女川・大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川・大飯】設計方針の相違・設備構造の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違・設備構造の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p>
分類	影響評価設備																						
外気を取り込む屋外設備	原子炉補機冷却海水ポンプ 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ																						
換気空調系で給気されるエリアの設置機器	非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。） 安全保護系																						
建屋外部に開口部を有する設備	非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）排気口																						
居住性への影響	中央制御室 緊急時対策所																						
分類	影響評価設備																						
外気を取り込む設備	原子炉補機冷却海水ポンプ ディーゼル発電機																						
換気空調設備で給気されるエリアの設置機器	安全保護系 制御用空気圧縮機																						
建屋外部に開口部を有する設備	主蒸気逃し弁、主蒸気安全弁、排気筒、タービン動機補助給水ポンプ排気管																						
居住性への影響	中央制御室 緊急時対策所																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

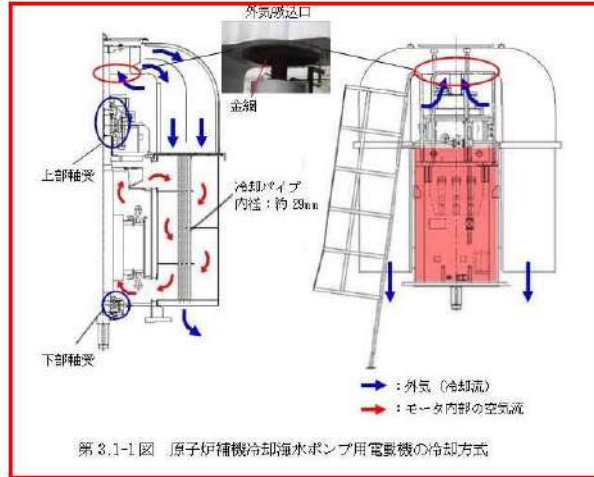
以上のことから、ばい煙が海水ポンプモータの機能に影響を及ぼすことはないと考えられる。



女川原子力発電所2号炉

電動機端子箱は、電動機本体への取り付け部及び端子箱蓋に浸水防止のパッキンを使用しており、ばい煙が侵入しない構造としている。

以上のことから、ばい煙が当該電動機の機能に影響を及ぼすことはない。



(2) 高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ

高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ用電動機は、外気を直接電動機内部に取り込まない外扇形の冷却方式の全閉構造であり、ばい煙粒子が電動機内部に侵入することはない。

上部貫通部はラビリンスカラーで軸受への侵入防止構造とし、下部貫通部はポンプ架台内とし、侵入を防止する構造としている。

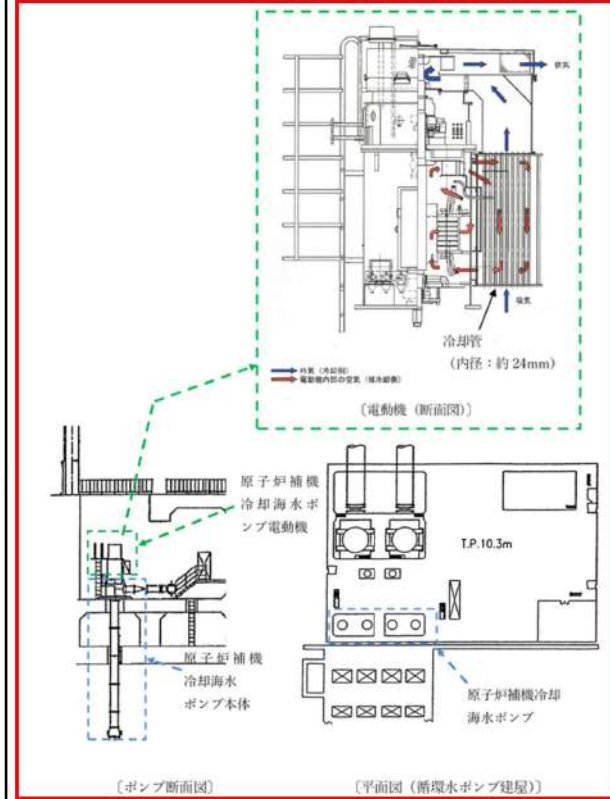
電動機端子箱は、電動機本体への取り付け部及び端子箱蓋に浸水防止のパッキンを使用しており、ばい煙が侵入しない構造としている。

以上からばい煙が当該電動機の機能に影響を及ぼすことはない。

泊発電所3号炉

電動機端子箱は、電動機本体への取り付け部及び端子箱蓋に浸水防止のパッキンを使用しており、ばい煙が侵入しない構造としている。

以上のことから、ばい煙が当該電動機の機能に影響を及ぼすことはない。



【大飯】記載方針の相違
 (女川実績の反映)

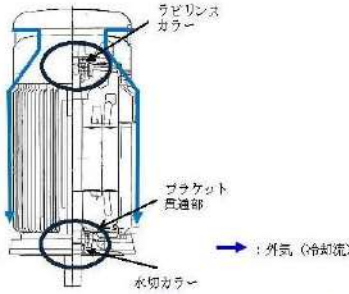
【大飯】記載表現の相違

【女川・大飯】
 設計方針の相違
 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違

【女川】設計方針の相違
 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違
 (泊には屋外に同様の設備は無い)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 換気空調設備について</p> <p>外気を取り入れている換気空調設備として、以下の設備が存在する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 格納容器空調装置 ② 補助建屋空調装置 ③ ディーゼル発電機室換気空調設備 ④ タービン動補助給水ポンプ室換気空調設備 ⑤ 電動補助給水ポンプ室換気空調設備 ⑥ 主蒸気配管室換気空調設備 ⑦ 制御用空気圧縮機室換気空調設備 ⑧ 安全補機開閉器室換気空調設備 ⑨ 中央制御室空調装置 ⑩ 放射線管理室空調装置 <p>これらの外気取入口には平型フィルタ（主として粒径が5μmより大きい粒子を除去）を設置しているため、ばい煙が外気取入口に到達した場合であっても、一定以上の粒径のばい煙については、平型フィルタにより侵入を阻止可能である。</p> <p>上記の設備のうち、外気取入用ダンパを設置しており、閉回路循環運転可能である中央制御室空調装置については、ばい煙の侵入が想定される場合には、外気取入ダンパを閉止し、閉回路循環運転を行うことにより、ばい煙の侵入を阻止可能である。</p> <p>上記以外の外気隔離用ダンパを設置していない空調系については、空調ファンを停止することで、ばい煙の侵入を阻止可能である。</p>	 <p>第3.1-2図 高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ用電動機の冷却方式</p> <p>3.2 換気空調系で給気されるエリアの設置機器</p> <p>外気を取り入れている空調系統として、原子炉建屋、原子炉補機エリア、中央制御室、計測制御電源室の換気空調系がある。(第3.2-1(a)(b)図)</p> <p>これらの換気空調系の外気取入経路には、バグフィルタ（粒径約2μmに対して80%以上を捕獲する性能）を設置しているため、ばい煙が外気取入口に到達した場合であっても、一定以上の粒径のばい煙はバグフィルタにより進入を阻止できる。</p> <p>上記系統のうち、外気取入ダンパを設置し事故時運転モードへの切替えが可能である中央制御室換気空調系については、ばい煙の侵入が想定される場合には、外気取入ダンパを閉止し、事故時運転モードへの切替えを行うことにより、ばい煙の侵入を阻止できる。</p> <p>それ以外の換気空調系については、空調機を停止することでばい煙の侵入を阻止できる。</p>	<p>3.2 換気空調設備で給気されるエリアの設置機器</p> <p>外気を取り入れている空調設備として、安全補機開閉器室、中央制御室、原子炉補助建屋、格納容器、試料採取室、制御用空気圧縮機室、ディーゼル発電機室、電動補助給水ポンプ室、タービン動補助給水ポンプ室、主蒸気配管室の換気空調装置がある（図8-2(a)(b)(c)）。</p> <p>これらの換気空調装置の外気取入口には、平型フィルタ（主として粒径が5μmより大きい粒子を除去）を設置しているため、ばい煙が外気取入口に到達した場合であっても、一定以上の粒径のばい煙は平型フィルタにより侵入を阻止できる。</p> <p>上記装置のうち、外気取入ダンパを設置し閉回路循環運転への切替えが可能である中央制御室換気空調装置については、ばい煙の侵入が想定される場合には、外気取入ダンパを閉止し、閉回路循環運転への切替えを行うことにより、ばい煙の侵入を阻止できる（図8-2(d)）。</p> <p>それ以外の換気空調装置については、空調ファンを停止することでばい煙の侵入を阻止できる。</p>	<p>【女川】名称の相違 【大飯】記載表現の相違 【女川・大飯】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる空調設備の相違</p> <p>【女川】名称の相違 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによるフィルタ仕様及び取付箇所の相違 【女川・大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】名称の相違 【女川】運転名称の相違 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】名称の相違 【女川・大飯】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. ディーゼル発電機機関について</p> <p>外部火災で発生するばい煙の多くは、大規模な火災により発生する強い上昇気流によってプラントのはるか上空に運ばれるため、基本的にはプラントに高濃度のばい煙が直接到達する可能性は低いものと考えられる。ばい煙がディーゼル発電機機関の吸気口まで到達したとしても、ディーゼル発電機機関の吸気口には給気フィルタを設置しているため、粒径の大きいばい煙は本フィルタ（粒径120μm以上において捕集効率は約90%）で捕捉されることとなるが、一般的なばい煙粒子（粒径数μm～10μm程度）については当該フィルタを通過することとなる。</p> <p>通過したばい煙粒子は、過給機、空気冷却器に侵入するもの、いずれも機器の間隙はばい煙粒子に比べて十分大きいことから、ばい煙により閉塞に至る可能性はない。</p> <p>また、吸入されたばい煙の大半は、機関シリンダ内へ送気される。送気されたばい煙は粒径が小さく（数μm～10μm）、シリンダーとピストンとの間隙へ侵入することによる摩擦が懸念されるが、ばい煙の粒子はやわらかいとされるため、摩擦が発生することはないと考えられる。</p> <p>また、ディーゼル発電機機関の通常の運転時においても、機関の起動時にはシリンダー内に大量のばい煙が発生しているものの、ディーゼル発電機機関の機能に影響をおよぼすようなことはない。</p> <p>以上のことから、外部火災で発生したばい煙によって、ディーゼル発電機機関の機能に影響することはないものと考えている。</p>	<p>(1) 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）</p> <p>非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）は、換気空調系で給気されるエリアに設置していることから、空調機を停止することでばい煙の侵入を阻止できる。</p> <p>バグフィルタ（粒径約2μmに対して80%以上を捕獲する性能）の入口と出口間の差圧を検知できる差圧計を監視し、差圧が上昇しバグフィルタが目詰まりした場合はバグフィルタの交換が可能である。</p> <p>なお、ディーゼル機関は吸気系統から外気を取り入れているため、機関内にばい煙が流入し、機関燃焼を阻止することが考えられるが、ディーゼル機関への外気取入経路にはバグフィルタを設置していることから、一定以上の粒径のばい煙粒子が捕獲され、バグフィルタにより捕集されなかったばい煙粒子が機関内に送気される。</p> <p>バグフィルタでは粒径が数μm程度の粒子が捕集され、それ以下のばい煙が機関内に送気されるが、シリンダまでの通気流路（過給機、空気冷却器等）の隙間より小さいことから閉塞に至ることはない（第3.2-2図）。</p> <p>また、通常運転においても燃料油（軽油）の燃焼に伴うばい煙が発生していることから、機関に損傷を与えることや運転機能を阻害することはない。</p> <p>火災により最大濃度の有毒ガス（二酸化炭素、一酸化炭素、二酸化硫黄、二酸化窒素）を含む空気が外気取入口付近に滞留した場合でも、二酸化炭素、一酸化炭素、二酸化硫黄、二酸化窒素は酸化物であるため、ディーゼル機関の燃焼に寄与することはない。発生する有毒ガスは最大でも0.8%程度であるため、その分の酸素量が減少したと仮定しても酸素濃度は約20.8%であり大気中の酸素濃度と同等であることから、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の運転に影響を及ぼすことはない。</p>	<p>(1) ディーゼル発電機</p> <p>ディーゼル発電機は、換気空調装置で給気されるエリアに設置していることから、空調ファンを停止することでばい煙の侵入を阻止できる。</p> <p>吸気消音器フィルタ（粒径120μm以上において約90%を捕獲する性能）の入口と出口間の差圧を検知できる差圧計を監視し、差圧が上昇し吸気消音器フィルタが目詰まりした場合は吸気消音器フィルタの交換が可能である。</p> <p>なお、ディーゼル機関は吸気系統から外気を取り入れているため、機関内にばい煙が流入し、機関燃焼を阻止することが考えられるが、ディーゼル機関への外気取入口には吸気消音器フィルタを設置していることから、一定以上の粒径のばい煙粒子が捕獲され、吸気消音器フィルタにより捕集されなかったばい煙粒子が機関内に送気される。</p> <p>吸気消音器フィルタでは粒径が一定以上の粒子が捕集され、それ以下（数μm～10μm）のばい煙が機関内に送気されるが、シリンダまでの通気流路（過給機、空気冷却器等）の隙間より小さいことから閉塞に至ることはない（図8-3）。</p> <p>送気されたばい煙は粒径が小さく（数μm～10μm）、シリンダーとピストンとの間隙へ侵入することによる摩擦が懸念されるが、ばい煙粒子は軟らかいとされるため、摩擦が発生することはないと考えられる。</p> <p>また、通常運転においても燃料油（軽油）の燃焼に伴うばい煙が発生していることから、機関に損傷を与えることや運転機能を阻害することはない。</p>	<p>【女川】名称の相違 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違 【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず） 【女川】名称の相違 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによるフィルタ仕様及び運用の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず） 【女川】設計方針の相違 ・設備の相違及びフィルタ仕様の相違 【大飯】記載表現の相違 【女川】記載方針の相違 （大飯実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は熱気流評価の結果、熱気流が給気口に到達する可能性はない（別紙8-1参照）</p>

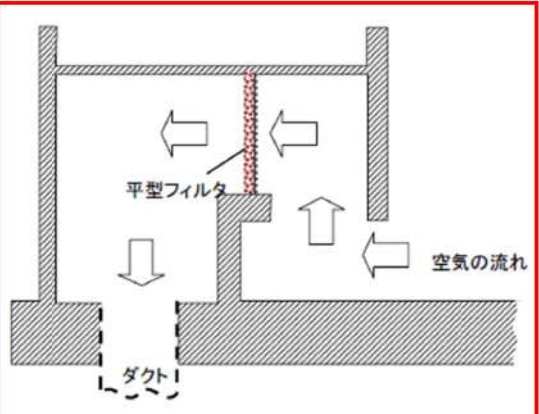
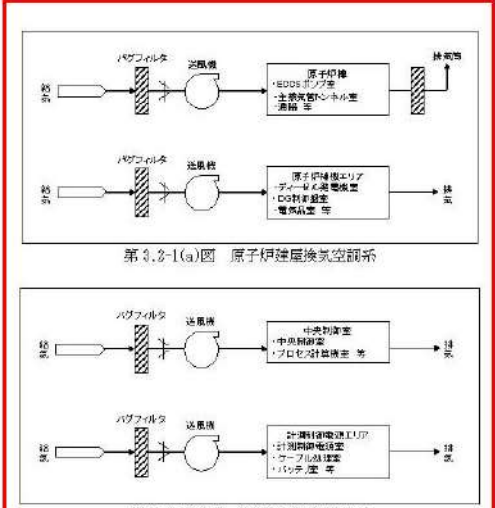
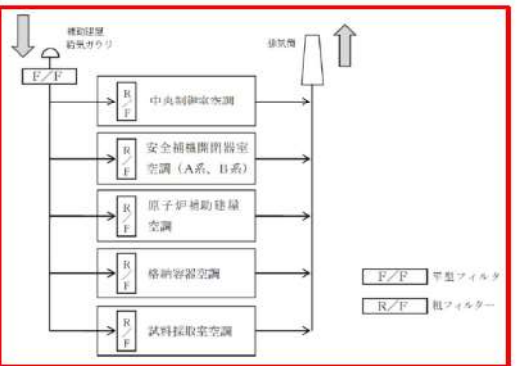
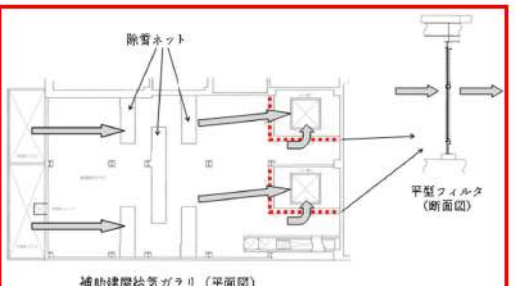
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>○安全保護系の計装盤について</p> <p>安全保護系の計装盤については、安全補機閉閉器室換気空調設備にて管理しており、外部火災の際には外気取入ダンパを閉止することによりばい煙の侵入を阻止する事ができる。しかしながら、安全保護系の計装盤についてはその発生熱量に応じて盤内に換気ファンを設置している盤があるため、強制的に盤内に室内空気を取り込む事から、火災に伴いばい煙が侵入する可能性も否定できない。以上の事から、念のため多少のばい煙の侵入を考慮し、以下のとおり検討する。</p> <p>安全補機閉閉器室換気空調設備の外気取入口には平型フィルタ（主として粒径が5μmより大きい粒子を除去。）を設置しているが、これに加えて下流にさらに細かな粒子を捕集可能な粗フィルタ（およそ2μmより大きな粒子を除去）を設置している。このため、他の空調系に比べてばい煙に対して高い防護性能を有しており、室内に侵入するばい煙の粒径はほぼ2μm以下の細かな粒子であると推定される。</p> <p>計装盤において、数μm程度の線間距離となるのは、集積回路（ICなど）の内部であり、これら部品はモールド（樹脂）で保護されているため、ばい煙が侵入することはない。</p> <p>また、端子台等の充電部が露出している箇所については、端子間の距離は数mm程度あることから、ばい煙が付着しても、直ちに短絡等を発生させることはない。</p> <p>したがって、細かな粒子のばい煙が盤内に侵入した場合にも、ばい煙の付着等により短絡等を発生させる可能性は低いと考えられる。</p> <p>○ 制御用空気圧縮機について</p> <p>制御用空気圧縮機については、制御用空気圧縮機室換気空調設備にて空調管理しており、外部火災の際には、設備内に強制的に室内の空気を吸入することから、機器内にばい煙が侵入する可能性がある。</p> <p>また、制御用空気圧縮機室換気空調設備の外気取入口には、平型フィルタ（主として5μmより大きい粒子を除去）を設置している。</p> <p>このため、室内に侵入したばい煙の粒径はほぼ5μm以下の細かな粒子であると推定される。</p>	<p>(2) 安全保護系</p> <p>安全保護系設備は、安全保護系盤が中央制御室に設置してある。中央制御室への外気取入経路にはバグフィルタを設置していることから、一定以上の粒径のばい煙については侵入を阻止することが可能である。バグフィルタにより捕集しきれなかったばい煙が当該室に侵入する可能性がある場合、及び中央制御室内においてばい煙が流入したことを煙や異臭で確認した場合等は発電課長の指示により、事故時運転モードへ切り替えることにより、隔離が可能であり安全保護系設備に影響はない（第3.2-3図、第3.2-4(a)(b)図）。</p> <p>なお、中央制御室に侵入する可能性のあるばい煙の粒径は、おおむね2μm以下の細かな粒子であると推定されるが、計測制御系の盤等において、数μm程度の線間距離となるのは、集積回路（IC等）の内部であり、これらの部品はモールド（樹脂）で保護されているため、ばい煙が侵入することはない。</p> <p>また、端子台等の充電部が露出している箇所については、端子間の距離は数mmあることから、ばい煙が付着しても、直ちに短絡等を発生させることはない。</p> <p>したがって、万が一、細かな粒子のばい煙が盤内に侵入した場合においても、ばい煙の付着等により短絡等を発生させる可能性はない。</p>	<p>(2) 安全保護系</p> <p>安全保護系の計装盤が設置されている部屋は、安全補機閉閉器室空調装置にて空調管理しており、本空調装置の外気取入口には平型フィルタ（主として粒径が5μm以上の大きい粒子を除去）を設置しているが、これに加えて下流にさらに細かな粒子を捕集可能な粗フィルタ（主として粒径が2μm以上の大きい粒子を除去）を設置している。このため、他の空調装置に比べてばい煙に対して高い防護性能を有している。また、必要な場合は、空調ファンを停止すること等によりばい煙の侵入を阻止可能である（図8-4）。</p> <p>なお、室内に侵入する可能性のあるばい煙の粒径は、おおむね2μm以下の細かな粒子であると推定されるが、計装盤等において、数μm程度の線間距離となるのは、集積回路（IC等）の内部であり、これらの部品はモールド（樹脂）で保護されているため、ばい煙が侵入することはない。</p> <p>また、端子台等の充電部が露出している箇所については、端子間の距離は数mmあることから、ばい煙が付着しても、直ちに短絡等を発生させることはない。</p> <p>したがって、万が一、細かな粒子のばい煙が盤内に侵入した場合においても、ばい煙の付着等により短絡等を発生させる可能性はない。</p> <p>(3) 制御用空気圧縮機</p> <p>制御用空気圧縮機が設置された部屋は、制御用空気圧縮機室空調装置にて空調管理しており、本空調装置の外気取入口には、平型フィルタ（主として粒径が5μm以上の大きい粒子を除去）を設置している。また、制御用空気圧縮機室給気ファンの停止により、ばい煙の侵入を阻止可能である。</p> <p>このため、室内に侵入する可能性のあるばい煙の粒径は、おおむね5μm以下の細かな粒子であると推定される。</p>	<p>【大阪】記載表現の相違 【大阪】記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いにより、空調装置及び安全保護系の設置位置が相違している。また、泊は2つのフィルタによりばい煙の侵入を防止している。 【大阪】記載方針の相違 ・資料内での記載統一</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる設置位置及びフィルタ仕様との相違 【女川】名称の相違 【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・評価対象施設の相違 【大阪】記載表現の相違 【大阪】名称の相違 【大阪】記載方針の相違 ・資料内での記載統一</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>制御用空気圧縮機のシリンダライナ内面とピストンリングは直接、接触摺動している状態であり、機器内に吸入されたばい煙が、シリンダライナ内面とピストンリングの間に入った場合には摩擦発生が懸念される。しかしながら、シリンダライナは硬質クロムメッキ処理、ピストンリングはテフロンであり、これらよりばい煙粒子は軟らかいと考えられることから、摩擦が発生し、機器内を損傷させる可能性は小さい。</p>	<p>制御用空気圧縮機のシリンダライナ内面とピストンリングは直接、接触摺動している状態であり、機器内に吸入されたばい煙が、シリンダライナ内面とピストンリングの間に入った場合には摩擦発生が懸念される。しかしながら、シリンダライナは硬質クロムメッキ処理、ピストンリングはカーボンであり、これらよりばい煙粒子は軟らかいと考えられることから、摩擦が発生し、機器内を損傷させる可能性は小さい。</p>	<p>制御用空気圧縮機のシリンダライナ内面とピストンリングは直接、接触摺動している状態であり、機器内に吸入されたばい煙が、シリンダライナ内面とピストンリングの間に入った場合には摩擦発生が懸念される。しかしながら、シリンダライナは硬質クロムメッキ処理、ピストンリングはカーボンであり、これらよりばい煙粒子は軟らかいと考えられることから、摩擦が発生し、機器内を損傷させる可能性は小さい。</p>	<p>【大飯】設計方針の相違 ・設備設計の違いによる材質の相違</p>
<p>4. 主蒸気逃がし弁等について 建屋外部に開口部を有する設備として、主蒸気逃がし弁があるが、弁から大気開放部までの下流配管構成は以下のとおりである。 仮にばい煙が直接配管内に侵入した場合でも、主蒸気逃がし弁の吹出し力が十分大きい（1200kg）ため、微小なばい煙粒子は吹き出されることから、主蒸気逃がし弁の機能に影響を及ぼすことはないと考えられる。 また、建屋外部に開口部を有する主蒸気安全弁、排気筒およびタービン動補助給水ポンプ（駆動タービン排気）についても、主蒸気逃がし弁と同様に、機能に影響を及ぼすことはないと考えられる。</p>	<p>3.3 建屋外部に開口部を有する設備 屋外に開口部を有する設備として、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレー系ディーゼル発電機を含む。）の排気口があるが、仮にばい煙が配管等の内部に侵入した場合においても、その動作時には侵入したばい煙は吹き出されることから、その機能に影響を及ぼすことはない。（第3.3-1図） なお、排気筒も同様にばい煙が内部に侵入した場合においても、その動作時には侵入したばい煙は吹き出されることから、その機能に影響を及ぼすことはない。</p>	<p>3.3 建屋外部に開口部を有する設備 屋外に開口部を有する設備として、主蒸気逃がし弁、主蒸気安全弁、排気筒及びタービン動補助給水ポンプ排気管があるが、仮にばい煙が配管等の内部に侵入した場合においても、その動作時には侵入したばい煙は吹き出されることから、その機能に影響を及ぼすことはない。（図8-5）</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 【女川】設計方針の相違 ・評価対象施設の相違 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず） 【女川】記載方針の相違 ・泊は3.3の一行目で対象設備を纏めて記載</p>
 <p>図 中央制御室外気取入口の空気の流れ</p>	 <p>第3.3-1(a)図 原子炉建屋換気空調系 第3.3-2(b)図 制御建屋換気空調系</p>	 <p>図8-2(a) 原子炉補助建屋換気空調設備全体概要図</p>	<p>【女川・大飯】設計方針の相違 ・評価対象施設の相違</p>
 <p>補助建屋給気ガラリ（平面図） 図8-2(b) 安全補機開閉器室外気取入口（補助建屋給気ガラリ）の空気の流れ</p>	<p>6 外火-別1-添付8-6</p>	<p>6 外火-別1-添付8-6</p>	<p>6 外火-別1-添付8-6</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図8-2(c) 原子炉建屋換気空調設備全体概要図</p>	<p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・評価対象施設の相違</p>
		<p>図8-2(d) 中央制御室換気空調装置系統概要図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図 ディーゼル発電機機関の給気系構造図</p>	<p>第3.2-2図 非常用ディーゼル機関吸気系統構造図</p>	<p>図8-3 ディーゼル機関吸気系統概要図</p>	<p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・プラント設計の違い による設備仕様の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="757 167 1276 750"> <p>第 3.2-3 図 中央制御室外火災発生に伴う中央制御室隔離手順概要フロー</p> </div> <div data-bbox="757 790 1276 1260"> <p>第 3.2-4(a) 図 通常モードの運転状態（中央制御室）</p> <p>第 3.2-4(b) 図 事故時運転モード時の運転状態（中央制御室）</p> </div>	<div data-bbox="1406 491 1892 922"> <p>図8-4 安全補機開閉器室空調装置系統概要図</p> </div>	<p>【女川】設計方針の相違 ・女川は安全保護系が中央制御室に設置されているが、泊は安全補機開閉器室に設置されているため換気空調装置が異なる。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>消音器（サイレンサー）</p> <p>主蒸気逃がし弁元弁 主蒸気逃がし弁</p> <p>図 主蒸気逃がし弁周辺配管構成図</p>	<p>第3.3-1図 非常用ディーゼル発電機排気口構造図</p>	<p>消音器（サイレンサー）</p> <p>主蒸気逃がし弁元弁 主蒸気逃がし弁</p> <p>図8-5 主蒸気逃がし弁出口配管形状及び消音器の構造</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p>
<p>5. 中央制御室の外部火災による有毒ガスからの防護について</p> <p>(1) 大飯発電所3, 4号炉 中央制御室</p> <p>① 概要</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」第38条第13項に規定する「制御室外の火災等により発生した有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の適切な防護措置」として、中央制御室空調装置は、外気から遮断する閉回路循環運転とすることができる。</p> <p>外部火災を起因としたばい煙等が発生した際の閉回路循環運転により、外気の取り込みを一時的に停止した場合の中央制御室内の居住性について、以下のとおり評価した。</p>	<p>3.4 居住性への影響</p> <p>中央制御室換気空調系は、外気を遮断し、再循環させる事故時運転モードに切り替えることができる。外気との遮断が長期にわたり室内の空気が悪くなった場合は、外気取入モードに切り替え、外気を取り入れることができる。また、外気からの空気を取り込みを一時的に停止した場合に、活動に支障のない酸素濃度の範囲にあることを正確に把握するため、酸素濃度計を配備する。</p> <p>外気取入遮断時の中央制御室内に滞在する運転員の操作環境の悪化防止のため、酸素濃度及び炭酸ガス濃度について評価を行い、中央制御室の居住性に影響がないことを確認する。</p> <p>また、発電所敷地内で多量の油を内蔵する施設及び中央制御室外気取入口までの距離が近い設備（軽油タンク、補助ボイラ変圧器、起動変圧器）からの火災、及び航空機墜落による火災を想定し、中央制御室内に侵入する有毒物質（CO、CO₂、SO₂、NO₂）の最大濃度を判定基準（IDLH値^{※1}）と比較することで、有毒ガスに対する評価を実施し、中央制御室の居住性に影響がないことを確認する。</p> <p>※1：30分暴露によって生命及び健康に対する即時の危険な影響を与える濃度限度値であり、脱出を妨げる目や呼吸器への刺激の予防も考慮されている。</p>	<p>3.4 居住性への影響</p> <p>中央制御室換気空調装置は、外気を遮断し、再循環させる閉回路循環運転に切り替えることができる。外気との遮断が長期にわたり室内の空気が悪くなった場合は、通常モードに切替え、外気を取り入れることができる。また、外気からの空気を取り込みを一時的に停止した場合に、活動に支障のない酸素濃度の範囲にあることを正確に把握するため、酸素濃度計・二酸化炭素濃度計を配備する。</p> <p>外気取入遮断時の中央制御室内に滞在する運転員の操作環境の悪化防止のため、酸素濃度及び炭酸ガス濃度について評価を行い、中央制御室の居住性に影響がないことを確認する。</p> <p>また、発電所敷地内で多量の油を内蔵する施設及び中央制御室外気取入口までの距離が近い設備（3号炉補助ボイラ燃料タンク、一体型である3号炉主変圧器・所内変圧器）からの火災、及び航空機墜落による火災を想定し、中央制御室内に侵入する有毒物質（CO、CO₂、SO₂、NO₂）の最大濃度を判定基準（IDLH値^{※1}）と比較することで、有毒ガスに対する評価を実施し、中央制御室の居住性に影響がないことを確認する。</p> <p>※1：30分暴露によって生命及び健康に対する即時の危険な影響を与える濃度限度値であり、脱出を妨げる目や呼吸器への刺激の予防も考慮されている。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】名称の相違</p> <p>【女川】運転名称の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・配備計器の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>② 評価</p> <p>外気取入遮断時の中央制御室内に滞在する運転員の操作環境の劣化防止のため、酸素濃度及び炭酸ガス濃度について評価を行った。</p> <p>b. 炭酸ガス濃度 「空気調和・衛生工学便覧 空調設備篇」に基づき、炭酸ガス濃度について評価した。</p> <p>(a) 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在室人員 15名 ・ 中央制御室バウンダリ内体積 4,900[m³] ・ 空気流入はないものとして評価する。 ・ 初期炭酸ガス濃度 0.03% ・ 1人当たり炭酸ガス吐出量は、事故時の運転操作を想定し、中等作業時の吐出量を適用して適用して、0.046m³/hとする。 ・ 許容炭酸ガス濃度 1.0%以下（鉱山保安法施工規則から） <p>(b) 評価結果</p>	<p>3.4.1 中央制御室内の二酸化炭素、酸素濃度の評価</p> <p>外部火災時の2号炉中央制御室の居住性の評価として、外気取入遮断時の中央制御室内に滞在する運転員の操作環境の劣化防止のため、二酸化炭素濃度及び酸素濃度について評価を行う。</p> <p>なお、中央制御室内には、燃焼による二酸化炭素の排出や酸素を消費する機器はないことから、在室人員の呼吸のみを想定し評価を行う。</p> <p>(1) 二酸化炭素濃度 以下のとおり、二酸化炭素濃度について評価する。</p> <p>a. 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在室人員 7人^{*1} ・ 中央制御室バウンダリ内体積 8800[m³] ・ 空気流入はないものとして評価する。 ・ 初期二酸化炭素濃度 0.03[%] （「原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程（JEAC4622-2009）」） ・ 呼吸により排出する二酸化炭素排出量 0.046[m³/h/人] （運転操作を想定し、「空気調和・衛生工学便覧」における中等作業での二酸化炭素排出量） ・ 許容二酸化炭素濃度 1.0[%] （労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号、最終改正平成30年2月9日厚生労働省令第14号）の許容炭酸ガス濃度1.5%に対して管理上の余裕をみた値） ・ 評価期間は各火災の燃焼継続時間を考慮し 24時間^{*2}とする。 <p>※1:運転員以外の人員については中央制御室に長期滞在しないことから、在室人員は運転員の人数とする。</p> <p>※2:外部火災影響評価にて長期間の影響をもたらす、航空機墜落による火災と軽油タンク火災の重量を考慮すると、約10時間が火災の継続時間となることから、24時間で評価を実施する。</p> <p>b. 評価結果</p> <p>外気遮断時間 t[hour]での炭酸ガス濃度 C[%] $C = (M \times N \times t) / V \times 100 + C_0$ M:呼吸による排出する二酸化炭素濃度 0.046[m³/h/人] N:在室人員 7[人] V:中央制御室バウンダリ内体積 8800[m³] C₀:初期炭酸ガス濃度 0.03[%]</p>	<p>3.4.1 中央制御室内の二酸化炭素、酸素濃度の評価</p> <p>外部火災時の3号炉中央制御室の居住性の評価として、外気取入遮断時の中央制御室内に滞在する運転員の操作環境の劣化防止のため、二酸化炭素濃度及び酸素濃度について評価を行う。</p> <p>なお、中央制御室内には、燃焼による二酸化炭素の排出や酸素を消費する機器はないことから、在室人員の呼吸のみを想定し評価を行う。</p> <p>(1) 二酸化炭素濃度 以下のとおり、二酸化炭素濃度について評価する。</p> <p>a. 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在室人員 10人^{*1} ・ 中央制御室バウンダリ内体積 3,500[m³] ・ 空気流入はないものとして評価する。 ・ 初期二酸化炭素濃度 0.03[%] （「原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程（JEAC4622-2009）」） ・ 呼吸により排出する二酸化炭素排出量 0.046[m³/h/人] （運転操作を想定し、「空気調和・衛生工学便覧」における中等作業での二酸化炭素排出量） ・ 許容二酸化炭素濃度 1.0[%] （鉱山保安法施行規則（平成16年9月27日経済産業省令第96号、最終改正平成30年3月30日経済産業省令第9号） ・ 評価期間は各火災の燃焼継続時間を考慮し 12時間^{*2}とする。 <p>※1:運転員以外の人員については中央制御室に長期滞在しないことから、在室人員は運転員の人数とする。</p> <p>※2:外部火災影響評価にて長期間の影響をもたらす、航空機墜落による火災と3号炉補助ボイラー燃料タンク火災の重量を考慮すると、約7時間が火災の継続時間となることから、12時間で評価を実施する。</p> <p>b. 評価結果</p> <p>外気遮断時間 t[hour]での炭酸ガス濃度 C[%] $C = (M \times N \times t) / V \times 100 + C_0$ M:呼吸による排出する二酸化炭素濃度 0.046[m³/h/人] N:在室人員 10[人] V:中央制御室バウンダリ内体積 3,500[m³] C₀:初期炭酸ガス濃度 0.03[%]</p>	<p>【大阪】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず） 【女川】名称の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違 【大阪】記載表現の相違</p> <p>【女川・大阪】 設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価条件の相違（人数、体積）</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・適用法令の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・火災評価結果の違いによる評価期間の相違 【大阪】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・火災評価結果の違いによる評価期間の相違 【大阪】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価条件の相違（人数、体積、時間）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
<p>上記評価条件から求めた酸素濃度は以下のとおりであり、68時間外気取入れを遮断したままでも、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。</p> <table border="1" data-bbox="80 293 692 363"> <tr> <th>時間</th> <th>12時間</th> <th>24時間</th> <th>36時間</th> <th>68時間</th> </tr> <tr> <td>炭酸ガス濃度</td> <td>0.199%</td> <td>0.368%</td> <td>0.537%</td> <td>0.988%</td> </tr> </table> <p>a. 酸素濃度 「空気調和・衛生工学便覧 空調設備篇」に基づき、酸素濃度について評価した。</p> <p>(a) 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在室人員 15名 ・ 中央制御室バウンダリ内体積 4,900[m³] ・ 空気流入はないものとして評価する。 ・ 初期酸素濃度 20.95% <p>・ 1人当たりの呼吸量は、事故時の運転操作を想定し、歩行時の呼吸量を適用して、24L/minとする。</p> <p>・ 1人当たりの酸素消費量は、呼気の酸素濃度：16.40%として、65.52L/hとする。</p> <p>・ 許容酸素濃度 19%以上（鉱山保安法施工規則から）</p> <p>(b) 評価結果</p>	時間	12時間	24時間	36時間	68時間	炭酸ガス濃度	0.199%	0.368%	0.537%	0.988%	<p>上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は、以下のとおりであり、24時間程度外気取入れを遮断したままでも運転員の作業環境に影響を与えない。</p> <table border="1" data-bbox="734 264 1303 363"> <tr> <th colspan="4">第3.4.1-1表 二酸化炭素濃度の時間変化</th> </tr> <tr> <th>時間</th> <th>8時間</th> <th>12時間</th> <th>24時間</th> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度</td> <td>0.06%</td> <td>0.08%</td> <td>0.12%</td> </tr> </table> <p>(2) 酸素濃度 以下のとおり酸素濃度について評価する。</p> <p>a. 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在室人員 7人 ・ 中央制御室バウンダリ内体積 8,800[m³] ・ 空気流入はないものとして評価する。 ・ 初期酸素濃度 20.95[%] （「空気調和・衛生工学便覧」の成人の呼吸気・肺胞気の組成の値を使用） <p>・ 1人あたりの呼吸量は、事故時の運転操作を想定し、「空気調和・衛生工学便覧」の歩行時の呼吸量を適用して、24L/minとする。</p> <p>・ 1人あたりの酸素消費量は、「空気調和・衛生工学便覧」の成人吸気酸素濃度（20.95%）、成人呼気酸素濃度（16.40%）から1.092L/minとする。</p> <p>・ 許容酸素濃度 18%以上 （酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号、最終改正平成15年12月19日厚生労働省令第175号））</p> <p>・ 評価期間は各火災の燃焼継続時間を考慮し24時間とする。</p> <p>b. 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中央制御室の初期酸素量 1843.6[m³]=8800[m³×20.95[%] ・ 24時間後の酸素濃度 20.8[%] $= (1843.6[m^3] - 1.092[L/min/人] \times 10^{-3}[m^3/L] \times 7[人] \times 60[min] \times 24[h]) / 8800[m^3] \times 100$ 	第3.4.1-1表 二酸化炭素濃度の時間変化				時間	8時間	12時間	24時間	二酸化炭素濃度	0.06%	0.08%	0.12%	<p>上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は、以下のとおりであり、12時間程度外気取入れを遮断したままでも運転員の作業環境に影響を与えない。</p> <p>表8-2 二酸化炭素濃度の時間変化</p> <table border="1" data-bbox="1370 293 1928 363"> <tr> <th>時間</th> <th>2時間</th> <th>4時間</th> <th>6時間</th> <th>8時間</th> <th>10時間</th> <th>12時間</th> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度</td> <td>0.06%</td> <td>0.09%</td> <td>0.11%</td> <td>0.14%</td> <td>0.17%</td> <td>0.19%</td> </tr> </table> <p>(2) 酸素濃度 以下のとおり酸素濃度について評価する。</p> <p>a. 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在室人員 10人 ・ 中央制御室バウンダリ内体積 3,500[m³] ・ 空気流入はないものとして評価する。 ・ 初期酸素濃度 20.95[%] （「空気調和・衛生工学便覧」の成人の呼吸気・肺胞気の組成の値を使用） ・ 初期酸素量 733.25[m³] <p>・ 1人あたりの呼吸量は、事故時の運転操作を想定し、「空気調和・衛生工学便覧」の歩行時の呼吸量を適用して、24L/minとする。</p> <p>・ 1人あたりの酸素消費量は、「空気調和・衛生工学便覧」の成人吸気酸素濃度（20.95%）、成人呼気酸素濃度（16.40%）から1.092L/minとする。</p> <p>・ 許容酸素濃度 19%以上 （鉱山保安法施工規則（平成16年9月27日経済産業省令第96号、最終改正平成30年3月30日経済産業省令第9号））</p> <p>・ 評価期間は各火災の燃焼継続時間を考慮し12時間とする。</p> <p>b. 評価結果</p> <p>外気遮断時間 t[hour]での酸素濃度 C[%] $C = (A_0 - (M \times N \times 60 \times t \times 10^{-3})) / V \times 100$ M：呼吸による酸素消費量 1.092[L/min/人] N：在室人員 10[人] V：中央制御室バウンダリ内体積 3,500 [m³] A₀：初期酸素量 733.25[m³]</p>	時間	2時間	4時間	6時間	8時間	10時間	12時間	二酸化炭素濃度	0.06%	0.09%	0.11%	0.14%	0.17%	0.19%	<p>【大飯】記載表現の相違 【女川・大飯】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価結果の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川・大飯】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価条件の相違（人数、体積）</p> <p>【女川・大飯】記載方針の相違 ・評価条件として記載（女川はb.評価結果に記載）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・適用法令の相違 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価期間の相違 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・資料内での記載統一（数値はプラント設計の違いにより相違しているが、評価式は同じである） 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p>
時間	12時間	24時間	36時間	68時間																																			
炭酸ガス濃度	0.199%	0.368%	0.537%	0.988%																																			
第3.4.1-1表 二酸化炭素濃度の時間変化																																							
時間	8時間	12時間	24時間																																				
二酸化炭素濃度	0.06%	0.08%	0.12%																																				
時間	2時間	4時間	6時間	8時間	10時間	12時間																																	
二酸化炭素濃度	0.06%	0.09%	0.11%	0.14%	0.17%	0.19%																																	

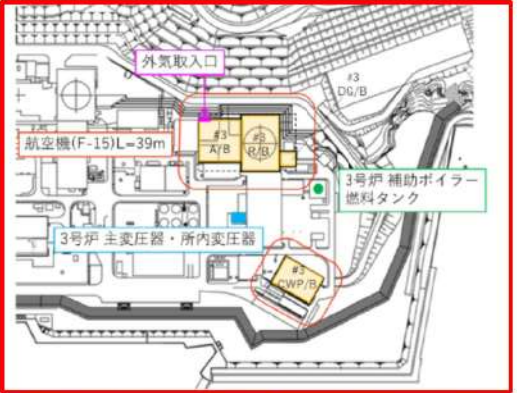
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
<p>上記評価条件から求めた酸素濃度は、以下のとおりであり、97時間外気取入を遮断したままでも、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。</p>	<p>上記評価条件から求めた酸素濃度は、以下のとおりであり、24時間程度外気取入を遮断したままでも運転員の作業環境に影響を与えない。</p>	<p>上記評価条件から求めた酸素濃度は、以下のとおりであり、12時間程度外気取入を遮断したままでも運転員の作業環境に影響を与えない。</p>	<p>【女川・大阪】 設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価期間の相違 【大阪】記載表現の相違</p>																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>12時間</th> <th>24時間</th> <th>36時間</th> <th>97時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸素濃度</td> <td>20.70%</td> <td>20.46%</td> <td>20.22%</td> <td>19.00%</td> </tr> </tbody> </table>	時間	12時間	24時間	36時間	97時間	酸素濃度	20.70%	20.46%	20.22%	19.00%	<p>第3.4.1-2表 酸素濃度の時間変化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>6時間</th> <th>12時間</th> <th>24時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸素濃度</td> <td>20.9%</td> <td>20.3%</td> <td>20.2%</td> </tr> </tbody> </table>	時間	6時間	12時間	24時間	酸素濃度	20.9%	20.3%	20.2%	<p>表8-3 酸素濃度の時間変化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>2時間</th> <th>4時間</th> <th>6時間</th> <th>8時間</th> <th>10時間</th> <th>12時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸素濃度</td> <td>20.91%</td> <td>20.87%</td> <td>20.83%</td> <td>20.80%</td> <td>20.76%</td> <td>20.72%</td> </tr> </tbody> </table>	時間	2時間	4時間	6時間	8時間	10時間	12時間	酸素濃度	20.91%	20.87%	20.83%	20.80%	20.76%	20.72%	<p>【女川・大阪】 設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価期間の相違</p>	
時間	12時間	24時間	36時間	97時間																																
酸素濃度	20.70%	20.46%	20.22%	19.00%																																
時間	6時間	12時間	24時間																																	
酸素濃度	20.9%	20.3%	20.2%																																	
時間	2時間	4時間	6時間	8時間	10時間	12時間																														
酸素濃度	20.91%	20.87%	20.83%	20.80%	20.76%	20.72%																														
<p>添付資料21</p>																																				
<p>4. 有毒ガスによる影響評価</p> <p>外部火災による有毒ガス発生時には、居住空間へ影響をおよぼさないよう外気取入ダンパを閉止する。または、閉回路循環運転により、建屋内への有毒ガスの侵入を阻止する。</p> <p>有毒ガスの発生に伴う居住空間への影響については、中央制御室換気空調系および緊急時対策換気空調系における外気取入遮断時の室内に滞在する人員の環境劣化防止のため、酸素濃度および炭酸ガス濃度の影響評価を実施することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>発電所周辺地域の幹線道路としては、発電所から南方向約6kmのところを東西に通る一般国道27号線がある。</p> <p>鉄道路線としては、JR小浜線（敦賀～東舞鶴）があり、発電所の南南西方向約7kmに若狭本郷駅、南南東方向約6kmに加斗駅がある。</p> <p>発電所周辺海域の船舶の航路としては、発電所沖合の約18kmに遠に主要航路がある。</p> <p>また、石油コンビナート等災害防止法第2条第2号の規定に基づく石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和51年政令第192号）で指定される発電所周辺の石油コンビナート施設については、発電所の北東約78kmの位置、福井市と坂井市に亘る沿岸に福井国家石油備蓄基地等の施設がある。</p> <p>これらの幹線道路、鉄道路線、主要航路及び石油コンビナート施設は発電所から十分な離隔距離が確保されており、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による当該発電所への有毒ガスの影響はない。</p>	<p>3.4.2 中央制御室に対する有毒ガス影響評価</p> <p>(1) 評価の概要</p> <p>発電所敷地内で多量の油を内蔵する施設及び中央制御室外気取入口までの距離が近い設備からの火災、及び航空機墜落位置での火災を想定し、中央制御室内に侵入する有毒ガスの最大濃度を判定基準と比較することで、有毒ガスに対する中央制御室居住性の影響評価を実施する。</p> <p>本評価では、石油コンビナートの防災アセスメント指針での判断基準と同様に、米国国立労働安全衛生研究所が定めるIDLH（Immediately Dangerous to Life or Health）値を採用する。このIDLH値は、30分暴露によって生命及び健康に対する即時の危険な影響を与える濃度限度値であり、脱出を妨げる目や呼吸器への刺激の予防も考慮されている。</p> <p>(2) 評価対象物質及び固定設備</p> <p>発電所敷地内で多量の油を内蔵する施設及び中央制御室外気取入口までの距離が近い設備として軽油タンク及び変圧器等を評価対象とし、第3.4.2-1表に評価対象施設及び評価対象設備から外気取入口までの距離を示す。また、火災によって発生する物質のうち、IDLH対象物質である一酸化炭素（CO）、二酸化炭素（CO₂）、二酸化硫黄（SO₂）及び二酸化窒素（NO₂）を評価対象物質とする。</p> <p>軽油タンク、変圧器、航空機墜落位置及び外気取入口の位置関係を第3.4.2-1図に示す。</p>	<p>3.4.2 中央制御室に対する有毒ガス影響評価</p> <p>(1) 評価の概要</p> <p>発電所敷地内で多量の油を内蔵する施設及び中央制御室外気取入口までの距離が近い設備からの火災、及び航空機墜落位置での火災を想定し、中央制御室内に侵入する有毒ガスの最大濃度を判定基準と比較することで、有毒ガスに対する中央制御室居住性の影響評価を実施する。</p> <p>本評価では、石油コンビナートの防災アセスメント指針での判断基準と同様に、米国国立労働安全衛生研究所が定めるIDLH（Immediately Dangerous to Life or Health）値を採用する。このIDLH値は、30分暴露によって生命及び健康に対する即時の危険な影響を与える濃度限度値であり、脱出を妨げる目や呼吸器への刺激の予防も考慮されている。</p> <p>(2) 評価対象物質及び固定設備</p> <p>発電所敷地内で多量の油を内蔵する施設及び中央制御室外気取入口までの距離が近い設備として3号炉補助ボイラー燃料タンク及び一体型である3号炉主変圧器・所内変圧器と航空機（F-15）を評価対象とし、表8-4に評価対象施設及び評価対象施設から外気取入口までの距離を示す。また、火災によって発生する物質のうち、IDLH対象物質である一酸化炭素（CO）、二酸化炭素（CO₂）、二酸化硫黄（SO₂）及び二酸化窒素（NO₂）を評価対象物質とする。3号炉補助ボイラー燃料タンク、変圧器、航空機墜落位置及び外気取入口の位置関係を図8-7に示す。</p>	<p>【大阪】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違 【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p>																																	
<p>以上</p>	<p>第3.4.2-1表 評価対象施設と外気取入口までの距離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火災発生場所</th> <th>離隔距離[m]</th> <th>油保有量[m³]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉軽油貯蔵タンク</td> <td>199</td> <td>620</td> </tr> <tr> <td>3号炉軽油タンク</td> <td>346</td> <td>660</td> </tr> <tr> <td>航空機（B747-400）</td> <td>85</td> <td>218.84</td> </tr> <tr> <td>航空機（F-15）</td> <td>21</td> <td>14.87</td> </tr> <tr> <td>起動変圧器</td> <td>72</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>補助ボイラ変圧器</td> <td>22</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table>	火災発生場所	離隔距離[m]	油保有量[m ³]	1号炉軽油貯蔵タンク	199	620	3号炉軽油タンク	346	660	航空機（B747-400）	85	218.84	航空機（F-15）	21	14.87	起動変圧器	72	40	補助ボイラ変圧器	22	18	<p>表8-4 評価対象施設と外気取入口までの距離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火災発生場所</th> <th>離隔距離[m]</th> <th>油保有量[m³]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉補助ボイラー燃料タンク</td> <td>176</td> <td>410</td> </tr> <tr> <td>3号炉主変圧器・所内変圧器</td> <td>140</td> <td>107.8</td> </tr> <tr> <td>航空機（F-15）</td> <td>39</td> <td>14.87</td> </tr> </tbody> </table>	火災発生場所	離隔距離[m]	油保有量[m ³]	3号炉補助ボイラー燃料タンク	176	410	3号炉主変圧器・所内変圧器	140	107.8	航空機（F-15）	39	14.87	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p>
火災発生場所	離隔距離[m]	油保有量[m ³]																																		
1号炉軽油貯蔵タンク	199	620																																		
3号炉軽油タンク	346	660																																		
航空機（B747-400）	85	218.84																																		
航空機（F-15）	21	14.87																																		
起動変圧器	72	40																																		
補助ボイラ変圧器	22	18																																		
火災発生場所	離隔距離[m]	油保有量[m ³]																																		
3号炉補助ボイラー燃料タンク	176	410																																		
3号炉主変圧器・所内変圧器	140	107.8																																		
航空機（F-15）	39	14.87																																		

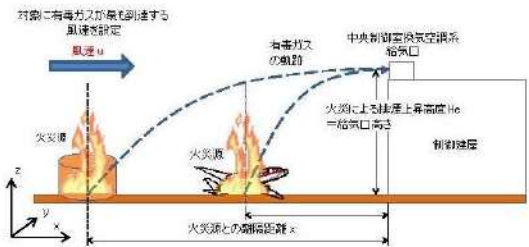
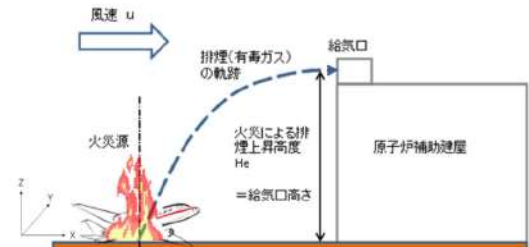
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第3.4.2-1図 軽油タンク、航空機墜落、変圧器及び外気取入口の位置関係</p> <p>(3) 評価方法 火災源から放出された有毒ガスは中央制御室換気空調系給気口に向かう風によって、風下直線方向に拡散していくものとして、Briggsの排煙上昇過程式により求めた評価対象ガスの風速と有風時ブルーム式を用いて、中央制御室換気空調系給気口の空気中に含まれる有毒ガス濃度を評価する。評価手法の概要を第3.4.2-2図に示す。</p> <p>(有風時ブルーム式)</p> $C_{xyz} = \frac{Q}{2\pi\sigma_y\sigma_z u} \exp\left(-\frac{y^2}{2\sigma_y^2}\right) \cdot \left\{ \exp\left[-\frac{(z-H_e)^2}{2\sigma_z^2}\right] + \exp\left[-\frac{(z+H_e)^2}{2\sigma_z^2}\right] \right\} \quad (1)$ <p>(Briggsの排煙上昇過程式)</p> $H_e = 1.6F^{1/3} \cdot x^{2/3} \cdot u^{-1} \quad (2)$ <p> C_{xyz} : 濃度 [ppm] Q : 有毒ガス発生量 [kg/s] H_e : 有効発生高さ [m] σ_y, σ_z : 拡散パラメータ [m] u : 風速 [m/s] F : 羽熱フラックス [kW/s] = $\frac{Q_H}{\pi \sigma_y \sigma_z} = 0.037 Q_H$ Q_H : 羽熱熱量 [kcal/s] = $m \Delta H_{c,eff}$ $\Delta H_{c,eff}$: 燃焼時発熱量 [kcal/kg] A : 燃焼面積 [m²] m : 質量低下速度 [kg/m²·s] x : 発生源と給気口との距離距離 [m] z : 発生源と給気口との鉛直方向距離 [m] y : 排気ブルーム軸からの距離 [m] g : 重力加速度 [m/s²] C_p : 定圧比熱 [kcal/K/kg] ρ : 環境大気平均密度 [g/m³] T : 環境大気平均絶対温度 [K] </p> <p>(出典：窒素酸化物総量規制マニュアル、公害研究対策センター)</p>	 <p>図8-7 3号炉補助ボイラー燃料タンク、航空機墜落、変圧器及び外気取入口の位置関係</p> <p>(3) 評価方法 火災源から放出された有毒ガスは中央制御室換気空調装置給気口に向かう風によって、風下直線方向に拡散していくものとして、Briggsの排煙上昇過程式により求めた評価対象ガスの風速と有風時ブルーム式を用いて、中央制御室換気空調装置給気口の空気中に含まれる有毒ガス濃度を評価する。評価手法の概要を図8-8に示す。</p> <p>(有風時ブルーム式)</p> $C_{xyz} = \frac{Q}{2\pi\sigma_y\sigma_z u} \exp\left(-\frac{y^2}{2\sigma_y^2}\right) \cdot \left\{ \exp\left[-\frac{(z-H_e)^2}{2\sigma_z^2}\right] + \exp\left[-\frac{(z+H_e)^2}{2\sigma_z^2}\right] \right\} \quad (1)$ <p>(Briggsの排煙上昇過程式)</p> $H_e = 1.6F^{1/3} \cdot x^{2/3} \cdot u^{-1} \quad (2)$ <p> C_{xyz} : 濃度 [ppm] Q : 有毒ガス発生量 [kg/s] H_e : 有効発生高さ [m] σ_y, σ_z : 拡散パラメータ [m] u : 風速 [m/s] F : 排熱フラックス [kW/s] = $\frac{Q_H}{\pi \sigma_y \sigma_z} = 0.037 Q_H$ Q_H : 排気熱量 [kcal/s] = $m \Delta H_{c,eff}$ $\Delta H_{c,eff}$: 燃焼時発熱量 [kcal/kg] A : 燃焼面積 [m²] m : 質量低下速度 [kg/m²·s] x : 発生源と給気口との距離距離 [m] z : 発生源と給気口との鉛直方向距離 [m] y : 排気ブルーム軸からの距離 [m] g : 重力加速度 [m/s²] C_p : 定圧比熱 [kcal/K/kg] ρ : 環境大気平均密度 [g/m³] T : 環境大気平均絶対温度 [K] </p> <p>(出典：窒素酸化物総量規制マニュアル、公害研究対策センター)</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p> <p>【女川】名称の相違</p> <p>【女川】名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">島根原子力発電所2号炉</p> <p>c. 火災によって発生する有毒ガスの大気拡散</p> <p>外気取入口に到達する有毒ガスの濃度は、大気拡散を考慮しガウスブルームモデルの拡散式を用いて評価する。</p> <p>火災地点から放出された有毒ガスは、中央制御室の外気取入口の方向に向かう風によって、風下直線方向に拡散していくものとし、先に求めた評価対象ガスの発生率及び外気取入口に有毒ガスが到達する風速と、以下に示すガウスブルームモデルの拡散式を用いて、外気取入口の空気中に含まれる有毒ガスの濃度を計算する。なお、外気取入口での空気中の濃度は、下記数式の放出点の高さHと評価点の高さZにおいてH=Z=0、Y=0として中心軸最大濃度を計算する。計算結果を第3.3.2-9表にまとめる。</p> <p>(有風時ブルーム式)</p> $\chi(X, Y, Z) = \frac{Q_F}{2\pi u \sigma_y \sigma_z} \exp\left(-\frac{Y^2}{2\sigma_y^2}\right) \left\{ \exp\left[-\frac{(Z-H)^2}{2\sigma_z^2}\right] + \exp\left[-\frac{(Z+H)^2}{2\sigma_z^2}\right] \right\}$ <p>$\chi(X, Y, Z)$: 有毒物質の濃度</p> <p>u : 外気取入口に有毒ガスが到達するとした場合の風速 (m/s)</p> <p>σ_y : 建物及び地形の起伏のない平地での y方向（水平方向）の濃度の拡がりのパラメータ (m)</p> <p>σ_z : 建物及び地形の起伏のない平地での z方向（鉛直方向）の濃度の拡がりのパラメータ (m)</p> <p>Q_F : 火災によって発生する有毒ガスの発生率 (Nm³/s)</p> <p>H : 放出源の有効高さ (m) (=Z₀)</p>	 <p>第3.4.2-2図 中央制御室換気空調系給気口における有毒ガス濃度評価手法の概要</p> <p>火災によって発生する有毒ガスの中央制御室換気空調系給気口位置での濃度を求め、判断基準であるIDLH値と比較評価を実施する。</p> <p>評価手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① それぞれの火災源から発生する有毒ガス発生量Qを算出する。 ② 式(2)を用いて、火災源の排煙上昇高度Heが給気口中央の地表面からの高さと同しくなる風速uを求める。 ③ 式(1)を用いて、給気口における有毒ガス濃度を求める。なお、z=高低差、y=0とする。 <p>なお、Briggsの排煙上昇過程式の適用条件^{※2}は以下のとおりであり、火災源毎に下記条件を満たしていることを確認した。このため、Briggsの排煙上昇過程式を用いて、排煙高さが給気口高さと同じになる風速を求めることは可能である。</p> <p>※2 : G. A. Briggs, "Plume Rise", U. S. Atomic Energy Commission, 1969</p> $x \leq x^*$ $x^* = 2.16F^{2/5} \cdot h_p^{3/5}$ <p>x : 離隔距離(m)</p> <p>x* : 浮力の効果が薄れて大気気流による拡散効果が支配的になり始める距離(m)</p> <p>F : 排熱フラックス (m⁴/s³)</p> <p>h_p : 排煙上昇量 (m) (h_p < 305m)</p> <p>a. 評価データ</p> <p>(a) 評価対象となる給気口及び火災源との距離</p> <p>評価対象となる給気口と火災源の水平離隔距離及び鉛直方向距離を第3.4.2-2表に示す。また、航空機火災については、保守的な評価となる「計器飛行民間航空機 (B747-400)」及び「米軍機 (訓練区域外) (F-15)」の墜落位置を採用した。</p>	 <p>図8-8 給気口における有毒ガス濃度評価手法の概要</p> <p>火災によって発生する有毒ガスの中央制御室換気空調装置給気口位置での濃度を求め、判断基準であるIDLH値と比較評価を実施する。</p> <p>評価手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① それぞれの火災源から発生する有毒ガス発生量Qを算出する。 ② 式(2)を用いて、火災源の排煙上昇高度Heが給気口中央の地表面からの高さと同しくなる風速uを求める。 ③ 式(1)を用いて、給気口における有毒ガス濃度を求める。なお、He=Z=0、Y=0とする。 <p>なお、Briggsの排煙上昇過程式の適用条件^{※1}は以下のとおりであり、火災源ごとに下記条件を満たしていることを確認した。このため、Briggsの排煙上昇過程式を用いて、排煙高さが給気口高さと同じになる風速を求めることは可能である。</p> <p>※1 : G. A. Briggs, "Plume Rise", U. S. Atomic Energy Commission, 1969</p> $x \leq x^*$ $x^* = 2.16F^{2/5} \cdot h_p^{3/5}$ <p>x : 離隔距離[m]</p> <p>x* : 浮力の効果が薄れて大気気流による拡散効果が支配的になり始める距離[m]</p> <p>F : 排熱フラックス [m⁴/s³]</p> <p>h_p : 排煙上昇量 [m] (h_p < 305m)</p> <p>a. 評価データ</p> <p>(a) 評価対象となる給気口及び火災源との距離</p> <p>評価対象となる給気口と火災源の水平離隔距離及び鉛直方向距離を表8-5に示す。また、航空機火災については、保守的な評価となる「訓練空域内 (自衛隊機) (F-15)」の墜落位置を採用した。</p>	<p>【女川】名称の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は保守的にブルーム中心軸最大濃度にて評価している。(島根2号炉と同様。女川は給気口までの拡散を考慮している)</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による対象航空機の相違 (泊は保守的に離隔距離が短く最も影響が大きい航空機を選定)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																															
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉</p> <p style="text-align: center;">第3.4.2-2表 給気口と火災源との距離</p> <table border="1" data-bbox="757 183 1281 411"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象</th> <th colspan="2">中央制御室換気空調系給気口</th> </tr> <tr> <th>水平距離[m]</th> <th>高さ[m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉軽油貯蔵タンク</td> <td>199</td> <td>15.025</td> </tr> <tr> <td>3号炉軽油タンク（2基）</td> <td>346</td> <td>15.025</td> </tr> <tr> <td>航空機（E747-400）</td> <td>35</td> <td>15.025</td> </tr> <tr> <td>航空機（F-15）</td> <td>21</td> <td>15.025</td> </tr> <tr> <td>起動変圧器</td> <td>72</td> <td>15.025</td> </tr> <tr> <td>補助ボイラ変圧器</td> <td>22</td> <td>15.025</td> </tr> </tbody> </table> <p>(b) 火災発生時の有毒ガス発生量 第3.4.2-3表に燃料の燃焼特性を示す。 燃料1kgあたりの有毒ガス発生量は、各文献に掲載されている単位重量あたりのガス発生量より単位換算することにより求められる。</p> <p style="text-align: center;">第3.4.2-3表 燃焼特性に関するデータ</p> <table border="1" data-bbox="728 662 1294 778"> <thead> <tr> <th>油種</th> <th>Jet A-1</th> <th>JP-4</th> <th>軽油</th> <th>変圧器油</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">有毒ガス発生量[※] (kg/kg)</td> <td>CO₂</td> <td>3.1760</td> <td>3.0530</td> <td>3.0000</td> <td>3.2970</td> </tr> <tr> <td>CO</td> <td>0.0300</td> <td>0.0300</td> <td>0.0300</td> <td>0.0300</td> </tr> <tr> <td>SO₂</td> <td>0.0020</td> <td>0.0006</td> <td>0.0080</td> <td>0.0820</td> </tr> <tr> <td>NO_x</td> <td>0.0060</td> <td>0.0050</td> <td>0.0040</td> <td>0.0070</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※有毒ガスの発生量は以下の文献より算出した。 CO₂: 環境省, 温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル CO: Ross J.L., Ferek R.J. and Hobbs P.V., "Particle and Gas Emissions from an In Situ Burn of Crude Oil on the Ocean", J.Air & Water Manage. Assoc., 46, pp.251-259(1996) SO₂, NO_x: U.S. EPA AP-42 "Compilation of Air Pollutant Emission Factors Volume 1: Stationary Point and Area Sources"</small></p> <p>(c) 評価対象及び火災源に関するデータ 第3.4.2-4表に火災源に対するデータ、第3.4.2-5表に有毒ガス発生量に関するデータを示す。</p>	評価対象	中央制御室換気空調系給気口		水平距離[m]	高さ[m]	1号炉軽油貯蔵タンク	199	15.025	3号炉軽油タンク（2基）	346	15.025	航空機（E747-400）	35	15.025	航空機（F-15）	21	15.025	起動変圧器	72	15.025	補助ボイラ変圧器	22	15.025	油種	Jet A-1	JP-4	軽油	変圧器油	有毒ガス発生量 [※] (kg/kg)	CO ₂	3.1760	3.0530	3.0000	3.2970	CO	0.0300	0.0300	0.0300	0.0300	SO ₂	0.0020	0.0006	0.0080	0.0820	NO _x	0.0060	0.0050	0.0040	0.0070	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: center;">表8-5 給気口と火災源との距離</p> <table border="1" data-bbox="1370 178 1930 331"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象</th> <th colspan="2">中央制御室換気空調装置給気口</th> </tr> <tr> <th>水平距離 [m]</th> <th>高さ [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉補助ボイラー燃料タンク</td> <td>176</td> <td>13.1</td> </tr> <tr> <td>3号炉主変圧器・所内変圧器</td> <td>140</td> <td>13.1</td> </tr> <tr> <td>航空機（F-15）</td> <td>39</td> <td>13.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(b) 火災発生時の有毒ガス発生量 表8-6に燃料の燃焼特性を示す。 燃料1kgあたりの有毒ガス発生量は、各文献に掲載されている単位重量あたりのガス発生量より単位換算することにより求められる。</p> <p style="text-align: center;">表8-6 燃焼特性に関するデータ</p> <table border="1" data-bbox="1370 641 1930 778"> <thead> <tr> <th>油種</th> <th>重油</th> <th>JP-4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">有毒ガス発生量[※] (kg/kg)</td> <td>CO₂</td> <td>3.3050</td> <td>3.0530</td> </tr> <tr> <td>CO</td> <td>0.0300</td> <td>0.0300</td> </tr> <tr> <td>SO₂</td> <td>0.0020</td> <td>0.0006</td> </tr> <tr> <td>NO_x</td> <td>0.0060</td> <td>0.0043</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※有毒ガスの発生量は以下の文献より算出した。 CO₂: 環境省, 温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル CO: Ross J.L., Ferek R.J. and Hobbs P.V., "Particle and Gas Emissions from an In Situ Burn of Crude Oil on the Ocean", J.Air & Water Manage. Assoc., 46, pp.251-259(1996) SO₂, NO_x: U.S. EPA AP-42, "Compilation of Air Pollutant Emission Factors Volume 1: Stationary Point and Area Sources" Aviation Emissions and Air Quality Handbook Version 3 Update 1, Federal Aviation Administration Office of Environment and Energy</small></p> <p>(c) 評価対象及び火災源に関するデータ 表8-7に火災源に対するデータ、表8-8に有毒ガス発生量に関するデータを示す。</p>	評価対象	中央制御室換気空調装置給気口		水平距離 [m]	高さ [m]	3号炉補助ボイラー燃料タンク	176	13.1	3号炉主変圧器・所内変圧器	140	13.1	航空機（F-15）	39	13.1	油種	重油	JP-4	有毒ガス発生量 [※] (kg/kg)	CO ₂	3.3050	3.0530	CO	0.0300	0.0300	SO ₂	0.0020	0.0006	NO _x	0.0060	0.0043	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計及び地域特性の違いによる相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計及び地域特性の違いによる対象油種の相違</p>
評価対象	中央制御室換気空調系給気口																																																																																	
	水平距離[m]	高さ[m]																																																																																
1号炉軽油貯蔵タンク	199	15.025																																																																																
3号炉軽油タンク（2基）	346	15.025																																																																																
航空機（E747-400）	35	15.025																																																																																
航空機（F-15）	21	15.025																																																																																
起動変圧器	72	15.025																																																																																
補助ボイラ変圧器	22	15.025																																																																																
油種	Jet A-1	JP-4	軽油	変圧器油																																																																														
有毒ガス発生量 [※] (kg/kg)	CO ₂	3.1760	3.0530	3.0000	3.2970																																																																													
	CO	0.0300	0.0300	0.0300	0.0300																																																																													
	SO ₂	0.0020	0.0006	0.0080	0.0820																																																																													
	NO _x	0.0060	0.0050	0.0040	0.0070																																																																													
評価対象	中央制御室換気空調装置給気口																																																																																	
	水平距離 [m]	高さ [m]																																																																																
3号炉補助ボイラー燃料タンク	176	13.1																																																																																
3号炉主変圧器・所内変圧器	140	13.1																																																																																
航空機（F-15）	39	13.1																																																																																
油種	重油	JP-4																																																																																
有毒ガス発生量 [※] (kg/kg)	CO ₂	3.3050	3.0530																																																																															
	CO	0.0300	0.0300																																																																															
	SO ₂	0.0020	0.0006																																																																															
	NO _x	0.0060	0.0043																																																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																							
	<p style="text-align: center;">第3.4.2-4表 火災源に関するデータ</p> <table border="1" data-bbox="719 204 1256 456"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>油種</th> <th>燃焼面積 (㎡)</th> <th>質量低下 速度 (kg/m²/s)</th> <th>発熱量 (kcal/kg)</th> <th>燃料消費 速度 (kg/s)</th> <th>排出熱量 (kcal/s)</th> <th>排熱 速度 (kW/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号伊勢補給油タンク</td> <td>軽油</td> <td>240.0</td> <td>0.045</td> <td>10,600</td> <td>14.96</td> <td>169,600</td> <td>5,984</td> </tr> <tr> <td>3号伊勢補給油タンク(2基)</td> <td>軽油</td> <td>381.0</td> <td>0.044</td> <td>10,600</td> <td>16.78</td> <td>177,600</td> <td>6,571</td> </tr> <tr> <td>航空機 (B747-400)</td> <td>Jet-A-1</td> <td>700</td> <td>0.093</td> <td>10,300</td> <td>27.3</td> <td>281,100</td> <td>10,400</td> </tr> <tr> <td>航空機 (F-15)</td> <td>JP-4</td> <td>44.8</td> <td>0.051</td> <td>10,300</td> <td>2.37</td> <td>23,900</td> <td>865</td> </tr> <tr> <td>起動変圧器</td> <td>変圧器油</td> <td>70</td> <td>0.093</td> <td>10,300</td> <td>2.78</td> <td>23,700</td> <td>1,038</td> </tr> <tr> <td>補助ボイラ変圧器</td> <td>変圧器油</td> <td>30</td> <td>0.093</td> <td>10,300</td> <td>1.17</td> <td>12,700</td> <td>469</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第3.4.2-5表 有毒ガス発生量に関するデータ</p> <table border="1" data-bbox="763 520 1211 778"> <thead> <tr> <th rowspan="2">想定火災源</th> <th colspan="4">有毒ガス発生量[Nm³/s]</th> </tr> <tr> <th>CO₂</th> <th>CO</th> <th>SO₂</th> <th>NO_x</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号伊勢補給油タンク</td> <td>22.348</td> <td>0.360</td> <td>0.0413</td> <td>0.0300</td> </tr> <tr> <td>3号伊勢補給油タンク(2基)</td> <td>25.508</td> <td>0.403</td> <td>0.0470</td> <td>0.0330</td> </tr> <tr> <td>航空機 (B747-400)</td> <td>44.127</td> <td>0.656</td> <td>0.0192</td> <td>0.0800</td> </tr> <tr> <td>航空機 (F-15)</td> <td>3.628</td> <td>0.055</td> <td>0.0005</td> <td>0.0056</td> </tr> <tr> <td>起動変圧器</td> <td>4.883</td> <td>0.066</td> <td>0.0794</td> <td>0.0100</td> </tr> <tr> <td>補助ボイラ変圧器</td> <td>1.964</td> <td>0.029</td> <td>0.0360</td> <td>0.0040</td> </tr> </tbody> </table>	想定火災源	油種	燃焼面積 (㎡)	質量低下 速度 (kg/m ² /s)	発熱量 (kcal/kg)	燃料消費 速度 (kg/s)	排出熱量 (kcal/s)	排熱 速度 (kW/s)	1号伊勢補給油タンク	軽油	240.0	0.045	10,600	14.96	169,600	5,984	3号伊勢補給油タンク(2基)	軽油	381.0	0.044	10,600	16.78	177,600	6,571	航空機 (B747-400)	Jet-A-1	700	0.093	10,300	27.3	281,100	10,400	航空機 (F-15)	JP-4	44.8	0.051	10,300	2.37	23,900	865	起動変圧器	変圧器油	70	0.093	10,300	2.78	23,700	1,038	補助ボイラ変圧器	変圧器油	30	0.093	10,300	1.17	12,700	469	想定火災源	有毒ガス発生量[Nm ³ /s]				CO ₂	CO	SO ₂	NO _x	1号伊勢補給油タンク	22.348	0.360	0.0413	0.0300	3号伊勢補給油タンク(2基)	25.508	0.403	0.0470	0.0330	航空機 (B747-400)	44.127	0.656	0.0192	0.0800	航空機 (F-15)	3.628	0.055	0.0005	0.0056	起動変圧器	4.883	0.066	0.0794	0.0100	補助ボイラ変圧器	1.964	0.029	0.0360	0.0040	<p style="text-align: center;">表8-7 火災源に関するデータ</p> <table border="1" data-bbox="1346 172 1951 435"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>油種</th> <th>燃焼面積 (㎡)</th> <th>質量低下速度 (kg/m²/s)</th> <th>発熱量 (kcal/kg)</th> <th>燃料消費 速度 (kg/s)</th> <th>排出熱量 (kcal/s)</th> <th>排熱 フラックス (kW/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号伊勢補給油タンク</td> <td>重油</td> <td>482.79</td> <td>0.035</td> <td>9,400</td> <td>16.89</td> <td>159,786</td> <td>5,974</td> </tr> <tr> <td>3号伊勢主変圧器・所内変圧器</td> <td>重油^{※1}</td> <td>118.38</td> <td>0.035</td> <td>9,400</td> <td>4.14</td> <td>38,916</td> <td>1,439</td> </tr> <tr> <td>航空機 (F-15)</td> <td>JP-4</td> <td>44.8</td> <td>0.051</td> <td>10,300</td> <td>2.27</td> <td>23,381</td> <td>865</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:変圧器に使用している絶縁油について、変圧器の熱影響評価（添付6）と同様に重油とした。</p> <p style="text-align: center;">表8-8 有毒ガス発生量に関するデータ</p> <table border="1" data-bbox="1368 552 1928 683"> <thead> <tr> <th rowspan="2">想定火災源</th> <th colspan="4">有毒ガス発生量[Nm³/s]</th> </tr> <tr> <th>CO₂</th> <th>CO</th> <th>SO₂</th> <th>NO_x</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号伊勢補給油タンク</td> <td>29.419</td> <td>0.408</td> <td>0.5439</td> <td>0.0588</td> </tr> <tr> <td>3号伊勢主変圧器・所内変圧器</td> <td>6.966</td> <td>0.100</td> <td>0.1324</td> <td>0.0140</td> </tr> <tr> <td>航空機 (F-15)</td> <td>3.529</td> <td>0.055</td> <td>0.0005</td> <td>0.0048</td> </tr> </tbody> </table> <p>(d) 給気口に有毒ガスが到達する風速</p> <p>火災によって発生する有毒ガスは燃焼によって高温となり熱浮力によって上昇する。したがって、Briggs式（排煙上昇過程式）を用いて、有毒ガス発生源と給気口との距離と高度差から、給気口に有毒ガスが到達する風速 u[m/s] を求める。</p> <p>Briggs式で求めた外気取入口に有毒ガスが到達する風速は、一部において著しく高い風速結果となっていることから、濃度算出への影響を確認することを目的として、風速を変動させた場合の感度解析を実施し、最大濃度となる風速を確認する。最大濃度となる風速の確認結果を第3.4.2-6表に示す。なお、評価結果の詳細を別紙8-4に示す。</p>	想定火災源	油種	燃焼面積 (㎡)	質量低下速度 (kg/m ² /s)	発熱量 (kcal/kg)	燃料消費 速度 (kg/s)	排出熱量 (kcal/s)	排熱 フラックス (kW/s)	3号伊勢補給油タンク	重油	482.79	0.035	9,400	16.89	159,786	5,974	3号伊勢主変圧器・所内変圧器	重油 ^{※1}	118.38	0.035	9,400	4.14	38,916	1,439	航空機 (F-15)	JP-4	44.8	0.051	10,300	2.27	23,381	865	想定火災源	有毒ガス発生量[Nm ³ /s]				CO ₂	CO	SO ₂	NO _x	3号伊勢補給油タンク	29.419	0.408	0.5439	0.0588	3号伊勢主変圧器・所内変圧器	6.966	0.100	0.1324	0.0140	航空機 (F-15)	3.529	0.055	0.0005	0.0048	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計及び地域特性の違いによる相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計及び地域特性の違いによる相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・資料内での記載統一</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は有毒ガスが給気口に到達する際の風速にて評価を実施。濃度については、保守的にブルーム中心軸最大濃度にて評価していることから感度解析は不要としている。（女川は給気口までの拡散を考慮して評価していることから最大濃度になる風速にて感度解析を実施）</p>
想定火災源	油種	燃焼面積 (㎡)	質量低下 速度 (kg/m ² /s)	発熱量 (kcal/kg)	燃料消費 速度 (kg/s)	排出熱量 (kcal/s)	排熱 速度 (kW/s)																																																																																																																																																			
1号伊勢補給油タンク	軽油	240.0	0.045	10,600	14.96	169,600	5,984																																																																																																																																																			
3号伊勢補給油タンク(2基)	軽油	381.0	0.044	10,600	16.78	177,600	6,571																																																																																																																																																			
航空機 (B747-400)	Jet-A-1	700	0.093	10,300	27.3	281,100	10,400																																																																																																																																																			
航空機 (F-15)	JP-4	44.8	0.051	10,300	2.37	23,900	865																																																																																																																																																			
起動変圧器	変圧器油	70	0.093	10,300	2.78	23,700	1,038																																																																																																																																																			
補助ボイラ変圧器	変圧器油	30	0.093	10,300	1.17	12,700	469																																																																																																																																																			
想定火災源	有毒ガス発生量[Nm ³ /s]																																																																																																																																																									
	CO ₂	CO	SO ₂	NO _x																																																																																																																																																						
1号伊勢補給油タンク	22.348	0.360	0.0413	0.0300																																																																																																																																																						
3号伊勢補給油タンク(2基)	25.508	0.403	0.0470	0.0330																																																																																																																																																						
航空機 (B747-400)	44.127	0.656	0.0192	0.0800																																																																																																																																																						
航空機 (F-15)	3.628	0.055	0.0005	0.0056																																																																																																																																																						
起動変圧器	4.883	0.066	0.0794	0.0100																																																																																																																																																						
補助ボイラ変圧器	1.964	0.029	0.0360	0.0040																																																																																																																																																						
想定火災源	油種	燃焼面積 (㎡)	質量低下速度 (kg/m ² /s)	発熱量 (kcal/kg)	燃料消費 速度 (kg/s)	排出熱量 (kcal/s)	排熱 フラックス (kW/s)																																																																																																																																																			
3号伊勢補給油タンク	重油	482.79	0.035	9,400	16.89	159,786	5,974																																																																																																																																																			
3号伊勢主変圧器・所内変圧器	重油 ^{※1}	118.38	0.035	9,400	4.14	38,916	1,439																																																																																																																																																			
航空機 (F-15)	JP-4	44.8	0.051	10,300	2.27	23,381	865																																																																																																																																																			
想定火災源	有毒ガス発生量[Nm ³ /s]																																																																																																																																																									
	CO ₂	CO	SO ₂	NO _x																																																																																																																																																						
3号伊勢補給油タンク	29.419	0.408	0.5439	0.0588																																																																																																																																																						
3号伊勢主変圧器・所内変圧器	6.966	0.100	0.1324	0.0140																																																																																																																																																						
航空機 (F-15)	3.529	0.055	0.0005	0.0048																																																																																																																																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																				
<p>島根原子力発電所2号炉</p> <p>c. 火災によって発生する有毒ガスの大気拡散</p> <p>外気取入口に到達する有毒ガスの濃度は、大気拡散を考慮しガウスブルームモデルの拡散式を用いて評価する。</p> <p>火災地点から放出された有毒ガスは、中央制御室の外気取入口の方向に向かう風によって、風下直線方向に拡散していくものとし、先に求めた評価対象ガスの発生率及び外気取入口に有毒ガスが到達する風速と、以下に示すガウスブルームモデルの拡散式を用いて、外気取入口の空气中に含まれる有毒ガスの濃度を計算する。なお、外気取入口での空气中の濃度は、下記数式の放出点の高さHと評価点の高さZにおいてH=Z=0、Y=0として中心軸最大濃度を計算する。計算結果を第3.3.2-9表にまとめる。</p> <p>(有風時ブルーム式)</p> $c(X,Y,Z) = \frac{Q_T}{2\pi\sigma_y\sigma_z} \exp\left(-\frac{Y^2}{2\sigma_y^2}\right) \left\{ \exp\left[-\frac{(Z-H)^2}{2\sigma_z^2}\right] + \exp\left[-\frac{(Z+H)^2}{2\sigma_z^2}\right] \right\}$ <p>$c(X,Y,Z)$：有毒物質の濃度 u：外気取入口に有毒ガスが到達するとした場合の風速 (m/s) σ_y：建物及び地形の起伏のない平地でのy方向（水平方向）の濃度の拡がりのパラメータ (m) σ_z：建物及び地形の起伏のない平地でのz方向（鉛直方向）の濃度の拡がりのパラメータ (m) Q_T：火災によって発生する有毒ガスの発生率 (Nm³/s) H：放出源の有効高さ (m) (=Z_H)</p>	<p>第3.4.2-6表 算出結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>給気口に直撃する風速[m/s]</th> <th>最大濃度となる風速[m/s]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉軽油貯蔵タンク</td> <td>81.7</td> <td>50.2</td> </tr> <tr> <td>3号炉軽油タンク(2基)</td> <td>82.7</td> <td>63.5</td> </tr> <tr> <td>航空機 (B747-400)</td> <td>42.3</td> <td>30.8</td> </tr> <tr> <td>航空機 (F-15)</td> <td>7.2</td> <td>7.2</td> </tr> <tr> <td>起動変圧器</td> <td>17.9</td> <td>17.1</td> </tr> <tr> <td>補助ボイラ変圧器</td> <td>6.1</td> <td>6.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(e) 火災によって発生する有毒ガスの大気拡散</p> <p>給気口に到達する有毒ガスの濃度は、大気拡散を考慮し有風時ブルーム式を用いて評価する。</p> <p>火災地点から放出された有毒ガスは、中央制御室換気空調系の給気口の方向に向かう風によって、風下直線方向に拡散していくものとし、評価対象ガスの発生量及び最大濃度となる風速と有風時ブルーム式の拡散式を用いて、給気口の空气中に含まれる有毒ガスの濃度を計算する。なお、給気口での空气中の濃度は、拡散式の放出点高さとして評価点の高さにおいて中心軸最大濃度を計算する。計算結果を第3.4.2-7表に示す。</p> <p>なお、算出した拡散パラメータは風による拡散しか考慮されていないため、想定する火災の熱気による鉛直方向への浮力拡散を考慮することとし、第3.4.2-8表に示すガウスブルームモデルにおける大気拡散パラメータよりΔHe²/10を加えた値を採用した。</p> <p>第3.4.2-7表 拡散パラメータの算出結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象</th> <th rowspan="2">排煙上昇高さHe [m]</th> <th rowspan="2">風速u [m/s]</th> <th colspan="2">拡散パラメータ</th> </tr> <tr> <th>σ_y [m]</th> <th>σ_z [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉軽油貯蔵タンク</td> <td>19.591</td> <td>50.2</td> <td>15.128</td> <td>10.945</td> </tr> <tr> <td>3号炉軽油タンク(2基)</td> <td>23.260</td> <td>63.5</td> <td>25.220</td> <td>16.011</td> </tr> <tr> <td>航空機火災 (B747-400)</td> <td>18.222</td> <td>39.8</td> <td>6.884</td> <td>8.743</td> </tr> <tr> <td>航空機火災 (F-15)</td> <td>16.098</td> <td>7.2</td> <td>1.872</td> <td>5.252</td> </tr> <tr> <td>起動変圧器</td> <td>18.707</td> <td>17.1</td> <td>5.883</td> <td>6.38</td> </tr> <tr> <td>補助ボイラ変圧器</td> <td>16.001</td> <td>6.1</td> <td>1.806</td> <td>5.236</td> </tr> </tbody> </table> <p>大気安定度は、発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針に記載のとおり、風速の範囲と日射や夜間の放熱の大小によってA-Gに区分されるものであり、大気安定度Aが最も拡散しやすくGが最も拡散しにくい。本評価では給気口に有毒ガスが到達するとした場合のu[m/s]の中で、拡散幅が最小となる（濃度が最大となる）より拡散しにくい大気安定度を選択する。風速と大気安定度の関係は以下のとおりであり、本評価では第3.4.2-6表に示すとおり風速は6[m/s]以上であることから大気安定度はC又はDとなり、より拡散しにくい大気安定度Dで評価を行う。</p>	評価対象	給気口に直撃する風速[m/s]	最大濃度となる風速[m/s]	1号炉軽油貯蔵タンク	81.7	50.2	3号炉軽油タンク(2基)	82.7	63.5	航空機 (B747-400)	42.3	30.8	航空機 (F-15)	7.2	7.2	起動変圧器	17.9	17.1	補助ボイラ変圧器	6.1	6.1	評価対象	排煙上昇高さHe [m]	風速u [m/s]	拡散パラメータ		σ _y [m]	σ _z [m]	1号炉軽油貯蔵タンク	19.591	50.2	15.128	10.945	3号炉軽油タンク(2基)	23.260	63.5	25.220	16.011	航空機火災 (B747-400)	18.222	39.8	6.884	8.743	航空機火災 (F-15)	16.098	7.2	1.872	5.252	起動変圧器	18.707	17.1	5.883	6.38	補助ボイラ変圧器	16.001	6.1	1.806	5.236	<p>表8-9 算出結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>給気口に直撃する風速[m/s]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉補助ボイラ燃料タンク</td> <td>69.2</td> </tr> <tr> <td>3号炉主変圧器・所内変圧器</td> <td>37.1</td> </tr> <tr> <td>航空機 (F-15)</td> <td>13.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(e) 火災によって発生する有毒ガスの大気拡散</p> <p>給気口に到達する有毒ガスの濃度は、大気拡散を考慮し有風時ブルーム式を用いて評価する。</p> <p>火災地点から放出された有毒ガスは、中央制御室換気空調装置の給気口の方向に向かう風によって、風下直線方向に拡散していくものとし、評価対象ガスの発生量及び給気口に有毒ガスが到達する風速と有風時ブルーム式の拡散式を用いて、給気口の空气中に含まれる有毒ガスの濃度を計算する。なお、給気口での空气中の濃度は、有風時ブルーム式の放出点の高さHeと評価点の高さZにおいて、He=Z=0、Y=0として中心軸最大濃度を計算する。計算結果を表8-10に示す。</p> <p>なお、算出した拡散パラメータは風による拡散しか考慮されていないため、想定する火災の熱気による鉛直方向への浮力拡散を考慮することとし、表8-11に示すガウスブルームモデルにおける大気拡散パラメータよりΔH²/10を加えた値を採用した。</p> <p>表8-10 拡散パラメータの算出結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象</th> <th rowspan="2">風速u[m/s]</th> <th colspan="2">拡散パラメータ</th> </tr> <tr> <th>σ_y[m]</th> <th>σ_z[m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉補助ボイラ燃料タンク</td> <td>69.2</td> <td>13.496</td> <td>8.556</td> </tr> <tr> <td>3号炉主変圧器・所内変圧器</td> <td>37.1</td> <td>10.911</td> <td>7.454</td> </tr> <tr> <td>航空機 (F-15)</td> <td>13.3</td> <td>3.328</td> <td>4.670</td> </tr> </tbody> </table> <p>大気安定度は、発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針に記載のとおり、風速の範囲と日射や夜間の放熱の大小によってA-Gに区分されるものであり、大気安定度Aが最も拡散しやすくGが最も拡散しにくい。本評価では給気口に有毒ガスが到達するとした場合のu[m/s]の中で、拡散幅が最小となる（濃度が最大となる）より拡散しにくい大気安定度を選択する。風速と大気安定度の関係は以下のとおりであり、本評価では表8-9に示すとおり風速は6[m/s]以上であることから大気安定度はC又はDとなり、より拡散しにくい大気安定度Dで評価を行う。</p>	評価対象	給気口に直撃する風速[m/s]	3号炉補助ボイラ燃料タンク	69.2	3号炉主変圧器・所内変圧器	37.1	航空機 (F-15)	13.3	評価対象	風速u[m/s]	拡散パラメータ		σ _y [m]	σ _z [m]	3号炉補助ボイラ燃料タンク	69.2	13.496	8.556	3号炉主変圧器・所内変圧器	37.1	10.911	7.454	航空機 (F-15)	13.3	3.328	4.670	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計及び地域特性の違いによる相違</p> <p>【女川】名称の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は有毒ガスが給気口に到達する際の風速にて評価を実施。濃度については、保守的にブルーム中心軸最大濃度にて評価している。（島根2号炉と同様。女川は給気口までの拡散を考慮して評価している。）</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・資料内での記載統一</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計及び地域特性の違いによる相違</p>
評価対象	給気口に直撃する風速[m/s]	最大濃度となる風速[m/s]																																																																																					
1号炉軽油貯蔵タンク	81.7	50.2																																																																																					
3号炉軽油タンク(2基)	82.7	63.5																																																																																					
航空機 (B747-400)	42.3	30.8																																																																																					
航空機 (F-15)	7.2	7.2																																																																																					
起動変圧器	17.9	17.1																																																																																					
補助ボイラ変圧器	6.1	6.1																																																																																					
評価対象	排煙上昇高さHe [m]	風速u [m/s]	拡散パラメータ																																																																																				
			σ _y [m]	σ _z [m]																																																																																			
1号炉軽油貯蔵タンク	19.591	50.2	15.128	10.945																																																																																			
3号炉軽油タンク(2基)	23.260	63.5	25.220	16.011																																																																																			
航空機火災 (B747-400)	18.222	39.8	6.884	8.743																																																																																			
航空機火災 (F-15)	16.098	7.2	1.872	5.252																																																																																			
起動変圧器	18.707	17.1	5.883	6.38																																																																																			
補助ボイラ変圧器	16.001	6.1	1.806	5.236																																																																																			
評価対象	給気口に直撃する風速[m/s]																																																																																						
3号炉補助ボイラ燃料タンク	69.2																																																																																						
3号炉主変圧器・所内変圧器	37.1																																																																																						
航空機 (F-15)	13.3																																																																																						
評価対象	風速u[m/s]	拡散パラメータ																																																																																					
		σ _y [m]	σ _z [m]																																																																																				
3号炉補助ボイラ燃料タンク	69.2	13.496	8.556																																																																																				
3号炉主変圧器・所内変圧器	37.1	10.911	7.454																																																																																				
航空機 (F-15)	13.3	3.328	4.670																																																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第3.4.2-8表 大気安定度分類表

風速(U)	日射量(T)kw/m ²			放射収量(Q)kw/m ²			
	T≥0.60	0.60>T ≥0.30	0.30>T ≥0.15	0.15>T	Q≥-0.020	-0.020>Q ≥-0.040	-0.040>Q
U<2	A	A-B	B	D	D	C	C
2≤U<3	A-B	B	C	D	D	E	F
3≤U<4	B	B-C	C	D	D	D	E
4≤U<6	C	C-D	D	D	D	D	D
6≤U	C	D	D	D	D	D	D

第3.4.2-9表 拡散パラメータ Passquill-Gifford 図の近似関係*

$\sigma_y(x) = \gamma_y \cdot x^{\alpha_y}$

安定度	α_y	γ_y	風下距離 x(m)
A	0.901	0.426	0~1,000
	0.851	0.602	1,000~
B	0.914	0.282	0~1,000
	0.865	0.396	1,000~
C	0.924	0.1772	0~1,000
	0.885	0.232	1,000~
D	0.929	0.1107	0~1,000
	0.889	0.1457	1,000~
E	0.921	0.0864	0~1,000
	0.897	0.1019	1,000~
F	0.929	0.0554	0~1,000
	0.889	0.0733	1,000~
G	0.921	0.0380	0~1,000
	0.896	0.0452	1,000~

$\sigma_z(x) = \gamma_z \cdot x^{\alpha_z}$

安定度	α_z	γ_z	風下距離 x(m)
A	1.122	0.0900	0~ 300
	1.514	0.00855	300~ 500
	2.109	0.000212	500~
B	0.964	0.1272	0~ 500
	1.094	0.0570	500~
C	0.918	0.1068	0~
D	0.826	0.1046	0~ 1,000
	0.632	0.400	1,000~10,000
D	0.555	0.811	10,000~
	0.700	0.0929	0~ 1,000
D	0.565	0.420	1,000~10,000
	0.415	1.732	10,000~
F	0.784	0.0621	0~ 1,000
	0.526	0.370	1,000~10,000
	0.323	2.41	10,000~
G	0.784	0.0373	0~ 1,000
	0.637	0.1105	1,000~ 2,000
	0.431	0.329	2,000~10,000
G	0.222	3.62	10,000~

※空素酸化物総量規制マニュアル

表8-11 大気安定度分類表

風速 (U) m/s	日射量 (T) kw/m ²				放射収量 (Q) kw/m ²		
	T≥0.60	0.60>T ≥0.30	0.30>T ≥0.15	0.15>T	Q≥-0.020	-0.020>Q ≥-0.040	-0.040>Q
U<2	A	A-B	B	D	D	G	G
2≤U<3	A-B	B	C	D	D	E	F
3≤U<4	B	B-C	C	D	D	D	E
4≤U<6	C	C-D	D	D	D	D	D
6≤U	C	D	D	D	D	D	D

表8-12 拡散パラメータ Passquill-Gifford 図の近似関係*

$\sigma_y(x) = \gamma_y \cdot x^{\alpha_y}$

安定度	α_y	γ_y	風下距離x(m)
A	0.901	0.426	0~1,000
	0.851	0.602	1,000~
B	0.914	0.282	0~1,000
	0.865	0.396	1,000~
C	0.924	0.1772	0~1,000
	0.885	0.232	1,000~
D	0.929	0.1107	0~1,000
	0.889	0.1467	1,000~
E	0.921	0.0864	0~1,000
	0.897	0.1019	1,000~
F	0.929	0.0554	0~1,000
	0.889	0.0733	1,000~
G	0.921	0.0380	0~1,000
	0.896	0.0452	1,000~

$\sigma_z(x) = \gamma_z \cdot x^{\alpha_z}$

安定度	α_z	γ_z	風下距離x(m)
A	1.122	0.0900	0~ 300
	1.514	0.00855	300~ 500
	2.109	0.000212	500~
B	0.964	0.1272	0~ 500
	1.094	0.0570	500~
C	0.918	0.1068	0~
D	0.826	0.1046	0~ 1,000
	0.632	0.400	1,000~10,000
D	0.555	0.811	10,000~
	0.788	0.0928	0~1,000
E	0.565	0.433	1,000~10,000
	0.415	1.732	10,000~
F	0.784	0.0621	0~ 1,000
	0.526	0.370	1,000~10,000
	0.323	2.41	10,000~
G	0.794	0.0373	0~ 1,000
	0.637	0.1105	1,000~2,000
	0.431	0.329	2,000~10,000
G	0.222	3.62	10,000~

※ 空素酸化物総量規制マニュアル

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																							
<p>第3.4.2-10表 拡散パラメータσ_z[※]</p> <p>TABLE 2. SUMMARY OF RECOMMENDATIONS FOR INTERIM CHANGES IN THE WORKBOOK VALUES OF THE DISPERSION PARAMETERS σ_y AND σ_z</p> <p>For crosswind spread σ_y, irrespective of the terrain roughness, release height and sampling duration up to up to about 1 hour, use the formula*</p> $\sigma_y/x = \sigma_y^*(f), \sigma_y \text{ in radians}$ <p>with σ_y^* the best available estimate of the standard deviation of the wind direction fluctuation for the sampling time of interest and for the height at which \bar{u} is specified, and with values of $f(x)$ as follows:</p> <table border="1"> <tr> <td>x(m)</td> <td>0.1</td> <td>0.2</td> <td>0.4</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>10</td> <td>>10</td> </tr> <tr> <td>f(x)</td> <td>0.8</td> <td>0.7</td> <td>0.65</td> <td>0.6</td> <td>0.5</td> <td>0.4</td> <td>0.33</td> <td>$0.33(10/x)^{1/2}$</td> </tr> </table> <p>For $x \geq 20$ km add to the square of the σ_y^* as obtained above the quantity $0.02x^2$ and take the square root to give the total σ_y, with $\Delta\theta$ the total change of mean wind direction over the depth of the plume.</p> <p>For vertical spread σ_z, for any sampling time for a surface release, and say >10 min for an elevated release (see Section 2), use the existing workbook curves with adjustment or constraint as follows:</p> <ol style="list-style-type: none"> For terrain with σ_z different from 3 on apply factors based on F. B. Smith's monogram (Ref. 5 or Ref. 6, p. 377) To allow for 'urban heating' adopt a stability category one-half category more unstable than that prescribed in the normal way in the Workbook For evaluating the concentration at the surface from a surface release, consider estimates of the effective plume depth 'h' at the mid-time of sampling, recognizing especially its growth from very small values on stable nights, and then adopt either σ_z^* as given by the curves, or 0.5h*, whichever is the smaller, for substitution in Eq. (4) For buoyant plumes, increase the σ_z^* obtained from the curves by adding $\Delta H / 10$ where ΔH is the estimated plume rise. <p>*. F see Notes on Table 2.</p> <p>※ F. Pasquill, ATMOSPHERIC DISPERSION PARAMETERS IN GAUSSIAN PLUME MODELING, EPA-600/4-76-03b, 1976</p>	x(m)	0.1	0.2	0.4	1	2	4	10	>10	f(x)	0.8	0.7	0.65	0.6	0.5	0.4	0.33	$0.33(10/x)^{1/2}$	<p>第3.4.2-11表 評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>CO₂濃度 [ppm] (IDLH:40,000^{※1})</th> <th>CO濃度 [ppm] (IDLH:1,200^{※1})</th> <th>SO₂濃度 [ppm] (IDLH:100^{※1})</th> <th>NO₂濃度 [ppm] (IDLH:13^{※2})</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉軽油貯蔵タンク</td> <td>456</td> <td>6.37</td> <td>0.30</td> <td>0.53</td> </tr> <tr> <td>3号炉軽油タンク2基</td> <td>156</td> <td>2.45</td> <td>0.89</td> <td>0.81</td> </tr> <tr> <td>航空機火災 (B747-400)</td> <td>3,761</td> <td>55.33</td> <td>1.84</td> <td>6.32</td> </tr> <tr> <td>航空機火災 (F-15)</td> <td>7,930</td> <td>123.60</td> <td>1.13</td> <td>12.89</td> </tr> <tr> <td>電動変圧器</td> <td>1,123</td> <td>18.25</td> <td>19.55</td> <td>2.49</td> </tr> <tr> <td>補助ボイラ変圧器</td> <td>5,007</td> <td>73.33</td> <td>85.87</td> <td>10.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 人に対する急性吸入毒性データに基づく。(NIOSH, "NIOSH Pocket Guide to Chemical Hazards", September 2007)</p> <p>※2 ボランテニアに対する70分間のばく露後の呼吸器系への刺激及び重症の咳に対する最小毒性量 (LOAEL)に基づく。(NIOSH, "IDLH Value Profile: Nitrogen Dioxide", September 2017)</p>	評価対象	CO ₂ 濃度 [ppm] (IDLH:40,000 ^{※1})	CO濃度 [ppm] (IDLH:1,200 ^{※1})	SO ₂ 濃度 [ppm] (IDLH:100 ^{※1})	NO ₂ 濃度 [ppm] (IDLH:13 ^{※2})	1号炉軽油貯蔵タンク	456	6.37	0.30	0.53	3号炉軽油タンク2基	156	2.45	0.89	0.81	航空機火災 (B747-400)	3,761	55.33	1.84	6.32	航空機火災 (F-15)	7,930	123.60	1.13	12.89	電動変圧器	1,123	18.25	19.55	2.49	補助ボイラ変圧器	5,007	73.33	85.87	10.20	<p>表8-13 拡散パラメータ σ_z[※]</p> <p>TABLE 2. SUMMARY OF RECOMMENDATIONS FOR INTERIM CHANGES IN THE WORKBOOK VALUES OF THE DISPERSION PARAMETERS σ_y AND σ_z</p> <p>For crosswind spread σ_y, irrespective of the terrain roughness, release height and sampling duration up to up to about 1 hour, use the formula*</p> $\sigma_y/x = \sigma_y^*(f), \sigma_y \text{ in radians}$ <p>with σ_y^* the best available estimate of the standard deviation of the wind direction fluctuation for the sampling time of interest and for the height at which \bar{u} is specified, and with values of $f(x)$ as follows:</p> <table border="1"> <tr> <td>x(m)</td> <td>0.1</td> <td>0.2</td> <td>0.4</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>10</td> <td>>10</td> </tr> <tr> <td>f(x)</td> <td>0.8</td> <td>0.7</td> <td>0.65</td> <td>0.6</td> <td>0.5</td> <td>0.4</td> <td>0.33</td> <td>$0.33(10/x)^{1/2}$</td> </tr> </table> <p>For $x \geq 20$ km add to the square of the σ_y^* as obtained above the quantity $0.02x^2$ and take the square root to give the total σ_y, with $\Delta\theta$ the total change of mean wind direction over the depth of the plume.</p> <p>For vertical spread σ_z, for any sampling time for a surface release, and say >10 min for an elevated release (see Section 2), use the existing workbook curves with adjustment or constraint as follows:</p> <ol style="list-style-type: none"> For terrain with σ_z different from 3 on apply factors based on F. B. Smith's monogram (Ref. 5 or Ref. 6, p. 377) To allow for 'urban heating' adopt a stability category one-half category more unstable than that prescribed in the normal way in the Workbook For evaluating the concentration at the surface from a surface release, consider estimates of the effective plume depth 'h' at the mid-time of sampling, recognizing especially its growth from very small values on stable nights, and then adopt either σ_z^* as given by the curves, or 0.5h*, whichever is the smaller, for substitution in Eq. (4) For buoyant plumes, increase the σ_z^* obtained from the curves by adding $\Delta H / 10$ where ΔH is the estimated plume rise. <p>*. F see Notes on Table 2.</p> <p>※ F. Pasquill, ATMOSPHERIC DISPERSION PARAMETERS IN GAUSSIAN PLUME MODELING, EPA-600/4-76-03b, 1976</p>	x(m)	0.1	0.2	0.4	1	2	4	10	>10	f(x)	0.8	0.7	0.65	0.6	0.5	0.4	0.33	$0.33(10/x)^{1/2}$	<p>相違理由</p>
x(m)	0.1	0.2	0.4	1	2	4	10	>10																																																																		
f(x)	0.8	0.7	0.65	0.6	0.5	0.4	0.33	$0.33(10/x)^{1/2}$																																																																		
評価対象	CO ₂ 濃度 [ppm] (IDLH:40,000 ^{※1})	CO濃度 [ppm] (IDLH:1,200 ^{※1})	SO ₂ 濃度 [ppm] (IDLH:100 ^{※1})	NO ₂ 濃度 [ppm] (IDLH:13 ^{※2})																																																																						
1号炉軽油貯蔵タンク	456	6.37	0.30	0.53																																																																						
3号炉軽油タンク2基	156	2.45	0.89	0.81																																																																						
航空機火災 (B747-400)	3,761	55.33	1.84	6.32																																																																						
航空機火災 (F-15)	7,930	123.60	1.13	12.89																																																																						
電動変圧器	1,123	18.25	19.55	2.49																																																																						
補助ボイラ変圧器	5,007	73.33	85.87	10.20																																																																						
x(m)	0.1	0.2	0.4	1	2	4	10	>10																																																																		
f(x)	0.8	0.7	0.65	0.6	0.5	0.4	0.33	$0.33(10/x)^{1/2}$																																																																		
<p>(f) 評価結果</p> <p>各火災が発生する中央制御室換気空調系給気口での最大となる有毒ガス濃度を第3.4.2-11表に示す。</p> <p>評価結果から、全ての評価に対し IDLH 値以下であることを確認した。</p> <p>中央制御室に有毒ガスが流入してくる可能性がある場合には、中央制御室の外気取入を遮断し、再循環させる事故時運転モードで運転を行うことが可能であり、火災発生後 10分程度[※]で中央制御室の外気取入を停止し、事故時運転モードへ切替えることが可能である。</p> <p>また、火災（有毒ガス）の発生は、火災感知器（軽油タンク、主変圧器等）、振動や衝撃音（航空機墜落）により覚知できることに加え、自然現象監視カメラにおいても屋外の状況を確認可能とし、中央制御室内で煙や異臭を確認した場合等の緊急時には、切替操作スイッチを使用し、必要な機器を同時に動作させる一括切替も可能であり、これ</p>	<p>(f) 評価結果</p> <p>各火災が発生する中央制御室換気空調装置給気口での最大となる有毒ガス濃度を表8-14に示す。</p> <p>表8-14 評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>CO₂濃度 [ppm] (IDLH:40,000^{※1})</th> <th>CO濃度 [ppm] (IDLH:1,200^{※1})</th> <th>SO₂濃度 [ppm] (IDLH:100^{※1})</th> <th>NO₂濃度 [ppm] (IDLH:13^{※2})</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉補助ボイラ燃料タンク</td> <td>1,133</td> <td>18.18</td> <td>21.87</td> <td>2.27</td> </tr> <tr> <td>3号炉主変圧器・所内変圧器</td> <td>735</td> <td>10.55</td> <td>14.08</td> <td>1.48</td> </tr> <tr> <td>航空機 (F-15)</td> <td>5,435</td> <td>84.70</td> <td>0.77</td> <td>7.40</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 人に対する急性吸入毒性データに基づく。(NIOSH, "NIOSH Pocket Guide to Chemical Hazards", September 2007)</p> <p>※2 ボランテニアに対する70分間のばく露後の呼吸器系への刺激及び重症の咳に対する最小毒性量 (LOAEL)に基づく。(NIOSH, "IDLH Value Profile: Nitrogen Dioxide", September 2017)</p> <p>評価結果から、すべての評価に対し IDLH 値以下であることを確認した。</p> <p>中央制御室に有毒ガスが流入してくる可能性がある場合には、中央制御室の外気取入を遮断し、再循環させる閉回路循環運転を行うことが可能であり、火災を確認・判断してから 10分程度で中央制御室の外気取入を停止し、閉回路循環運転へ切替えることが可能である。</p> <p>また、火災（有毒ガス）の発生は、火災感知器（3号炉補助ボイラ燃料タンク、変圧器等）、振動や衝撃音（航空機墜落）により覚知できることに加え、監視カメラにおいても屋外の状況を確認可能とし、中央制御室内で煙や異臭を確認した場合等の緊急時には、切替操作スイッチを使用し、必要な機器を同時に動作させる一括切替も可能であ</p>	評価対象	CO ₂ 濃度 [ppm] (IDLH:40,000 ^{※1})	CO濃度 [ppm] (IDLH:1,200 ^{※1})	SO ₂ 濃度 [ppm] (IDLH:100 ^{※1})	NO ₂ 濃度 [ppm] (IDLH:13 ^{※2})	3号炉補助ボイラ燃料タンク	1,133	18.18	21.87	2.27	3号炉主変圧器・所内変圧器	735	10.55	14.08	1.48	航空機 (F-15)	5,435	84.70	0.77	7.40	<p>相違理由</p> <p>【女川】名称の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計及び地域特性の違いによる相違</p> <p>【女川】運転名称の相違 【女川】運用の相違 【女川】運転名称の相違 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違 【女川】設備名称の相違</p>																																																				
評価対象	CO ₂ 濃度 [ppm] (IDLH:40,000 ^{※1})	CO濃度 [ppm] (IDLH:1,200 ^{※1})	SO ₂ 濃度 [ppm] (IDLH:100 ^{※1})	NO ₂ 濃度 [ppm] (IDLH:13 ^{※2})																																																																						
3号炉補助ボイラ燃料タンク	1,133	18.18	21.87	2.27																																																																						
3号炉主変圧器・所内変圧器	735	10.55	14.08	1.48																																																																						
航空機 (F-15)	5,435	84.70	0.77	7.40																																																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>6. 緊急時対策所の外部火災による有毒ガスからの防護について</p> <p>(1) 概要</p> <p>大飯発電所において外部火災が発生した際には、対策本部はまずは第2事務所に設置する。ばい煙については、火災による上昇気流により、第2事務所内部に直接ばい煙が侵入する可能性は少ないと考えられるが、ばい煙が多量に侵入した場合は、外気取入ダンパを閉止する。その場合、室内の居住性が悪化する可能性があるため、酸素濃度と炭酸ガス濃度を監視しながら、居住性が悪くなれば緊急時対策所（1, 2号炉中央制御室横会議室）に対策要員を移動して対応する事とする。なお、緊急時対策所（1, 2号炉中央制御室横会議室）においては、空間容積は狭いものの、広大な空間容積をもつ補助建屋の空気を可搬型の換気設備により強制的に送り込む事により、居住性が100時間以上確保できる設計となっている（評価結果は以下（2）参照）。また、緊急時対策所（1, 2号炉中央制御室横会議室）の居住性が悪くなったとしても、空気ポンベによる空気の供給も可能である。</p> <p>(2) 評価</p> <p>緊急時対策所（1, 2号炉中央制御室横会議室）</p> <p>可搬型換気設備を使用した場合の緊急時対策所（1, 2号炉中央制御室横会議室）内に滞在する対策要員の作業環境について、酸素濃度及び炭酸ガス濃度の評価を行った。</p>	<p>らの覚知・判断に時間を要するものではなく、迅速に対応することが可能である。</p> <p>以上より、外部火災により有毒ガスが発生した場合において、中央制御室の居住性が損なわれることはないと評価する。</p> <p>※：切替に要する時間は通常の切替手順をもとに、弁点検時の実動作時間などから算出すると10分程度であった。</p> <p>火災発生（ばい煙等の流入を確認）→事故時運転モードに切替操作</p> <p>3.4.3 緊急時対策所の居住性評価</p> <p>外部火災時の緊急時対策所の居住性の評価として、外気取入遮断時の緊急時対策所内に滞在する対策要員の居住環境の劣化防止のため、二酸化炭素濃度及び酸素濃度について評価を行った。</p> <p>緊急時対策所がある緊急時対策建屋の位置を第3.4.3-1図に示す。</p>  <p>第3.4.3-1図 緊急時対策所の位置</p>	<p>り、これらの覚知・判断に時間を要するものではなく、迅速に対応することが可能である。</p> <p>以上より、外部火災により有毒ガスが発生した場合において、中央制御室の居住性が損なわれることはないと評価する。</p> <p>3.4.3 緊急時対策所の居住性評価</p> <p>外部火災時の緊急時対策所の居住性の評価として、外気取入遮断時の緊急時対策所内に滞在する対策要員の居住環境の劣化防止のため、二酸化炭素濃度及び酸素濃度について評価を行った。</p> <p>緊急時対策所の位置を図8-9に示す。</p>  <p>図8-9 緊急時対策所の位置</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は本文中に火災を確認・判断してからの時間を記載している。 （泊の閉回路循環運転への切替は中央にて一括切替で実施する運用である。）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】建屋名称の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる配置の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>b. 炭酸ガス濃度 「空気調和・衛生工学便覧 空調設備篇」に基づき、炭酸ガス濃度について評価した。</p> <p>(a) 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在室人員 35名 ・ 補助建屋内体積 110,000 m³ ・ 空気流入はないものとして評価する。 ・ 初期炭酸ガス濃度 0.03 % <p>・ 1人当たり炭酸ガス吐出量は、事故時の作業を想定し、中等作業時の吐出量を適用して、0.046 m³/hとする。</p> <p>・ 許容炭酸ガス濃度 1.0%以下（鉱山保安法施工規則から）</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>上記評価条件から求めた炭酸ガス濃度は以下のとおりであり、100時間以上外気取入を遮断しても、緊急時対策所（1、2号炉中央制御室横会議室）内に滞在する対応要員の作業環境に影響を与えない。</p> <table border="1" data-bbox="136 1281 613 1409"> <tr> <td>時間</td> <td>100時間</td> </tr> <tr> <td>炭酸ガス濃度</td> <td>0.177 %</td> </tr> </table>	時間	100時間	炭酸ガス濃度	0.177 %	<p>(1) 二酸化炭素濃度 外気遮断時の緊急時対策所内の二酸化炭素濃度について評価する。</p> <p>a. 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在室人員 79人^{※1} ・ 緊急時対策所バウンダリ内体積 8,661[m³] ・ 空気流入はないものとして評価する。 ・ 初期二酸化炭素濃度 0.03[%] （「原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程（JEAC4622-2009）」） ・ 呼吸により排出する二酸化炭素排出量 0.046[m³/h/人] （運転操作を想定し、「空気調和・衛生工学便覧」における中等作業での二酸化炭素排出量） ・ 許容二酸化炭素濃度 1.0[%] （労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号、最終改正平成30年2月9日厚生労働省令第14号）の許容炭酸ガス濃度1.5%に対して管理上の余裕をみた値） <p>※1：緊急時対策要員（70人）、自衛消防隊（6人）及び運転検査官（3人）</p> <p>b. 評価結果 外気遮断時間 t[hour]での炭酸ガス濃度 C[%] $C = (M \times N \times t) / V \times 100 + C_0$ M：呼吸による排出する二酸化炭素濃度 0.046[m³/h/人] N：在室人員 79[人] V：緊急時対策所バウンダリ内体積 8661[m³] C₀：初期炭酸ガス濃度 0.03[%]</p> <p>上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は、以下のとおりであり、外気取入を遮断したままでも、12時間以上緊急時対策所内に滞在可能である。</p> <p>緊急時対策所周囲で発生する火災として想定される航空機墜落火災のうち、最も長い燃焼継続時間であるB747-400の約1.9時間に対して余裕があり、対策要員の作業環境に影響を与えない。</p> <table border="1" data-bbox="712 1305 1305 1417"> <caption>第3.4.3-2表 緊急時対策所外気遮断時の二酸化炭素濃度の時間変化</caption> <tr> <td>時間</td> <td>8時間</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度</td> <td>0.23</td> <td>0.54%</td> </tr> </table>	時間	8時間	12時間	二酸化炭素濃度	0.23	0.54%	<p>(1) 二酸化炭素濃度 外気遮断時の緊急時対策所内の二酸化炭素濃度について評価する。</p> <p>a. 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在室人員 57人^{※1} ・ 緊急時対策所バウンダリ内体積 519[m³] ・ 空気流入はないものとして評価する。 ・ 初期二酸化炭素濃度 0.03[%] （「原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程（JEAC4622-2009）」） ・ 呼吸により排出する二酸化炭素排出量 0.046[m³/h/人] （運転操作を想定し、「空気調和・衛生工学便覧」における中等作業での二酸化炭素排出量） ・ 許容二酸化炭素濃度 1.0[%] （鉱山保安法施行規則（平成16年9月27日経済産業省令第96号、最終改正平成30年3月30日経済産業省令第9号） <p>※1：緊急時対策所指揮所（57人）、緊急時対策所持機所（24人）の想定収容人数のうち多い人数を用いる</p> <p>b. 評価結果 外気遮断時間 t[hour]での炭酸ガス濃度 C[%] $C = (M \times N \times t) / V \times 100 + C_0$ M：呼吸による排出する二酸化炭素濃度 0.046[m³/h/人] N：在室人員 57[人] V：緊急時対策所バウンダリ内体積 519[m³] C₀：初期炭酸ガス濃度 0.03[%]</p> <p>上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は、以下のとおりであり、外気取入を遮断したままでも、1.92時間まで緊急時対策所内に滞在可能である。</p> <p>緊急時対策所周囲で発生する火災として想定される航空機墜落火災のうち、最も長い燃焼継続時間であるB747-400の約1.86時間に対して滞在可能時間が上回っており、対策要員の作業環境に影響を与えない。</p> <table border="1" data-bbox="1384 1305 1883 1417"> <caption>表8-15 緊急時対策所外気遮断時の二酸化炭素濃度の時間変化</caption> <tr> <td>時間</td> <td>1.00時間</td> <td>1.50時間</td> <td>1.92時間</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度</td> <td>0.54%</td> <td>0.79%</td> <td>1.00%</td> </tr> </table>	時間	1.00時間	1.50時間	1.92時間	二酸化炭素濃度	0.54%	0.79%	1.00%	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川・大飯】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価条件の相違（人数、体積）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・適用法令の相違</p> <p>【女川・大飯】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価条件の相違</p> <p>【女川・大飯】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価結果の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は滞在可能時間と火災継続時間が近似していることから小数点第2位まで記載</p> <p>【女川・大飯】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価結果の相違</p>
時間	100時間																				
炭酸ガス濃度	0.177 %																				
時間	8時間	12時間																			
二酸化炭素濃度	0.23	0.54%																			
時間	1.00時間	1.50時間	1.92時間																		
二酸化炭素濃度	0.54%	0.79%	1.00%																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>a. 酸素濃度 「空気調和・衛生工学便覧 空調設備篇」に基づき、酸素濃度について評価した。</p> <p>(a) 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在室人員 35名 ・ 補助建屋内体積 110,000m³ ・ 空気流入はないものとして評価する。 ・ 初期酸素濃度 20.95% <p>・ 1人あたりの呼吸量は、事故時の運転操作を想定し、歩行時の呼吸量を適用して、24ℓ/min とする。</p> <p>・ 1人あたりの酸素消費量は、呼気の酸素濃度：16.40%として、65.52ℓ/h とする。</p> <p>・ 許容酸素濃度 19%以上（鉱山保安法施工規則から）</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>上記評価条件から求めた酸素濃度は、以下のとおりであり、100時間以上外気取入を遮断しても、緊急時対策所（1、2号炉中央制御室横会議室）内に滞在する対応要員の作業環境に影響を与えない。</p> <table border="1" data-bbox="197 1136 539 1222"> <tr> <td>時間</td> <td>100時間</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度</td> <td>20.74%</td> </tr> </table> <p>(3) 外部火災対応時の流れ</p> <ol style="list-style-type: none"> ①外部火災発生 ②第2事務所会議室に要員収集 ③ばい煙の侵入が顕著な場合、外気取入ダンパを閉止 ④居住性が悪化した場合、対策要員を緊急時対策所（1、2号炉中央制御室横会議室）へ移動（可搬型換気設備を使用） ⑤居住性が悪化した場合、空気ポンペを活用して対応 <p>以上</p>	時間	100時間	酸素濃度	20.74%	<p>(2) 酸素濃度 外気遮断時の緊急時対策所内の酸素濃度について評価する。</p> <p>a. 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在室人員 79人 ・ 緊急時対策所バウンダリ内体積 8,661[m³] ・ 空気流入はないものとして評価する。 ・ 初期酸素濃度 20.95[%] <p>・ 1人あたりの呼吸量は、事故時の運転操作を想定し、「空気調和・衛生工学便覧」の歩行時の呼吸量を適用して、24[l/min]とする。</p> <p>・ 1人あたりの酸素消費量は、「空気調和・衛生工学便覧」の成人吸気酸素濃度（20.95[%]）、成人呼気酸素濃度（16.40[%]）から1.092L/minとする。</p> <p>・ 許容酸素濃度 18%以上 （酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号、最終改正平成15年12月19日厚生労働省令第175号））</p> <p>b. 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対策所の初期酸素量 1814.5[m³]=8661[m³]×20.95[%] ・ 12時間後の酸素濃度 20.2[%] $= (2141.1[m^3] - 1.092[L/min/人] \times 10^{-3}[m^3/L] \times 79[人] \times 60[min] \times 12[h]) / 8661[m^3] \times 100$ <p>上記評価条件から求めた酸素濃度は、以下のとおりであり、外気取入を遮断したままでも、12時間以上緊急時対策所内に滞在可能である。</p> <p>緊急時対策所周囲で発生する火災として想定される航空機墜落火災のうち、最も長い燃焼継続時間であるB747-400の約1.9時間に対して余裕があり、対策要員の作業環境に影響を与えない。</p> <table border="1" data-bbox="768 1198 1294 1321"> <caption>第3.4.3-1表 緊急時対策所外気遮断時の酸素濃度の時間変化</caption> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>0時間</th> <th>12時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸素濃度</td> <td>20.5%</td> <td>20.2%</td> </tr> </tbody> </table>	時間	0時間	12時間	酸素濃度	20.5%	20.2%	<p>(2) 酸素濃度 外気遮断時の緊急時対策所内の酸素濃度について評価する。</p> <p>a. 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在室人員 57人 ・ 緊急時対策所バウンダリ内体積 519[m³] ・ 空気流入はないものとして評価する。 ・ 初期酸素濃度 20.95[%] ・ 初期酸素量 108.74[m³] <p>・ 1人あたりの呼吸量は、事故時の運転操作を想定し、「空気調和・衛生工学便覧」の歩行時の呼吸量を適用して、24[L/min]とする。</p> <p>・ 1人あたりの酸素消費量は、「空気調和・衛生工学便覧」の成人吸気酸素濃度（20.95[%]）、成人呼気酸素濃度（16.40[%]）から1.092L/minとする。</p> <p>・ 許容酸素濃度 19%以上 （鉱山保安法施行規則（平成16年9月27日経済産業省令第96号、最終改正平成30年3月30日経済産業省令第9号））</p> <p>b. 評価結果</p> <p>外気遮断時間 t [hour]での酸素濃度 C [%] $C = (A_0 - (M \times N \times 60 \times t \times 10^{-3})) / V \times 100$ M：呼吸による酸素消費量 1.092[L/min/人] N：在室人員 57[人] V：緊急時対策所バウンダリ内体積 519[m³] A₀：初期酸素量 108.74[m³]</p> <p>上記評価条件から求めた酸素濃度は、以下のとおりであり、外気取入を遮断したままでも、2.70時間まで緊急時対策所内に滞在可能である。</p> <p>緊急時対策所周囲で発生する火災として想定される航空機墜落火災のうち、最も長い燃焼継続時間であるB747-400の約1.86時間に対して滞在可能時間が上回っており、対策要員の作業環境に影響を与えない。</p> <p>表8-16 緊急時対策所外気遮断時の酸素濃度の時間変化</p> <table border="1" data-bbox="1440 1222 1861 1295"> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>1.00時間</th> <th>2.00時間</th> <th>2.70時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸素濃度</td> <td>20.23%</td> <td>19.51%</td> <td>19.00%</td> </tr> </tbody> </table>	時間	1.00時間	2.00時間	2.70時間	酸素濃度	20.23%	19.51%	19.00%	<p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価条件の相違（人数、体積） 【女川・大阪】 記載方針の相違 ・評価条件として記載（女川はb.評価結果に記載） 【大阪】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・適用法令の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・資料内での記載統一（数値はプラント設計の違いにより相違しているが、評価式は同じである） 【大阪】記載方針の相違（女川実績の反映） 【女川・大阪】 設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価結果の相違 【女川】記載方針の相違 ・泊は滞在可能時間と火災継続時間が近似していることから小数点第2位まで記載</p> <p>【女川・大阪】 設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価結果の相違 【大阪】記載方針の相違（女川実績の反映）</p>
時間	100時間																				
酸素濃度	20.74%																				
時間	0時間	12時間																			
酸素濃度	20.5%	20.2%																			
時間	1.00時間	2.00時間	2.70時間																		
酸素濃度	20.23%	19.51%	19.00%																		

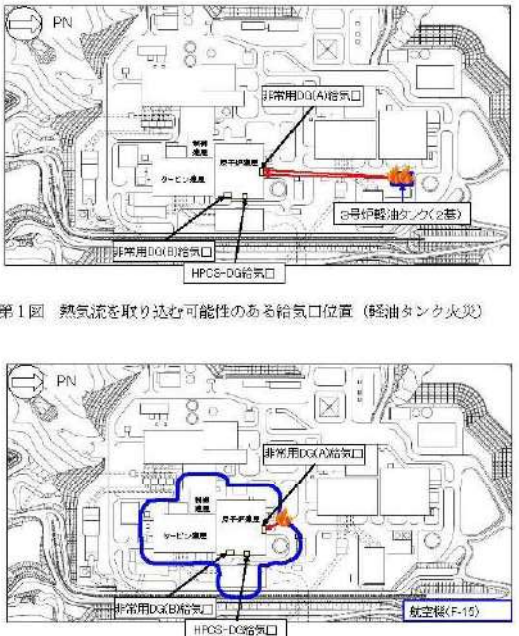
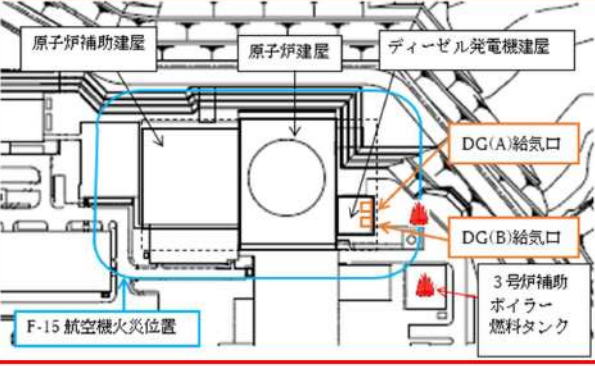
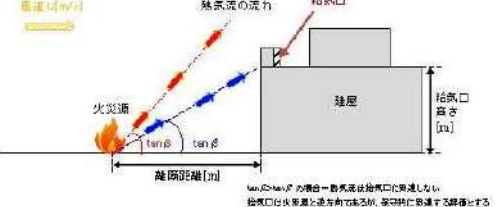
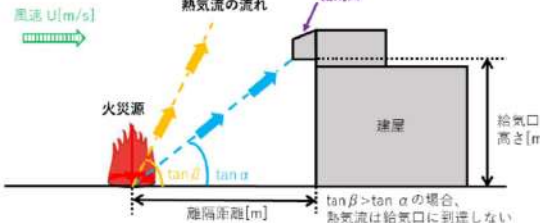
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙 8-1</p> <p style="text-align: center;">熱気流による影響評価について</p> <p>軽油タンク火災や航空機墜落による火災が発生した場合、熱気流による発電用原子炉施設への影響が懸念されるため、その影響について評価するものである。</p> <p>1. 概要 発電用原子炉施設から離れた位置における火災では、熱気流は上昇・拡散することから発電用原子炉施設に影響を及ぼすことはない。このため、発電用原子炉施設近傍で発生する軽油タンク火災及び航空機墜落による火災を熱気流の発生源として想定する。</p> <p>2. 評価対象 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機含む。）は、外部電源喪失が発生した場合において安全機能を有する設備に電源を供給する設備であり、外気を内部に取り込む設備でもあることから評価対象とする。なお、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機含む。）の給気口は原子炉建屋の3階に設置されている。</p> <p>3. 評価結果 発電用原子炉施設近傍での火災を想定した場合、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機含む。）の給気口から熱気流が直接取り込まれる可能性は否定できないが、熱気流の影響範囲は気象条件（風向、風速等）に大きく依存する（第1図～第2図）。 これら不確かさはあるものの女川原子力発電所設置許可申請書添付書類六において、気象指針から求めた安全解析に使用する気象条件にて、熱気流の発電用原子炉施設への到達可能性を評価する。なお、給気口は火災源と逆方向を向いており、熱気流を取り込む可能性はないが、保守的に到達するものとして評価する。</p> <p>評価の結果、航空機火災において熱気流の取り込みの可能性がある結果となったが、火災発生時は非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機含む。）の給気温度を監視しつつ、熱気流の取り込みが懸念される場合は、当該設備を起動しない（起動している場合は停止する。）ことにより熱気流の影響を回避することができる。 なお、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機含む。）の給気口は原子炉建屋の3階に集中して設置されていること、及び位置的分散が図られていることから、同時に全ての設備が直接熱気流の影響を受けることは想定しづらく、影響を受けない方向に位置する非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機含む。）は運転が可能である。また、消火が確認された時点で、停</p>	<p style="text-align: right;">別紙 8-1</p> <p style="text-align: center;">熱気流による影響評価について</p> <p>3号炉補助ボイラー燃料タンク火災や航空機墜落による火災が発生した場合、熱気流による発電用原子炉施設への影響が懸念されるため、その影響について評価するものである。</p> <p>1. 概要 発電用原子炉施設から離れた位置における火災では、熱気流は上昇・拡散することから発電用原子炉施設に影響を及ぼすことはない。このため、発電用原子炉施設近傍で発生する3号炉補助ボイラー燃料タンク火災及び航空機墜落による火災を熱気流の発生源として想定する。</p> <p>2. 評価対象 ディーゼル発電機は、外部電源喪失が発生した場合において安全機能を有する設備に電源を供給する設備であり、外気を内部に取り込む設備でもあることから評価対象とする。なお、ディーゼル発電機の給気口はディーゼル発電機建屋の屋上に設置されている。</p> <p>3. 評価結果 発電用原子炉施設近傍での火災を想定した場合、ディーゼル発電機の給気口から熱気流が直接取り込まれる可能性は否定できないが、熱気流の影響範囲は気象条件（風向、風速等）に大きく依存する（図1）。 これら不確かさはあるものの泊発電所設置許可申請書添付書類六において、気象指針から求めた安全解析に使用する気象条件にて、熱気流の発電用原子炉施設への到達可能性を評価する。</p> <p>評価の結果、3号炉補助ボイラー燃料タンク火災及び航空機火災において熱気流の取り込みの可能性がない結果となった。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備及び給気口位置の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違 【女川】発電所名の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる給気口位置の相違（泊は火災源と同一方向である）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価結果の相違（泊は熱気流が到達する可能性はない）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>止していた非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機含む。）の運転再開も可能となる。</p> <p>以上より、熱気流の影響は限定的であり、発電用原子炉施設に影響を及ぼすことはないと評価する。</p> <div data-bbox="728 287 1310 1005" style="border: 2px solid red; padding: 5px;">  <p>第1図 熱気流を取り込む可能性のある給気口位置（軽油タンク火災）</p> <p>第2図 熱気流を取り込む可能性のある給気口位置（航空機火災）</p> </div>	 <p>図1 熱気流を取り込む可能性のある給気口位置（3号炉補助ボイラー燃料タンク火災及び航空機火災）</p>	<p>【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる対象設備及び給気口位置の相違</p>
	 <p>第3図 熱気流評価概念図</p>	 <p>図2 熱気流評価概念図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																		
	<p style="text-align: center;">第1表 必要データ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発火源</th> <th>給気口高さ h[m]</th> <th>燃焼距離 L[m]</th> <th>熱源直径 D[m]</th> <th>発生熱量 Q[kW]</th> <th>風速無次元 パラメータA</th> <th>フルード数 Fr</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉 軽油タンク</td> <td>19.32</td> <td>224</td> <td>22.03</td> <td>7.070×10⁶</td> <td>0.3839</td> <td>0.252</td> </tr> <tr> <td>航空機 F-15</td> <td>19.32</td> <td>21</td> <td>7.54</td> <td>9.400×10⁴</td> <td>0.5261</td> <td>0.430</td> </tr> </tbody> </table> <p> $\tan\alpha = h/L$ $\tan\beta = C_s \times A^{-k} \times Fr^{-o}$ $A = (U \times D^{1/3}) + (Q \times g + (C_p \times \rho \times T_0))^{1/3}$ $Fr = U + \sqrt{D \times g}$ $C_s: 0.37^{m1}$ (実験定数), $k: 1.125^{m1}$ (実験定数), $o: -0.0875^{m1}$ (実験定数) T_0: 周囲空気温度 (50[°C]), U: 風速 (3.7[m/s]), g: 重力加速度 ([m/s²]) </p> <p>※1: 自治省消防庁消防研究所, 「大規模石油タンクの燃焼に関する研究報告書」, 消防研究所研究資料 第46号, 1999.8</p> <p style="text-align: center;">第2表 評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発火源</th> <th>tan β</th> <th>tan α</th> <th>結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉軽油タンク</td> <td>0.849</td> <td>0.087</td> <td>> 可能性なし</td> </tr> <tr> <td>航空機 F-15</td> <td>0.701</td> <td>0.820</td> <td>< 可能性あり</td> </tr> </tbody> </table>	発火源	給気口高さ h[m]	燃焼距離 L[m]	熱源直径 D[m]	発生熱量 Q[kW]	風速無次元 パラメータA	フルード数 Fr	3号炉 軽油タンク	19.32	224	22.03	7.070×10 ⁶	0.3839	0.252	航空機 F-15	19.32	21	7.54	9.400×10 ⁴	0.5261	0.430	発火源	tan β	tan α	結果	3号炉軽油タンク	0.849	0.087	> 可能性なし	航空機 F-15	0.701	0.820	< 可能性あり	<p style="text-align: center;">表1 必要データ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火災源</th> <th>給気口高さ h[m]</th> <th>燃焼距離 L[m]</th> <th>熱源直径 D[m]</th> <th>発生熱量 Q[kW]</th> <th>風速無次元 パラメータA</th> <th>フルード数 Fr</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉補助 ボイラー 燃料タンク</td> <td>9.7</td> <td>43</td> <td>24.79</td> <td>8.373×10⁶</td> <td>0.4598</td> <td>0.263</td> </tr> <tr> <td>航空機 F-15</td> <td>9.7</td> <td>39</td> <td>7.54</td> <td>9.400×10⁴</td> <td>0.5951</td> <td>0.477</td> </tr> </tbody> </table> <p> $\tan\alpha = h/L$ $\tan\beta = C_s \times A^{-k} \times Fr^{-o}$ $A = (U \times D^{1/3}) + (Q \times g + (C_p \times \rho \times T_0))^{1/3}$ $Q = (1-x) \cdot \Delta H \cdot S \cdot M$ $Fr = U + \sqrt{D \times g}$ $C_s: 0.37^{m1}$ (実験定数), $k: 1.125^{m1}$ (実験定数), $o: -0.0875^{m1}$ (実験定数), T_0: 周囲空気温度 (50[°C]), U: 風速 (4.1[m/s]), g: 重力加速度 ([m/s²]), C_p: 比熱 ([J/kg・K]), ρ: 密度 ([kg/m³]), x: 放射分率 0.05^{m2} (実験定数), ΔH: 燃料の発熱量 ([MJ/kg])^{m3}, S: 燃焼面積 ([m²]), M: 燃料の質量低下速度 ([kg/m²・s])^{m3} </p> <p>※1: 佐賀武司, 「正方形熱源の風下における温度分布」, 東北工業大学紀要 I 理工学編第16号, 1996 ※2: 自治省消防庁消防研究所, 「大規模石油タンクの燃焼に関する研究報告書」, 消防研究所研究資料 第46号, 1999 ※3: THE SFPE Handbook of Fire Protection Engineering FOURTH EDITION</p> <p style="text-align: center;">表2 評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火災源</th> <th>tan β</th> <th>tan α</th> <th>結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉補助ボイラー燃料タンク</td> <td>0.778</td> <td>0.226</td> <td>> 可能性なし</td> </tr> <tr> <td>航空機 F-15</td> <td>0.829</td> <td>0.249</td> <td>> 可能性なし</td> </tr> </tbody> </table>	火災源	給気口高さ h[m]	燃焼距離 L[m]	熱源直径 D[m]	発生熱量 Q[kW]	風速無次元 パラメータA	フルード数 Fr	3号炉補助 ボイラー 燃料タンク	9.7	43	24.79	8.373×10 ⁶	0.4598	0.263	航空機 F-15	9.7	39	7.54	9.400×10 ⁴	0.5951	0.477	火災源	tan β	tan α	結果	3号炉補助ボイラー燃料タンク	0.778	0.226	> 可能性なし	航空機 F-15	0.829	0.249	> 可能性なし	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価条件の相違 (評価式は同一)</p>
発火源	給気口高さ h[m]	燃焼距離 L[m]	熱源直径 D[m]	発生熱量 Q[kW]	風速無次元 パラメータA	フルード数 Fr																																																															
3号炉 軽油タンク	19.32	224	22.03	7.070×10 ⁶	0.3839	0.252																																																															
航空機 F-15	19.32	21	7.54	9.400×10 ⁴	0.5261	0.430																																																															
発火源	tan β	tan α	結果																																																																		
3号炉軽油タンク	0.849	0.087	> 可能性なし																																																																		
航空機 F-15	0.701	0.820	< 可能性あり																																																																		
火災源	給気口高さ h[m]	燃焼距離 L[m]	熱源直径 D[m]	発生熱量 Q[kW]	風速無次元 パラメータA	フルード数 Fr																																																															
3号炉補助 ボイラー 燃料タンク	9.7	43	24.79	8.373×10 ⁶	0.4598	0.263																																																															
航空機 F-15	9.7	39	7.54	9.400×10 ⁴	0.5951	0.477																																																															
火災源	tan β	tan α	結果																																																																		
3号炉補助ボイラー燃料タンク	0.778	0.226	> 可能性なし																																																																		
航空機 F-15	0.829	0.249	> 可能性なし																																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
	<p style="text-align: right;">別紙8-2</p> <p>観測気象データによる中央制御室に対する有毒ガス影響評価について</p> <p>1. 概要 中央制御室に対する有毒ガス評価では、給気口に最大濃度の有毒ガスが直撃する風速を設定し保守性のある濃度評価を実施したが、風速による影響を確認するため、女川原子力発電所設置許可申請書添付書類六において、気象指針から求めた安全解析に使用する気象条件にて有毒ガス評価を実施した。</p> <p>2. 評価方法 評価方法は「3.4.2 中央制御室に対する有毒ガス影響評価」と同様とし、各火災源から給気口方向への風速を安全解析に使用する気象条件に基づき、第1表のとおり設定した。</p> <p style="text-align: center;">第1表 風速設定</p> <table border="1" data-bbox="772 646 1254 837"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>風速 [m/s]</th> <th>最大濃度算出時の風速 [m/s] (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉燃油貯蔵タンク</td> <td>0.6</td> <td>50.2</td> </tr> <tr> <td>3号炉燃油タンク(2基)</td> <td>0.9</td> <td>83.5</td> </tr> <tr> <td>航空機 (B747-400)</td> <td>0.6</td> <td>28.0</td> </tr> <tr> <td>航空機 (F-15)</td> <td>1.9</td> <td>7.2</td> </tr> <tr> <td>起動変圧器</td> <td>0.9</td> <td>17.1</td> </tr> <tr> <td>補助ボイラ変圧器</td> <td>1.1</td> <td>8.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 評価結果 観測気象データによる風速設定における評価結果は第2表のとおりである。給気口に最大濃度の有毒ガスが直撃する風速の評価結果と比べ、10分の1から100分の1程度まで濃度低下することを確認した。よって、有毒ガス濃度評価においては、火災源から外気取入口の中心位置でプルームが最大濃度となる風速をBriggsの排煙上昇過程式より設定することで、保守性を有した条件となることを確認した。</p>	評価対象	風速 [m/s]	最大濃度算出時の風速 [m/s] (参考)	1号炉燃油貯蔵タンク	0.6	50.2	3号炉燃油タンク(2基)	0.9	83.5	航空機 (B747-400)	0.6	28.0	航空機 (F-15)	1.9	7.2	起動変圧器	0.9	17.1	補助ボイラ変圧器	1.1	8.1		<p>【女川】設計方針の相違 ・泊は給気口に直撃する風速及びプルーム中心軸最大濃度にて保守性のある評価を実施しており、評価結果も許容濃度に対して余裕があることから追加の評価は不要</p>
評価対象	風速 [m/s]	最大濃度算出時の風速 [m/s] (参考)																						
1号炉燃油貯蔵タンク	0.6	50.2																						
3号炉燃油タンク(2基)	0.9	83.5																						
航空機 (B747-400)	0.6	28.0																						
航空機 (F-15)	1.9	7.2																						
起動変圧器	0.9	17.1																						
補助ボイラ変圧器	1.1	8.1																						

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																						
	<p style="text-align: center;">第2表 評価結果</p> <table border="1" data-bbox="712 164 1308 355"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>CO₂濃度 [ppm] (IDLH:40,000ppm)</th> <th>CO濃度 [ppm] (IDLH:1,200ppm)</th> <th>SO₂濃度 [ppm] (IDLH:100ppm)</th> <th>NO₂濃度 [ppm] (IDLH:10ppm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号伊軽油貯蔵タンク</td> <td>11</td> <td>0.17</td> <td>0.02</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>3号伊軽油タンク2基</td> <td>5</td> <td>0.08</td> <td>0.01</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>航空機火災 (B747-400)</td> <td>66</td> <td>0.67</td> <td>0.03</td> <td>0.12</td> </tr> <tr> <td>航空機火災 (F-15)</td> <td>229</td> <td>2.56</td> <td>0.04</td> <td>0.29</td> </tr> <tr> <td>起動変圧器</td> <td>9</td> <td>0.13</td> <td>0.16</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>補助ボイラ変圧器</td> <td>185</td> <td>2.94</td> <td>3.21</td> <td>0.38</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 人に対する急性吸入毒性データに基づく。(NIOSH, "NIOSH Pocket Guide to Chemical Hazards", September 2007)</p> <p>※2 ボロンチニアに対する70分間のばく露後の呼吸器系への刺激及び重症の咳に対する最小毒性量 (LOAEL)に基づく。(NIOSH, "IDLH Value Profile: Nitrogen Dioxide", September 2017)</p> <p style="text-align: center;">(参考) 最大濃度算出時の有毒ガス濃度評価結果</p> <table border="1" data-bbox="712 496 1308 687"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>CO₂濃度 [ppm] (IDLH:40,000ppm)</th> <th>CO濃度 [ppm] (IDLH:1,200ppm)</th> <th>SO₂濃度 [ppm] (IDLH:100ppm)</th> <th>NO₂濃度 [ppm] (IDLH:10ppm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号伊軽油貯蔵タンク</td> <td>436</td> <td>6.87</td> <td>0.80</td> <td>0.58</td> </tr> <tr> <td>3号伊軽油タンク2基</td> <td>186</td> <td>2.46</td> <td>0.29</td> <td>0.21</td> </tr> <tr> <td>航空機火災 (B747-400)</td> <td>3,781</td> <td>55.93</td> <td>1.64</td> <td>6.82</td> </tr> <tr> <td>航空機火災 (F-15)</td> <td>7,830</td> <td>123.60</td> <td>1.13</td> <td>12.99</td> </tr> <tr> <td>起動変圧器</td> <td>1,128</td> <td>18.05</td> <td>19.55</td> <td>2.42</td> </tr> <tr> <td>補助ボイラ変圧器</td> <td>5,007</td> <td>73.93</td> <td>88.82</td> <td>10.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 人に対する急性吸入毒性データに基づく。(NIOSH, "NIOSH Pocket Guide to Chemical Hazards", September 2007)</p> <p>※2 ボロンチニアに対する70分間のばく露後の呼吸器系への刺激及び重症の咳に対する最小毒性量 (LOAEL)に基づく。(NIOSH, "IDLH Value Profile: Nitrogen Dioxide", September 2017)</p>	評価対象	CO ₂ 濃度 [ppm] (IDLH:40,000ppm)	CO濃度 [ppm] (IDLH:1,200ppm)	SO ₂ 濃度 [ppm] (IDLH:100ppm)	NO ₂ 濃度 [ppm] (IDLH:10ppm)	1号伊軽油貯蔵タンク	11	0.17	0.02	0.02	3号伊軽油タンク2基	5	0.08	0.01	0.01	航空機火災 (B747-400)	66	0.67	0.03	0.12	航空機火災 (F-15)	229	2.56	0.04	0.29	起動変圧器	9	0.13	0.16	0.02	補助ボイラ変圧器	185	2.94	3.21	0.38	評価対象	CO ₂ 濃度 [ppm] (IDLH:40,000ppm)	CO濃度 [ppm] (IDLH:1,200ppm)	SO ₂ 濃度 [ppm] (IDLH:100ppm)	NO ₂ 濃度 [ppm] (IDLH:10ppm)	1号伊軽油貯蔵タンク	436	6.87	0.80	0.58	3号伊軽油タンク2基	186	2.46	0.29	0.21	航空機火災 (B747-400)	3,781	55.93	1.64	6.82	航空機火災 (F-15)	7,830	123.60	1.13	12.99	起動変圧器	1,128	18.05	19.55	2.42	補助ボイラ変圧器	5,007	73.93	88.82	10.20		
評価対象	CO ₂ 濃度 [ppm] (IDLH:40,000ppm)	CO濃度 [ppm] (IDLH:1,200ppm)	SO ₂ 濃度 [ppm] (IDLH:100ppm)	NO ₂ 濃度 [ppm] (IDLH:10ppm)																																																																					
1号伊軽油貯蔵タンク	11	0.17	0.02	0.02																																																																					
3号伊軽油タンク2基	5	0.08	0.01	0.01																																																																					
航空機火災 (B747-400)	66	0.67	0.03	0.12																																																																					
航空機火災 (F-15)	229	2.56	0.04	0.29																																																																					
起動変圧器	9	0.13	0.16	0.02																																																																					
補助ボイラ変圧器	185	2.94	3.21	0.38																																																																					
評価対象	CO ₂ 濃度 [ppm] (IDLH:40,000ppm)	CO濃度 [ppm] (IDLH:1,200ppm)	SO ₂ 濃度 [ppm] (IDLH:100ppm)	NO ₂ 濃度 [ppm] (IDLH:10ppm)																																																																					
1号伊軽油貯蔵タンク	436	6.87	0.80	0.58																																																																					
3号伊軽油タンク2基	186	2.46	0.29	0.21																																																																					
航空機火災 (B747-400)	3,781	55.93	1.64	6.82																																																																					
航空機火災 (F-15)	7,830	123.60	1.13	12.99																																																																					
起動変圧器	1,128	18.05	19.55	2.42																																																																					
補助ボイラ変圧器	5,007	73.93	88.82	10.20																																																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉 別紙8-3	泊発電所3号炉 別紙8-2	相違理由																																																																								
	<p>中央制御室に対する有毒ガス影響評価における入力条件</p> <table border="1" data-bbox="712 256 1321 815"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>項目</th> <th>入力データ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">評価モデル設定</td> <td>航空機墜落位置</td> <td>・航空機火災影響評価にて算出された離隔距離で外気取入口に最も近い位置を設定</td> </tr> <tr> <td>外気取入口</td> <td>・火災源と外気取入口との間に障害物がないものとして設定</td> </tr> <tr> <td>風向</td> <td>・火災源から外気取入口に向かう風向を設定</td> </tr> <tr> <td>有毒ガス濃度</td> <td>・ブルーム中心最大濃度で評価</td> </tr> <tr> <td>有毒ガス濃度評価位置</td> <td>・外気取入口位置で評価</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">有風時ブルーム式</td> <td>u：風速</td> <td>・x[n]離れた地点のHe[n]位置でブルームが最大濃度となる風速をBriggsの排煙上昇過程式より算出し、風速による感度解析を実施し最大濃度となる風速を設定</td> </tr> <tr> <td>y：排気ブルーム中心軸からの水平方向距離</td> <td>・排気ブルームの中心を外気取入口中心とするため「0」を設定</td> </tr> <tr> <td>σ_y：拡散パラメータ</td> <td>・大気安定度から設定</td> </tr> <tr> <td>σ_z：拡散パラメータ</td> <td>・大気安定度から設定 ・熱気による鉛直方向への浮力拡散を考慮し$\Delta H^2/10$を加えた値を設定</td> </tr> <tr> <td>He：有効発生高さ</td> <td>・風速による感度解析を実施し最大濃度となる風速から求める高さを設定</td> </tr> <tr> <td>Q：有毒ガス発生量</td> <td>(固定値)</td> </tr> <tr> <td>z：火災源と給気口との鉛直方向距離</td> <td>(固定値)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">Briggsの排煙上昇過程式</td> <td>He：有効発生高さ</td> <td>・風速による感度解析を実施し最大濃度となる風速から求める高さを設定</td> </tr> <tr> <td>F：排熱フラックス</td> <td>(固定値)</td> </tr> <tr> <td>x：火災源と給気口との離隔距離</td> <td>(固定値)</td> </tr> </tbody> </table>	対象	項目	入力データ	評価モデル設定	航空機墜落位置	・航空機火災影響評価にて算出された離隔距離で外気取入口に最も近い位置を設定	外気取入口	・火災源と外気取入口との間に障害物がないものとして設定	風向	・火災源から外気取入口に向かう風向を設定	有毒ガス濃度	・ブルーム中心最大濃度で評価	有毒ガス濃度評価位置	・外気取入口位置で評価	有風時ブルーム式	u：風速	・x[n]離れた地点のHe[n]位置でブルームが最大濃度となる風速をBriggsの排煙上昇過程式より算出し、風速による感度解析を実施し最大濃度となる風速を設定	y：排気ブルーム中心軸からの水平方向距離	・排気ブルームの中心を外気取入口中心とするため「0」を設定	σ_y ：拡散パラメータ	・大気安定度から設定	σ_z ：拡散パラメータ	・大気安定度から設定 ・熱気による鉛直方向への浮力拡散を考慮し $\Delta H^2/10$ を加えた値を設定	He：有効発生高さ	・風速による感度解析を実施し最大濃度となる風速から求める高さを設定	Q：有毒ガス発生量	(固定値)	z：火災源と給気口との鉛直方向距離	(固定値)	Briggsの排煙上昇過程式	He：有効発生高さ	・風速による感度解析を実施し最大濃度となる風速から求める高さを設定	F：排熱フラックス	(固定値)	x：火災源と給気口との離隔距離	(固定値)	<p>中央制御室に対する有毒ガス影響評価における入力条件</p> <table border="1" data-bbox="1344 256 1953 935"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>項目</th> <th>入力データ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">評価モデル設定</td> <td>航空機墜落位置</td> <td>航空機火災影響評価にて算出された離隔距離で給気口に最も近い位置を設定</td> </tr> <tr> <td>給気口</td> <td>火災源と給気口との間に障害物がないものとして設定</td> </tr> <tr> <td>風向</td> <td>火災源から給気口に向かう風向を設定</td> </tr> <tr> <td>有毒ガス濃度</td> <td>ブルーム中心最大濃度で評価</td> </tr> <tr> <td>有毒ガス濃度評価位置</td> <td>給気口位置で評価</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">有風時ブルーム式</td> <td>u：風速</td> <td>Briggsの排煙上昇過程式を用いて、有毒ガス発生源と外気取入口との距離と高低差から、外気取入口に有毒ガスが到達する風速を算出</td> </tr> <tr> <td>y：排気ブルーム中心軸からの水平方向距離</td> <td>排気ブルームの中心を外気取入口中心とするため「0」を設定</td> </tr> <tr> <td>σ_y：拡散パラメータ</td> <td>大気安定度から設定</td> </tr> <tr> <td>σ_z：拡散パラメータ</td> <td>・大気安定度から設定 ・熱気による鉛直方向への浮力拡散を考慮し$\Delta H^2/10$を加えた値を設定</td> </tr> <tr> <td>He：有効発生高さ</td> <td>ブルーム中心最大濃度とするため「0」を設定</td> </tr> <tr> <td>Q：有毒ガス発生量</td> <td>(固定値)</td> </tr> <tr> <td>z：火災源と給気口との鉛直方向距離</td> <td>ブルーム中心最大濃度とするため「0」を設定</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">Briggsの排煙上昇過程式</td> <td>He：有効発生高さ</td> <td>火災発生源と外気取入口の高度差を設定</td> </tr> <tr> <td>F：排熱フラックス</td> <td>(固定値)</td> </tr> <tr> <td>x：火災源と給気口との離隔距離</td> <td>(固定値)</td> </tr> </tbody> </table>	対象	項目	入力データ	評価モデル設定	航空機墜落位置	航空機火災影響評価にて算出された離隔距離で給気口に最も近い位置を設定	給気口	火災源と給気口との間に障害物がないものとして設定	風向	火災源から給気口に向かう風向を設定	有毒ガス濃度	ブルーム中心最大濃度で評価	有毒ガス濃度評価位置	給気口位置で評価	有風時ブルーム式	u：風速	Briggsの排煙上昇過程式を用いて、有毒ガス発生源と外気取入口との距離と高低差から、外気取入口に有毒ガスが到達する風速を算出	y：排気ブルーム中心軸からの水平方向距離	排気ブルームの中心を外気取入口中心とするため「0」を設定	σ_y ：拡散パラメータ	大気安定度から設定	σ_z ：拡散パラメータ	・大気安定度から設定 ・熱気による鉛直方向への浮力拡散を考慮し $\Delta H^2/10$ を加えた値を設定	He：有効発生高さ	ブルーム中心最大濃度とするため「0」を設定	Q：有毒ガス発生量	(固定値)	z：火災源と給気口との鉛直方向距離	ブルーム中心最大濃度とするため「0」を設定	Briggsの排煙上昇過程式	He：有効発生高さ	火災発生源と外気取入口の高度差を設定	F：排熱フラックス	(固定値)	x：火災源と給気口との離隔距離	(固定値)	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は有毒ガスが給気口に到達する際の風速にて評価を実施。濃度については、保守的にブルーム中心軸最大濃度にて評価している。 (女川は高さ方向を考慮している)</p>
対象	項目	入力データ																																																																									
評価モデル設定	航空機墜落位置	・航空機火災影響評価にて算出された離隔距離で外気取入口に最も近い位置を設定																																																																									
	外気取入口	・火災源と外気取入口との間に障害物がないものとして設定																																																																									
	風向	・火災源から外気取入口に向かう風向を設定																																																																									
	有毒ガス濃度	・ブルーム中心最大濃度で評価																																																																									
	有毒ガス濃度評価位置	・外気取入口位置で評価																																																																									
有風時ブルーム式	u：風速	・x[n]離れた地点のHe[n]位置でブルームが最大濃度となる風速をBriggsの排煙上昇過程式より算出し、風速による感度解析を実施し最大濃度となる風速を設定																																																																									
	y：排気ブルーム中心軸からの水平方向距離	・排気ブルームの中心を外気取入口中心とするため「0」を設定																																																																									
	σ_y ：拡散パラメータ	・大気安定度から設定																																																																									
	σ_z ：拡散パラメータ	・大気安定度から設定 ・熱気による鉛直方向への浮力拡散を考慮し $\Delta H^2/10$ を加えた値を設定																																																																									
	He：有効発生高さ	・風速による感度解析を実施し最大濃度となる風速から求める高さを設定																																																																									
	Q：有毒ガス発生量	(固定値)																																																																									
	z：火災源と給気口との鉛直方向距離	(固定値)																																																																									
Briggsの排煙上昇過程式	He：有効発生高さ	・風速による感度解析を実施し最大濃度となる風速から求める高さを設定																																																																									
	F：排熱フラックス	(固定値)																																																																									
	x：火災源と給気口との離隔距離	(固定値)																																																																									
対象	項目	入力データ																																																																									
評価モデル設定	航空機墜落位置	航空機火災影響評価にて算出された離隔距離で給気口に最も近い位置を設定																																																																									
	給気口	火災源と給気口との間に障害物がないものとして設定																																																																									
	風向	火災源から給気口に向かう風向を設定																																																																									
	有毒ガス濃度	ブルーム中心最大濃度で評価																																																																									
	有毒ガス濃度評価位置	給気口位置で評価																																																																									
有風時ブルーム式	u：風速	Briggsの排煙上昇過程式を用いて、有毒ガス発生源と外気取入口との距離と高低差から、外気取入口に有毒ガスが到達する風速を算出																																																																									
	y：排気ブルーム中心軸からの水平方向距離	排気ブルームの中心を外気取入口中心とするため「0」を設定																																																																									
	σ_y ：拡散パラメータ	大気安定度から設定																																																																									
	σ_z ：拡散パラメータ	・大気安定度から設定 ・熱気による鉛直方向への浮力拡散を考慮し $\Delta H^2/10$ を加えた値を設定																																																																									
	He：有効発生高さ	ブルーム中心最大濃度とするため「0」を設定																																																																									
	Q：有毒ガス発生量	(固定値)																																																																									
	z：火災源と給気口との鉛直方向距離	ブルーム中心最大濃度とするため「0」を設定																																																																									
Briggsの排煙上昇過程式	He：有効発生高さ	火災発生源と外気取入口の高度差を設定																																																																									
	F：排熱フラックス	(固定値)																																																																									
	x：火災源と給気口との離隔距離	(固定値)																																																																									

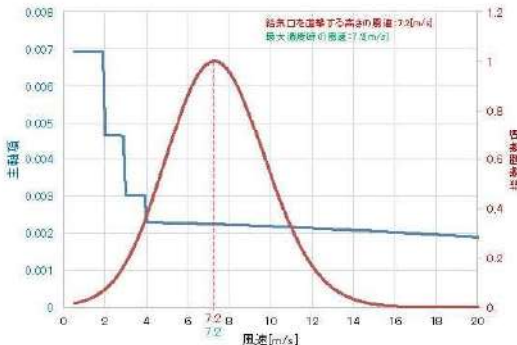
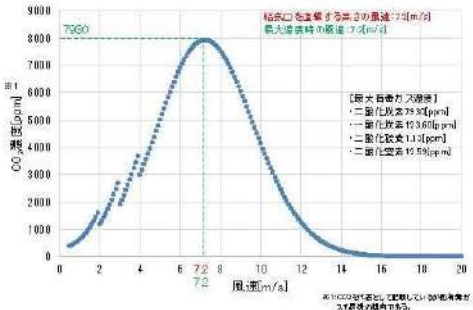
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

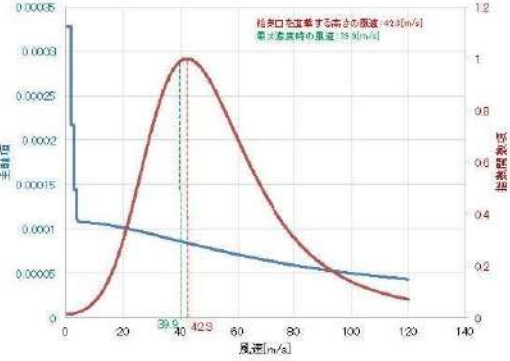
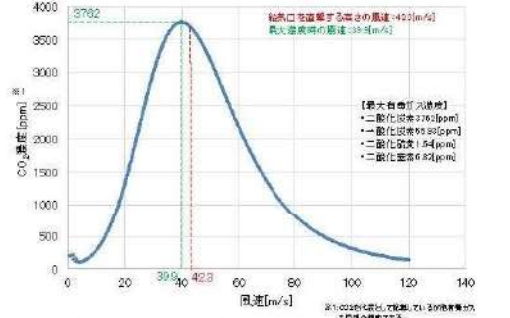
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙 8-4</p> <p>有毒ガス影響評価における設定風速による濃度への影響について</p> <p>1. 概要 中央制御室に対する有毒ガス評価では、Briggs の排煙上昇過程式から給気口に有毒ガスが直撃する風速を算出するが、一部において著しく高い風速結果となっていることから、濃度算出への影響を確認することを目的として、風速を変動させた場合の感度解析を実施し、最大濃度となる風速を確認する。</p> <p>2. 風速変動による感度解析 有風時ブルーム式より以下のとおり有毒ガス濃度を算出した。</p> <p>(1) 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排煙上昇高度は風速により変わるため、風速に連動して排煙上昇高度を変更 ・大気安定度は風速によって変動するため、安定度が変更となった場合には拡散パラメータを変更 <p>(2) 評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有風時ブルーム式の主軸項と指数関数項の風速による関係を算出する。 ・0.1[m/s]刻みで風速を変動させ、濃度が最大となる風速を確認する。 $C_{xyz} = \underbrace{\frac{Q}{2\pi\sigma_y\sigma_z u}}_{\text{主軸項}} \exp\left(-\frac{y^2}{2\sigma_y^2}\right) \underbrace{\left(\exp\left[-\frac{(z-H_e)^2}{2\sigma_z^2}\right] + \exp\left[-\frac{(z+H_e)^2}{2\sigma_z^2}\right]\right)}_{\text{指数関数項}}$ <p>(3) 評価結果 有風時ブルーム式の主軸項は、風速の上昇に伴い減少し、大気安定度が同じであれば風速に反比例し減少する。 指数関数項については給気口を直撃する風速付近で最大（大きさが1）となるが、ガウス分布としているため、最大となる付近では風速による変動幅は小さい。 有毒ガス濃度算出時は主軸項と指数関数項の積で求めることから、給気口を直撃する風速付近では、指数関数項の影響よりも主軸項の影響が大きくなるため、直撃時の風速よりも遅い風速で最大となるものがあることを確認した。</p> <p>評価結果を第1表、第1図から第12図に示す。</p>		<p>【女川】設計方針の相違 ・泊は給気口に直撃する風速及びブルーム中心軸最大濃度にて保守性のある評価を実施しており、評価結果も許容濃度に対して余裕があることから追加の評価は不要</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

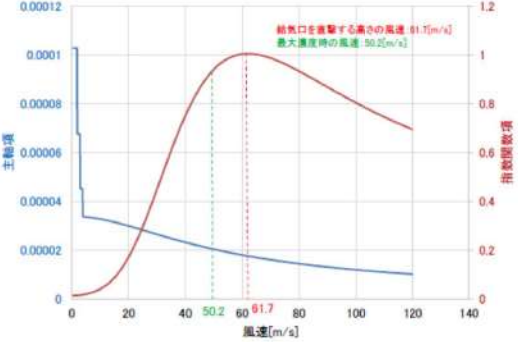
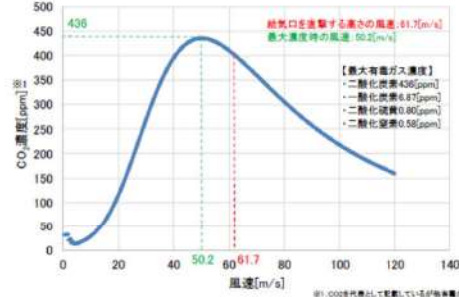
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																										
	<p style="text-align: center;">第1表 風速変動による評価結果</p> <table border="1" data-bbox="719 220 1274 576"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象</th> <th rowspan="2">風速[m/s] (上段：格納口直撃時) (下段：最大風速時)</th> <th colspan="4">有毒ガス濃度[ppm]</th> </tr> <tr> <th>CO濃度 (IDLH:40,000)</th> <th>CO濃度 (IDLH:1,200)</th> <th>SO₂濃度 (IDLH:100)</th> <th>NO_x濃度 (IDLH:12)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉貯槽</td> <td>61.7</td> <td>404</td> <td>8.38</td> <td>0.75</td> <td>0.53</td> </tr> <tr> <td>貯槽タンク</td> <td>50.2</td> <td>436</td> <td>8.87</td> <td>0.80</td> <td>0.58</td> </tr> <tr> <td>3号炉貯槽</td> <td>62.7</td> <td>134</td> <td>2.10</td> <td>0.25</td> <td>0.18</td> </tr> <tr> <td>タンク(2基)</td> <td>69.5</td> <td>158</td> <td>2.45</td> <td>0.29</td> <td>0.21</td> </tr> <tr> <td>航空機 (B747-400)</td> <td>42.3 39.9</td> <td>3,718 3,781</td> <td>85.28 59.93</td> <td>1.82 1.84</td> <td>6.75 6.82</td> </tr> <tr> <td>航空機 (F-15)</td> <td>7.2 7.2</td> <td>7,880 7,880</td> <td>123.80 123.80</td> <td>1.13 1.13</td> <td>12.59 12.59</td> </tr> <tr> <td>起動 変圧器</td> <td>17.9 17.1</td> <td>1,120 1,128</td> <td>16.13 16.25</td> <td>18.40 18.55</td> <td>2.45 2.47</td> </tr> <tr> <td>補助ボイラ 変圧器</td> <td>6.1 6.1</td> <td>5,007 5,007</td> <td>73.93 73.93</td> <td>88.87 88.87</td> <td>10.20 10.20</td> </tr> </tbody> </table>  <p style="text-align: center;">第1図 主軸と指数関数項の風速の関係 (F-15)</p>  <p style="text-align: center;">第2図 有毒ガス濃度の確認結果 (F-15)</p>	評価対象	風速[m/s] (上段：格納口直撃時) (下段：最大風速時)	有毒ガス濃度[ppm]				CO濃度 (IDLH:40,000)	CO濃度 (IDLH:1,200)	SO ₂ 濃度 (IDLH:100)	NO _x 濃度 (IDLH:12)	1号炉貯槽	61.7	404	8.38	0.75	0.53	貯槽タンク	50.2	436	8.87	0.80	0.58	3号炉貯槽	62.7	134	2.10	0.25	0.18	タンク(2基)	69.5	158	2.45	0.29	0.21	航空機 (B747-400)	42.3 39.9	3,718 3,781	85.28 59.93	1.82 1.84	6.75 6.82	航空機 (F-15)	7.2 7.2	7,880 7,880	123.80 123.80	1.13 1.13	12.59 12.59	起動 変圧器	17.9 17.1	1,120 1,128	16.13 16.25	18.40 18.55	2.45 2.47	補助ボイラ 変圧器	6.1 6.1	5,007 5,007	73.93 73.93	88.87 88.87	10.20 10.20		
評価対象	風速[m/s] (上段：格納口直撃時) (下段：最大風速時)			有毒ガス濃度[ppm]																																																									
		CO濃度 (IDLH:40,000)	CO濃度 (IDLH:1,200)	SO ₂ 濃度 (IDLH:100)	NO _x 濃度 (IDLH:12)																																																								
1号炉貯槽	61.7	404	8.38	0.75	0.53																																																								
貯槽タンク	50.2	436	8.87	0.80	0.58																																																								
3号炉貯槽	62.7	134	2.10	0.25	0.18																																																								
タンク(2基)	69.5	158	2.45	0.29	0.21																																																								
航空機 (B747-400)	42.3 39.9	3,718 3,781	85.28 59.93	1.82 1.84	6.75 6.82																																																								
航空機 (F-15)	7.2 7.2	7,880 7,880	123.80 123.80	1.13 1.13	12.59 12.59																																																								
起動 変圧器	17.9 17.1	1,120 1,128	16.13 16.25	18.40 18.55	2.45 2.47																																																								
補助ボイラ 変圧器	6.1 6.1	5,007 5,007	73.93 73.93	88.87 88.87	10.20 10.20																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第3図 主軸と指数関数項の風速の関係 (B747-400)</p>  <p>第4図 有毒ガス濃度の確認結果 (B747-400)</p>		

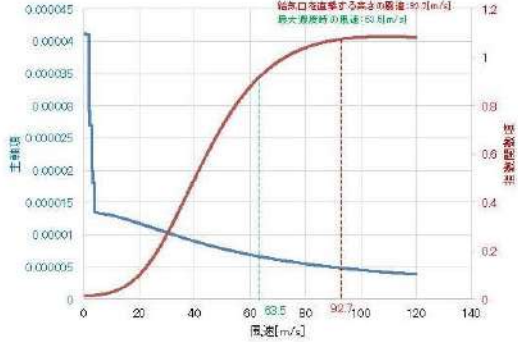
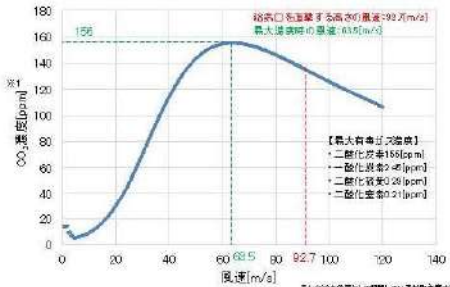
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

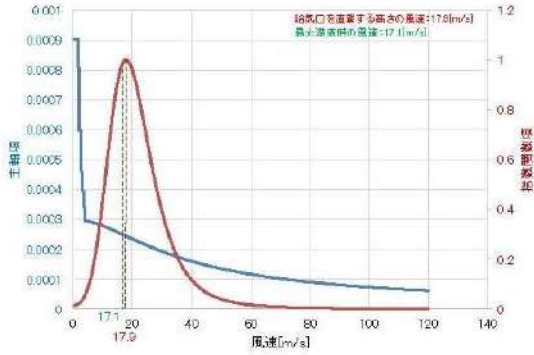
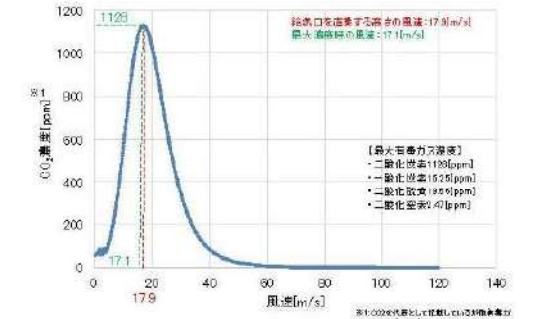
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="779 534 1236 555">第5図 主軸と指数間数項の風速の関係（1号炉軽油貯蔵タンク）</p>  <p data-bbox="801 890 1214 911">第6図 有毒ガス濃度の確認結果（1号炉軽油貯蔵タンク）</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

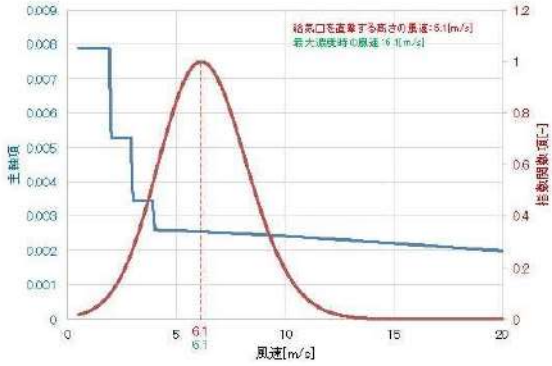
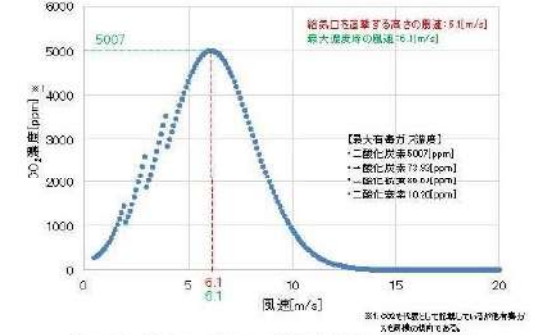
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第7図 主軸と指数関数項の風速の関係（3号伊軽油タンク）</p>  <p>第8図 有毒ガス濃度の確認結果（3号伊軽油タンク）</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)


大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第9図 主軸と指数関数項の風速の関係 (起動変圧器)</p>  <p>第10図 有毒ガス濃度の確認結果 (起動変圧器)</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第11図 主軸と指数関数型の風速の関係 (補助ボイラ変圧器)</p>  <p>第12図 有毒ガス濃度の確認結果 (補助ボイラ変圧器)</p> <p>4. まとめ</p> <p>(1) 風速による影響</p> <p>拡散評価はガウス分布に従い、主軸となる場所で最大濃度となる。最大濃度となる風速よりも風速が低い場合は、主軸位置が給気口よりも上空となるため濃度が低くなり、最大濃度となる風速よりも風速が高い場合は主軸位置が給気口よりも下に存在することとなるため濃度は低くなる。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>第2表 風速変動による評価結果 (F-15)</p> <table border="1" data-bbox="819 183 1200 304"> <thead> <tr> <th>風速 u [m/s]</th> <th>排煙上昇高度 He [m]</th> <th>有毒ガス濃度 (CO₂) [ppm]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.0</td> <td>57.953</td> <td>1,188</td> </tr> <tr> <td>7.2</td> <td>18.008</td> <td>7,930</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>7.727</td> <td>89</td> </tr> </tbody> </table>  <p>第13図 風速変動による評価概念図</p> <p>(2) 有風時ブルーム式に対する考察</p> <p>有風時ブルーム式について、赤枠箇所は指数関数となっており、排煙上昇高度 He と給気口との鉛直距離 z が一致する給気口に直撃する風速付近において最大となり、緑枠箇所（主軸）との積を求めることにより有毒ガス濃度が最大となる。</p> $C_{xyz} = \frac{Q}{2\pi\sigma_y\sigma_z u} \exp\left(-\frac{y^2}{2\sigma_y^2}\right) \left(\exp\left[-\frac{(z-H_c)^2}{2\sigma_z^2}\right] + \exp\left[-\frac{(z+H_c)^2}{2\sigma_z^2}\right] \right)$ <p>(3) 風速が高い条件に対する適用性について</p> <p>有風時ブルーム式は石油コンビナート施設からの拡散評価や大気汚染の予測シミュレーションに用いられる一般的な評価方法である。</p> <p>女川2号炉では、一部の火災源では高い風速条件を設定しているが、評価式には高風速条件への制限はなく、給気口において最大濃度を算出するための風速 u を設定することで、保守性をもたせた評価としている。</p> <p>また、Briggs 排煙上昇過程式より給気口に直撃する風速が、著しく高い風速となる場合には、拡散状況が変化することから、感度解析を実施することにより最大濃度を確認する必要がある。</p>	風速 u [m/s]	排煙上昇高度 He [m]	有毒ガス濃度 (CO ₂) [ppm]	2.0	57.953	1,188	7.2	18.008	7,930	15	7.727	89		
風速 u [m/s]	排煙上昇高度 He [m]	有毒ガス濃度 (CO ₂) [ppm]													
2.0	57.953	1,188													
7.2	18.008	7,930													
15	7.727	89													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

<p>大飯発電所3/4号炉</p> <p>別添2</p> <p>大飯発電所3号炉及び4号炉</p> <p>技術的能力説明資料</p> <p>外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>(外部火災)</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>別添2</p> <p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>運用、手順能力説明</p> <p>外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>(外部火災)</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>別添2</p> <p>泊発電所3号炉</p> <p>運用、手順説明資料</p> <p>外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>(外部火災)</p>	<p>相違理由</p>
			<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川・大飯】 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

設計基準に係る運用対策等

*：自衛消防隊の体制については、図1参照

設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	防火帯の維持・管理	運用・手順	防火帯上への駐車禁止等の措置、防火帯のパトロール
		体制	・相当課による防火帯の維持・管理
		保守・点検	・防火帯の点検・維持
	知見の収集 (発電所周辺の隣接及び立地条件)	教育・訓練	・火災防護に関する教育 (防火帯の点検・維持の教育を含む)
		運用・手順	・外部火災影響評価ガイドに基づき、外部火災影響評価を行う。
		体制	・ (相当課による外部火災影響評価)
	知見の収集 (発電所周辺の隣接及び立地条件)	保守・点検	—
		教育・訓練	・火災防護に関する教育 (外部火災影響評価を含む)
		運用・手順	・外部火災影響評価ガイドに基づき、外部火災影響評価を行う。
	知見の収集 (航空路等の変更)	体制	—
		教育・訓練	・火災防護に関する教育 (外部火災影響評価を含む)
		運用・手順	・外部火災影響評価ガイドに基づき、外部火災影響評価を行う。
消防活動員による消防活動の実施。	運用・手順	・火災発生現場の確認、中央制御室への連絡	
	体制	・自衛消防隊組織 (消防活動員 (委託消防隊含む) *)	
	保守・点検	・化学消防車、水罐車の点検	

設計基準に係る運用対策等

設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	防火帯の維持・管理	運用・手順	・防火帯のパトロール、可燃物の排除
		体制	・相当員による防火帯の維持・管理
		保守・点検	・防火帯の維持・管理
	知見の収集 (発電所周辺の隣接及び立地条件)	教育・訓練	・火災防護に関する教育 (防火帯の目的、点検・維持)
		運用・手順	・外部火災影響評価ガイドに準じ、外部火災影響評価を行う。
		体制	・相当員による外部火災影響評価
	知見の収集 (発電所周辺の隣接及び立地条件)	保守・点検	—
		教育・訓練	・火災防護に関する教育
		運用・手順	・外部火災影響評価ガイドに準じ、外部火災影響評価を行う。
	知見の収集 (航空路等の変更)	体制	—
		教育・訓練	・火災防護に関する教育
		運用・手順	・外部火災影響評価ガイドに準じ、外部火災影響評価を行う。
	保守・点検	・相当員による外部火災影響評価	
	教育・訓練	・火災防護に関する教育	

表1 運用、手順に係る対策等 (設計基準)

*：初期消火要員の体制については、添付書類八「1.8.10.2 体制」に記載

設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	防火帯の維持・管理	運用・手順	・火災防護計画 (防火帯上への駐車禁止等の措置、防火帯のパトロール、防火帯を置くセルの確保)
		体制	・ (運営課及び土木建設課による防火帯の維持・管理)
		保守・点検	・防火帯の点検・維持
	知見の収集 (発電所周辺の隣接及び立地条件)	教育・訓練	・火災防護に関する教育 (防火帯の維持・管理の教育を含む)
		運用・手順	・火災防護計画 (外部火災影響評価ガイドに準じ、外部火災影響評価を行う。)
		体制	・ (安全管理課による種々の確認及び防災、安全対策室による外部火災影響評価)
	知見の収集 (発電所周辺の隣接及び立地条件)	保守・点検	—
		教育・訓練	・火災防護に関する教育 (外部火災影響評価を含む)
		運用・手順	・火災防護計画 (外部火災影響評価ガイドに準じ、外部火災影響評価を行う。)
	知見の収集 (航空路等の変更)	体制	—
		教育・訓練	・火災防護に関する教育 (外部火災影響評価を含む)
		運用・手順	・火災防護計画 (外部火災影響評価ガイドに準じ、外部火災影響評価を行う。)
	保守・点検	・ (防災、安全管理室による航空路等の確認及び外部火災影響評価)	
	教育・訓練	・火災防護に関する教育 (外部火災影響評価を含む)	

相違理由

【女川・大飯】
 記載表現の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	自衛消防隊への通報	教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火設備 (耐火器、消火栓等) の点検 ・ 消防用資機材 (防火服、空気呼吸器等) の点検 ・ 故障時の補修 ・ 火災防護に関する教育 (消火活動を含む) ・ 消防訓練
		運用・手順	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当直課長による自衛消防隊への通報
		体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛消防隊組織 (消火活動要員 (委託消防隊含む) *)
公設消防への通報	公設消防への通報	教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通報設備の点検 ・ 消防訓練
		運用・手順	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当直課長による公設消防への通報
		体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛消防隊組織 (消火活動要員 (委託消防隊含む) *) ・ 通報設備の点検
外気取入ダンパ閉、換気空調系の停止、閉回路循環運転	外気取入ダンパ閉、換気空調系の停止、閉回路循環運転	教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公設消防への通報
		運用・手順	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外気取入ダンパ閉、換気空調系の停止、閉回路循環運転の手順
		体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ (発電室による運転操作)
	教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 換気空調設備の点検 ・ 操作手順の教育 (運転員による外部火災発生時の外気取入ダンパ閉、換気空調系の停止、閉回路循環運転) ・ 補修に関する教育・訓練 (換気空調設備) 	

設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	自衛消防隊による予防放水	運用・手順	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災発生現場の確認、中央制御室への連絡 ・ 現場指揮者は、風向き等から火災進行方向を評価し、放水場所を消防車隊に指示する。 ・ 消防車隊は防火水槽から水源をとり、ホースを展開し化学消防自動車により予防放水を行う。
		体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛消防隊の体制は別添「添付資料2」に記載
		保守・点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学消防自動車の点検 ・ 消火設備 (防火水筒等) の点検 ・ 消防用資機材 (防火服、空気呼吸器等) の点検 ・ 故障時の補修
	教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火対応の力量を維持するための教育・訓練 ・ 初期消火要員による消火訓練、資機材取扱訓練 ・ 泡上災害防止センター消火訓練 等 	
外気取入ダンパ閉、再循環運転	外気取入ダンパ閉、再循環運転	運用・手順	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外気取入ダンパ閉止、事故時運転モードの手順
		体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転員による運転操作
		保守・点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 換気空調設備の点検
	教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 操作手順の教育 (運転員) ・ 補修に関する教育・訓練 (換気空調設備) 	

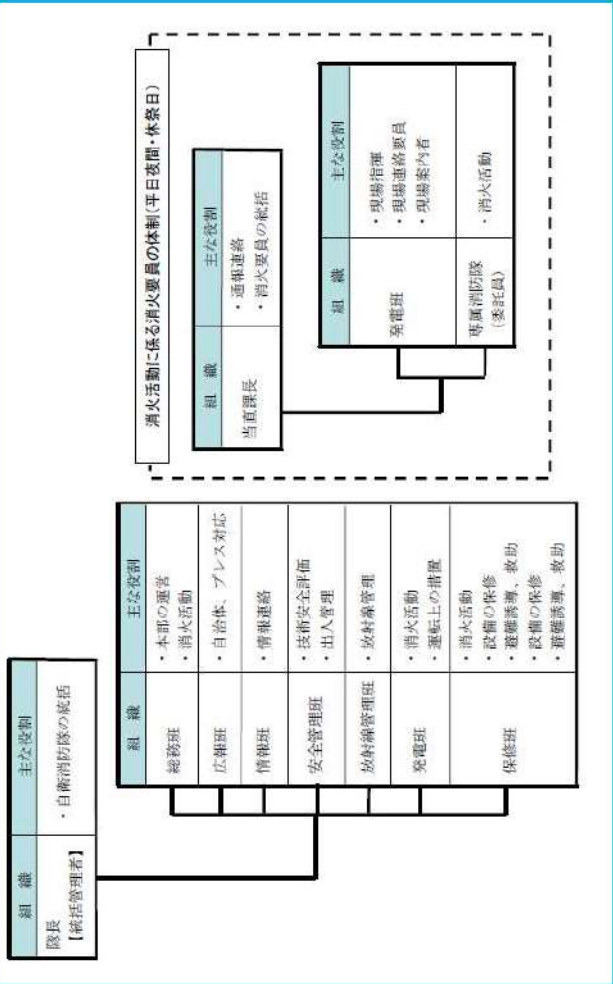
表1 運用、手順に係る対策等 (設計基準)

設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	初期消火要員による予防放水	運用・手順	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災発生現場の確認、中央制御室への連絡 ・ 現場指揮者は、風向き等から火災進行方向を評価し、放水場所を初期消火要員に指示する。 ・ 初期消火要員は、防火水槽から水源をとり、ホースを展開し化学消防自動車により予防放水を行う。 ・ 初期消火要員
		体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初期消火要員
		保守・点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学消防自動車、水筒付消防ポンプ自動車の点検 ・ 消火設備 (消火器、消火栓等) の点検 ・ 消防用資機材 (防火服、空気呼吸器等) の点検 ・ 故障時の補修
	教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災対応に関する教育 (初期消火活動を含む) ・ 初期消火要員による総合的な初期消火訓練 ・ 泡上災害防止センター消火訓練 	
公設消防への通報	公設消防への通報	運用・手順	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災防護計画 (運営課長又は当番者による公設消防への通報)
		体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初期消火要員
		保守・点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通報設備の点検
	教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災対応に関する教育 (公設消防への通報) ・ 外気取入ダンパ閉、換気空調系の停止、閉回路循環運転の手順 ・ (発電室による運転操作) 	
外気取入ダンパ閉、換気空調系の停止、閉回路循環運転	外気取入ダンパ閉、換気空調系の停止、閉回路循環運転	運用・手順	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外気取入ダンパ閉、換気空調系の停止、閉回路循環運転の手順
		体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ (発電室による運転操作)
		保守・点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 換気空調設備の点検 ・ 操作手順の教育 (運転員による外部火災発生時の外気取入ダンパ閉、換気空調系の停止、閉回路循環運転) ・ 補修に関する教育・訓練 (換気空調設備)

【女川・大飯】
 記載表現の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>消防活動に係る消火要員の体制(平日夜間・休祭日)</p> <p>組織 主な役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 当直課長 通報連絡 消火要員の統括 <p>組織 主な役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電班 <ul style="list-style-type: none"> 現場指揮 現場連絡要員 現場案内者 専属消防隊 (委託員) <ul style="list-style-type: none"> 消火活動 <p>組織 主な役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務班 <ul style="list-style-type: none"> 本部の運営 消火活動 広報班 <ul style="list-style-type: none"> 自治体、プレス対応 情報班 <ul style="list-style-type: none"> 情報連絡 安全管理班 <ul style="list-style-type: none"> 技術安全評価 出入管理 放射線管理班 <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理 発電班 <ul style="list-style-type: none"> 消火活動 運転上の措置 保修班 <ul style="list-style-type: none"> 消火活動 設備の保修 避難誘導、救助 設備の保修 避難誘導、救助 <p>組織 主な役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 隊長 【統括管理者】 自衛消防隊の統括 			<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違（女川に記載統一）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別添3</p> <p style="text-align: center;">大飯発電所3号炉及び4号炉</p> <p style="text-align: center;">森林火災評価にかかる植生確認プロセスについて</p> <p>1. 基準要求</p> <p>【第6条】設置許可基準第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）にて、安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならないことを要求されている。また、外部火災影響評価について詳細に規定している「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」（以下、「評価ガイド」という。）において、発電所敷地外で発生する火災が原子炉施設へ影響を与えないことについて評価することを要求されている。</p> <p>当該基準要求を満足するにあたっては、評価ガイドの「付属書A 森林火災の原子力発電所への影響評価について」において、FARSITE（Fire Area Simulator）という森林火災シミュレーション解析コードの利用を推奨しており、想定火災の火災強度に対する原子炉施設の防火帯幅を評価する。</p> <p>2. 現場確認項目及び内容</p> <p>上記基準要求を満足するためには、FARSITE を用いた評価に必要なデータのうち、植生データについて「現地状況をできるだけ模擬するため、樹種や生育状況に関する情報を有する森林簿の空間データを現地の地方自治体より入手する。森林簿の情報をを用いて、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齢によりさらに細分化する。」と評価ガイドに記載されており、以下のとおり、地方自治体から入手した森林簿データを用いた上で現場調査による確認も実施している。</p> <p>(1) 森林簿データの入手</p> <p>森林簿については、大飯発電所の立地自治体である福井県に、「森林簿等電磁的記録複製申請書」、「公文書公開請求書」にて申請を実施し、福井県からデータを入手した。</p> <p>【現場調査】</p> <p>発電所内の植生については、現場確認（写真撮影）を実施し、属性を確認する。上記の1)にて作成した FARSITE 入力植生データを基に、以下の現場確認を実施した。</p>	<p style="text-align: center;">別添3</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉</p> <p style="text-align: center;">森林火災評価に係る植生確認プロセスについて</p> <p>1. 基準要求</p> <p>【第6条】設置許可基準第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）にて、安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならないことを要求されている。また、外部火災影響評価について詳細に規定している「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」（以下、「評価ガイド」という。）において、発電所敷地外で発生する火災が原子炉施設へ影響を与えないことについて評価することを要求されている。</p> <p>当該基準要求を満足するにあたっては、評価ガイドの「付属書A 森林火災の原子力発電所への影響評価について」において、FARSITE（Fire Area Simulator）という森林火災シミュレーション解析コードの利用を推奨しており、想定火災の火線強度に対する原子炉施設の防火帯幅を評価する。</p> <p>2. 現場確認項目及び内容</p> <p>上記基準要求を満足するためには、FARSITE を用いた評価に必要なデータのうち、植生データについて「現地状況をできるだけ模擬するため、樹種や生育状況に関する情報を有する森林簿の空間データを現地の地方自治体より入手する。森林簿の情報をを用いて、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齢によりさらに細分化する。」と評価ガイドに記載されており、以下のとおり、国土数値情報土地利用細分メッシュ、宮城県及び東北森林管理局の森林簿情報、現場調査による確認を実施している。</p> <p>2. 1 植生データの整備</p> <p>(1) 植生データの入手及び整備</p> <p>植生データについては、国土交通省の国土数値情報である女川原子力発電所周辺の土地利用細分メッシュ（H21 年度）を用い土地利用データを作成し、土地利用データの森林領域を細分化するための森林簿を宮城県及び東北森林管理局より入手し、森林領域等の植生データを細分化・整備した。</p> <p>(2) 現場調査</p> <p>FARSITE の入力にあたり、森林の樹種やその分布状況の詳細な現状把握が必要であるため、発電所構内及び防火帯周辺の植生については、現場調査（写真撮影）を実施した。</p>	<p style="text-align: center;">別添3</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: center;">森林火災評価に係る植生確認プロセスについて</p> <p>1. 基準要求</p> <p>【第6条】設置許可基準第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）にて、安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならないことを要求されている。また、外部火災影響評価について詳細に規定している「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」（以下、「評価ガイド」という。）において、発電所敷地外で発生する火災が原子炉施設へ影響を与えないことについて評価することを要求されている。</p> <p>当該基準要求を満足するにあたっては、評価ガイドの「付属書A 森林火災の原子力発電所への影響評価について」において、FARSITE（Fire Area Simulator）という森林火災シミュレーション解析コードの利用を推奨しており、想定火災の火線強度に対する原子炉施設の防火帯幅を評価する。</p> <p>2. 現場確認項目及び内容</p> <p>上記基準要求を満足するためには、FARSITE を用いた評価に必要なデータのうち、植生データについて「現地状況をできるだけ模擬するため、樹種や生育状況に関する情報を有する森林簿の空間データを現地の地方自治体より入手する。森林簿の情報をを用いて、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齢によりさらに細分化する。」と評価ガイドに記載されており、以下のとおり、国土数値情報土地利用メッシュ、北海道の森林簿情報、現場調査による確認を実施している。</p> <p>2. 1 植生データの整備</p> <p>(1) 植生データの入手及び整備</p> <p>植生データについては、国土交通省の国土数値情報である泊発電所周辺の土地利用細分メッシュ（H21 年度）を用い土地利用データを作成し、土地利用データの森林領域を細分化するための森林簿を北海道より入手し、森林領域等の植生データを細分化・整備した。</p> <p>(2) 現場調査</p> <p>FARSITE の入力にあたり、森林の樹種やその分布状況の詳細な現状把握が必要であるため、発電所を中心とする半径 5km の範囲の植生について、現場調査（写真撮影）を実施した。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川に 記載統一；着色せず）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・発電所設置地域の違 いによる森林簿情報入 手先の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・発電所設置地域の違 いによる森林簿情報入 手先の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・植生調査範囲の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1) 現場確認</p> <p>1) 協力会社員による現場確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 協力会社員が発電所周辺をウォークダウンして、植生の妥当性を確認した。 ウォークダウン時に写真を撮影し、その写真により妥当性を確認した。 <p>2) 本店・発電所社員による現場確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 本店社員、発電所社員、協力会社員と共に、発電所周辺をウォークダウンして、植生の妥当性を確認した。 <p>(2) 植生データの作成</p> <p>1) 上記の(1)で受領した森林簿データを国土数値情報土地利用細分メッシュを100mメッシュから10mメッシュに変換したデータにオーバーレイする。</p> <p>2) 1)で作成したデータに発電所内の植生データとして、緑化計画書のデータをオーバーレイする。</p> <p>3. 記録の取扱い</p> <p>森林簿データ、現場調査結果及びFARSITEに入力した植生データ記録として保管する。</p> <p>4. 今後の対応</p> <p>発電所周辺の植生の変更がある場合は、その変更が森林火災評価へ与える影響に応じて再評価の必要性を検討する。</p> <p style="text-align: right; background-color: yellow;">以 上</p>	<p>現場調査にあたっては、1級造園施工管理技士の国家資格を有する者又は植生調査業務に10年以上の経験を有している者がウォークダウンをすることにより、植生を調査し、樹種、林齢、低木及び下草の有無を確認した。ウォークダウンの際に写真を撮影するとともに、調査位置についても記録した。</p> <p>(3) 植生データの作成</p> <p>(1)、(2)を踏まえ補正し、FARSITEにて利用できるよう地理的な位置情報を扱う地理情報システム(GIS)に植生情報を入力してデータを作成した。</p> <p>3. 記録の取扱い</p> <p>現場調査結果及びFARSITEに入力した植生データを記録として保管する。</p> <p>4. 今後の対応</p> <p>発電所周辺の植生の変更がある場合は、その変更が森林火災評価へ与える影響に応じて再評価の必要性を検討する。</p>	<p>現場調査にあたっては、平成17年以降国土交通省北海道開発関連業務のうち植生図作成を含む4件の業務に従事している者がウォークダウンをすることにより、植生を調査し、樹種、低木及び下草の有無を確認した。ウォークダウンの際に写真を撮影するとともに、調査位置についても記録した。</p> <p>(3) 植生データの作成</p> <p>(1)、(2)を踏まえ補正し、FARSITEにて利用できるよう地理的な位置情報を扱う地理情報システム(GIS)に植生情報を入力してデータを作成した。</p> <p>3. 記録の取扱い</p> <p>現場調査結果及びFARSITEに入力した植生データを記録として保管する。</p> <p>4. 今後の対応</p> <p>発電所周辺の植生の変更がある場合は、その変更が森林火災評価へ与える影響に応じて再評価の必要性を検討する。</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・調査に従事した者の業務経験の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は詳細な林齢による細分化はせず、林齢が不明なものは全て「10年生未満」とすることで保守的な設定とされている。</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p style="text-align: right; background-color: yellow;">【大飯】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	DB064V-9 r.11.0
提出年月日	令和5年6月30日

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山)

令和5年6月
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

比較結果等を取りまとめた資料

1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)

1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由

- a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : 外部事象防護対象の範囲に安全評価上その機能に期待するクラス3を含めた。
- c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし
- d. 当社が自主的に変更したもの : なし

1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由

- a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : まとめ資料全般に対して、女川2号炉審査実績の反映を行った。
- c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし
- d. 当社が自主的に変更したもの : 1件
 - ・現時点の想定において、荷重の組合せについては積雪荷重を主荷重及び降下火砕物による荷重を従荷重とした組合せのほうが、積雪荷重を従荷重、降下火砕物による荷重を主荷重とした場合に比べて大きいことから積雪荷重を主荷重、降下火砕物による荷重を従荷重として評価している(補足資料-17参照)。今後の地震津波側審査において確定した後に方針等を変更する場合は別途ご説明する。
 - ・評価対象施設のうち屋外に設置されている施設として追加した、ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチについて断面図及び点検口を明記した6条(竜巻)別添1添付1.2-35と同等な図面を追加した。
 - ・原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナの自洗機能および原子炉補機冷却水冷却器(プレート型熱交換器)の構造図面を追加した。

1-3) バックフィット関連事項

気中降下火砕物対策の検討【別添1 補足資料-15】

1-4) その他

- ・女川2号炉まとめ資料に合わせて記載ぶりを修正し、結果として差異がなくなった箇所があるが、本比較表には、その該当箇所の識別はしていない。
- ・降下火砕物の物性値については、現時点の想定であり、今後の地震津波側審査において確定した後に方針等を変更する場合は別途ご説明する。

2. 女川2号まとめ資料との比較結果の概要

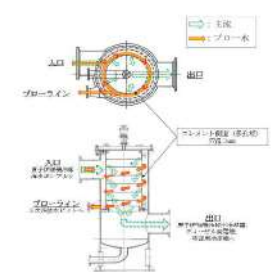
- ・女川2号炉と泊3号炉の設計方針の相違について、次頁以降に取り纏めた。
- ・原子力発電所の火山影響評価ガイドに従い評価を実施し、基準適合性を確認していることから、火山に対する基本設計方針は女川2号炉と泊3号炉で相違は無い。

女川2号まとめ資料との比較結果（設計方針の相違）

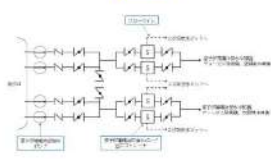
● 「女川」及び「泊」の欄にはまとめ資料（比較表）の記載を転記し、相違箇所を赤字で示している。

No.	大項目	小項目	記載箇所	女川	泊	差異説明
1	①評価対象施設	建屋及び屋外の評価対象施設	<p>【本文】</p> <p>1.8.8.1 設計方針</p> <p>【別添1】</p> <p>4.3 火山事象（降下火砕物）から防護する施設</p>	<p>外部事象防護対象施設等のうち、屋内設備は外殻となる建屋により防護する設計とし、評価対象施設を、建屋、屋外に設置されている施設、降下火砕物を含む海水の流路となる施設、降下火砕物を含む空気の流れとなる施設、外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設に分類し抽出する。</p> <p>a. 建屋</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 <p>・タービン建屋</p> <p>・制御建屋</p> <p>b. 屋外に設置されている施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ） 海水ストレーナ（高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ） 排気筒 非常用ガス処理系（屋外配管） 復水貯蔵タンク 軽油タンク室 <p>・軽油タンク室（H）</p>	<p>外部事象防護対象施設等のうち、屋内設備は外殻となる建屋により防護する設計とし、評価対象施設を、建屋、屋外に設置されている施設、降下火砕物を含む海水の流路となる施設、降下火砕物を含む空気の流れとなる施設、外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設に分類し抽出する。</p> <p>a. 建屋</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 原子炉補助建屋 ディーゼル発電機建屋 タービン建屋 <p>・循環水ポンプ建屋</p> <p>なお、タービン建屋に内包されているタービン保安装置及び主蒸気止め弁は、以下の設計とすることにより、以降の評価対象施設には含めないものとする。</p> <p>評価対象施設のうちタービン建屋に内包されているタービン保安装置及び主蒸気止め弁については、蒸気発生器への過剰給水の緩和手段（タービントリップ）として期待している。火山事象を起因として蒸気発生器への過剰給水が発生することはないが、独立事象としての重畳の可能性を考慮し、タービン建屋も含め安全上支障のない期間に補修等の対応を行うことで、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>b. 屋外に設置されている施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 排気筒 <p>・A1、A2-燃料油貯油槽タンク室</p> <p>・B1、B2-燃料油貯油槽タンク室</p> <p>・A1、A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ</p> <p>・B1、B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ</p> <p>・主蒸気逃がし弁消音器</p> <p>・主蒸気安全弁排気管</p> <p>・タービン動補給水ポンプ排気管</p>	<p>・外部事象防護対象施設を内包する建屋に相違がある。循環水ポンプ建屋については、原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナを内包する建屋として外部事象防護対象施設等として抽出している。</p> <p>・プラント設計の違いにより、防護方針が相違している。（先行BWRの竜巻事象における安全評価上期待するクラス3設備である排気筒モニタの防護方針と同等である）</p> <p>・女川の海水ポンプ及び海水ストレーナは屋外設置の設備であるが、泊の原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナについては、循環水ポンプ建屋に覆われていることから、抽出していない。</p> <p>・プラント設計の違いにより、評価対象施設が相違している。</p>

No.	大項目	小項目	記載箇所	女川	泊	差異説明
2	①評価対象施設	屋内の評価対象施設	<p>【本文】</p> <p>1.8.8.1 設計方針</p> <p>【別添1】</p> <p>4.3 火山事象（降下火砕物）から防護する施設</p>	<p>外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 計測制御用電源設備（無停電電源装置） 非常用所内電気設備（所内低圧系統） 	<p>外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全保護系計装盤 非常用の計装用インバータ（無停電電源装置） 制御用空気圧縮機 	<ul style="list-style-type: none"> 泊は外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設として、「安全系の計装盤等」として記載していたが、具体的に記載した。 なお、安全保護系計装盤は安全系計装盤室にある原子炉安全保護盤、工学的安全施設作動盤及び安全系現場ロジック盤の総称として記載した。
3	②運用の相違	中央制御室の非常用循環運転	<p>【本文】</p> <p>1.8.8.1 設計方針</p> <p>(3) 適合性説明</p> <p>【別添1】</p> <p>3.2 個別評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中央制御室の換気空調系については、外気との連絡口を遮断し、中央制御室再循環フィルタ装置を通る事故時運転モードへ切り替えることにより中央制御室の居住性を損なうことはない。 	<ul style="list-style-type: none"> 中央制御室の換気空調設備については、外気との連絡口を遮断し、閉回路循環運転の実施により中央制御室の居住性を損なうことはない。 	<ul style="list-style-type: none"> 泊の火山対応及び有毒ガスとしては、中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環運転と同フィルタユニットを通らない閉回路循環運転がある。
4	②運用の相違 ③プラント設計の相違	原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ	<p>【本文】</p> <p>1.8.8.2 手順等</p>	記載なし	<p>(6) 降灰が確認された場合には、原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナについて、差圧を確認するとともに、状況に応じて洗浄を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 泊はストレーナの洗浄及び保守管理等について手順に定めている
			<p>【別添1】</p> <p>個別評価-3</p>	<p>(2) 水循環系の閉塞</p> <p>想定する降下火砕物の粒径は2mm以下であり、海水ストレーナのフィルタ穴径は8mmであることから、フィルタ穴径に対して十分小さい。</p>	<p>(1) 水循環系の閉塞</p> <p>想定する降下火砕物の粒径は4mm以下に対して、第1図に示すように海水ストレーナのエレメント穴径は3mmであり、降下火砕物の粒径がエレメント穴径に対して大きい。しかしながら、第2図に示すようにストレーナの閉塞対策として常時通水する海水の一部をバイパスするブロー水で連続的に排水する設計としている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 泊では海水供給先である原子炉補機冷却水冷却器（プレート式熱交換器）のプレート隙間に合わせて原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナのエレメント径が設計されており、閉塞対策として海水ストレーナの自洗機能を有している。



第1図 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ構造図



第2図 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナブローライン系統概要図

No.	大項目	小項目	記載箇所	女川	泊 (次ページへ)	差異説明
4	②運用の相違 ③プラント設計 の相違	原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ	【別添1】 個別評価-3		(前ページより)  第3図 原子炉補機冷却水冷却器構造図	
5	③プラント設計 の相違	フィルタの仕様	【本文】 1.8.8.2 手順等 (3) 適合性説明	・外気を取り入れる非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を含む。)の空気の流路にバグフィルタを設置することにより、フィルタメッシュより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくい設計とし、摩耗により非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を含む。)の安全機能を損なわない設計とする。	・外気を取り入れるディーゼル発電機吸気消音器及び制御用空気圧縮機室換気装置の空気の流路にフィルタを設置することにより、フィルタメッシュより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくい設計とし、摩耗によりディーゼル発電機機関及び制御用空気圧縮機の安全機能を損なわない設計とする。 ・当該施設の設置場所は安全補機閉閉器室空調装置及び原子炉補助建屋空調装置にて空調管理されており、本換気空調設備の外気取入口には平型フィルタを設置し、これに加えて下流側にさらに細かな粒子を捕集可能な粗フィルタを設置していることから、仮に室内に侵入した場合でも降下火砕物は微量であり、粒径は極めて細かな粒子である。	・プラント設計の相違によりフィルタの仕様が異なるが、火山灰の除去の観点では同等の性能を有している。 ・泊の安全補機閉閉器室空調装置及び原子炉補助建屋空調装置については、平型フィルタを設置し、これに加えて下流側にさらに細かな粒子を捕集可能な粗フィルタを設置している
6	③プラント設計 の相違	給気ガラリの設置	【本文】 1.基本方針 (3) 適合性説明 【別添1】 4.4.2 直接的影響	・各施設の構造上の対応として、非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を含む。)は、吸気口上流側の外気取入口にルーバが取り付けられており、下方から吸い込む構造とすることにより、降下火砕物が流路に侵入しにくい設計とする。	・各施設の構造上の対応として、ディーゼル発電機機関及び換気空調設備(原子炉建屋給気ガラリ及び補助建屋給気ガラリ)は、吸気口上流側の外気取入口にガラリフードが取り付けられており、下方から吸い込む構造とすることにより、降下火砕物が流路に侵入しにくい設計とする。	・泊の外気取入口はガラリフードを設置し、下方から吸い込む構造とすることにより、降下火砕物が流路に侵入しにくい設計としている。
7	③プラント設計 の相違	ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ	【別添1】 個別評価-1	記載なし	A1、A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ及びB1、B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチへの化学的影響(腐食)については、第2図に示すようにA1、A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ及びB1、B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチの頂版は地中埋設構造であること、また、上部コンクリート蓋については	・泊では評価対象施設のうち屋外に設置されている施設としてディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチを追加しており、構造物への静的負荷および化学的影響(腐食)の評価を実施している。

No.	大項目	小項目	記載箇所	女川	泊	差異説明
7	③プラント設計の相違	ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ	【別添1】 個別評価-1		(次ページへ) (前ページより) コンクリート構造、上部鋼製蓋（点検口）については溶融亜鉛メッキを施した鋼製蓋であることから、降下火砕物による短期での腐食により機能に影響を及ぼすことはない。  第2図 燃料油貯油槽トレンチ上部のコンクリート蓋及び鋼製蓋の概略配置図	
8	③プラント設計の相違	降下火砕物の設計条件	【本文】 1.8.8.1 設計方針 (2)降下火砕物の設計条件 【別添1】 補足資料-17	・降下火砕物による荷重は積雪荷重に対して、発生頻度が相対的に低い荷重が大きく、安全機能への影響が大きくなると考えられることから主事象として扱い、設計基準で想定している降下火砕物による荷重（層厚15cm）を設定する。積雪は発生頻度が主荷重（降下火砕物）と比べて相対的に高いものの、荷重は主荷重に比べて小さく安全機能への影響も主荷重に比べて小さいと考えられるため、主事象に対して考慮する副事象として扱うこととする。	・積雪荷重は降下火砕物による荷重に対して、発生頻度が相対的に高く、また、荷重が大きく、安全機能への影響が大きくなると考えられることから主事象として扱い、設計基準で想定している積雪荷重（積雪189cm）を設定する。降下火砕物は発生頻度が主荷重（積雪）と比べて相対的に低く、また、荷重は主荷重に比べて小さく安全機能への影響も主荷重に比べて小さいと考えられるため、主事象に対して考慮する副事象として扱うこととする。	・泊は積雪荷重が降下火砕物による荷重に対して大きいことから積雪荷重を主荷重、降下火砕物による荷重を従荷重としている。
9	④手順の相違	降灰対応手順	【本文】 1.8.8.2 手順等 【別添1】 4.7.2 手順 【別添2】	(1) 降灰が確認された場合には、建屋や屋外の設備に長期間降下火砕物による荷重を掛け続けないこと、また降下火砕物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するために、評価対象施設等に堆積した降下火砕物の除去を適切に実施する手順を定める。 (2) 降灰が確認された場合には、状況に応じて外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は事故時運転モードへの切替えにより、建屋内への降下火砕物の侵入を防止する手順を定める。 (3) 降灰が確認された場合には、非常用換気空調系の外気取入口のバグフィルタについて、バグフィルタの差圧を確認するとともに、状況に応じて取替え又は清掃を実施する手順を定める。	(1) 降灰が確認された場合には、建屋や屋外の設備に長期間降下火砕物による荷重を掛け続けないこと、また降下火砕物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するために、評価対象施設等に堆積した降下火砕物の除去を適切に実施する手順を定める。 (2) 降灰が確認された場合には、評価対象施設に対する特別点検を行い、降下火砕物の降灰による影響が考えられる設備等があれば、その状況に応じて補修等を行う手順を定める。 (3) 降灰が確認された場合には、状況に応じて外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止又は閉回路循環運転により、建屋内への降下火砕物の侵入を防止する手順を定める。	・泊は女川の対応手順である（1）降下火砕物の除去、（2）建屋内への降下火砕物の侵入を防止する手順及び（3）フィルタの取替え又は清掃を実施する手順に加えて（5）降灰に伴うディーゼル発電機消音器、（6）原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ、（7）原子炉補機冷却海水ポンプ及び（8）開閉所設備の対応手順を定めている。また、（2）評価対象施設に対する特別点検、（9）中長期的な影響への対応手順や（10）火山事象の運用管理に関する教育を行うこととしている

No.	大項目	小項目	記載箇所	女川	(次ページへ) 泊	差異説明
9	④手順の相違	降灰対応手順	【本文】 1.8.8.2 手順等 【別添1】 4.7.2 手順 【別添2】		(前ページより) (4) 降灰が確認された場合には、換気空調設備の外気取入口の平型フィルタについて、平型フィルタの差圧を確認するとともに、状況に応じて取替え又は清掃を実施する手順を定める。 (5) 降灰が確認された場合には、ディーゼル発電機吸気消音器のフィルタについて、点検によりディーゼル発電機の排気温度等を確認するとともに、状況に応じて清掃や取替えを実施する。 (6) 降灰が確認された場合には、原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナについて、差圧を確認するとともに、状況に応じて洗浄を行う。 (7) 降灰が確認された場合には、閉閉所設備の除灰及び必要に応じて碼子清掃を行う。 (8) 降灰後の腐食等の中長期的な影響については、日常保守点検や定期点検等により腐食等による異常がないか確認を行い、異常が確認された場合には、その状況に応じて塗替塗装等の対応を行う。 (9) 火山事象に対する運用管理に万全を期すため、必要な技術的能力を維持・向上させることを目的とし、降下火砕物による施設への影響を生じさせないための運用管理に関する教育を実施する。	

3. 差異の識別の省略

以下の相違箇所については、差異理由として抽出しないこととする。

- ・ 章項番号の相違
- ・ 資料番号の相違
- ・ 意味を持たない相違（番号の前に「第」、平仮名と漢字）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第6条：外部からの衝撃による損傷の防止（火山）</p> <p><目次></p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>1.2 追加要求事項に対する適合性（手順等含む）</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>(2) 安全設計方針</p> <p>(3) 適合性説明</p> <p>1.3 気象等</p> <p>1.4 設備等</p> <p>2. 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）</p> <p>(別添資料1) 設置許可基準規則等への適合状況説明資料（火山に対する防護）</p> <p>3. 技術的能力説明資料</p> <p>(別添資料2) 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）</p> <p><概要></p> <p>1. において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する大飯発電所3号炉及び4号炉における適合性を示す。</p> <p>2. において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3. において、追加要求事項に適合するための技術的能力（手順等）を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p>	<p>第6条：外部からの衝撃による損傷の防止（火山）</p> <p><目次></p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>(2) 安全設計方針</p> <p>(3) 適合性説明</p> <p>2. 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）</p> <p>別添資料1 火山影響評価について</p> <p>3. 運用、手順説明資料</p> <p>別添資料2 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）</p> <p><概要></p> <p>1. において、設計基準対象施設の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する女川原子力発電所2号炉における適合性を示す。</p> <p>2. において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3. において、追加要求事項に適合するための運用、手順等を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p>	<p>第6条：外部からの衝撃による損傷の防止（火山）</p> <p><目次></p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>(2) 安全設計方針</p> <p>(3) 適合性説明</p> <p>1.3 気象等</p> <p>1.4 設備等</p> <p>2. 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）</p> <p>別添1 火山影響評価について</p> <p>3. 運用、手順説明資料</p> <p>別添2 泊発電所3号炉 運用、手順説明資料</p> <p>外部からの衝撃による損傷の防止（火山）</p> <p><概要></p> <p>1. において、設計基準対象施設の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する泊発電所3号炉における適合性を示す。</p> <p>2. において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備、運用等について説明する。</p> <p>3. において、追加要求事項に適合するための運用、手順等を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・泊は添六記載事項のうち、6条に関連のある項目を記載</p> <p>【大飯】資料名称の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 【大飯、女川】 プラント名称の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯、女川】 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉

1. 基本方針

1.1 要求事項の整理

外部からの衝撃による損傷の防止について、設置許可基準規則第6条及び技術基準規則第7条において、追加要求事項を明確化する（表1）。

表1 設置許可基準規則第6条及び技術基準規則第7条 要求事項

設置許可基準規則	技術基準規則	備考
第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）	第7条（外部からの衝撃による損傷の防止）	【追加要求事項】
安全施設は想定される自然現象（地震及び津波を除く、次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。	設計基準対象施設が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。	【追加要求事項】
2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。	2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）により発電用原子炉施設の安全性が損なわれよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	【追加要求事項】
3 安全施設は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。	2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）により発電用原子炉施設の安全性が損なわれよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	【追加要求事項】
	3 航空機の墜落により発電用原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	【追加要求事項】

女川原子力発電所2号炉

1. 基本方針

1.1 要求事項の整理

外部からの衝撃による損傷の防止について、設置許可基準規則第6条及び技術基準規則第7条において、追加要求事項を明確化する（第1.1-1表）。

第1.1-1表 設置許可基準規則第6条及び技術基準規則第7条 要求事項

設置許可基準規則	技術基準規則	備考
第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）	第7条（外部からの衝撃による損傷の防止）	【追加要求事項】
安全施設（兼用キヤスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く、次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。	設計基準対象施設（兼用キヤスクを除く。）が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。	【追加要求事項】
2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。	2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）により発電用原子炉施設の安全性が損なわれよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	【追加要求事項】
3 安全施設（兼用キヤスクを除く。）は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）により安全機能を損なわないものでなければならない。	2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）により発電用原子炉施設の安全性が損なわれよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	【追加要求事項】
	3 航空機の墜落により発電用原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	【追加要求事項】

泊発電所3号炉

1. 基本方針

1.1 要求事項の整理

外部からの衝撃による損傷の防止について、設置許可基準規則第6条及び技術基準規則第7条において、追加要求事項を明確化する（第1.1.1表）。

第1.1.1表 設置許可基準規則第6条及び技術基準規則第7条 要求事項

設置許可基準規則第6条	技術基準規則第7条	備考
安全施設（兼用キヤスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く、次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。	設計基準対象施設（兼用キヤスクを除く。）が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。	【追加要求事項】
2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。	2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）により発電用原子炉施設の安全性が損なわれよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	【追加要求事項】
3 安全施設（兼用キヤスクを除く。）は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）により安全機能を損なわないものでなければならない。	2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）により発電用原子炉施設の安全性が損なわれよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	【追加要求事項】
	3 航空機の墜落により発電用原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	【追加要求事項】

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(a) 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>(中略)</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(a) 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>安全施設は、発電所敷地で想定される洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の自然現象（地震及び津波を除く。）又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものももたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件においても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水及び地滑りについては、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>上記に加え、重要安全施設は、科学的技術的知見を踏まえ、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力について、それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して適切に組み合わせる。</p> <p>また、安全施設は、発電所敷地又はその周辺において想定される飛来物（航空機落下）、ダム崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害の発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、確率的要因により設計上考慮する必要はない。また、ダム崩壊については、立地的要因により考慮する必要はない。</p> <p>自然現象及び発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）の組合せについては、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮する。</p> <p>事象が単独で発生した場合の影響と比較して、複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せを特定し、その組合せの影響に対しても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、想定される自然現象及び発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないため</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(a) 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>安全施設は、発電所敷地で想定される洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の自然現象（地震及び津波を除く。）又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものももたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件においても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>上記に加え、重要安全施設は、科学的技術的知見を踏まえ、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力について、それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して適切に組み合わせる。</p> <p>また、安全施設は、発電所敷地又はその周辺において想定される飛来物（航空機落下）、ダム崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害の発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、確率的要因により設計上考慮する必要はない。また、ダム崩壊については、立地的要因により考慮する必要はない。</p> <p>自然現象及び発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）の組合せについては、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮する。</p> <p>事象が単独で発生した場合の影響と比較して、複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せを特定し、その組合せの影響に対しても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、想定される自然現象及び発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないため</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 （大飯は「外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象）」にて記載）</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・泊は立地的要因により地滑りを考慮する</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・泊は立地的要因により地滑りを考慮する</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(a-2) 安全施設は、発電所の運用期間中において発電所の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として設定した最大層厚 10cm、粒径 1mm 以下、密度 0.7g/cm³ (乾燥状態)～1.5g/cm³ (湿潤状態)の降下火砕物に対し、その直接的影響である構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計とすること、水循環系の閉塞に対して狭隘部等が閉塞しない設計とすること、換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響（閉塞）に対して降下火砕物が侵入しにくい設計とすること、水循環系の内部における磨耗及び換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響（磨耗）に対して磨耗しにくい設計とすること、構造物の化学的影響（腐食）、水循環系の化学的影響（腐食）及び換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響（腐食）に対して短期での腐食が発生しない設計とすること、発電所周辺の大気汚染に対して中央制御室の換気空調系は降下火砕物が侵入しにくく、さらに外気を遮断できる設計とすること、絶縁低下に対して空気を取り込む機構を有する計装盤の設置場所の換気空調系は降下火砕物が侵入しにくく、さらに外気を遮断できる設計とすることにより、安全機能を損なうことのない設計とする。また、降下火砕物の間接的影響である7日間の外部電源喪失、発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、発電所の安全性を維持するために、燃料貯蔵設備からディーゼル発電機への燃料供給、並びにディーゼル発電機による必要な電源の供給が継続でき、安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料(1.1:P山-別添1-2～1.7:P山-別添1-15)】</p> <p>(6(火山)-30より再掲) また、安全施設は、降下火砕物の除去や換気空調設備外気取入口のフィルタの点検、清掃や取替、ストレーナの洗浄、換気空調系の閉回路循環運転等、必要な保守管理等により安全機能を損なうことのない設計とする。</p>	<p>に必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p>(a-7) 火山の影響 安全施設は、発電所の運用期間中において発電所の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として設定した層厚 15cm、粒径 2mm 以下、密度 0.7g/cm³ (乾燥状態)～1.5g/cm³ (湿潤状態)の降下火砕物に対し、以下のような設計とすることにより降下火砕物による直接的影響に対して機能維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計とすること ・水循環系の閉塞に対して狭隘部等が閉塞しない設計とすること ・換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞）に対して降下火砕物が侵入しにくい設計とすること ・水循環系の内部における磨耗並びに換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（磨耗）に対して磨耗しにくい設計とすること ・構造物の化学的影響（腐食）、水循環系の化学的影響（腐食）並びに換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食）に対して短期での腐食が発生しない設計とすること ・発電所周辺の大気汚染に対して中央制御室換気空調系は降下火砕物が侵入しにくく、さらに外気を遮断できる設計とすること ・電気系及び計測制御系の盤の絶縁低下に対して空気を取り込む機構を有する計測制御用電源設備（無停電電源装置）及び非常用所内電気設備（所内低圧系統）の設置場所の非常用換気空調系は降下火砕物が侵入しにくい設計とすること ・降下火砕物による静的負荷や腐食等の影響に対して、降下火砕物の除去や非常用換気空調系外気取入口のバグフィルタの取替え若しくは清掃又は換気空調系の停止若しくは外気との連絡口を遮断し、中央制御室再循環フィルタ装置を通る事故時運転モードへの切替えの実施により安全機能を損なわない設計とすること 	<p>に必要な安全施設以外の施設、設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p>(a-8) 火山の影響 安全施設は、発電所の運用期間中において発電所の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として設定した層厚 20cm、粒径 4mm 以下、密度 0.7g/cm³ (乾燥状態)～1.5g/cm³ (湿潤状態)の降下火砕物に対し、以下のような設計とすることにより降下火砕物による直接的影響に対して機能維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計とすること ・水循環系の閉塞に対して狭隘部等が閉塞しない設計とすること ・換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞）に対して降下火砕物が侵入しにくい設計とすること ・水循環系の内部における磨耗並びに換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（磨耗）に対して磨耗しにくい設計とすること ・構造物の化学的影響（腐食）、水循環系の化学的影響（腐食）並びに換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食）に対して短期での腐食が発生しない設計とすること ・発電所周辺の大気汚染に対して中央制御室空調装置は降下火砕物が侵入しにくく、さらに外気を遮断できる設計とすること ・電気系及び計測制御系の盤の絶縁低下に対して空気を取り込む機構を有する安全保護系計装盤及び非常用の計装用インバータ（無停電電源装置）の設置場所の換気空調設備は降下火砕物が侵入しにくい設計とすること ・降下火砕物による静的負荷や腐食等の影響に対して、降下火砕物の除去や換気空調設備外気取入口の平型フィルタの取替え若しくは清掃又は換気空調設備の停止若しくは外気との連絡口を遮断し、閉回路循環運転の実施により安全機能を損なわない設計とすること 	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯、女川】設計基準値の相違 ・発電所立地条件の相違（文献調査及びシミュレーション結果等を踏まえた降下火砕物条件の相違）</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】名称の相違</p> <p>【女川】評価対象設備の相違 【女川】名称の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・大飯審査実績の反映 (6(火山)-30より再掲)</p> <p>【女川】名称の相違 【女川】設備の相違 ・プラント設計の相違によるフィルタ仕様の相違 (降下火砕物の除去の観点では同等の性能を有する)</p> <p>【女川】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>さらに、降下火砕物による間接的影響である7日間の外部電源喪失及び発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、発電所の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できることにより安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>さらに、降下火砕物による間接的影響である7日間の外部電源喪失及び発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、発電所の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できることにより安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>・運転モードの名称の相違（比較結果等を取りまとめた資料No.2参照）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 安全設計の基本方針</p> <p>1.10 火山防護に関する基本方針</p> <p>1.10.1 設計方針</p> <p>1.10.1.1 概要</p> <p>安全施設は、火山事象に対して、原子炉施設の安全性を確保するために必要な機能（以下「安全機能」という。）を損なうことのない設計とする。このため、「添付書類六 8. 火山」で評価し抽出された発電所に影響を及ぼし得る火山事象である降下火砕物による直接的影響及び間接的影響について評価を行うとともに、降下火砕物により安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料（1.1:P 山-別添1-2, 3）（1.7:P 山-別添1-15）】</p> <p>1.10.1.2 火山事象に対する設計の基本方針</p> <p>将来の活動可能性が否定できない火山について、運用期間中の噴火規模を考慮し、発電所の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象を抽出した結果、「添付書類六 8. 火山」に示すとおり該当する火山事象は降下火砕物のみであり、防護すべき設計対象施設が降下火砕物により安全機能を損なうことのない設計とする。以下に、火山事象に対する防護設計の基本方針を示す。</p> <p>(1) 降下火砕物による直接的な影響（荷重、閉塞、磨耗、腐食等）に対して、安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>(2) 発電所内の構築物、系統及び機器における降下火砕物の除去等の対応が可能な設計とする。</p> <p>(3) 降下火砕物による発電所外での間接的な影響（7日間の外部電源の喪失、交通の途絶によるアクセス制限事象）を考慮し、ディーゼル発電機及び燃料貯蔵設備（ディーゼル発電機への燃料供給を含む。）により、原子炉及び使用済燃料ピットの安全性を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料（1.1:P 山-別添1-2, 3）（1.2:P 山-別添1-3）（1.6:P 山-別添1-15）】</p>	<p>(2) 安全設計方針</p> <p>1. 安全設計</p> <p>1.8.7 火山防護に関する基本方針</p> <p>1.8.7.1 設計方針</p> <p>(1) 火山事象に対する設計の基本方針</p> <p>安全施設は、火山事象に対して、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な機能を損なわない設計とする。このため、「添付書類六 7.1 火山」で評価し抽出された発電所に影響を及ぼし得る火山事象である降下火砕物に対して、対策を行い、建屋による防護、構造健全性の維持、代替設備の確保等によって、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火砕物によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>降下火砕物によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設のうち、外部事象防護対象施設は、建屋による防護又は構造健全性の維持等により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(2) 降下火砕物の設計条件</p> <p>a. 設計条件の検討・設定</p> <p>発電所の敷地において考慮する火山事象は、「添付書類六 7.1 火山」に示すとおり降下火砕物のみである。</p>	<p>(2)安全設計方針</p> <p>1. 安全設計</p> <p>1.8.8 火山防護に関する基本方針</p> <p>1.8.8.1 設計方針</p> <p>(1) 火山事象に対する設計の基本方針</p> <p>安全施設は、火山事象に対して、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な機能を損なわない設計とする。このため、「添付書類六 8.1 火山」で評価し抽出された発電所に影響を及ぼし得る火山事象である降下火砕物に対して、対策を行い、建屋による防護、構造健全性の維持、代替設備の確保等によって、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火砕物によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>降下火砕物によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設のうち、外部事象防護対象施設は、建屋による防護、構造健全性の維持等により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(2) 降下火砕物の設計条件</p> <p>a. 設計条件の検討・設定</p> <p>発電所の敷地において考慮する火山事象は、「添付書類六 8.1 火山」に示すとおり降下火砕物のみである。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.10.1.3 設計条件の設定</p> <p>1.10.1.3.1 設計条件に用いる降下火砕物の設定</p> <p>(1) 降下火砕物の層厚、密度及び粒径の設定</p> <p>地質調査結果に文献調査結果も参考にして、大飯発電所の敷地において考慮する火山事象としては、「添付書類六 8.火山」に示すとおり、最大層厚10cm、粒径1mm以下、密度0.7g/cm³（乾燥状態）～1.5g/cm³（湿潤状態）の降下火砕物を設計条件として設定する。</p> <p>【説明資料（1.2：P山-別添1-3）】</p> <p>(女川、泊は6(火山)-10ページに記載)</p> <p>(2) 降下火砕物の特徴</p> <p>各種文献の調査結果より、降下火砕物は以下の特徴を有する。</p> <p>a. 火山ガラス片、鉱物結晶片から成る⁽²¹⁾。ただし、砂よりもろく硬度は低い⁽²²⁾。</p> <p>b. 硫酸等を含む腐食性のガス（以下「腐食性ガス」という。）が付着している⁽²¹⁾。ただし、金属腐食研究の結果より、直ちに金属腐食を生じさせることはない⁽²³⁾。</p> <p>c. 水に濡れると導電性を生じる⁽²¹⁾。</p> <p>d. 湿った降下火砕物は乾燥すると固結する⁽²¹⁾。</p> <p>e. 降下火砕物粒子の融点は、一般的な砂に比べ約1,000℃と低い⁽²¹⁾。</p> <p>1.10.1.4 降下火砕物の影響から防護する施設</p> <p>降下火砕物の影響から防護する施設は、原子炉施設の安全性を確保するため、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス1、クラス2及びクラス3に該当する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>【説明資料（1.3：P山-別添1-3）】</p> <p>さらに、当該施設が降下火砕物の影響により安全機能を損なうことのないよう、降下火砕物の影響から防護する施設（以下「防護対象施設」という。）として、各施設の構造や設置状況等を考慮して防護対象施設を以下のとおり抽出する。</p> <p>(1) クラス1及びクラス2に属する施設を内包し、降下火砕物による影響から防護する建屋</p>	<p>降下火砕物の層厚は、降下火砕物の分布状況、シミュレーション及び分布事例による検討結果から総合的に判断し、保守的に15cmと設定する。</p> <p>なお、鉛直荷重については、湿潤状態の降下火砕物に、建築基準法等の関連する規格・基準類の考え方に基いた石巻地域における平均的な積雪量を踏まえて設定する。</p> <p>粒径及び密度については、文献調査、地質調査及び降下火砕物シミュレーションの結果を踏まえ、粒径2mm以下、密度0.7g/cm³（乾燥状態）～1.5g/cm³（湿潤状態）と設定する。</p> <p>(補足資料-17別紙-1（参考）より再掲)</p> <p>副事象である降下火砕物による荷重は、積雪荷重のように平均値を求めることが困難であるため、副事象として考慮する場合は、基準降下火砕物堆積量（15cm）の設定において想定する火山噴火規模（VEI5～6）⁽²⁴⁾から1段階下げた火山噴火規模（VEI4～5相当）を考慮した荷重を想定する。</p> <p>(3) 評価対象施設等の抽出</p> <p>外部事象防護対象施設等のうち、屋内設備は外殻となる建屋により防護する設計とし、評価対象施設を、建屋、屋外に設置されている施設、降下火砕物を含む海水の流路となる施設、降下火砕物を含む空気の流れとなる施設、外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設に分類し抽出する。また、評価対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設を評価対象施設等という。</p> <p>上記に含まれない構築物、系統及び機器は、降下火砕物により損傷した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。</p> <p>a. 建屋</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 	<p>降下火砕物の層厚は、降下火砕物の分布状況、シミュレーション及び分布事例による検討結果から総合的に判断し、保守的に20cmと設定する。</p> <p>なお、鉛直荷重については、設計基準で想定している積雪荷重に、基準降下火砕物堆積量の設定において想定する噴火規模から1段階下げた噴火規模を考慮した層厚で湿潤状態の降下火砕物による荷重を踏まえて設定する。</p> <p>粒径及び密度については、文献調査、地質調査及び降下火砕物シミュレーションの結果を踏まえ、粒径4mm以下、密度0.7g/cm³（乾燥状態）～1.5g/cm³（湿潤状態）と設定する。</p> <p>(補足資料-17より再掲)</p> <p>副事象である降下火砕物による荷重は、積雪荷重のように平均値を求めることが困難であるため、副事象として考慮する場合は、基準降下火砕物堆積量の設定において想定する噴火規模から1段階下げた噴火規模を考慮する。噴火規模を1段階下げた場合、降下火砕物堆積量は10分の1になることから基準降下火砕物堆積量の層厚20cmの10分の1である層厚2cmによる荷重を想定する。</p> <p>(3) 評価対象施設等の抽出</p> <p>外部事象防護対象施設等のうち、屋内設備は外殻となる建屋により防護する設計とし、評価対象施設を、建屋、屋外に設置されている施設、降下火砕物を含む海水の流路となる施設、降下火砕物を含む空気の流れとなる施設、外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設に分類し抽出する。また、評価対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設を評価対象施設等という。</p> <p>上記に含まれない構築物、系統及び機器は、降下火砕物により損傷した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。</p> <p>a. 建屋</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 原子炉補助建屋 	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設計基準値の相違 ・発電所立地条件を踏まえた降下火砕物条件の相違 ・泊は積雪が主荷重、降下火砕物が従荷重となる（補足資料-17）</p> <p>【女川】 設計基準値の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（女川、泊は6(火山)-10ページに記載）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（女川、泊は評価対象施設について具体的な建屋及び設備名称を記載）</p> <p>【女川】建屋名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(島根原子力発電所2号炉) 竜巻(3)外部事象防護対象施設のうち評価対象施設より引用 なお、排気筒モニタ及び排気筒モニタ室は、以下の設計とすることにより、以降の評価対象施設には含めないものとする。 評価対象施設のうち排気筒モニタについては、放射性気体廃棄物処理施設の破損の検出手段として期待している。竜巻を起因として放射性気体廃棄物処理施設の破損が発生することはないが、独立事象としての重畳の可能性を考慮し、排気筒モニタ室も含め安全上支障のない期間に補修等の対応を行うことで、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(2) クラス1及びクラス2に属する施設のうち、屋外に設置されている施設</p> <p>(3) クラス1及びクラス2に属する施設のうち、屋内にあっても屋外に開口し降下火砕物を含む海水及び空気の流路となる施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・タービン建屋 ・制御建屋 <p>b. 屋外に設置されている施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ） ・海水ストレーナ（高圧炉心スプレィ補機冷却海水系ストレーナ） ・排気筒 ・非常用ガス処理系（屋外配管） ・復水貯蔵タンク ・軽油タンク室 ・軽油タンク室（H） <p>c. 降下火砕物を含む海水の流路となる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ） <p>・海水ストレーナ（原子炉補機冷却海水系ストレーナ、高圧炉心スプレィ補機冷却海水系ストレーナ）及び下流設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機建屋 ・タービン建屋 ・循環水ポンプ建屋 <p>なお、タービン建屋に内包されているタービン保安装置及び主蒸気止め弁は、以下の設計とすることにより、以降の評価対象施設には含めないものとする。 評価対象施設のうちタービン建屋に内包されているタービン保安装置及び主蒸気止め弁については、蒸気発生器への過剰給水の緩和手段（タービントリップ）として期待している。火山事象を起因として蒸気発生器への過剰給水が発生することはないが、独立事象としての重畳の可能性を考慮し、タービン建屋も含め安全上支障のない期間に補修等の対応を行うことで、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>b. 屋外に設置されている施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排気筒 ・A1, A2-燃料油貯油槽タンク室 ・B1, B2-燃料油貯油槽タンク室 ・A1, A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ ・B1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ ・主蒸気逃がし弁消音器 ・主蒸気安全弁排気管 ・タービン動補助給水ポンプ排気管 <p>c. 降下火砕物を含む海水の流路となる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉補機冷却海水ポンプ ・原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ及び下流設備 	<p>・外部事象防護対象施設を内包する建屋の相違であり、評価方針に相違はない（以下、「建屋名称の相違」と記載）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる防護方針の相違（島根の竜巻事象の考え方と同一）</p> <p>【大飯】記載方針の相違 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊に排気筒及び軽油タンク室以外で同様の設備は無い）</p> <p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・評価対象施設の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 【女川】設備の相違 ・泊は高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプに該当する設備はない（以下、「泊に該当設備なし」と記載）</p> <p>【女川】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(比較のため、再掲)</p> <p>(3) クラス1及びクラス2に属する施設のうち、屋内にあっても屋外に開口し降下火砕物を含む海水及び空気の流路となる施設</p> <p>(4) クラス1及びクラス2に属する施設のうち、屋内の空気を機器内に取り込む機構を有しそれにより降下火砕物の影響を受ける可能性がある施設</p> <p>(5) クラス3に属する施設及びその他の施設のうち、屋外に開口し降下火砕物を含む海水及び空気の流路となつて、クラス1及びクラス2に属する施設に影響を及ぼす可能性がある施設</p> <p>なお、その他のクラス3に属する施設については、降下火砕物による影響を受ける場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に除灰あるいは修復等の対応が可能とすることにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</p>	<p>d. 降下火砕物を含む空気の流路となる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 <p>(以下「非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用換気空調系（外気取入口）のうち中央制御室換気空調系 非常用換気空調系（外気取入口）のうち計測制御電源室換気空調系 非常用換気空調系（外気取入口）のうち原子炉補機室換気空調系 <ul style="list-style-type: none"> 排気筒 非常用ガス処理系（屋外配管） <p>e. 外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 計測制御用電源設備（無停電電源装置） 非常用所内電気設備（所内低圧系統） <p>f. 降下火砕物の影響を受ける施設であつて、その停止等により、外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電設備排気消音器及び排気管、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備排気消音器及び排気管 <p>(以下「非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）」排気消音器及び排気管」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 海水取水設備（除塵装置） 	<p>d. 降下火砕物を含む空気の流路となる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ディーゼル発電機 <ul style="list-style-type: none"> 換気空調設備（原子炉建屋給気ガラリ）のうちディーゼル発電機室換気装置 換気空調設備（原子炉建屋給気ガラリ）のうち制御用空気圧縮機室換気装置 換気空調設備（原子炉建屋給気ガラリ）のうち電動補助給水ポンプ室換気装置 換気空調設備（補助建屋給気ガラリ）のうち中央制御室空調装置、安全補機開閉器室空調装置 排気筒 <ul style="list-style-type: none"> 主蒸気逃がし弁消音器 主蒸気安全弁排気管 タービン動補助給水ポンプ排気管 <p>e. 外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全保護系計装盤 非常用の計装用インバータ（無停電電源装置） 制御用空気圧縮機 <p>f. 降下火砕物の影響を受ける施設であつて、その停止等により、外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ディーゼル発電機排気消音器及び排気管 <ul style="list-style-type: none"> 取水装置（除塵設備） 換気空調設備（補助建屋給気ガラリ）のうち補助建屋空調装置、格納容器空調装置、試料採取室空調装置 	<p>【大飯】記載方針の相違 【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違 ・泊に該当設備なし</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・女川では総称した記載としてしている 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違 【女川】設計方針の相違 ・評価対象施設の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 【女川】設備名称の相違 ・泊は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備排気消音器及び排気管に該当する設備はない（以下、「泊に該当設備なし」と記載） 【女川】記載方針の相違 ・女川では総称した記載としてしている 【女川】設備名称の相違 【女川】設計方針の相違 ・評価対象施設の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>上記により抽出した防護対象施設を第1.10.1表に示す。 【説明資料 (1.3:P山-別添1-3~1-9)】</p> <p>1.10.1.5 降下火砕物の影響に対する防護対象施設の設計方針 降下火砕物の特徴から、防護対象施設に対し直接的又は間接的に影響を及ぼす可能性のある降下火砕物の影響に対する防護対象施設の設計方針を以下に示す。 (女川、泊は下段の「b. 直接的影響」に記載)</p> <p>1.10.1.5.1 直接的影響因子 降下火砕物の特徴及び防護対象施設の構造や設置状況等を考慮し、有意な影響を及ぼす可能性が考えられる直接的な影響因子を以下のとおり選定する。 (比較のため、6(火山)-7ページより再掲)</p> <p>(2) 降下火砕物の特徴 各種文献の調査結果より、降下火砕物は以下の特徴を有する。 a. 火山ガラス片、鉱物結晶片から成る⁽²¹⁾。ただし、砂よりもろく硬度は低い⁽²²⁾。 b. 硫酸等を含む腐食性のガス (以下「腐食性ガス」という。)が付着している⁽²¹⁾。ただし、金属腐食研究の結果より、直ちに金属腐食を生じさせることはない⁽²³⁾。 c. 水に濡れると導電性を生じる⁽²¹⁾。 d. 湿った降下火砕物は乾燥すると固結する⁽²¹⁾。 e. 降下火砕物粒子の融点は、一般的な砂に比べ約1,000℃と低い⁽²¹⁾。 (比較のため、上段より再掲)</p> <p>1.10.1.5.1 直接的影響因子 降下火砕物の特徴及び防護対象施設の構造や設置状況等を考慮し、有意な影響を及ぼす可能性が考えられる直接的な影響因子を以下のとおり選定する。</p> <p>(1) 荷重 「荷重」について考慮すべき影響因子は、建屋又は屋外設備の上に堆積し静的な負荷を与える「構造物への静的負荷」、並びに建屋又は屋外設備に対し降灰時に衝撃を与える「粒子の衝突」である。 なお、評価に当たっては以下の荷重の組合せ等を考慮する。 a. 防護対象施設に常時作用する荷重、運転時荷重 防護対象施設に作用する荷重として、自重等の常時作用する荷重、さらに施設の運転により重畳して作用する</p>	<p>上記により抽出した評価対象施設等を第1.8.7-1表に示す。</p> <p>(4) 降下火砕物による影響の選定 降下火砕物の特徴及び評価対象施設等の構造や設置状況等を考慮して、降下火砕物が直接及ぼす影響 (以下「直接的影響」という。)とそれ以外の影響 (以下「間接的影響」という。)を選定する。</p> <p>a. 降下火砕物の特徴 各種文献の調査結果より、降下火砕物は以下の特徴を有する。 (a) 火山ガラス片、鉱物結晶片から成る⁽¹⁾。ただし、火山ガラス片は砂よりもろく硬度は低く⁽²⁾、主要な鉱物結晶片の硬度は砂同等又はそれ以下である⁽³⁾⁽⁴⁾。 (b) 硫酸等を含む腐食性のガス (以下「腐食性ガス」という。)が付着している⁽¹⁾。ただし、金属腐食研究の結果より、直ちに金属腐食を生じさせることはない⁽⁵⁾。 (c) 水に濡れると導電性を生じる⁽¹⁾。 (d) 湿った降下火砕物は乾燥すると固結する⁽¹⁾。 (e) 降下火砕物粒子の融点は約1,000℃であり、一般的な砂に比べ低い⁽¹⁾。</p> <p>b. 直接的影響 降下火砕物の特徴から直接的影響の要因となる荷重、閉塞、摩耗、腐食、大気汚染、水質汚染及び絶縁低下を抽出し、評価対象施設等の構造や設置状況等を考慮して直接的な影響因子を以下のとおり選定する。</p> <p>(a) 荷重 「荷重」について考慮すべき影響因子は、建屋及び屋外施設の上に堆積し静的な負荷を与える「構造物への静的負荷」及び建屋及び屋外施設に対し降灰時に衝撃を与える「粒子の衝突」である。 評価に当たっては以下の荷重の組合せを考慮する。 i) 評価対象施設等に常時作用する荷重、運転時荷重 評価対象施設等に作用する荷重として、自重等の常時作用する荷重、内圧等の運転時荷重を適切に組み合わせ</p>	<p>上記により抽出した評価対象施設等を第1.8.8.1表に示す。</p> <p>(4) 降下火砕物による影響の選定 降下火砕物の特徴、評価対象施設等の構造や設置状況等を考慮して、降下火砕物が直接及ぼす影響 (以下「直接的影響」という。)とそれ以外の影響 (以下「間接的影響」という。)を選定する。</p> <p>a. 降下火砕物の特徴 各種文献の調査結果より、降下火砕物は以下の特徴を有する。 (a) 火山ガラス片、鉱物結晶片から成る⁽¹⁾。ただし、火山ガラス片は砂よりもろく硬度は低く⁽²⁾、主要な鉱物結晶片の硬度は砂同等又はそれ以下である⁽³⁾⁽⁴⁾。 (b) 硫酸等を含む腐食性のガス (以下「腐食性ガス」という。)が付着している⁽¹⁾。ただし、金属腐食研究の結果より、直ちに金属腐食を生じさせることはない⁽⁵⁾。 (c) 水に濡れると導電性を生じる⁽¹⁾。 (d) 湿った降下火砕物は乾燥すると固結する⁽¹⁾。 (e) 降下火砕物粒子の融点は約1,000℃であり、一般的な砂に比べ低い⁽¹⁾。</p> <p>b. 直接的影響 降下火砕物の特徴から直接的影響の要因となる荷重、閉塞、摩耗、腐食、大気汚染、水質汚染及び絶縁低下を抽出し、評価対象施設等の構造や設置状況等を考慮して直接的な影響因子を以下のとおり選定する。</p> <p>(a) 荷重 「荷重」について考慮すべき影響因子は、建屋及び屋外施設の上に堆積し静的な負荷を与える「構造物への静的負荷」及び建屋及び屋外施設に対し降灰時に衝撃を与える「粒子の衝突」である。 評価に当たっては以下の荷重の組合せを考慮する。 i) 評価対象施設等に常時作用する荷重、運転時荷重 評価対象施設等に作用する荷重として、自重等の常時作用する荷重、内圧等の運転時荷重を適切に組み合わせ</p>	<p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 【女川】記載表現の相違 【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊は下段の「b. 直接的影響」に記載) 【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 【大飯】記載表現の相違 【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊との比較のため、6(火山)-7ページより再掲)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>運転時の荷重を適切に組み合わせる。</p> <p>b. 設計基準事故時荷重 防護対象施設は、降下火砕物によって設計基準事故の起因とはならない設計とするため、設計基準事故とは独立事象である。 また、降下火砕物の降灰と設計基準事故が同時に発生する頻度は十分小さいことから、設計基準事故時荷重と降下火砕物による荷重との組合せは考慮しない。 仮に、防護対象施設への影響が小さく発生頻度が高い少量の降下火砕物の降灰と設計基準事故が同時に発生する場合、防護対象施設のうち設計基準事故時荷重が生じる施設としては動的機器である海水ポンプが考えられるが、設計基準事故時においても海水ポンプの圧力、温度が変わらず、機械的荷重が変化することはないため、設計基準事故時に生じる荷重の組合せは考慮しない。</p> <p>c. その他の自然現象の影響を考慮した荷重の組合せ 降下火砕物と火山以外の自然現象の組合せについては、荷重の影響において、降下火砕物、風（台風）及び積雪による組合せを考慮する。</p> <p>(2) 閉塞 「閉塞」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物を含む海水が流路の狭隘部等を閉塞させる「水循環系の閉塞」、並びに降下火砕物を含む空気が機器の狭隘部や換気系の流路を閉塞させる「換気系、電気系及び計装制御系の機械的影響（閉塞）」である。</p> <p>(3) 磨耗 「磨耗」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物を含む海水が流路に接触することにより配管等を磨耗させる「水循環系の内部における磨耗」、並びに降下火砕物を含む空気が動的機器の摺動部に侵入し磨耗させる「換気系、電気系及び計装制御系の機械的影響（磨耗）」である。</p> <p>(4) 腐食 「腐食」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物に付着した腐食性ガスにより建屋及び屋外施設の外面を腐食させる「構造物の化学的影響（腐食）」、海水に溶出した腐食性成分により海水管等を腐食させる「水循環系の化学的影響（腐食）」、並びに換気系、電気系及び計装制御系において降下火砕物を含む空気の流路等を腐食させる「換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響（腐食）」である。</p>	<p>る。</p> <p>ii) 設計基準事故時荷重 外部事象防護対象施設は、当該外部事象防護対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該外部事象防護対象施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して、適切に組み合わせて設計する。</p> <p>iii) その他の自然現象の影響を考慮した荷重の組合せ 降下火砕物と組合せを考慮すべき火山以外の自然現象は、荷重の影響において風（台風）及び積雪であり、降下火砕物の荷重と適切に組み合わせる。</p> <p>(b) 閉塞 「閉塞」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物を含む海水が流路の狭隘部等を閉塞させる「水循環系の閉塞」及び降下火砕物を含む空気が機器の狭隘部や換気系の流路を閉塞させる「換気系、電気系及び計装制御系の機械的影響（閉塞）」である。</p> <p>(c) 磨耗 「磨耗」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物を含む海水が流路に接触することにより配管等を磨耗させる「水循環系の内部における磨耗」及び降下火砕物を含む空気が動的機器の摺動部に侵入し磨耗させる「換気系、電気系及び計装制御系の機械的影響（磨耗）」である。</p> <p>(d) 腐食 「腐食」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物に付着した腐食性ガスにより建屋及び屋外施設の外面を腐食させる「構造物への化学的影響（腐食）」、換気系、電気系及び計装制御系において降下火砕物を含む空気の流路を腐食させる「換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響（腐食）」及び海水に溶出した腐食性成分により海水管等を腐食させる「水循環系の化学的影響（腐食）」である。</p>	<p>る。</p> <p>ii) 設計基準事故時荷重 外部事象防護対象施設は、当該外部事象防護対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該外部事象防護対象施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して、適切に組み合わせて設計する。</p> <p>iii) その他の自然現象の影響を考慮した荷重の組合せ 降下火砕物と組合せを考慮すべき火山以外の自然現象は、荷重の影響において風（台風）及び積雪であり、降下火砕物の荷重と適切に組み合わせる。</p> <p>(b) 閉塞 「閉塞」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物を含む海水が流路の狭隘部等を閉塞させる「水循環系の閉塞」及び降下火砕物を含む空気が機器の狭隘部や換気系の流路を閉塞させる「換気系、電気系及び計装制御系の機械的影響（閉塞）」である。</p> <p>(c) 磨耗 「磨耗」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物を含む海水が流路に接触することにより配管等を磨耗させる「水循環系の内部における磨耗」及び降下火砕物を含む空気が動的機器の摺動部に侵入し磨耗させる「換気系、電気系及び計装制御系の機械的影響（磨耗）」である。</p> <p>(d) 腐食 「腐食」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物に付着した腐食性ガスにより建屋及び屋外施設の外面を腐食させる「構造物への化学的影響（腐食）」、換気系、電気系及び計装制御系において降下火砕物を含む空気の流路を腐食させる「換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響（腐食）」及び海水に溶出した腐食性成分により海水管等を腐食させる「水循環系の化学的影響（腐食）」である。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 （大飯は設計基準事故時荷重と降下火砕物による荷重との組み合わせが不要である旨を記載しているが、泊は設計方針を記載し、詳細は別添「4.5 設計荷重の設定」で説明する）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・記載順の相違であり、 記載内容に相違なし</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) 大気汚染 「大気汚染」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物により汚染された発電所周辺の大気が運転員の常駐する中央制御室内に侵入することによる居住性の劣化、並びに降下火砕物の除去、屋外設備の点検等、屋外における作業環境を劣化させる「発電所周辺の大気汚染」である。</p> <p>(6) 水質汚染 「水質汚染」については、給水等に使用する発電所周辺の淡水等に降下火砕物が混入することによる汚染が考えられるが、発電所では純水装置により水処理した給水を使用しており、降下火砕物の影響を受けた淡水等を直接給水として使用しないこと、また水質管理を行っていることから、安全施設の安全機能には影響しない。</p> <p>(7) 絶縁低下 「絶縁低下」について考慮すべき影響因子は、湿った降下火砕物が、電気系及び計装制御系に導電性を生じさせることによる「計装盤の絶縁低下」である。 【説明資料（1.4：P 山-別添1-10～1-12）】</p> <p>1.10.1.5.2 間接的影響因子 (1) 外部電源喪失及びアクセス制限 降下火砕物によって発電所周辺にもたらされる影響により、発電所に間接的な影響を及ぼす因子は、湿った降下火砕物が送電線の碍子及び特高開閉所の充電露出部に付着し絶縁低下を生じさせることによる広範囲における「外部電源喪失」、並びに降下火砕物が道路に堆積し交通が途絶することによる「アクセス制限」である。 【説明資料（1.4：P 山-別添1-12）】</p> <p>1.10.1.6 防護対象施設の設計 降下火砕物が発電所の構築物、系統及び機器に及ぼす影響は、前述したとおり、「直接的影響因子」と「間接的影響因子」があり、各々に応じて、各構築物、系統及び機器についてこれらを適切に考慮した設計とする。</p> <p>1.10.1.6.1 直接的影響に対する設計方針 直接的影響については、防護対象施設の構造や設置状況等（形状、機能、外気吸入や海水通水の有無等）を考慮し、想定される各影響因子に対して、影響を受ける各防護対象施設が安全機能を損なうことのない設計とする。</p>	<p>(e) 大気汚染 「大気汚染」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物により汚染された発電所周辺の大気が運転員の常駐する中央制御室内に侵入することによる居住性の劣化及び降下火砕物の除去、屋外施設の点検等、屋外における作業環境を劣化させる「発電所周辺の大気汚染」である。</p> <p>(f) 水質汚染 「水質汚染」については、給水源である河川水に降下火砕物が混入することによる汚染が考えられるが、発電所では給水処理設備により水処理した給水を使用しており、降下火砕物の影響を受けた河川水を直接給水として使用しないこと、また水質管理を行っていることから、安全施設の安全機能には影響しない。</p> <p>(g) 絶縁低下 「絶縁低下」について考慮すべき影響因子は、湿った降下火砕物が、電気系及び計装制御系絶縁部に導電性を生じさせることによる「盤の絶縁低下」である。</p> <p>c. 間接的影響 (a) 外部電源喪失及びアクセス制限 降下火砕物によって発電所に間接的な影響を及ぼす因子は、湿った降下火砕物が送電線の碍子、開閉所の充電露出部に付着し絶縁低下を生じさせることによる広範囲にわたる送電網の損傷に伴う「外部電源喪失」及び降下火砕物が道路に堆積することによる交通の途絶に伴う「アクセス制限」である。</p> <p>(5) 降下火砕物の直接的影響に対する設計 直接的影響については、評価対象施設等の構造や設置状況等（形状、機能、外気吸入や海水通水の有無）を考慮し、想定される各影響因子に対して、影響を受ける各評価対象施設等が安全機能を損なわない以下の設計とする。</p>	<p>(e) 大気汚染 「大気汚染」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物により汚染された発電所周辺の大気が運転員の常駐する中央制御室内に侵入することによる居住性の劣化及び降下火砕物の除去、屋外施設の点検等、屋外における作業環境を劣化させる「発電所周辺の大気汚染」である。</p> <p>(f) 水質汚染 「水質汚染」については、給水源である海水に降下火砕物が混入することによる汚染が考えられるが、発電所では給水処理設備により水処理した給水を使用しており、降下火砕物の影響を受けた海水を直接給水として使用しないこと、また水質管理を行っていることから、安全施設の安全機能には影響しない。</p> <p>(g) 絶縁低下 「絶縁低下」について考慮すべき影響因子は、湿った降下火砕物が、電気系及び計装制御系絶縁部に導電性を生じさせることによる「盤の絶縁低下」である。</p> <p>c. 間接的影響 (a) 外部電源喪失及びアクセス制限 降下火砕物によって発電所に間接的な影響を及ぼす因子は、湿った降下火砕物が送電線の碍子、開閉所の充電露出部に付着し絶縁低下を生じさせることによる広範囲にわたる送電網の損傷に伴う「外部電源喪失」及び降下火砕物が道路に堆積することによる交通の途絶に伴う「アクセス制限」である。</p> <p>(5) 降下火砕物の直接的影響に対する設計 直接的影響については、評価対象施設等の構造や設置状況等（形状、機能、外気吸入や海水通水の有無）を考慮し、想定される各影響因子に対して、影響を受ける各評価対象施設等が安全機能を損なわない以下の設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯、女川】 設計方針の相違 ・給水源の相違。ただし、水処理した給水を使用する点は同じ</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 【大飯】 記載方針の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1) 荷重</p> <p>a. 構造物への静的負荷</p> <p>防護対象施設のうち、構造物への静的負荷を考慮すべき施設は、以下に示すとおり、降下火砕物が堆積しやすい屋根構造を有する建屋及び屋外施設である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器、 原子炉周辺建屋、 制御建屋、 廃棄物処理建屋 海水ポンプ <p>当該施設の許容荷重が、降下火砕物による荷重に対して安全裕度を有することにより、構造健全性を失わず安全機能を損なうことのない設計とする。</p>	<p>a. 降下火砕物による荷重に対する設計</p> <p>(a) 構造物への静的負荷</p> <p>評価対象施設等のうち、構造物への静的負荷を考慮すべき施設は、降下火砕物が堆積する以下の施設である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 建屋 原子炉建屋、 タービン建屋、 制御建屋 屋外に設置されている施設 海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ）、 海水ストレーナ（高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ）、 復水貯蔵タンク、 軽油タンク室、 軽油タンク室（H） 降下火砕物の影響を受ける施設であって、その停止等により、外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）排気消音器及び排気管 <p>当該施設の許容荷重が、降下火砕物による荷重に対して安全裕度を有することにより、構造健全性を失わず安全機能を損なわない設計とする。若しくは、降下火砕物が堆積しにくい又は直接堆積しない構造とすることで、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>評価対象施設等の建屋においては、建築基準法における一般地域の積雪の荷重の考え方に準拠し、降下火砕物の除去を適切に行うことから、降下火砕物による荷重を短期に生じる荷重として扱う。</p> <p>また、降下火砕物による荷重と他の荷重を組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋、タービン建屋、制御建屋 <p>原子炉建屋、タービン建屋および制御建屋は、各建屋の屋根スラブにおける建築基準法の短期許容応力度を許容限界とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 建屋を除く評価対象施設等 	<p>a. 降下火砕物による荷重に対する設計</p> <p>(a) 構造物への静的負荷</p> <p>評価対象施設等のうち、構造物への静的負荷を考慮すべき施設は、降下火砕物が堆積する以下の施設である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 建屋 原子炉建屋、 原子炉補助建屋、 ディーゼル発電機建屋、 循環水ポンプ建屋 屋外に設置されている施設 <p>A1、A2-燃料油貯油槽タンク室、 B1、B2-燃料油貯油槽タンク室、 A1、A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ、 B1、B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ</p> <ul style="list-style-type: none"> 降下火砕物の影響を受ける施設であって、その停止等により、外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 ディーゼル発電機排気消音器及び排気管 <p>当該施設の許容荷重が、降下火砕物による荷重に対して安全裕度を有することにより、構造健全性を失わず安全機能を損なわない設計とする。若しくは、降下火砕物が堆積しにくい又は直接堆積しない構造とすることで、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>評価対象施設等の建屋においては、建築基準法における多雪区域の積雪の荷重の考え方に準拠し、降下火砕物の除去を適切に行うことから、降下火砕物による荷重を短期に生じる荷重として扱う。</p> <p>また、降下火砕物による荷重と他の荷重を組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋、 循環水ポンプ建屋 原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋及び循環水ポンプ建屋は、各建屋の屋根スラブにおける建築基準法の短期許容応力度を許容限界とする。 建屋を除く評価対象施設等 	<p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯、女川】 建屋名称の相違</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違 ・泊に該当設備なし</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・女川は多雪区域ではないため、一般地域と記載しているが、評価方針に相違はない</p> <p>【女川】 建屋名称の相違であり、 評価方針に相違はない</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 粒子の衝突 防護対象施設のうち屋外施設は、降下火砕物の衝突によって構造健全性が失われないことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。 なお、粒子の衝突による影響については、「1.9.竜巻防護に関する基本方針」に包絡される。</p> <p>(比較のため、6(火山)-23 ページより再掲)</p> <p>a. 構造物の化学的影響（腐食） 防護対象施設のうち、降下火砕物による構造物の化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、以下に示すとおり、直接的な付着による影響が考えられる施設である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器、 原子炉周辺建屋、 制御建屋、 廃棄物処理建屋 ・海水ポンプ 	<p>許容応力を「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987（日本電気協会）」等に準拠する。</p> <p>(b) 粒子の衝突 評価対象施設等のうち、建屋及び屋外施設は、「粒子の衝突」に対して、「1.8.2 竜巻防護に関する基本方針」に基づく設計によって、外部事象防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>b. 降下火砕物による荷重以外に対する設計 降下火砕物による荷重以外の影響は、構造物への化学的影響（腐食）、水循環系の閉塞、内部における摩耗及び化学的影響（腐食）、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞）及び化学的影響（腐食）等により安全機能を損なわない設計とする。 外気取入口からの降下火砕物の侵入に対する設計については、「c. 外気取入口からの降下火砕物の侵入に対する設計」に示す。</p> <p>(a) 構造物への化学的影響（腐食） 評価対象施設等のうち、構造物への化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、降下火砕物の直接的な付着による影響が考えられる以下の施設である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建屋 原子炉建屋、 タービン建屋、 制御建屋 ・屋外に設置されている施設 海水ポンプ（原子炉補助機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレー補助機冷却海水ポンプ）、海水ストレナ（高圧炉心スプレー補助機冷却海水系ストレナ）、非常用ガス処理系（屋外配管）、 排気筒、 復水貯蔵タンク、 軽油タンク室、 軽油タンク室（H） ・降下火砕物の影響を受ける施設であって、その停止等により、外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレー系ディーゼル発電設備を含む。）排気消音器及び排気管 	<p>許容応力を「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987（日本電気協会）」等に準拠する。</p> <p>(b) 粒子の衝突 評価対象施設等のうち、建屋及び屋外施設は、「粒子の衝突」に対して、「1.8.2 竜巻防護に関する基本方針」に基づく設計によって、外部事象防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>b. 降下火砕物による荷重以外に対する設計 降下火砕物による荷重以外の影響は、構造物への化学的影響（腐食）、水循環系の閉塞、内部における摩耗及び化学的影響（腐食）、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞）、化学的影響（腐食）等により安全機能を損なわない設計とする。 外気取入口からの降下火砕物の侵入に対する設計については、「c. 外気取入口からの降下火砕物の侵入に対する設計」に示す。</p> <p>(a) 構造物への化学的影響（腐食） 評価対象施設等のうち、構造物への化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、降下火砕物の直接的な付着による影響が考えられる以下の施設である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建屋 原子炉建屋、 原子炉補助建屋、 ディーゼル発電機建屋、 循環水ポンプ建屋 ・屋外に設置されている施設 排気筒、 A1、A2—燃料油貯油槽タンク室、 B1、B2—燃料油貯油槽タンク室、 A1、A2—ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ、 B1、B2—ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ ・降下火砕物の影響を受ける施設であって、その停止等により、外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 ディーゼル発電機排気消音器及び排気管 	<p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（女川、大飯との比較のため、6(火山)-23 ページより再掲） 【大飯、女川】 建屋名称の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違 ・泊に該当設備なし</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(比較のため、6(火山)-20 ページより再掲)</p> <p>金属腐食研究の結果より、降下火砕物によって直ちに金属腐食を生じないが、外装の塗装等によって短期での腐食により安全機能を損なうことのない設計とする。なお、降灰後の長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>(2) 閉塞</p> <p>a. 水循環系の閉塞</p> <p>防護対象施設のうち、水循環系の閉塞を考慮すべき施設は、降下火砕物を含む海水の流路となる海水ポンプ、海水ストレーナ及び取水設備（これらの下流の設備を含む。）である。</p> <p>前述のとおり降下火砕物は粘土質ではないことから水中で固まり閉塞することはないが、当該施設は、降下火砕物の粒径（最大1mm）に対し十分な流路幅を設けることにより、流路及びポンプ軸受部の狭隘部等が閉塞しない設計とする。</p> <p>(比較のため、6(火山)-22 ページより再掲)</p> <p>a. 水循環系の内部における磨耗</p> <p>防護対象施設のうち、降下火砕物による水循環系の内部における磨耗を考慮すべき施設は、降下火砕物を含む海水を取り込む施設である海水ポンプ、海水ストレーナ及び取水設備（これらの下流の設備を含む。）である。降下火砕物は砂よりも硬度が低くもろいことから磨耗による影響は小さい。また当該施設については、降灰時の特別点検、その後の日常保守管理により、状況に応じて補修が可能であり、磨耗により安全機能を損なうことのない設計とする。</p>	<p>金属腐食研究の結果より、降下火砕物に含まれる腐食性ガスによって直ちに金属腐食を生じないが、外装の塗装等によって短期での腐食により、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。なお、降灰後の長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>(b) 水循環系の閉塞、内部における摩耗及び化学的影響（腐食）評価対象施設等のうち、水循環系の閉塞、内部における摩耗及び化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、以下の施設である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 降下火砕物を含む海水の流路となる施設 海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ）、海水ストレーナ（原子炉補機冷却海水系ストレーナ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ）及び下流設備 降下火砕物の影響を受ける施設であって、その停止等により、外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 海水取水設備（除塵装置） <p>降下火砕物は粘土質ではないことから水中で固まり閉塞することはないが、当該施設については、降下火砕物の粒径に対し十分な流路幅を設けることにより、海水の流路となる施設が閉塞しない設計とする。</p> <p>内部における磨耗については、主要な降下火砕物は砂と同等又は砂より硬度が低くもろいことから、磨耗による影響は小さい。また当該施設については、定期的な内部点検及び日常保守管理により、状況に応じて補修が可能であり、磨耗により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>金属腐食研究の結果より、降下火砕物に含まれる腐食性ガスによって直ちに金属腐食を生じないが、外装の塗装等によって短期での腐食により、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。なお、降灰後の長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>(b) 水循環系の閉塞、内部における摩耗及び化学的影響（腐食）評価対象施設等のうち、水循環系の閉塞、内部における摩耗及び化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、以下の施設である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 降下火砕物を含む海水の流路となる施設 原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ及び下流設備 降下火砕物の影響を受ける施設であって、その停止等により、外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 取水装置（除塵設備） <p>降下火砕物は粘土質ではないことから水中で固まり閉塞することはないが、当該施設については、降下火砕物の粒径に対し十分な流路幅を設けることにより、海水の流路となる施設が閉塞しない設計とする。</p> <p>内部における磨耗については、主要な降下火砕物は砂と同等又は砂より硬度が低くもろいことから、磨耗による影響は小さい。また当該施設については、定期的な内部点検及び日常保守管理により、状況に応じて補修が可能であり、磨耗により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違 【女川】設備の相違 ・泊に該当設備なし</p> <p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（女川、泊との比較のため、6(火山)-22 ページより再掲）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(6(火山)-23 ページより再掲)</p> <p>b. 水循環系の化学的影響（腐食）</p> <p>防護対象施設のうち、水循環系の化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、降下火砕物を含む海水を取り込む施設である海水ポンプ、海水ストレーナ及び取水設備（これらの下流の設備を含む）である。</p> <p>金属腐食研究の結果より、降下火砕物によって直ちに金属腐食を生じないが、耐食性のある材料の使用や塗装の実施等によって、腐食により安全機能を損なうことのない設計とする。なお、降灰後の長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>(比較のため、6(火山)-21 ページより再掲)</p> <p>b. 換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響（閉塞）</p> <p>防護対象施設のうち、降下火砕物による機械的影響（閉塞）を考慮すべき施設は、以下に示すとおり、降下火砕物を含む空気を取り入れる可能性がある施設である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプ（海水ポンプモータ）、主蒸気逃がし弁消音器、主蒸気安全弁排気管、タービン動補助給水ポンプ蒸気大気放出管、ディーゼル発電機機関、ディーゼル発電機消音器、換気空調設備、排気筒 <p>なお、海水ポンプモータは「電気系及び計装制御系」に該当し、それ以外は「換気系」に該当する。</p> <p>各施設の構造上の対応として、海水ポンプ（海水ポンプモータ）は開口部を全閉構造とすること、ディーゼル発電機機関、ディーゼル発電機消音器及び換気空調設備は屋外の開口部を下向きの構造とすること、また主蒸気逃がし弁消音器、主蒸気安全弁排気管等のその他の施設については開口部や配管の形状等により、降下火砕物が流路に侵入した場合でも閉塞しない設計とする。</p>	<p>化学的影響（腐食）については、金属腐食研究の結果より、降下火砕物によって直ちに金属腐食を生じないが、耐食性のある材料の使用や塗装の実施等によって、腐食により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。なお、長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>(c) 電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞）及び化学的影響（腐食）</p> <p>評価対象施設等のうち、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞）及び化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、以下の施設である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外に設置されている施設 海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプ） <p>機械的影響（閉塞）については、海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプ）の電動機本体は外気と遮断された全閉構造、原子炉補機冷却海水ポンプ電動機の空気冷却器の冷却管内径及び高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプ電動機の冷却流路は降下火砕物粒径以上の幅を設ける構造とすることにより、機械的影響（閉塞）により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>化学的影響（腐食）については、金属腐食研究の結果より、降下火砕物によって直ちに金属腐食を生じないが、耐食性のある材料の使用や塗装の実施等によって、腐食により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。なお、長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>(c) 電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞）及び化学的影響（腐食）</p> <p>評価対象施設等のうち、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞）及び化学的影響（腐食）を考慮すべき屋外に設置されている施設はない。</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプは屋内施設であるが、仮に、自然換気による外気の流入により、降下火砕物が循環水ポンプ建屋内に侵入した場合でも、機械的影響（閉塞）については、原子炉補機冷却海水ポンプの電動機本体は外気と遮断された全閉構造、原子炉補機冷却海水ポンプ電動機の空気冷却器の冷却管内径は降下火砕物粒径以上の幅を設ける構造とすることにより、機械的影響（閉塞）により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（女川、泊との比較のため、6(火山)-23 ページより再掲）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（女川、泊との比較のため、6(火山)-21 ページより再掲）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯、女川】 設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊は評価対象となる屋外施設なし）</p> <p>【大飯、女川】 設計方針の相違 ・仮に降下火砕物が流路に侵入した場合の機械的影響（閉塞）評価を記載</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】記載表現の相違 【女川】設備の相違 ・泊に該当設備なし</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(比較のため、6(火山)-23ページより再掲)</p> <p>c. 換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響（腐食） 防護対象施設のうち、降下火砕物による化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、降下火砕物を含む空気を取り入れ、かつ腐食により安全機能に影響を及ぼす可能性が考えられる海水ポンプ（海水ポンプモータ（電気系及び計装制御系）、排気筒（換気系））である。</p> <p>金属腐食研究の結果より、降下火砕物によって直ちに金属腐食を生じないが、塗装の実施等によって、腐食により安全機能を損なうことのない設計とする。なお、降灰後の長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>(比較のため、6(火山)-24ページより再掲)</p> <p>(6) 絶縁低下</p> <p>a. 計装盤の絶縁低下</p> <p>計装盤のうち、絶縁低下を考慮すべき防護対象施設は、空気を取り込む機構を有する安全保護系計装盤であり、屋内に侵入した降下火砕物を取り込むことによる影響を考慮する。</p> <p>当該機器の設置場所は安全補機開閉器室空調装置にて空調管理されており、本換気空調設備の外気取入口には平型フィルタを設置し、これに加えて下流側にさらに細かな粒子を捕集可能な粗フィルタを設置していることから、降下火砕物の侵入に対して他の換気空調設備に比べて高い防護性能を有しているが、仮に室内に侵入した場合でも降下火砕物は微量であり、粒径は極めて細かな粒子である。</p> <p>また、本換気空調設備については、外気取入ダンプの閉止及び閉回路循環運転を可能とすることにより、安全補機開閉器室内への降下火砕物の侵入を防止することが可能である。</p> <p>これらフィルタの設置により侵入に対する高い防護性能を有すること、また外気取入ダンプの閉止及び閉回路循環運転による侵入防止が可能な設計とすることにより、降下火砕物の付着による絶縁低下による影響を防止し、安全保護系計装盤の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料（1.5：P 山-別添1-12～1-14） （1.6：P 山-別添1-15～1-16）】</p>	<p>化学的影響（腐食）については、金属腐食研究の結果より、降下火砕物によって直ちに金属腐食を生じないが、耐食性のある材料の使用や塗装の実施等によって、腐食により外部事象防護対象施設の安全機能を損なうことのない設計とする。なお、長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>(d) 絶縁低下及び化学的影響（腐食）</p> <p>評価対象施設等のうち、絶縁低下及び化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、以下の施設である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設 <p>計測制御用電源設備（無停電電源装置）、非常用所内電気設備（所内低圧系統）</p> <p>当該施設の設置場所は原子炉補機室換気空調系及び計測制御電源室換気空調系にて空調管理されており、本換気空調系の外気取入口にはバグフィルタを設置していることから、仮に室内に侵入した場合でも降下火砕物は微量であり、粒径は極めて細かな粒子である。</p> <p>バグフィルタの設置により降下火砕物の侵入に対する高い防護性能を有することにより、降下火砕物の付着に伴う絶縁低下及び化学的影響（腐食）による影響を防止し、計測制御用電源設備（無停電電源装置）、非常用所内電気設備（所内低圧系統）の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>化学的影響（腐食）については、金属腐食研究の結果より、降下火砕物によって直ちに金属腐食を生じないが、耐食性のある材料の使用や塗装の実施等によって、腐食により外部事象防護対象施設の安全機能を損なうことのない設計とする。なお、長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>(d) 絶縁低下及び化学的影響（腐食）</p> <p>評価対象施設等のうち、絶縁低下及び化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、以下の施設である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設 <p>安全保護系計装盤、非常用の計装用インバータ（無停電電源装置）</p> <p>当該施設の設置場所は安全補機開閉器室空調装置及び原子炉補助建屋空調装置にて空調管理されており、本換気空調設備の外気取入口には平型フィルタを設置し、これに加えて下流側にさらに細かな粒子を捕集可能な粗フィルタを設置していることから、仮に室内に侵入した場合でも降下火砕物は微量であり、粒径は極めて細かな粒子である。</p> <p>また、安全補機開閉器室空調装置については、外気取入ダンプの閉止及び閉回路循環運転を可能とすることにより、安全補機開閉器室内への降下火砕物の侵入を防止することが可能である。</p> <p>これらのフィルタの設置により降下火砕物の侵入に対する高い防護性能を有することにより、降下火砕物の付着に伴う絶縁低下及び化学的影響（腐食）による影響を防止し、安全保護系計装盤、非常用の計装用インバータ（無停電電源装置）の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（女川、泊との比較のため、6(火山)-23ページより再掲）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（女川、泊との比較のため、6(火山)-24ページより再掲）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】 評価対象設備の相違</p> <p>【女川】 名称の相違 ・空調名称の相違であり、評価方針に相違はない</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の相違によるフィルタ仕様の相違（火山灰の除去の観点では同等の性能を有する）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊の運用を明記</p> <p>【女川】設備の相違 ・大飯と泊は平型フィルタと粗フィルタを設置している</p> <p>【女川】 評価対象設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(6(火山)-21 ページより再掲)</p> <p>b. 換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響（閉塞） 防護対象施設のうち、降下火砕物による機械的影響（閉塞）を考慮すべき施設は、以下に示すとおり、降下火砕物を含む空気を取り入れる可能性がある施設である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプ（海水ポンプモータ）、ディーゼル発電機機関、ディーゼル発電機消音器、 <p>換気空調設備、</p> <p>排気筒</p> <p>主蒸気逃がし弁消音器、 主蒸気安全弁排気管、 タービン動補助給水ポンプ蒸気大気放出管、</p> <p>(比較のため、6(火山)-22 ページより再掲)</p> <p>ディーゼル発電機機関は、フィルタを通過した小さな粒径の降下火砕物が侵入した場合でも、降下火砕物により閉塞しない設計とする。</p> <p>排気筒は、排気により降下火砕物が侵入しにくい設計とし、降下火砕物が侵入した場合でも、排気筒の構造から排気流路が閉塞しない設計とする。また、降下火砕物が侵入した場合でも、排気筒内部の点検、並びに状況に応じて除去等の対応が可能な設計とする。</p> <p>(比較のため、6(火山)-22 ページより再掲)</p> <p>また、設備対応として、外気を取り入れる換気空調設備及びディーゼル発電機消音器にそれぞれフィルタを設置することにより、フィルタより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくい設計とし、さらに降下火砕物がフィルタに付着した場合でも取替えが可能な構造とすることで、降下火砕物により閉塞しない設計とする。</p>	<p>c. 外気取入口からの降下火砕物の侵入に対する設計 外気取入口からの降下火砕物の侵入に対して、以下のとおり安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(a) 機械的影響（閉塞） 評価対象施設等のうち、外気取入口からの降下火砕物の侵入による機械的影響（閉塞）を考慮すべき施設は、降下火砕物を含む空気の流路となる以下の施設である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 降下火砕物を含む空気の流路となる施設 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）、 <p>非常用換気空調系（外気取入口）、</p> <p>排気筒、</p> <p>非常用ガス処理系（屋外配管）</p> <p>各施設の構造上の対応として、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）は、吸気口上流側の外気取入口にルーバが取り付けられており、下方から吸い込む構造とすることにより、降下火砕物が流路に侵入しにくい設計とする。</p> <p>排気筒及び非常用ガス処理系（屋外配管）は、降下火砕物が侵入した場合でも、排気筒及び非常用ガス処理系（屋外配管）の構造から排気流路が閉塞しない設計とすることにより、降下火砕物の影響に対して機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、外気を取り入れる非常用換気空調系（外気取入口）及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の空気の流路にそれぞれバグフィルタを設置することにより、フィルタメッシュより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくい設計とし、さらに降下火砕物がフィルタに付着した場合でも取替又は清掃が可能な構造とすることで、降下火砕物により閉塞しない設計とする。</p>	<p>c. 外気取入口からの降下火砕物の侵入に対する設計 外気取入口からの降下火砕物の侵入に対して、以下のとおり安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(a) 機械的影響（閉塞） 評価対象施設等のうち、外気取入口からの降下火砕物の侵入による機械的影響（閉塞）を考慮すべき施設は、降下火砕物を含む空気の流路となる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ディーゼル発電機機関 ディーゼル発電機吸気消音器 <p>換気空調設備（原子炉建屋給気ガラリ）、 換気空調設備（補助建屋給気ガラリ）、 排気筒、</p> <p>主蒸気逃がし弁消音器、 主蒸気安全弁排気管、 タービン動補助給水ポンプ排気管</p> <p>各施設の構造上の対応として、ディーゼル発電機機関及び換気空調設備（原子炉建屋給気ガラリ及び補助建屋給気ガラリ）は、吸気口上流側の外気取入口にガラリフードが取り付けられており、下方から吸い込む構造とすることにより、降下火砕物が流路に侵入しにくい設計とする。</p> <p>排気筒、主蒸気逃がし弁消音器、主蒸気安全弁排気管及びタービン動補助給水ポンプ排気管は、降下火砕物が侵入した場合でも、排気筒、主蒸気逃がし弁消音器、主蒸気安全弁排気管及びタービン動補助給水ポンプ排気管の構造から排気流路が閉塞しない設計とすることにより、降下火砕物の影響に対して機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、外気を取り入れる換気空調設備（原子炉建屋給気ガラリ及び補助建屋給気ガラリ）及びディーゼル発電機吸気消音器にそれぞれフィルタを設置することにより、フィルタメッシュより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくい設計とし、さらに降下火砕物がフィルタに付着した場合でも取替又は清掃が可能な構造とすることで、降下火砕物により閉塞しない設計とする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（女川、泊との比較のため、6(火山)-21 ページより再掲） 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・泊はディーゼル発電機のうち、機関とフィルタが設置されている吸気消音器に分けて記載 【女川】設備の相違 ・泊に該当設備なし 【女川】名称の相違 ・空調名称の相違であり、評価方針に相違はない 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（女川、泊との比較のため、6(火山)-22 ページより再掲） 【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違 ・泊に該当設備なし ・プラント設計の相違により泊の外気取入口はガラリフードを設置</p> <p>【大飯】記載方針の相違 【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（女川、泊との比較のため、6(火山)-22 ページより再掲） 【大飯】記載表現の相違 【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違 ・泊に該当設備なし</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(比較のため、6(火山)-22 ページより再掲)</p> <p>主蒸気逃がし弁又は主蒸気安全弁は、開口部に降下火砕物が侵入した場合でも消音器や配管の形状により閉塞しにくい設計とし、また仮に弁出口配管内に降下火砕物が侵入し堆積した場合でも、弁の吹出しにより流路を確保し閉塞しない設計とする。</p> <p>(6(火山)-22 ページより再掲)</p> <p>b. 換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響（磨耗） 防護対象施設のうち、降下火砕物による機械的影響（磨耗）を考慮すべき施設は、降下火砕物を含む空気を取り込む施設で摺動部を有するディーゼル発電機機関、並びに屋内の空気を取り込む機構を有する制御用空気圧縮機である。なお、いずれも「換気系」に該当する。</p> <p>降下火砕物は砂よりも硬度が低くもろいことから、磨耗の影響は小さい。 構造上の対応として、開口部を下向きとすることにより侵入しにくい構造とし、</p>	<p>非常用ディーゼル発電設備ディーゼル機関は、フィルタを通過した小さな粒径の降下火砕物が侵入した場合でも、降下火砕物により閉塞しない設計とする。</p> <p>(b) 機械的影響（磨耗） 評価対象施設等のうち、外気取入口からの降下火砕物の侵入による機械的影響（磨耗）を考慮すべき施設は、以下の施設である。 ・降下火砕物を含む空気の流路となる施設のうち摺動部を有する施設 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレー系ディーゼル発電機を含む。）</p> <p>主要な降下火砕物は砂と同等又は砂より硬度が低くもろいことから、磨耗の影響は小さい。 構造上の対応として、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレー系ディーゼル発電機を含む。）は、吸気口上流側の外気取入口にルーバが取り付けられており、下方から吸い込む構造とすることにより非常用ディーゼル発電設備ディーゼル機関に降下火砕物が侵入しにくい設計とする。</p>	<p>主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁は、開口部に降下火砕物が侵入した場合でも消音器や配管の形状により閉塞しにくい設計とし、また仮に弁出口配管内に降下火砕物が侵入し堆積した場合でも、弁の吹出しにより流路を確保し閉塞しない設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機機関は、フィルタを通過した小さな粒径の降下火砕物が侵入した場合でも、降下火砕物により閉塞しない設計とする。</p> <p>(b) 機械的影響（磨耗） 評価対象施設等のうち、外気取入口からの降下火砕物の侵入による機械的影響（磨耗）を考慮すべき施設は、以下の施設である。 ・降下火砕物を含む空気の流路となる施設のうち摺動部を有する施設 ディーゼル発電機機関 ・外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設のうち摺動部を有する施設 制御用空気圧縮機 主要な降下火砕物は砂と同等又は砂より硬度が低くもろいことから、磨耗の影響は小さい。 構造上の対応として、ディーゼル発電機機関及び屋内の空気を取り込む機構を有する制御用空気圧縮機は、吸気口上流側の外気取入口にガラリフードが取り付けられており、下方から吸い込む構造とすることによりディーゼル発電機機関及び制御用空気圧縮機に降下火砕物が侵入しにくい設計とする。</p>	<p>・プラント設計の相違によるフィルタ仕様の相違（火山灰の除去の観点では同等の性能を有する） 【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（女川、泊との比較のため、6(火山)-22 ページより再掲） 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（女川、泊との比較のため、6(火山)-22 ページより再掲） 【女川】設備名称の相違 【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違 ・泊に該当設備なし 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違 【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違 ・泊に該当設備なし 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違 ・プラント設計の相違により泊の外気取入口はガラリフードを設置</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(6(火山)-22,23ページより再掲)</p> <p>仮に当該施設の内部に降下火砕物が侵入した場合でも耐摩耗性のある材料を使用することにより、磨耗により安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>設備対応として、外気を取り入れる換気空調設備及びディーゼル発電機消音器にそれぞれフィルタを設置することにより、フィルタより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくい設計とし、また換気空調設備においては、前述のフィルタの設置、さらに外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止又は閉回路循環運転により、建屋内への降下火砕物の侵入を防止することが可能な設計とする。</p> <p>(比較のため、6(火山)-23ページより再掲)</p> <p>e. 換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響（腐食）</p> <p>防護対象施設のうち、降下火砕物による化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、降下火砕物を含む空気を取り入れ、かつ腐食により安全機能に影響を及ぼす可能性が考えられる海水ポンプ（海水ポンプモータ（電気系及び計装制御系）、排気筒（換気系））である。</p> <p>金属腐食研究の結果より、降下火砕物によって直ちに金属腐食を生じないが、塗装の実施等によって、腐食により安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>なお、降灰後の長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>(比較のため、6(火山)-24ページより再掲)</p> <p>(5) 大気汚染</p> <p>a. 発電所周辺の大気汚染</p> <p>降下火砕物により汚染された発電所周辺の大気が、中央制御室空調装置の外気取入口を通じて中央制御室に侵入しないよう、外気取入口のガラリを下向きの構造とし、さらに平型フィルタを設置することにより、降下火砕物が外気取入口に到達した場合であってもフィルタより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくい設計とする。</p>	<p>また、仮に非常用ディーゼル発電設備ディーゼル機関の内部に降下火砕物が侵入した場合でも耐摩耗性のある材料を使用することで、磨耗により非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>外気を取り入れる非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の空気の流路にバグフィルタを設置することにより、フィルタメッシュより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくい設計とし、磨耗により非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(c) 化学的影響（腐食）</p> <p>評価対象施設等のうち、外気取入口からの降下火砕物の侵入による化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、以下の施設である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 降下火砕物を含む空気の流路となる施設 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）、 非常用換気空調系（外気取入口）、 排気筒、 非常用ガス処理系（屋外配管） <p>金属腐食研究の結果より、降下火砕物によって直ちに金属腐食を生じないが、塗装の実施等によって、腐食により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。なお、降灰後の長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>(d) 大気汚染（発電所周辺の大気汚染）</p> <p>大気汚染を考慮すべき中央制御室は、降下火砕物により汚染された発電所周辺の大気が、中央制御室換気空調系の外気取入口を通じて中央制御室に侵入しないようバグフィルタを設置することにより、降下火砕物が外気取入口に到達した場合であってもフィルタメッシュより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくい設計とする。</p>	<p>また、仮にディーゼル発電機機関及び制御用空気圧縮機の内部に降下火砕物が侵入した場合でも耐摩耗性のある材料を使用することで、磨耗によりディーゼル発電機機関及び制御用空気圧縮機の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>外気を取り入れるディーゼル発電機吸気消音器及び制御用空気圧縮機室換気装置の空気の流路にフィルタを設置することにより、フィルタメッシュより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくい設計とし、磨耗によりディーゼル発電機機関及び制御用空気圧縮機の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(c) 化学的影響（腐食）</p> <p>評価対象施設等のうち、外気取入口からの降下火砕物の侵入による化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、以下の施設である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 降下火砕物を含む空気の流路となる施設 ディーゼル発電機機関、 ディーゼル発電機吸気消音器、 換気空調設備（原子炉建屋給気ガラリ）、 換気空調設備（補助建屋給気ガラリ）、 排気筒、 主蒸気逃がし弁消音器、 主蒸気安全弁排気管、 タービン動補助給水ポンプ排気管 <p>金属腐食研究の結果より、降下火砕物によって直ちに金属腐食を生じないが、塗装の実施等によって、腐食により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。なお、降灰後の長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>(d) 大気汚染（発電所周辺の大気汚染）</p> <p>大気汚染を考慮すべき中央制御室は、降下火砕物により汚染された発電所周辺の大気が、中央制御室空調装置の外気取入口を通じて中央制御室に侵入しないよう平型フィルタを設置することにより、降下火砕物が外気取入口に到達した場合であってもフィルタメッシュより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくい設計とする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（女川、泊との比較のため、6(火山)-22,23ページより再掲）</p> <p>【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違 ・泊に該当設備なし</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の相違によるフィルタ仕様の相違</p> <p>【大飯】運用の相違 ・換気空調設備の相違による運用の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（女川、泊との比較のため、6(火山)-23ページより再掲）</p> <p>【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違 ・泊に該当設備なし</p> <p>【女川】名称の相違 ・換気空調設備の相違であり、評価方針に相違はない</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（女川、泊との比較のため、6(火山)-24ページより再掲）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川】名称の相違 【女川】設計方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>これに加えて下流側にさらに細かな粒子を捕集可能な粗フィルタを設置していることから、降下火砕物の侵入に対して他の換気空調設備に比べて高い防護性能を有しているが、仮に室内に侵入した場合でも降下火砕物は微量であり、粒径は極めて細かな粒子である。</p> <p>また、中央制御室空調装置については、外気取入ダンパの閉止及び閉回路循環運転を可能とすることにより、中央制御室内への降下火砕物の侵入を防止すること、さらに外気取入遮断時において室内の居住性を確保するため、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響評価を実施することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>(比較のため、6(火山)-25 ページより再掲)</p> <p>1. 10. 1. 6. 2 間接的影響に対する設計方針</p> <p>降下火砕物による間接的影響には、広範囲にわたる送電網の損傷による7日間の外部電源喪失、発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、原子炉の停止、並びに停止後の原子炉及び使用済燃料ピットの冷却に係る機能を担うために必要となる電源の供給が燃料油貯蔵タンク及び重油タンクからディーゼル発電機への燃料供給（タンクローリーによる重油タンクから燃料油貯蔵タンクへの燃料供給を含む。）、並びにディーゼル発電機により継続でき、安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料（1.6 : P 山-別添1-15）】</p> <p>(比較のため、6(火山)-16、18 ページに記載)</p> <p>b. 換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響（閉塞）</p> <p>防護対象施設のうち、降下火砕物による機械的影響（閉塞）を考慮すべき施設は、以下に示すとおり、降下火砕物を含む空気を取り入れる可能性がある施設である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプ（海水ポンプモータ）、主蒸気逃がし弁消音器、主蒸気安全弁排気管、タービン動補助給水ポンプ蒸気大気放出口管、ディーゼル発電機機関、ディーゼル発電機消音器、換気空調設備、排気筒 <p>なお、海水ポンプモータは「電気系及び計装制御系」に該当し、それ以外は「換気系」に該当する。</p> <p>各施設の構造上の対応として、海水ポンプ（海水ポンプモータ）は開口部を全閉構造とすること、ディーゼル発電機機関、ディーゼル発電機消音器及び換気空調設備は屋外の開口部を下向きの構造とすること、また主蒸気逃がし弁消音器、主蒸気安全弁排気管等のその他の施設については開口部や配管の形状等により、降下火砕物が流路に侵入した場合でも閉塞しない設計とする。</p>	<p>また、中央制御室換気空調系については、外気取入ダンパの閉止及び事故時運転モードとすることにより、中央制御室内への降下火砕物の侵入を防止する。</p> <p>さらに外気取入遮断時において、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響評価を実施し、室内の居住性を確保する設計とする。</p> <p>(6) 降下火砕物の間接的影響に対する設計方針</p> <p>降下火砕物による間接的影響として考慮する、広範囲にわたる送電網の損傷による7日間の外部電源喪失及び発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象が生じた場合については、降下火砕物に対して非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の安全機能を維持することで、発電用原子炉の停止及び停止後の発電用原子炉の冷却並びに使用済燃料プールの冷却に係る機能を担うために必要となる電源の供給が非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）により継続できる設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>電源の供給に関する設計方針は、「10.1 非常用電源設備」に記載する。</p>	<p>これに加えて下流側にさらに細かな粒子を捕集可能な粗フィルタを設置していることから、降下火砕物の侵入に対して他の換気空調設備に比べて高い防護性能を有しているが、仮に室内に侵入した場合でも降下火砕物は微量であり、粒径は極めて細かな粒子である。</p> <p>また、中央制御室空調装置については、外気取入ダンパの閉止及び閉回路循環運転とすることにより、中央制御室内への降下火砕物の侵入を防止する。</p> <p>さらに外気取入遮断時において、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響評価を実施し、室内の居住性を確保する設計とする。</p> <p>(6) 降下火砕物の間接的影響に対する設計方針</p> <p>降下火砕物による間接的影響として考慮する、広範囲にわたる送電網の損傷による7日間の外部電源喪失及び発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象が生じた場合については、降下火砕物に対してディーゼル発電機の安全機能を維持することで、発電用原子炉の停止及び停止後の発電用原子炉の冷却並びに使用済燃料ピットの冷却に係る機能を担うために必要となる電源の供給がディーゼル発電機により継続できる設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>電源の供給に関する設計方針は、「10.1 非常用電源設備」に記載する。</p>	<p>・プラント設計の相違によるフィルタ仕様の相違 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の相違 【女川】空調名称及び運転モードにおける名称の相違 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（女川、泊との比較のため、6(火山)-25 ページより再掲） 【大飯】記載表現の相違 【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違 ・泊に該当設備なし 【大飯】運用の相違 ・大飯は間接的影響の設計方針としてタンクローリーによる燃料補給を行う 【大飯】記載方針の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（女川、泊との比較のため、6(火山)-16、18 ページに記載）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、設備対応として、外気を取り入れる換気空調設備及びディーゼル発電機消音器にそれぞれフィルタを設置することにより、フィルタより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくい設計とし、さらに降下火砕物がフィルタに付着した場合でも取替えが可能な構造とすることで、降下火砕物により閉塞しない設計とする。</p> <p>（比較のため、6(火山)-19ページに記載）</p> <p>主蒸気逃がし弁又は主蒸気安全弁は、開口部に降下火砕物が侵入した場合でも消音器や配管の形状により閉塞しにくい設計とし、また仮に弁出口配管内に降下火砕物が侵入し堆積した場合でも、弁の吹出しにより流路を確保し閉塞しない設計とする。</p> <p>（比較のため、6(火山)-18ページに記載）</p> <p>ディーゼル発電機機関は、フィルタを通過した小さな粒径の降下火砕物が侵入した場合でも、降下火砕物により閉塞しない設計とする。</p> <p>排気筒は、排気により降下火砕物が侵入しにくい設計とし、降下火砕物が侵入した場合でも、排気筒の構造から排気流路が閉塞しない設計とする。また、降下火砕物が侵入した場合でも、排気筒内部の点検、並びに状況に応じて除去等の対応が可能な設計とする。</p> <p>（比較のため、6(火山)-15ページに記載）</p> <p>(3) 磨耗</p> <p>a. 水循環系の内部における磨耗</p> <p>防護対象施設のうち、降下火砕物による水循環系の内部における磨耗を考慮すべき施設は、降下火砕物を含む海水を取り込む施設である海水ポンプ、海水ストレーナ及び取水設備（これら下流の設備を含む。）である。降下火砕物は砂よりも硬度が低くもろいことから磨耗による影響は小さい。また当該施設については、降灰時の特別点検、その後の日常保守管理により、状況に応じて補修が可能であり、磨耗により安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>（比較のため、6(火山)-19,20ページに記載）</p> <p>b. 換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響（磨耗）</p> <p>防護対象施設のうち、降下火砕物による機械的影響（磨耗）を考慮すべき施設は、降下火砕物を含む空気を取り込む施設で摺動部を有するディーゼル発電機機関、並びに屋内の空気を取り込む機構を有する制御用空気圧縮機である。なお、いずれも「換気系」に該当する。</p> <p>降下火砕物は砂よりも硬度が低くもろいことから、磨耗の影響は小さい。</p> <p>構造上の対応として、開口部を下向きとすることにより侵入しにくい構造とし、仮に当該施設の内部に降下火砕物が侵入した場合でも耐磨耗性のある材料を使用することにより、磨耗により安全機能を損なうことのない設計とする。</p>			<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（女川、泊との比較のため、6(火山)-19ページに記載）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（女川、泊との比較のため、6(火山)-18ページに記載）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（女川、泊との比較のため、6(火山)-15ページに記載）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（女川、泊との比較のため、6(火山)-19,20ページに記載）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設備対応として、外気を取り入れる換気空調設備及びディーゼル発電機消音器にそれぞれフィルタを設置することにより、フィルタより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくい設計とし、また換気空調設備においては、前述のフィルタの設置、さらに外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止又は閉回路循環運転により、建屋内への降下火砕物の侵入を防止することが可能な設計とする。</p> <p>(比較のため、6(火山)-14 ページに記載)</p> <p>(4) 腐食</p> <p>a. 構造物の化学的影響（腐食）</p> <p>防護対象施設のうち、降下火砕物による構造物の化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、以下に示すとおり、直接的な付着による影響が考えられる施設である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器、原子炉周辺建屋、制御建屋、廃棄物処理建屋 ・海水ポンプ <p>金属腐食研究の結果より、降下火砕物によって直ちに金属腐食を生じないが、外装の塗装等によって短期での腐食により安全機能を損なうことのない設計とする。なお、降灰後の長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>(比較のため、6(火山)-16 ページに記載)</p> <p>b. 水循環系の化学的影響（腐食）</p> <p>防護対象施設のうち、水循環系の化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、降下火砕物を含む海水を取り込む施設である海水ポンプ、海水ストレージ及び取水設備（これらの下流の設備を含む。）である。</p> <p>(比較のため、6(火山)-15 ページに記載)</p> <p>金属腐食研究の結果より、降下火砕物によって直ちに金属腐食を生じないが、耐食性のある材料の使用や塗装の実施等によって、腐食により安全機能を損なうことのない設計とする。なお、降灰後の長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>(比較のため、6(火山)-17,20 ページに記載)</p> <p>c. 換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響（腐食）</p> <p>防護対象施設のうち、降下火砕物による化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、降下火砕物を含む空気を取り入れ、かつ腐食により安全機能に影響を及ぼす可能性が考えられる海水ポンプ（海水ポンプモータ（電気系及び計装制御系）、排気筒（換気系））である。</p> <p>金属腐食研究の結果より、降下火砕物によって直ちに金属腐食を生じないが、塗装の実施等によって、腐食により安全機能を損なうことのない設計とする。なお、降灰後の長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p>			<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（女川、泊との比較のため、6(火山)-14 ページに記載）</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（女川、泊との比較のため、6(火山)-16 ページに記載）</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（女川、泊との比較のため、6(火山)-15 ページに記載）</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（女川、泊との比較のため、6(火山)-17,20 ページに記載）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(比較のため、6(火山)-20,21ページに記載)</p> <p>(5) 大気汚染</p> <p>a. 発電所周辺の大気汚染</p> <p>降下火砕物により汚染された発電所周辺の大気が、中央制御室空調装置の外気取入口を通じて中央制御室に侵入しないよう、外気取入口のガラリを下向きの構造とし、さらに平型フィルタを設置することにより、降下火砕物が外気取入口に到達した場合であってもフィルタより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくい設計とする。</p> <p>これに加えて下流側にさらに細かな粒子を捕集可能な粗フィルタを設置していることから、降下火砕物の侵入に対して他の換気空調設備に比べて高い防護性能を有しているが、仮に室内に侵入した場合でも降下火砕物は微量であり、粒径は極めて細かな粒子である。</p> <p>また、中央制御室空調装置については、外気取入ダンパの閉止及び閉回路循環運転を可能とすることにより、中央制御室内への降下火砕物の侵入を防止すること、さらに外気取入遮断時において室内の居住性を確保するため、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響評価を実施することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>(比較のため、6(火山)-17ページに記載)</p> <p>(6) 絶縁低下</p> <p>a. 計装盤の絶縁低下</p> <p>計装盤のうち、絶縁低下を考慮すべき防護対象施設は、空気を取り込む機構を有する安全保護系計装盤であり、屋内に侵入した降下火砕物を取り込むことによる影響を考慮する。</p> <p>当該機器の設置場所は安全補機開閉器室空調装置にて空調管理されており、本換気空調設備の外気取入口には平型フィルタを設置し、これに加えて下流側にさらに細かな粒子を捕集可能な粗フィルタを設置していることから、降下火砕物の侵入に対して他の換気空調設備に比べて高い防護性能を有しているが、仮に室内に侵入した場合でも降下火砕物は微量であり、粒径は極めて細かな粒子である。</p> <p>また、本換気空調設備については、外気取入ダンパの閉止及び閉回路循環運転を可能とすることにより、安全補機開閉器室内への降下火砕物の侵入を防止することが可能である。</p> <p>これらフィルタの設置により侵入に対する高い防護性能を有すること、また外気取入ダンパの閉止及び閉回路循環運転による侵入防止が可能な設計とすることにより、降下火砕物の付着による絶縁低下による影響を防止し、安全保護系計装盤の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料 (1.5:P 山-別添 1-12~1-14) (1.6:P 山-別添 1-15~1-16)】</p>			<p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊との比較のため、6(火山)-20,21ページに記載)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊との比較のため、6(火山)-17ページに記載)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(比較のため、6(火山)-21ページに記載)</p> <p>1.10.1.6.2 間接的影響に対する設計方針</p> <p>降下火砕物による間接的影響には、広範囲にわたる送電網の損傷による7日間の外部電源喪失、発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、原子炉の停止、並びに停止後の原子炉及び使用済燃料ピットの冷却に係る機能を担うために必要となる電源の供給が燃料油貯蔵タンク及び重油タンクからディーゼル発電機への燃料供給（タンクローリーによる重油タンクから燃料油貯蔵タンクへの燃料供給を含む。）、並びにディーゼル発電機により継続でき、安全機能を損なうことのない設計とする。【説明資料（1.6:P.山-別添1-15）】</p> <p>1.10.2 手順等</p> <p>降下火砕物の降灰時における手順については、降灰時の特別点検、除灰（資機材を含む。）等の対応を適切に実施するため、以下について定める。</p> <p>(1) 降灰が確認された場合には、建屋や屋外の構築物等に長期間降下火砕物の荷重を掛け続けないこと、また降下火砕物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するために、防護対象施設等に堆積した降下火砕物の除灰を実施する。さらに、ディーゼル発電機の燃料供給に用いるアクセスルートについて、状況に応じて除灰を実施する。</p> <p>(2) 降灰が確認された場合には、防護対象施設に対する特別点検を行い、降下火砕物の降灰による影響が考えられる設備等があれば、状況に応じて補修等を行う。</p> <p>(3) 降灰が確認された場合には、外気取入口に設置している平型フィルタ、外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止又は閉回路循環運転により、建屋内への降下火砕物の侵入を防止する。</p> <p>(4) 降灰が確認された場合には、換気空調設備の外気取入口の平型フィルタについて、点検によりフィルタ差圧を確認するとともに、状況に応じて清掃や取替えを実施する。</p> <p>(5) 降灰が確認された場合には、ディーゼル発電機消音器のフィルタについて、点検によりディーゼル発電機の排気温度等を確認するとともに、状況に応じて清掃や取替えを実施する。</p> <p>(6) 降灰が確認された場合には、水循環系のストレーナについて、差圧を確認するとともに、状況に応じて洗浄を行う。</p>	<p>1.8.7.2 手順等</p> <p>降下火砕物の降灰時における手順について、降下火砕物の除去（資機材含む。）等の対応を適切に実施するため、以下について手順を定める。</p> <p>(1) 降灰が確認された場合には、建屋や屋外の設備に長期間降下火砕物による荷重を掛け続けないこと、また降下火砕物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するために、評価対象施設等に堆積した降下火砕物の除去を適切に実施する手順を定める。</p> <p>(2) 降灰が確認された場合には、状況に応じて外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は事故時運転モードへの切替えにより、建屋内への降下火砕物の侵入を防止する手順を定める。</p> <p>(3) 降灰が確認された場合には、非常用換気空調系の外気取入口のバグフィルタについて、バグフィルタの差圧を確認するとともに、状況に応じて取替え又は清掃を実施する手順を定める。</p>	<p>1.8.8.2 手順等</p> <p>降下火砕物の降灰時における手順について、降下火砕物の除去（資機材含む。）等の対応を適切に実施するため、以下について手順を定める。</p> <p>(1) 降灰が確認された場合には、建屋や屋外の設備に長期間降下火砕物による荷重を掛け続けないこと、また降下火砕物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するために、評価対象施設等に堆積した降下火砕物の除去を適切に実施する手順を定める。</p> <p>(2) 降灰が確認された場合には、評価対象施設に対する特別点検を行い、降下火砕物の降灰による影響が考えられる設備等があれば、その状況に応じて補修等を行う手順を定める。</p> <p>(3) 降灰が確認された場合には、状況に応じて外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止又は閉回路循環運転により、建屋内への降下火砕物の侵入を防止する手順を定める。</p> <p>(4) 降灰が確認された場合には、換気空調設備の外気取入口の平型フィルタについて、平型フィルタの差圧を確認するとともに、状況に応じて取替え又は清掃を実施する手順を定める。</p> <p>(5) 降灰が確認された場合には、ディーゼル発電機吸気消音器のフィルタについて、点検によりディーゼル発電機の排気温度等を確認するとともに、状況に応じて清掃や取替えを実施する。</p> <p>(6) 降灰が確認された場合には、原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナについて、差圧を確認するとともに、状況に応じて洗浄を行う。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（女川、泊との比較のため、6(火山)-21ページに記載）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】運用の相違 ・大飯は間接的影響の設計方針としてタンクローリーによる給油を行うためアクセスルートの除灰を記載</p> <p>【女川】運用の相違 ・泊は特別点検や補修等の対応手順を定めている</p> <p>【女川】 空調名称及び運転モードにおける名称の相違</p> <p>【女川】名称の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の相違によるフィルタ仕様の相違（火山灰の除去の観点では同等の性能を有する）</p> <p>【女川】運用の相違 ・泊は降灰に伴うディーゼル発電機消音器、原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ、原子炉補機冷却海水ポンプ及び開閉所設備の</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(7) 降灰が確認された場合には、開閉所設備の碍子洗浄を行う。</p> <p>(8) 降灰後の腐食等の中長期的な影響については、日常巡視点検や定期点検等により腐食等による異常がないか確認を行い、異常が確認された場合には、状況に応じて塗替塗装等の対応を行う。</p> <p>(9) 火山事象に対する運用管理に万全を期すため、必要な技術的能力を維持・向上させることを目的とし、降下火砕物による施設への影響を生じさせないための運用管理に関する教育を実施する。</p>	<p>1.8.7.3 参考文献</p> <p>(1) 広域的な火山防災対策に係る検討会（第3回）資料2、内閣府</p> <p>(2) 「シラスコンクリートの特徴とその実用化の現状」武若耕司、コンクリート工学、Vol.42, 2004</p> <p>(3) 「新編火山灰アトラス[日本列島とその周辺]. 第2刷」町田洋ほか、東京大学出版会、2011</p> <p>(4) 「理科年表（2017）」国立天文台編</p> <p>(5) 「火山環境における金属材料の腐食」出雲茂人、末吉秀一ほか、防食技術 Vol.39, 1990</p>	<p>(7) 降灰が確認された場合には、開閉所設備の除灰及び必要に応じて碍子清掃を行う。</p> <p>(8) 降灰後の腐食等の中長期的な影響については、日常保守点検や定期点検等により腐食等による異常がないか確認を行い、異常が確認された場合には、その状況に応じて塗替塗装等の対応を行う。</p> <p>(9) 火山事象に対する運用管理に万全を期すため、必要な技術的能力を維持・向上させることを目的とし、降下火砕物による施設への影響を生じさせないための運用管理に関する教育を実施する。</p> <p>1.8.8.3 参考文献</p> <p>(1) 広域的な火山防災対策に係る検討会（第3回）資料2、内閣府</p> <p>(2) 「シラスコンクリートの特徴とその実用化の現状」武若耕司、コンクリート工学、Vol.42, 2004</p> <p>(3) 「新編火山灰アトラス[日本列島とその周辺]. 第2刷」町田洋ほか、東京大学出版会、2011</p> <p>(4) 「理科年表（2017）」国立天文台編</p> <p>(5) 「火山環境における金属材料の腐食」出雲茂人、末吉秀一ほか、防食技術 Vol.39, 1990</p>	<p>対応手順を定めている。また、中長期的な影響への対応手順や火山事象の運用管理に関する教育を行うこととしている</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 （大飯は「1.13 参考文献」(6 火山-30 ページ)に記載)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
<p>第1.10.1表 防護対象施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>火山影響評価の対象施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全機能の重要度分類クラス1及びクラス2に属する施設を内包し、降下火砕物による影響から防護する建屋</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器 原子炉周辺建屋 制御建屋 廃棄物処理建屋 </td> </tr> <tr> <td>安全機能の重要度分類クラス1及びクラス2に属する施設のうち、屋外に設置されている施設、並びに屋内にあっては屋外に開口し降下火砕物を含む海水及び空気の流路となる施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプ 海水ストレーナ 主蒸気逃がし弁（消音器） 主蒸気安全弁（排気管） タービン動補助給水ポンプ（蒸気大気放出管） 排気筒 ディーゼル発電機 </td> </tr> <tr> <td>安全機能の重要度分類クラス1及びクラス2に属する施設のうち、<u>屋内の空気を機器内に取り込む機構を有し、それにより降下火砕物の影響を受ける可能性がある施設</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 安全保護系計装盤 制御用空気圧縮機 </td> </tr> <tr> <td>安全機能の重要度分類クラス3に属する施設及びその他の施設のうち、屋外に開口し降下火砕物を含む海水及び空気の流路となつて、安全機能の重要度分類クラス1及びクラス2に属する施設に影響を及ぼす可能性のある施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 取水設備 換気空調設備（給気系外気取入口） <p>[中央制御室空調装置、安全補機閉閉器室換気空調設備、ディーゼル発電機室換気空調設備、タービン動補助給水ポンプ室換気空調設備、電動補助給水ポンプ室換気空調設備、主蒸気配管室換気空調設備、格納容器空調装置、補助建屋空調装置、制御用空気圧縮機室換気空調設備、放射線管理室空調装置]</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>【説明資料（1.3：P 山-別添1-3～1-9）】</p>	施設区分	火山影響評価の対象施設	安全機能の重要度分類クラス1及びクラス2に属する施設を内包し、降下火砕物による影響から防護する建屋	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器 原子炉周辺建屋 制御建屋 廃棄物処理建屋 	安全機能の重要度分類クラス1及びクラス2に属する施設のうち、屋外に設置されている施設、並びに屋内にあっては屋外に開口し降下火砕物を含む海水及び空気の流路となる施設	<ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプ 海水ストレーナ 主蒸気逃がし弁（消音器） 主蒸気安全弁（排気管） タービン動補助給水ポンプ（蒸気大気放出管） 排気筒 ディーゼル発電機 	安全機能の重要度分類クラス1及びクラス2に属する施設のうち、 <u>屋内の空気を機器内に取り込む機構を有し、それにより降下火砕物の影響を受ける可能性がある施設</u>	<ul style="list-style-type: none"> 安全保護系計装盤 制御用空気圧縮機 	安全機能の重要度分類クラス3に属する施設及びその他の施設のうち、屋外に開口し降下火砕物を含む海水及び空気の流路となつて、安全機能の重要度分類クラス1及びクラス2に属する施設に影響を及ぼす可能性のある施設	<ul style="list-style-type: none"> 取水設備 換気空調設備（給気系外気取入口） <p>[中央制御室空調装置、安全補機閉閉器室換気空調設備、ディーゼル発電機室換気空調設備、タービン動補助給水ポンプ室換気空調設備、電動補助給水ポンプ室換気空調設備、主蒸気配管室換気空調設備、格納容器空調装置、補助建屋空調装置、制御用空気圧縮機室換気空調設備、放射線管理室空調装置]</p>	<p>第1.8.7-1表 評価対象施設等の抽出結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>評価対象施設等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建屋</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 タービン建屋 制御建屋 </td> </tr> <tr> <td>屋外に設置されている施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレッド補機冷却海水ポンプ） 海水ストレーナ（高圧炉心スプレッド補機冷却海水系ストレーナ） 非常用ガス処理系（屋外配管） 排気筒 復水貯蔵タンク 軽油タンク室 軽油タンク室（H） </td> </tr> <tr> <td>降下火砕物を含む海水の流路となる施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレッド補機冷却海水ポンプ） 海水ストレーナ（原子炉補機冷却海水系ストレーナ、高圧炉心スプレッド補機冷却海水系ストレーナ）及び下流設備 </td> </tr> <tr> <td>降下火砕物を含む空気の流路となる施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレッド系ディーゼル発電機を含む。） 非常用換気空調系（外気取入口）[中央制御室換気空調系、原子炉補機室換気空調系、計測制御電源室換気空調系] 非常用ガス処理系（屋外配管） 排気筒 </td> </tr> <tr> <td>外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 計測制御用電源設備（無停電電源装置） 非常用所内電気設備（所内低圧系統） </td> </tr> <tr> <td>外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレッド系ディーゼル発電設備含む。）排気消音器及び排気管 海水取水設備（除塵装置） </td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	評価対象施設等	建屋	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 タービン建屋 制御建屋 	屋外に設置されている施設	<ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレッド補機冷却海水ポンプ） 海水ストレーナ（高圧炉心スプレッド補機冷却海水系ストレーナ） 非常用ガス処理系（屋外配管） 排気筒 復水貯蔵タンク 軽油タンク室 軽油タンク室（H） 	降下火砕物を含む海水の流路となる施設	<ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレッド補機冷却海水ポンプ） 海水ストレーナ（原子炉補機冷却海水系ストレーナ、高圧炉心スプレッド補機冷却海水系ストレーナ）及び下流設備 	降下火砕物を含む空気の流路となる施設	<ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレッド系ディーゼル発電機を含む。） 非常用換気空調系（外気取入口）[中央制御室換気空調系、原子炉補機室換気空調系、計測制御電源室換気空調系] 非常用ガス処理系（屋外配管） 排気筒 	外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設	<ul style="list-style-type: none"> 計測制御用電源設備（無停電電源装置） 非常用所内電気設備（所内低圧系統） 	外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設	<ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレッド系ディーゼル発電設備含む。）排気消音器及び排気管 海水取水設備（除塵装置） 	<p>第1.8.8.1表 評価対象施設等の抽出結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>評価対象施設等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建屋</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 原子炉補助建屋 ディーゼル発電機建屋 循環水ポンプ建屋 </td> </tr> <tr> <td>屋外に設置されている施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 排気筒 A1, A2-燃料油貯油槽タンク室 B1, B2-燃料油貯油槽タンク室 A1, A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ B1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ 主蒸気逃がし弁消音器 主蒸気安全弁排気管 タービン動補助給水ポンプ排気管 </td> </tr> <tr> <td>降下火砕物を含む海水の流路となる施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ及び下流設備 </td> </tr> <tr> <td>降下火砕物を含む空気の流路となる施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ディーゼル発電機 換気空調設備（原子炉建屋給気ガラリ）[ディーゼル発電機室換気装置、制御用空気圧縮機室換気装置及び電動補助給水ポンプ室換気装置] 換気空調設備（補助建屋給気ガラリ）[中央制御室空調装置、安全補機閉閉器室空調装置] 排気筒 主蒸気逃がし弁消音器 主蒸気安全弁排気管 タービン動補助給水ポンプ排気管 </td> </tr> <tr> <td>外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 安全保護系計装盤 非常用の計装用インバータ（無停電電源装置） 制御用空気圧縮機 </td> </tr> <tr> <td>外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ディーゼル発電機排気消音器及び排気管 取水装置（除塵設備） 換気空調設備（補助建屋給気ガラリ）[補助建屋空調装置、格納容器空調装置、試料採取室空調装置] 換気空調設備（主蒸気管室給気ガラリ）[主蒸気管室換気装置、タービン動補助給水ポンプ室換気装置] </td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	評価対象施設等	建屋	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 原子炉補助建屋 ディーゼル発電機建屋 循環水ポンプ建屋 	屋外に設置されている施設	<ul style="list-style-type: none"> 排気筒 A1, A2-燃料油貯油槽タンク室 B1, B2-燃料油貯油槽タンク室 A1, A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ B1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ 主蒸気逃がし弁消音器 主蒸気安全弁排気管 タービン動補助給水ポンプ排気管 	降下火砕物を含む海水の流路となる施設	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ及び下流設備 	降下火砕物を含む空気の流路となる施設	<ul style="list-style-type: none"> ディーゼル発電機 換気空調設備（原子炉建屋給気ガラリ）[ディーゼル発電機室換気装置、制御用空気圧縮機室換気装置及び電動補助給水ポンプ室換気装置] 換気空調設備（補助建屋給気ガラリ）[中央制御室空調装置、安全補機閉閉器室空調装置] 排気筒 主蒸気逃がし弁消音器 主蒸気安全弁排気管 タービン動補助給水ポンプ排気管 	外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設	<ul style="list-style-type: none"> 安全保護系計装盤 非常用の計装用インバータ（無停電電源装置） 制御用空気圧縮機 	外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設	<ul style="list-style-type: none"> ディーゼル発電機排気消音器及び排気管 取水装置（除塵設備） 換気空調設備（補助建屋給気ガラリ）[補助建屋空調装置、格納容器空調装置、試料採取室空調装置] 換気空調設備（主蒸気管室給気ガラリ）[主蒸気管室換気装置、タービン動補助給水ポンプ室換気装置] 	<p>【大阪、女川】 設備の相違 ・外部事象防護対象施設等の抽出範囲の相違</p>
施設区分	火山影響評価の対象施設																																								
安全機能の重要度分類クラス1及びクラス2に属する施設を内包し、降下火砕物による影響から防護する建屋	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器 原子炉周辺建屋 制御建屋 廃棄物処理建屋 																																								
安全機能の重要度分類クラス1及びクラス2に属する施設のうち、屋外に設置されている施設、並びに屋内にあっては屋外に開口し降下火砕物を含む海水及び空気の流路となる施設	<ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプ 海水ストレーナ 主蒸気逃がし弁（消音器） 主蒸気安全弁（排気管） タービン動補助給水ポンプ（蒸気大気放出管） 排気筒 ディーゼル発電機 																																								
安全機能の重要度分類クラス1及びクラス2に属する施設のうち、 <u>屋内の空気を機器内に取り込む機構を有し、それにより降下火砕物の影響を受ける可能性がある施設</u>	<ul style="list-style-type: none"> 安全保護系計装盤 制御用空気圧縮機 																																								
安全機能の重要度分類クラス3に属する施設及びその他の施設のうち、屋外に開口し降下火砕物を含む海水及び空気の流路となつて、安全機能の重要度分類クラス1及びクラス2に属する施設に影響を及ぼす可能性のある施設	<ul style="list-style-type: none"> 取水設備 換気空調設備（給気系外気取入口） <p>[中央制御室空調装置、安全補機閉閉器室換気空調設備、ディーゼル発電機室換気空調設備、タービン動補助給水ポンプ室換気空調設備、電動補助給水ポンプ室換気空調設備、主蒸気配管室換気空調設備、格納容器空調装置、補助建屋空調装置、制御用空気圧縮機室換気空調設備、放射線管理室空調装置]</p>																																								
設備区分	評価対象施設等																																								
建屋	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 タービン建屋 制御建屋 																																								
屋外に設置されている施設	<ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレッド補機冷却海水ポンプ） 海水ストレーナ（高圧炉心スプレッド補機冷却海水系ストレーナ） 非常用ガス処理系（屋外配管） 排気筒 復水貯蔵タンク 軽油タンク室 軽油タンク室（H） 																																								
降下火砕物を含む海水の流路となる施設	<ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレッド補機冷却海水ポンプ） 海水ストレーナ（原子炉補機冷却海水系ストレーナ、高圧炉心スプレッド補機冷却海水系ストレーナ）及び下流設備 																																								
降下火砕物を含む空気の流路となる施設	<ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレッド系ディーゼル発電機を含む。） 非常用換気空調系（外気取入口）[中央制御室換気空調系、原子炉補機室換気空調系、計測制御電源室換気空調系] 非常用ガス処理系（屋外配管） 排気筒 																																								
外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設	<ul style="list-style-type: none"> 計測制御用電源設備（無停電電源装置） 非常用所内電気設備（所内低圧系統） 																																								
外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設	<ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレッド系ディーゼル発電設備含む。）排気消音器及び排気管 海水取水設備（除塵装置） 																																								
設備区分	評価対象施設等																																								
建屋	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 原子炉補助建屋 ディーゼル発電機建屋 循環水ポンプ建屋 																																								
屋外に設置されている施設	<ul style="list-style-type: none"> 排気筒 A1, A2-燃料油貯油槽タンク室 B1, B2-燃料油貯油槽タンク室 A1, A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ B1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ 主蒸気逃がし弁消音器 主蒸気安全弁排気管 タービン動補助給水ポンプ排気管 																																								
降下火砕物を含む海水の流路となる施設	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ及び下流設備 																																								
降下火砕物を含む空気の流路となる施設	<ul style="list-style-type: none"> ディーゼル発電機 換気空調設備（原子炉建屋給気ガラリ）[ディーゼル発電機室換気装置、制御用空気圧縮機室換気装置及び電動補助給水ポンプ室換気装置] 換気空調設備（補助建屋給気ガラリ）[中央制御室空調装置、安全補機閉閉器室空調装置] 排気筒 主蒸気逃がし弁消音器 主蒸気安全弁排気管 タービン動補助給水ポンプ排気管 																																								
外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設	<ul style="list-style-type: none"> 安全保護系計装盤 非常用の計装用インバータ（無停電電源装置） 制御用空気圧縮機 																																								
外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設	<ul style="list-style-type: none"> ディーゼル発電機排気消音器及び排気管 取水装置（除塵設備） 換気空調設備（補助建屋給気ガラリ）[補助建屋空調装置、格納容器空調装置、試料採取室空調装置] 換気空調設備（主蒸気管室給気ガラリ）[主蒸気管室換気装置、タービン動補助給水ポンプ室換気装置] 																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3) 適合性説明</p> <p>第六条 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>1 安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 安全施設は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>適合のための設計方針 第1項について</p> <p>安全施設は、発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なうことのない設計とする。ここで、発電所敷地で想定される自然現象に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p>また、発電所敷地で想定される自然現象又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件を考慮する。</p>	<p>(3) 適合性説明</p> <p>(外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>第六条 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>適合のための設計方針 第1項について</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）については、敷地及び敷地周辺の自然環境を基に洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定し、設計基準を設定するに当たっては、発電所の立地地域である女川町に対する規格・基準類による設定値及び発電所の最寄りの気象官署である石巻特別地域気象観測所で観測された過去の記録並びに大船渡特別地域気象観測所で観測された過去の記録をもとに設定する。</p> <p>また、これらの自然現象ごとに関連して発生する可能性がある自然現象も含める。</p> <p>安全施設は、発電所敷地で想定される自然現象が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。ここで、発電所敷地で想定される自然現象に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p>また、発電所敷地で想定される自然現象又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として安全施設で生じ得る環境条件を考慮する。</p> <p>発電用原子炉施設のうち安全施設は、以下のとおり条件を設定し、自然現象によって発電用原子炉施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(3) 適合性説明</p> <p>(外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>第六条 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>適合のための設計方針 第1項について</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）については、敷地及び敷地周辺の自然環境を基に洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定し、設計基準を設定するに当たっては、発電所の立地地域である泊村に対する規格・基準類による設定値及び発電所の最寄りの気象官署である寿都特別地域気象観測所で観測された過去の記録並びに小樽特別地域気象観測所で観測された過去の記録をもとに設定する。</p> <p>また、これらの自然現象ごとに関連して発生する可能性がある自然現象も含める。</p> <p>安全施設は、発電所敷地で想定される自然現象が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。ここで、発電所敷地で想定される自然現象に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設、設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p>また、発電所敷地で想定される自然現象又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として安全施設で生じ得る環境条件を考慮する。</p> <p>発電用原子炉施設のうち安全施設は、以下のとおり条件を設定し、自然現象によって発電用原子炉施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】立地の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 【大飯、女川】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊は「外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象）」の関連内容のため記載せず)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>自然現象を網羅的に抽出するために、国内外の基準等や文献^{(9)~(10)}に基づき事象を収集し、海外の選定基準⁽¹²⁾も考慮の上、敷地又はその周辺の自然環境を基に、発電所敷地で想定される自然現象を選定する。</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象は、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災又は高潮である。また、これらの自然現象による影響は、関連して発生する可能性がある自然現象及び敷地周辺地域で得られる過去の記録等を考慮し決定する。</p> <p>以下にこれら自然現象に対する設計方針を示す。 （中略）</p> <p>(9) 火山の影響</p> <p>安全施設は、火山事象が発生した場合においても安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>将来の活動可能性が否定できない火山について、運用期間中の噴火規模を考慮し、発電所の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象を抽出した結果、「添付書類六 8.火山」に示すとおり該当する火山事象は降下火砕物のみであり、地質調査結果に文献調査結果も参考にして、大飯発電所の敷地において考慮する火山事象としては、最大層厚10cm、粒径1mm以下、密度0.7g/cm³（乾燥状態）～1.5g/cm³（湿潤状態）の降下火砕物を考慮する。</p> <p>【説明資料（1.1：P山-別添1-2） （1.2：P山-別添1-3）】</p> <p>降下火砕物による直接的影響及び間接的影響のそれぞれに対し、安全機能を損なわないよう以下の設計とする。</p> <p>a. 直接的影響に対する設計</p> <p>安全施設は、直接的影響である降下火砕物の構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計とすること、水循環系の閉塞に対して狭隘部等が閉塞しない設計とすること、換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響（閉塞）に対して降下火砕物が侵入しにくい設計とすること、水循環系の内部における磨耗及び換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響（磨耗）に対して磨耗しにくい設計とすること、構造物の化学的影響（腐食）、水循環系の化学的影響（腐食）及び換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響（腐食）に対して短期での腐食が発生しない設計とすること、発電所周辺の大気汚染に対して中央制御室の換気空調系は降下火砕物が侵入しにくく、さらに外気を遮断できる設計とすること、絶縁低下に対して空気を取り込む機構を有する計装盤の設置場所の換気空調系は降下火砕物が侵入しにくく、さらに外気を遮断できる設計とすることにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</p>	<p>(9) 火山の影響</p> <p>外部事象防護対象施設等は、降下火砕物による直接的影響及び間接的影響が発生した場合においても、安全機能を損なわないよう以下の設計とする。</p> <p>a. 直接的影響に対する設計</p> <p>外部事象防護対象施設等は、直接的影響に対して、以下により安全機能を損なわない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計とすること ・水循環系の閉塞に対して狭隘部等が閉塞しない設計とすること ・換気系、電気系及び計測制御系の機械的影響（閉塞）に対して降下火砕物が侵入しにくい設計とすること ・水循環系の内部における磨耗並びに換気系、電気系及び計測制御系の機械的影響（磨耗）に対して磨耗しにくい設計とすること ・構造物の化学的影響（腐食）、水循環系の化学的影響（腐食）並びに換気系、電気系及び計測制御系の化学的影響（腐食）に対して短期での腐食が発生しない設計とすること ・発電所周辺の大気汚染に対して中央制御室換気空調系は降下火砕物が侵入しにくく、さらに外気を遮断できる設計とすること ・電気系及び計測制御系の盤の絶縁低下に対して空気を取り込む機構を有する計測制御用電源設備（無停電電源装置）及び非常用所内電気設備（所内低圧系統）の設置場所の非常用換気空調系は降下火砕物が侵入しにくい設計とすること 	<p>(9) 火山の影響</p> <p>外部事象防護対象施設等は、降下火砕物による直接的影響及び間接的影響が発生した場合においても、安全機能を損なわないよう以下の設計とする。</p> <p>a. 直接的影響に対する設計</p> <p>外部事象防護対象施設等は、直接的影響に対して、以下により安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計とすること ・水循環系の閉塞に対して狭隘部等が閉塞しない設計とすること ・換気系、電気系及び計測制御系の機械的影響（閉塞）に対して降下火砕物が侵入しにくい設計とすること ・水循環系の内部における磨耗並びに換気系、電気系及び計測制御系の機械的影響（磨耗）に対して磨耗しにくい設計とすること ・構造物の化学的影響（腐食）、水循環系の化学的影響（腐食）並びに換気系、電気系及び計測制御系の化学的影響（腐食）に対して短期での腐食が発生しない設計とすること ・発電所周辺の大気汚染に対して中央制御室空調装置は降下火砕物が侵入しにくく、さらに外気を遮断できる設計とすること ・電気系及び計測制御系の盤の絶縁低下に対して空気を取り込む機構を有する安全保護系計装盤、非常用の計装用インバータ（無停電電源装置）の設置場所の換気空調設備は降下火砕物が侵入しにくい設計とすること 	<p>【大阪】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 （大阪は「外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象）」にて記載）</p> <p>【大阪】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大阪】 記載方針の相違</p> <p>【大阪】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 名称の相違</p> <p>【女川】 評価対象設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、安全施設は、降下火砕物の除去や換気空調設備外気取入口のフィルタの点検、清掃や取替、ストレーナの洗浄、換気空調系の閉回路循環運転等、必要な保守管理等により安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">【説明資料（1.6：P 山-別添1-15）】</p> <p>b. 間接的影響に対する設計</p> <p>安全施設は、降下火砕物の間接的影響である7日間の外部電源喪失、発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、原子炉の停止、並びに停止後の原子炉及び使用済燃料ピットの冷却に係る機能を担うために必要となる電源の供給が燃料油貯蔵タンク及び重油タンクからの燃料供給（タンクローリーによる重油タンクから燃料油貯蔵タンクへの燃料供給を含む。）、並びにディーゼル発電機により継続でき、安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">【説明資料（1.6：P 山-別添1-15）】</p> <p>1.13 参考文献</p> <p>(14)「静的地震力の見直し（建築編）に関する調査報告書（概要）」 (社)日本電気協会 電気技術調査委員会原子力発電耐震設計特別調査委員会建築部会 平成6年3月</p> <p>(13)「原子力発電所の火災防護指針 JEAG4607-2010」 (社)日本電気協会 2010</p> <p>(15)「チューブ式自動消火設備のケーブルトレイ火災への適用性評価」 電力中央研究所 N14008 2014年</p> <p>(16)「ケーブルトレイ自動消火設備の消火性能検証試験」 関西電力株式会社 2014年</p> <p>(17)「電気盤内機器の防火対策実証試験（その1）」 三菱重工業株式会社 MHI-NES-1061 平成25年5月</p> <p>(18)「電気盤内機器の防火対策実証試験（その2）」 三菱重工業株式会社 MHI-NES-1062 平成25年5月</p> <p>(19)「雷雨とメソ気象」大野久雄 東京堂出版 2001年</p> <p>(20)「一般気象学」小倉義光 東京大学出版会 1984年</p> <p>(21)「広域的な火山防災対策に係る検討会（第3回）（資料2）」平成24年</p>	<p>・降下火砕物による静的負荷や腐食等の影響に対して、降下火砕物の除去や非常用換気空調系外気取入口のバグフィルタの取替え若しくは清掃又は換気空調系の停止若しくは事故時運転モードへの切替えの実施により安全機能を損なわない設計とすること</p> <p>また、上記以外の安全施設については、降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>b. 間接的影響に対する設計</p> <p>降下火砕物による間接的影響として考慮する、広範囲にわたる送電網の損傷による7日間の外部電源喪失及び発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象が生じた場合については、降下火砕物に対して非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の安全機能を維持することで、発電用原子炉の停止及び停止後の発電用原子炉の冷却、並びに使用済燃料プールの冷却に係る機能を担うために必要となる電源の供給が非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）により継続できる設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>・降下火砕物による静的負荷や腐食等の影響に対して、降下火砕物の除去や換気空調設備外気取入口の平型フィルタの取替え若しくは清掃又は換気空調設備の停止若しくは外気との連絡口を遮断し、閉回路循環運転の実施により安全機能を損なわない設計とすること</p> <p>また、上記以外の安全施設については、降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>b. 間接的影響に対する設計</p> <p>降下火砕物による間接的影響として考慮する、広範囲にわたる送電網の損傷による7日間の外部電源喪失及び発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象が生じた場合については、降下火砕物に対してディーゼル発電機の安全機能を維持することで、発電用原子炉の停止及び停止後の発電用原子炉の冷却、並びに使用済燃料ピットの冷却に係る機能を担うために必要となる電源の供給がディーゼル発電機により継続できる設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【女川】 空調名称及び運転モードにおける名称の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の相違によるフィルタ仕様の相違（火山灰の除去の観点では同等の性能を有する）</p> <p>・運用の相違（泊はストレーナの洗浄及び保守管理について手順に定めている）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】設備の相違 ・泊に該当設備なし</p> <p>【大飯】運用の相違 ・大飯はディーゼル発電機の燃料が3.5日分しかないため、タンクローリーによる給油を行う</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（女川、泊は「1.8.8.3 参考文献」（6(火山)-26)に記載）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(22) 「シラスコンクリートの特徴とその実用化の現状」 武若耕司, コンクリート工学, vol.42, 2004</p> <p>(23) 「火山環境における金属材料の腐食」 出雲茂人, 末吉秀一他, 防食技術 Vol.39, 1990</p> <p>(24) 「建築火災のメカニズムと火災安全設計」 原田和典 財団法人日本建築センター 平成19年</p> <p>(1) Specific Safety Guide No.SSG-3 “Development and Application of Level 1 Probabilistic Safety Assessment for Nuclear Power Plants”, IAEA, April 2010</p> <p>(3) NUREG/CR-2300 “PRA PROCEDURES GUIDE”, NRC, January 1983</p> <p>(5) ASME/ANS RA-Sa-2009 “Addenda to ASME/ANS RA-S-2008 Standard for Level 1/Large Early Release Frequency Probabilistic Risk Assessment for Nuclear Power Plant Applications”, February 2009</p> <p>(6) NEI 12-06[Rev.0] “DIVERSE AND FLEXIBLE COPING STRATEGIES (FLEX) IMPLEMENTATION GUIDE”, NEI, August 2012</p> <p>(7) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」 原子力規制委員会 制定 平成25年6月19日</p> <p>(8) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」 原子力規制委員会 制定 平成25年6月19日</p> <p>(9) 「日本の自然災害」 国会資料編集会, 1998年</p> <p>(12) NEI 06-12 “B.5.b Phase 2 & 3 Submittal uideline”, NEI, December 2006</p> <p>(2) Safety Requirements No.NS-R-3 “Site Evaluation for Nuclear Installations”, IAEA, November 2003</p> <p>(4) NUREG-1407 “Procedural and Submittal Guidance for the Individual Plant Examination of External Events (IPEEE) for Severe Accident Vulnerabilities”, NRC, June 1991</p> <p>(10) 「産業災害全史」 日外アソシエーツ, 2010年1月</p> <p>(11) 「日本災害史事典 1868-2009」 日外アソシエーツ, 2010年9月</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.3 気象等</p> <p>8. 火山</p> <p>8.1 検討の基本方針</p> <p>自然現象に対する設計上の考慮として、想定される自然現象が発生した場合においても原子炉施設が安全機能を損なわないことを確認するため、原子力発電所の運用期間における火山影響評価を実施した。初めに立地評価として設計対応が不可能な火山事象が発電所の運用期間中に影響を及ぼす可能性の評価を行い、次に影響評価として発電所の安全性に影響を与える可能性のある火山事象について検討した。</p> <p>8.2 原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出</p> <p>8.2.1 地理的領域内の第四紀火山</p> <p>発電所の地理的領域（発電所から半径160kmの範囲）に対して、『日本の火山（第3版）』（中野他編(2013)⁽¹⁾）、『第四紀火山岩体・貫入岩体データベース』（西来他編(2012)⁽²⁾）及び『日本の第四紀火山カタログ』（第四紀火山カタログ委員会編(1999)⁽³⁾）を参照して第四紀火山を抽出した。</p> <p>文献調査等の結果より、地理的領域内の第四紀火山を第8.2.1表に、第四紀火山の分布を第8.2.1図に、火山地質図を第8.2.2図に示す。また発電所周辺の地質を第3.2.2図に示す。</p> <p>地理的領域内には、発電所敷地（以下「敷地」という。）の北東側と西方側に24の第四紀火山が分布するが、敷地を中心とした半径約50km範囲には第四紀火山は分布しない。また、敷地周辺、近傍の地質調査の結果、少なくとも半径30km内には、降下火砕物を除く第四紀火山の噴出物は確認されていない。</p> <p>8.2.2 将来の火山活動の可能性</p> <p>地理的領域内に分布する第四紀火山について、完新世における活動の有無及び噴火履歴より、将来の火山活動の可能性を検討し、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山を抽出した。</p> <p>8.2.2.1 完新世に活動を行った火山</p> <p>気象庁編(2013)⁽⁴⁾によれば、地理的領域内に分布する活火山（概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山）として、白山がある。</p> <p>よって、白山については、将来の活動可能性が否定できないため、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山として抽出した。</p> <p>8.2.2.2 完新世に活動を行っていない火山</p>		<p>1.3 気象等</p> <p>8. 火山 （地震津波側で審査中）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>追而【地震津波側審査の反映】 「8.火山」については、 地震津波側審査結果を受けて反映のため）</p> </div>	<p>【女川】 記載方針の相違 ・大飯審査実績の反映 （地震津波側で審査中のため、別途反映）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>完新世に活動を行っていない第四紀火山は、地理的領域内に23火山確認される。各火山の火山形式、体積、活動年代、活動期間内の最大休止期間等を第8.2.2表に示す。</p> <p>将来の活動可能性の有無については、文献調査結果を基に、当該火山の第四紀の噴火時期、噴火規模、活動の休止期間を示す階段ダイヤグラムを作成し、評価を行った。</p> <p>三朝、横原、郡家、佐坊、照来、大屋・轟、上佐野・目坂、玄武洞、宝山、取立山、願教寺一三ノ峰、戸室山、鏡ヶ岳、鹿沙門岳、高百丸山、矢目ヶ岳、鳥帽子一</p> <p>鷲ヶ岳及び湯ヶ峰については、最後の活動からの経過期間が活動期間内の最大休止期間（活動期間を想定。）よりも長い火山又は活動期間が非常に短く第四紀の期間を通じて繰り返しの活動が認められない火山であったことから、将来の活動可能性がない火山と評価した^{(6)~(10)}。</p> <p>一方、扇ノ山、美方火山群、神鍋火山群、上野火山群及び経ヶ岳は、最後の活動からの経過期間が活動期間内の最大休止期間よりも短い火山であったことから、将来の活動可能性が否定できないため、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山として抽出した。完新世に活動を行っていない第四紀火山は、地理的領域内に24火山確認される。各火山の火山形式、体積、活動年代、活動期間内の最大休止期間等を第8.2.2表に示す。</p> <p>8.3 運用期間における火山活動に関する個別評価</p> <p>地理的領域内に分布する第四紀火山について、完新世における活動の有無及び噴火履歴より、将来の火山活動の可能性を検討した結果、白山、扇ノ山、美方火山群、神鍋火山群、上野火山群及び経ヶ岳を「原子力発電所に影響を及ぼし得る6火山」として抽出し、文献調査に基づき、運用期間における火山活動に関する個別評価を行った。</p> <p>8.3.1 白山</p> <p>白山は、石川・岐阜県境に位置する第四紀火山であり、第四紀火山カタログ委員会編(1999)⁽⁹⁾によれば、火山体体積は17km³とされている。白山は、歴史時代に数回の噴火記録を有し、最新の噴火として1659年の噴火が認められる活火山である。なお、1935年にも噴気が確認されている。白山は、敷地の約122km北東に位置する。山崎他(1968)⁽¹⁷⁾及び長岡他(1985a)⁽¹⁸⁾によれば、白山は形成時代の異なる安山岩</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>質の成層火山として、加賀室火山、古白山火山、新白山火山、うぐいす平火山に区分されている。それぞれの活動時期について、酒寄他(1999)⁽¹⁰⁾、遠藤(1985)⁽²⁰⁾によれば、加賀室火山は30万年前～40万年前、古白山火山は10万年前～13万年前、新白山火山は2万年前～4万年前に活動を開始したとされている。各火山の活動履歴を以下に示す。</p> <p>加賀室火山について、長岡(1971)⁽²¹⁾、長岡他(1985b)⁽²²⁾によれば、加賀室火山の原地形はほとんど残されていないが、古白山火山の西方に溶岩流が分布するとされている。</p> <p>古白山火山について、長岡他(1985a)⁽¹⁸⁾によれば、古白山火山の活動は、Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期の活動期に区分されるとしている。酒寄他(1997)⁽²³⁾によれば、Ⅰ期においては、小規模な山体を形成し、岩屑流と土石流が発生した。Ⅱ期においては、火砕流の噴出に始まり、古白山溶岩類の噴出に伴って成層火山体を形成した。この時期の噴出物が古白山火山の大部分を占めるとされている。</p> <p>Ⅲ期においては、清浄ヶ原溶岩類、大汝峰溶岩類等を噴出し、Ⅱ期に比べて溶岩流の原地形がよく残っているとされている。</p> <p>新白山火山について、守屋(2000)⁽²⁴⁾によれば、最高峰の御前峰や剣ヶ峰を中心に形成された小規模な火山体であるとされ、山崎他(1968)⁽¹⁷⁾及び長岡他(1985a)⁽¹⁸⁾は、成層火山体を形成した御前期と、山頂火口群を形成した翠ヶ池期に区分している。</p> <p>うぐいす平火山は、新白山火山と同時期に形成された2つの火山丘であり、古白山火山噴出物からなる緩斜面上に分布するとされている（長岡他(1985a)⁽¹⁸⁾）。</p> <p>新白山火山の活動については、遠藤(1985)⁽²⁰⁾によれば、弥陀ヶ原や南竜ヶ馬場に発達する湿原堆積物中の約1万年前以降のテフラの大半が山頂火口群の水蒸気噴火の堆積物と考えられている。守屋(2000)⁽²⁴⁾によれば、4,500年前に御前峰成層火山において山体崩壊が発生し、その崩壊物質が岩屑なだれとして大白川、庄川に流入し、砺波平野に火山泥流をもたらしたとされている。また、御前峰の馬蹄形火口内においては、約2,000年前にストロンボリ式及びブルカノ式噴火に伴い、南龍火山灰、白水滝溶岩流及び剣ヶ峰溶岩ドームが噴出した。1042年噴火においては、千蛇ヶ池火口を形成して千蛇ヶ池泥流を流出し、1554年噴火において</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>は、翠ヶ池火口から翠ヶ池火砕流を噴出し、その後も御前峰火口において噴火が発生したとされている。そして、1659年噴火では紺屋ヶ池火口において水蒸気噴火が発生したとされている。一方、田島他(2005)⁽²⁶⁾によれば、新白山火山では約1万年前以降の22層のテフラを認め、特に約2,000年前以降では200年に1回の噴火頻度を有することを示すとともに、溶岩ドーム等を形成する噴火が5回～6回発生したとされている。</p> <p>白山における各活動期における噴出物の分布を第8.3.1図（山崎他(1968)⁽¹⁷⁾、酒寄他(1999)⁽¹⁹⁾）に示す。いずれの活動期の噴出物も白山近傍に分布する。ただし、新白山火山における御前峰成層火山の山体崩壊に伴う岩屑なだれ及び火山泥流は、大白川・庄川に沿って砺波平野にかけて流下したと考えられる。</p> <p>高橋他(2004)⁽²⁶⁾によれば、白山下の深さ10km～14kmに顕著な低速度領域かつ高Vp/Vs領域が認められ、この領域を避けるように地震活動が認められることから、この低速度領域は火成活動に起因するマグマであるとされている。</p> <p>したがって、白山においては、火砕物密度流を含むマグマ噴火の発生可能性は否定できず、火砕物密度流による堆積物が白山近傍に分布することが確認されているが、当該堆積物が敷地周辺では確認されておらず、敷地まで十分に離隔距離がある。</p> <p>8.3.2 扇ノ山</p> <p>扇ノ山は、鳥取県と兵庫県の県境に位置する第四紀火山であり、約20個の単成火山で構成される。火山体体積は4.70km³（第四紀火山カタログ委員会編(1999)⁽⁹⁾）、活動年代は約120万年前～約40万年前（中野他編(2013)⁽¹⁾）とされている。扇ノ山は、敷地の約111km西に位置する。</p> <p>扇ノ山の層序は、Furuyama(1981)⁽²⁷⁾によって示されており、Furuyama et al.(1993)⁽⁶⁾によるK-Ar年代測定等によれば、扇ノ山の活動は第1期と第2期に大別されている。</p> <p>Furuyama et al.(1993)⁽⁶⁾によれば、第1期の噴出物は、下位より、青下溶岩、大滝谷Ⅰ溶岩、大滝谷Ⅱ溶岩、屏風岩溶岩、大石溶岩、紫蘇輝石含有かんらん石安山岩、石井谷溶岩、霧滝溶岩、斑状普通輝石かんらん石玄武岩、富枝溶岩、かんらん石安山岩、上山溶岩、石井谷Ⅱ溶岩とされている。</p> <p>第2期の噴出物は、菅原溶岩、紫蘇輝石含有かんらん石安</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>山岩、^{ひわいびん}河谷谷溶岩、^{ひろくのみ}角閃石含有かんらん石安山岩、^{ひろくの}広留野溶岩、無斑晶かんらん石玄武岩、^{ひまがな}畑ヶ平溶岩とされている。</p> <p>以上より、扇ノ山の噴出物は溶岩流及び降下火砕物からなり、その分布はそれぞれの火山近傍に限られる。したがって、扇ノ山は活動履歴より顕著な火砕物密度流の発生は認められないと評価した。</p> <p>8.3.3 美方火山群</p> <p>美方火山群は、鳥取県と兵庫県の県境付近に位置する第四紀火山であり、兵庫県美方郡香美町から養父市にかけて分布する単成火山で構成される。火山体体積は0.46km³（第四紀火山カタログ委員会編(1999)⁽³⁾）、活動年代は約170万年前～約20万年前（中野他編(2013)⁽¹⁾）とされている。美方火山群は、敷地の約105km西に位置する。美方火山群を構成する火山は、第四紀火山カタログ委員会編(1999)⁽³⁾によれば、^{わだ}和田火山、^{はるま}春菜火山、^{しらぬ}粗岡火山、^{ついで}貫田火山、^{なが}長坂火山、^備備前火山、^{かづら}葛畑火山、^{みどり}味取火山とされ、それらの噴出物は、溶岩流及びスコリアで構成されている。</p> <p>以上より、美方火山群の噴出物は溶岩流及び降下火砕物からなり、その分布はそれぞれの火山近傍に限られる。</p> <p>したがって、美方火山群は活動履歴より顕著な火砕物密度流の発生は認められないと評価した。</p> <p>8.3.4 神鍋火山群</p> <p>神鍋火山群は、兵庫県豊岡市に位置する第四紀火山であり、稲葉川渓谷沿いの1.5km×5kmの帯状内に分布する7つの単成火山で構成される。火山体体積は0.70km³（第四紀火山カタログ委員会編(1999)⁽³⁾）、活動年代は約70万年前～約1万年前又は約2万年前（中野他編(2013)⁽¹⁾）とされている。神鍋火山群は、敷地の約89km西に位置する。</p> <p>古山他(1993)⁽²⁸⁾によれば、神鍋火山群は、^{にしき}西気火山、^{おつぐま}大机火山、^{やまのみや}山宮火山、^まブリ火山、^{おた}太田火山、^{きよた}清滝火山及び神鍋火山で構成するとされている。</p> <p>古山他(1993)⁽²⁸⁾及び川本(1990)⁽²⁹⁾によれば、西気火山噴出物は下位より西気スコリア及び西気溶岩流、大机火山噴出物は下位より大机スコリア及び大机溶岩流、山宮火山噴出物は山宮スコリア、ブリ火山噴出物は下位よりプリスコリア及びプリ溶岩流、太田火山噴出物は下位より太田スコリア及び太田溶岩流、清滝火山噴出物は清滝スコリア、神鍋火山噴出物は下位より神鍋スコリア及び神鍋溶岩流で構成される。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>以上より、神鍋火山群の噴出物は溶岩流及び降下火砕物からなり、その分布はそれぞれの火山近傍に限られる。</p> <p>したがって、神鍋火山群は活動履歴より顕著な火砕物密度流の発生は認められないと評価した。</p> <p>8.3.5 上野火山群</p> <p>上野火山群は、長野・岐阜両県に分布する第四紀火山である。火山体体積は1.24km³（第四紀火山カタログ委員会編（1999）⁽³⁾）、活動年代は280万年前～90万年前（中野他編（2013）⁽¹⁾）とされている。上野火山群は、敷地の約167km東に位置する。</p> <p>中野他（2000）⁽¹⁶⁾によれば、上野火山群は玄武岩ないし玄武岩質安山岩の溶岩・火砕岩から独立単成火山群の噴出物であり、高山岩体群、鈴蘭岩体、権谷岩体、上小川岩体、木曾岩体、柿其峠岩体群、摺鉢山岩体、坂下岩体及び桶谷岩体に区別される。</p> <p>以上より、上野火山群の噴出物は主に溶岩流及び降下火砕物で構成され、その分布はそれぞれの火山近傍に限られる。</p> <p>したがって、上野火山群は活動履歴より顕著な火砕物密度流の発生は認められないと評価した。</p> <p>8.3.6 経ヶ岳</p> <p>経ヶ岳は、福井県大野市及び勝山市の東部から福井・石川県境にかけて分布する第四紀火山である。火山体体積は17.9km³（第四紀火山カタログ委員会編（1999）⁽³⁾）、活動年代は約140万年前～約70万年前（中野他編（2013）⁽¹⁾）とされている。経ヶ岳は、敷地の約104km北東に位置する。</p> <p>棚瀬他（2007）⁽¹⁰⁾によれば、経ヶ岳は狭義の経ヶ岳火山（以下「経ヶ岳火山（狭義）」という。）と法恩寺火山に区別されている。経ヶ岳火山（狭義）は、下位より、経ヶ岳下部火山岩類、六呂師高原火砕流堆積物及び経ヶ岳山頂火山岩類で構成される。経ヶ岳下部火山岩類は、安山岩～玄武岩質安山岩と同質の火砕岩から主に構成されるが、小規模なスコリア堆積物を伴う。経ヶ岳山頂火山岩類は、安山岩溶岩及び火砕岩で構成され、主に山頂付近から南方にかけて分布する。</p> <p>法恩寺火山は、下位より法恩寺山下部溶岩類及び法恩寺山上部溶岩類で構成され、比較的火山原面が保存されている。法恩寺山下部溶岩類は玄武岩質安山岩溶岩、法恩寺山上部溶岩類は安山岩溶岩及び火砕岩で構成されている。</p> <p>三村（2001）⁽³⁰⁾によれば、経ヶ岳南西麓には経ヶ岳の山体</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>崩壊に伴う塚原野岩屑なだれ堆積物が分布するとされる。岩屑なだれ堆積物の体積は0.3km³であり、経ヶ岳から11kmの距離まで達し、流れ山が発達した塚原野台地を形成したとされている。その年代は、三村(2001)⁽³⁶⁾によれば6,700年前～5,000年前の間とされたが、吉澤(2010)⁽³⁷⁾によれば、3万年前～4万年前頃の可能性が高いとされている。</p> <p>経ヶ岳の噴出物は主に溶岩流及び火砕物で構成されるが、約83万年前に発生した六呂師高原火砕流堆積物、並びに、約3万年前～約4万年前に発生した塚原野岩屑なだれ堆積物が山麓部にまで分布する。</p> <p>経ヶ岳については、棚瀬他(2007)⁽¹⁰⁾によれば、白山、経ヶ岳等を含む両白山地において、西南西-東北東方向に配列する九頭竜火山列（経ヶ岳が属する）とほぼ南北に配列する白山火山列（白山が属する）が存在するとされている。両白山地における火山活動の時空分布の特徴から、この地域の火山活動を3つのステージ（Ⅰ期～Ⅲ期）に区分できるとし、Ⅰ期（約3.6Ma～約1.5Ma）においては、顕著な火山列を形成しなかったが、Ⅱ期（約1.2Ma～約0.7Ma）になって九頭竜火山列の活動が発生し、その活動停止後、Ⅲ期（約0.4Ma～約0Ma）になって白山火山列の活動が発生したとされている。また、高橋他(2004)⁽²⁰⁾によれば、両白山地において、白山以外の火山ではマグマの存在を示唆するような構造は認められないとしており、経ヶ岳火山下においても顕著な低速度領域等は認められない。</p> <p>以上より、両白山地における火山活動履歴及び地球物理学的特徴より、経ヶ岳における火山活動可能性は十分に小さい。また、火砕物密度流による堆積物が経ヶ岳近傍に分布することが確認されているが、当該堆積物は敷地周辺では確認されておらず、敷地まで十分に離隔距離がある。</p> <p>8.4 設計対応が不可能な火山事象の評価</p> <p>設計対応が不可能な火山事象は、火砕物密度流、溶岩流、岩屑なだれ、地滑り及び斜面崩壊、新しい火口の開口及び地殻変動である。</p> <p>8.4.1 火砕物密度流</p> <p>扇ノ山、美方火山群、神鍋火山群及び上野火山群については、活動履歴より顕著な火砕物密度流の発生は認められていない。</p> <p>経ヶ岳については、両白山地における火山活動履歴及び地球物理学的特徴より、火山活動可能性は十分に小さい。また、火砕物密度流による堆積物が経ヶ岳近傍に分布することが確認されているが、当該堆積物は敷地周辺では確認されておらず、敷地まで十分に離隔距離がある。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>白山については、火砕物密度流を含むマグマ噴火の発生可能性は否定できず、火砕物密度流による堆積物が白山近傍に分布することが確認されているが、当該堆積物は敷地周辺では確認されておらず、敷地まで十分に離隔距離がある。</p> <p>以上のことから、火砕物密度流が発電所に影響を及ぼす可能性は十分に小さいと評価した。</p> <p>8.4.2 溶岩流、岩屑なだれ、地滑り及び斜面崩壊 溶岩流、岩屑なだれ、地滑り及び斜面崩壊については、それぞれの火山と敷地との位置関係より、敷地まで十分離隔距離があることから、発電所に影響を及ぼす可能性は十分に小さいと評価した。</p> <p>8.4.3 新しい火口の開口及び地殻変動 新しい火口の開口及び地殻変動については、敷地周辺は、過去の火山活動に伴う火口及びその近傍に位置しないことから、発電所に影響を及ぼす可能性は十分に小さいと評価した。</p> <p>8.4.4 立地評価 以上の検討結果より、発電所の運用期間に設計対応が不可能な火山事象が、発電所に影響を及ぼす可能性は十分に小さいと評価した。また、これらの火山活動は、既往最大規模の噴火を考慮しても、発電所に影響を及ぼさないと評価し、火山モニタリングは不要と判断した。</p> <p>8.5 火山事象の影響評価 設計対応が不可能な火山事象以外の、降下火砕物及びその他の事象について検討した。</p> <p>8.5.1 降下火砕物 降下火砕物（降灰層厚、粒径及び密度）について、文献調査及び地質調査結果より検討した。</p> <p>8.5.1.1 降灰層厚に関する文献調査及び地質調査結果 「原子力発電所に影響を及ぼし得る6火山」及び地理的領域外の火山について、文献調査及び地質調査結果より、敷地及びその周辺において降灰層厚が比較的厚い降下火砕物を抽出した。</p> <p>文献調査を行った結果、噴出源を同定できる降下火砕物の分布を第8.5.1図及び第8.5.2図に示す⁽¹⁾⁽⁹²⁾。敷地付近への降下火砕物の分布としては、^{あいの}始良Tnテフラが層厚20cm程度、^{あいの}大山倉吉テフラが層厚10cm程度、^{あいの}恵比須峠</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>福田テフラが層厚 40cm 程度、阿蘇4 テフラが層厚 15cm 以上とされている⁽³²⁾。ただし、阿蘇4 テフラについては、Smith et al. (2013)⁽³³⁾によると、敷地周辺の水月湖で実施されたボーリング調査結果より層厚が約 4cm 程度である。一方、噴出源を同定できない降下火砕物として、三方湖東岸において NEXC080 が層厚 20cm とされている⁽³⁴⁾。文献調査結果より、「原子力発電所に影響を及ぼし得る6火山」の降下火砕物については、敷地及びその周辺においては確認できなかった。</p> <p>地質調査を行った結果、敷地及びその周辺に分布する主な広域テフラとしては、鬼界葛原テフラ（約 9.5 万年前）、大山倉吉テフラ（約 5.5 万年前）、始良 Tn テフラ（約 2.9 万年前～約 2.6 万年前）、鬼界アカホヤテフラ（約 7, 300 年前）などが確認されているが、降下火砕物として厚く堆積する箇所は確認されていない。また、若狭湾沿岸における津波堆積物調査⁽³⁵⁾において、火山灰分析等を実施しており、その結果、鬼界アカホヤテフラ、鬱陵隠岐テフラ（約 1.07 万年前）、始良 Tn テフラなどが認められ、始良 Tn テフラの降灰層厚は 10.5cm であるが、それ以外の降下火砕物の降灰層厚は 10cm 以下である。地質調査結果より、「原子力発電所に影響を及ぼし得る6火山」の降下火砕物については、敷地及びその周辺においては確認できなかった。</p> <p>以上より、噴出源が同定できる降下火砕物については、文献調査及び地質調査に加え位置関係も含めて検討した結果、敷地及びその周辺において降灰層厚が比較的厚い、始良 Tn テフラ、大山倉吉テフラ及び恵比須峠福田テフラを対象に、当該火山の将来の噴火の可能性について噴火履歴及び地下構造から検討した。一方、噴出源が同定できない降下火砕物の降灰層厚については、その堆積状況及び堆積環境より検討した。</p> <p>(1) 噴出源が同定できる降下火砕物の降灰層厚に関する検討</p> <p>a. 始良 Tn テフラ（始良カルデラ）^{(36)～(40)}</p> <p>始良 Tn テフラの噴出源は始良カルデラであり、噴火履歴より、破局的噴火の活動間隔（約 6 年以上）は、最新の破局的噴火（始良 Tn テフラ）の経過時間（約 3 万年）に比べて十分長いこと、現在、破局的噴</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>火に先行して発生するブリーチ式噴火ステージの兆候が認められないことから、破局的噴火までには十分時間的な余裕があると考えられ、発電所運用期間にこの規模の噴火の可能性は十分低いと考えられる。</p> <p>また、始良カルデラの地下構造による検討を行った結果、始良カルデラ中央部のマグマ溜まりは深度12kmに位置しており、破局的噴火を引き起こす珪長質マグマの浮力中立点の深度7kmより深い位置にある。</p> <p>以上より、始良カルデラについては、発電所運用期間に始良 Tn テフラ規模相当の噴火の可能性は十分低いと評価する。したがって、運用期間の噴火規模として、後カルデラ火山噴火ステージである桜島での既往最大規模（桜島薩摩テフラ）程度の噴火を考慮した結果、降下火砕物が敷地に影響を及ぼす可能性は十分に小さいと評価した。</p> <p>b. 大山倉吉テフラ（大山火山）^{(3)(41)~(55)}</p> <p>大山倉吉テフラの噴出源は大山火山であり、噴火履歴より、大山は、更新世中期に活動を開始し、少なくとも2万年前以降までその活動を続け、現在は第4期に整理されるが、その噴出量は第1期～第3期に比べて少なく、数 km³とされている。また、40万年前以降、最も規模の大きな噴火は、大山倉吉テフラであったが、大山倉吉テフラ噴火に至る活動間隔は、大山倉吉テフラ噴火以降の経過時間に比べて十分長いことから、次の大山倉吉テフラ規模の噴火までには、十分時間的な余裕があると考えられ、発電所運用期間にこの規模の噴火の可能性は十分低いと考えられる。一方、数 km³以下の規模の噴火については、大山倉吉テフラ噴火以前又はそれ以降においても繰り返し生じている。大山の噴火に関する階段ダイヤグラムを第8.5.3図に示す。</p> <p>また、Zhao et al(2011)⁽⁴⁶⁾によると、大山の地下深部に広がる低速度層と、大山の西で生じている低周波地震の存在から、地下深部のマグマ溜まりの存在する可能性を示唆している。一方で、大見(2002)⁽⁵⁰⁾によると、鳥取県西部地震源域の深部低周波地震は、深部のマグマ活動に限定して考えるよりも、スラブから供給された流体の挙動に基づくものだと考えるほうが理解しやすいとしている。大山の地下構造を第8.5.4図に示す。これらより、大山の地下構造の検討を行った結果、大山の西で生じている低周波地震の存在を保守的に大山の地下深部の低速度層をマグマ溜まりとして評価した場合においても、これら低速度層は20km以深に位置しており、爆発的噴火を引き起こす</p>			

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>珪長質マグマの浮力中立点の深度7kmより深い位置にある。</p> <p>以上より、大山については、発電所運用期間に大山倉吉テフラ規模相当の噴火の可能性は十分低いと評価する。したがって、発電所運用期間の噴火規模として、繰り返し生じている数km³以下の規模の噴火の中でも最大の5km³を考慮し、米子の1981年～2009年の風データを用いて、移流拡散モデルを用いた降下火砕物のシミュレーションを実施した結果、風速等のばらつきも含めても最大層厚としては約9cm程度であった。降下火砕物のシミュレーションの結果を第8.5.5図(1)、(2)に示す。</p> <p>c. 恵比須峠福田テフラ（飛驒山脈）⁽⁵⁰⁾</p> <p>恵比須峠福田テフラは、飛驒山脈の中でもやや南方で穂高岳～乗鞍岳に噴出源があると推定されている⁽³²⁾。及川(2003)⁽⁵⁶⁾によると飛驒山脈での火成活動を3つのステージに分けている。</p> <p>stage I（約2.5Ma～約1.5Ma）は、伸張ないし中間的な地殻応力場の火山活動で、カルデラ形成を伴う大規模火砕流の噴出等があり、この内噴出量が詳細に推定されているものとして、恵比須峠福田テフラがある。噴出年代と噴出量については、約1.75Ma、250km³～350km³と推定されている。</p> <p>stage II（約1.5Ma～約0.8Ma）は、火山活動が低調な時代である。</p> <p>stage III（約0.8Ma～約0Ma）は、東西圧縮の地殻応力場での立山～御岳火山といった成層火山の形成で特徴づけられる時代である。この時代は、10km³程度かそれ以下の規模の活動が卓越し、stage Iの活動に比べて噴出量が一桁以上小さい。</p> <p>以上より、発電所運用期間に鮮新世から中期更新世以前に活動した恵比須峠福田テフラ規模の噴火の可能性は十分低く、降下火砕物が敷地に影響を及ぼす可能性は十分に小さいと評価した。</p> <p>(2) 噴出源が同定できない降下火砕物の降灰層厚に関する検討^{(34) (57)～(61)}</p> <p>文献調査を行った結果、降灰層厚が比較的厚く、噴出源が同定できない降下火砕物として、NEXC080を抽出した。</p> <p>敷地近傍の三方湖東岸で確認された層厚20cmのNEXC080は、UpperとLowerの2つのユニットに区別さ</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>れており、Upper と Lower を比較すると、Upper は重鉱物が少なく、岩片やその他混入物も含む等の特徴から、再堆積を含んでいると考えられる。</p> <p>また、NEXCO ボーリングコアの調査位置は、三方断層帯の活動に伴うイベントにより、急激な湖水位の相対的上昇と湖岸線の前進、その後の湖域の埋積と扇状地の前進という過程で堆積したと推定されており、降下火砕物の層厚を評価するには堆積環境が複雑であると考えられる。</p> <p>したがって、NEXCO ボーリングコアだけで評価するのではなく、周辺地域の調査結果と合わせて総合的に評価する必要があるため、周辺地域の調査結果についても検討した。</p> <p>NEXC080 は、主成分分析、屈折率等から、琵琶湖高島沖³⁵ボーリングの BT37（降灰年代 12.7 万年前：長橋他（2004）⁽⁶⁰⁾）、³⁶気山露頭の美浜テフラ等に対比される。これらの層厚を確認した結果、気山露頭で最大層厚 10cm 程度が確認されている。また、その他の地点でも複数確認されるが、いずれも 1cm 以下又は肉眼では判別できないものである。</p> <p>また、NEXC080 が確認された三方湖東岸の近傍に位置している水月湖で実施された SG06 ボーリングコアは、堆積物の保存状態がよいこと、過去 15 万年間程度の古環境情報を連続的に得られていると推定されていること、詳細に火山灰層厚の分析もされていることから、降下火砕物の層厚の評価に適していると考えられる。しかしながら、SG06 ボーリングコアにおいて NEXC080 の対比まではなされていないが、NEXC080 が約 12.7 万年前に降灰したと考えると、SG06 ボーリングコアの Ata（約 10 万年前）からコア底（約 15 万年前と推定）までの範囲内の 7 つの火山灰のうちのどれかに該当するが、いずれの火山灰の最大層厚も 2cm 以下である。</p> <p>以上より、NEXC080 については、三方湖東岸においては層厚 20cm であったが再堆積を含んでいると考えられること、またその他周辺調査を行った結果層厚 10cm を超えるものはなかったことから、NEXC080 の降灰層厚は 10cm 以下と評価した。</p> <p>8.5.1.2 粒径及び密度に関する文献及び地質調査結果 降下火砕物の粒径については、若狭湾沿岸における津波堆積物調査⁽³⁵⁾より、³⁷夙子湖、³⁸菅湖及び³⁹中山湿地で確認されている降下火砕物を顕微鏡写真で確認した結果、粒径</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>は約0.2mm程度であった。</p> <p>本調査の中山湿地で得られた始良Tnテフラの粒度試験結果より、粒径分布は1mm以下であった。粒度試験結果を第8.5.6図に示す。また、文献調査の結果、長橋他(2004)⁽⁶⁰⁾では、琵琶湖湖底堆積物のうち高島沖コアを用いて各種の分析がなされており、敷地周辺で確認される主なテフラの最大粒径については、鬼界アカホヤテフラ(0.66mm)、鬱陵隠岐テフラ(0.27mm)、始良Tnテフラ(0.95mm)、鬼界葛原テフラ(0.78mm)とされており、いずれの火山灰の最大粒径は1mm以下である。さらに、敷地における降下火砕物は地理的領域外(160km)からの降下火砕物が想定されるが、樽前山から156km離れた地点での粒径分布を参照すると、約0.2mmから約1mm程度である⁽⁶²⁾。</p> <p>降下火砕物の密度については、若狭湾沿岸における津波堆積物調査⁽³⁵⁾より得られた普湖で確認された鬼界アカホヤテフラ及び鬱陵隠岐テフラの火山灰の単位体積重量は、乾燥密度で約0.7g/cm³、湿潤密度で約1.3g/cm³程度であった。また、文献調査の結果、宇井(1997)⁽⁶³⁾によると、「乾燥した火山灰は密度が0.4~0.7程度であるが、湿ると1.2を超えることがある。」とされている。</p> <p>8.5.1.3 評価結果</p> <p>文献調査、地質調査及び降下火砕物シミュレーション結果から、発電所運用期間における敷地の降下火砕物の最大層厚は10cmと設定した。また、降下火砕物の粒径及び密度については、文献及び地質調査結果を踏まえ、粒径は1mm以下、乾燥密度を0.7g/cm³、湿潤密度を1.5g/cm³と設定した。</p> <p>以上を踏まえて、降下火砕物による直接的影響及び間接的影響を確認することとする。</p> <p>8.5.2 その他火山事象</p> <p>その他火山事象として、火山性土石流・火山泥流及び洪水、火山から発生する飛来物(噴石)、火山ガス、津波及び静振、大気現象、火山性地震とこれに関連する事象、熱水系及び地下水の異常について、文献調査、地質調査等の結果より検討した。</p> <p>火山性土石流・火山泥流及び洪水、火山から発生する飛来物(噴石)については、敷地との位置関係等から、発電所に影響を及ぼす可能性は十分に小さいと評価した。火山ガスについては、敷地は若狭湾に面しており、火山ガスが滞留するような地形ではないと考えられ、地理的領域内の火山噴出物が認められないことから、発電所に影響を及ぼす可能性は十分に小さいと評価した。</p> <p>津波及び静振については、日本海で認められる活火山や</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第四紀火山について、津波堆積物調査結果⁽³⁵⁾、火山の活動に関する評価結果等から、発電所に影響を及ぼす可能性は十分に小さいと評価した。</p> <p>大気現象、火山性地震とこれに関連する事象、熱水系及び地下水の異常については、敷地周辺は過去の火山活動に伴う火口及びその近傍に位置しないことから、発電所に影響を及ぼす可能性は十分に小さいと評価した。</p> <p>8.6 参考文献</p> <p>(1) 中野俊・西来邦章・宝田晋治・星住英夫・石塚吉浩・伊藤順一・川辺禎久・及川輝樹・古川竜太・下司信夫・石塚治・山元孝弘・岸本清行編(2013)：日本の火山（第3版）概要及び付表、200万分の1地質編集図、no.11、産業技術総合研究所地質調査総合センター</p> <p>(2) 西来邦章・伊藤順一・上野龍之編(2012)：第四紀火山岩体・貫入岩体データベース、地質調査総合センター速報、no.60、産業技術総合研究所 地質調査総合センター</p> <p>(3) 第四紀火山カタログ委員会編(1999)：日本の第四紀火山カタログ ver.1.0(CD-ROM)、日本火山学会</p> <p>(4) 気象庁編(2013)：日本活火山総覧（第4版）</p> <p>(5) Uto, K.(1989)：Neogene volcanism of Southwest Japan:Its time and space based on K-Ar dating.Unpub.Ph.D.thesis, The University of Tokyo, p.184</p> <p>(6) Furuyama, K., Nagao, K., Mitsui, S.and Kasatani, K.(1993)：K-Ar ages of Late Neogene monogenetic volcanoes in the east San-in District, Southwest Japan. Earth Science (Chikyu Kagaku), 47, p.519-p.532</p> <p>(7) 先山徹・松田高明・森永速男・後藤篤・加藤茂弘(1995)：兵庫県北部の鮮新世～更新世火山岩類-K-Ar年代・古地磁気・主化学組成一、人と自然、兵庫県立人と自然の博物館, 6, p.149-p.170</p> <p>(8) 古山勝彦・長尾敬介(2004)：照来コールドロンのK-Ar年代, 火山, 49, 4, p.181-p.187</p> <p>(9) 古山勝彦(2000)：神鍋単成火山群-近畿地方の代表的な第四紀火山一、高橋正樹・小林哲夫編 フィールドガイド 日本の火山6 中部・近畿・中国の火山, p.83-p.100</p> <p>(10) 棚瀬充史・及川輝樹・二ノ宮淳・林信太郎・梅田浩司(2007)：K-Ar年代測定に基づく両白山地の鮮新-更新世火山活動の時空分布, 火山, 52, p.39-p.61</p> <p>(11) 酒寄淳史・林信太郎・梅田浩司(2002)：石川県、戸室火山のK-Ar年代、日本火山学会講演予稿集</p> <p>(12) 清水智・山崎正男・板谷徹丸(1988)：両白-飛騨地域に分布する鮮新-更新世火山岩のK-Ar年代、蒜山研究所研究報告, 14, p.1-p.36</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(13)酒寄淳史・飯田雅裕・森田健一・山口達弘(1996)：天狗・大日ヶ岳火山の地質とK-Ar年代（演旨），三鉱学会講演要旨集，日本岩石鉱物鉱床学会，資源地質学会，1996，p.79</p> <p>(14)東野外志男・長尾敬介・板谷徹丸・坂田章吉・山崎正男（1984）：白山火山及び大日ヶ岳火山のK-Ar年代，石川県白山自然保護センター研究報告，第10集，p.23-p.29</p> <p>(15)中野俊・宇都浩三・内海茂(2000)：上野玄武岩類および地藏峠火山岩類のK-Ar年代と化学組成の時間変化，火山第2集，45，p.87-p.105</p> <p>(16)岩田修(1997)：岐阜県，湯ヶ峰火山の岩石学，日本地質学会104年学術大会講演要旨，P.283</p> <p>(17)山崎正男・中西信弘・松原幹男(1968)：白山火山の形成史，火山第2集，13，p.32-p.43</p> <p>(18)長岡正利・清水智・山崎正男(1985a)：白山火山の地質と形成史，石川県白山自然保護センター研究報告，12，p.9-p.24</p> <p>(19)酒寄淳史・東野外志男・梅田浩司・棚瀬充史・林信太郎（1999）：古白山火山の溶岩のK-Ar年代，石川県白山自然保護センター研究報告，26，p.7-p.11</p> <p>(20)遠藤邦彦(1985)：白山火山地域の火山灰と泥炭層の形成過程，白山高山帯自然史調査報告書，石川県白山自然保護センター，p.11-p.30</p> <p>(21)長岡正利(1971)：白山火山の地質と形成史，火山第2集，vol.16，p.53-p.54</p> <p>(22)長岡正利・清水智・山崎正男(1985b)：加賀室火山—白山火山にさきだつ火山—，石川県白山自然保護センター研究報告，12，p.1-p.7</p> <p>(23)酒寄淳史・小路香織・佐藤貴志(1997)：古白山火山の溶岩流層序と岩石記載，金沢大学教育学部紀要（自然科学編），46，p.45-p.50</p> <p>(24)守屋以智雄(2000)：白山火山—過去の噴火を記録する湿原と火口群をめぐる，高橋正樹・小林哲夫編フィールドガイド日本の火山6中部・近畿・中国の火山，p.65-p.82</p> <p>(25)田島靖久・井上公夫・守屋以智雄・長井大輔(2005)：白山火山の最近1万年間の噴火活動史，地球惑星科学関連学会合同大会予稿集，G017-P002</p> <p>(26)高橋直季・根岸弘明・平松良浩(2004)：白山火山周辺の三次元地震波速度構造，火山，49，p.355-p.365</p> <p>(27)Furuyama, K. (1981)：Geology of the Oginosen Volcano Group, Southwest Japan. J. Geosci. Osaka City Univ., 24, p.39-p.74</p> <p>(28)古山勝彦・長尾敬介・笠谷一弘・三井誠一郎(1993)：山陰東部，神鍋火山群及び近傍の玄武岩質単成火山のK-Ar年代，地球科学，47，p.377-p.390</p> <p>(29)川本竜彦(1990)：神鍋単成火山群の地質，火山，35，p.41</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>-p. 56</p> <p>(30)三村弘二(2001)：福井県経ヶ岳火山南西麓の覆瓦構造をもつ塚原野岩屑なだれ堆積物と¹⁴C年代、地質調査研究報告, 52, p. 303-p. 307</p> <p>(31)吉澤康暢(2010)：経ヶ岳火山の岩屑なだれ岩塊の分布、流下機構、¹⁴C年代、福井市自然史博物館研究報告, 57, p. 11-p. 20</p> <p>(32)町田洋・新井房夫(2003)：新編 火山灰アトラス[日本列島とその周辺]、東京大学出版会</p> <p>(33)Victoria C.Smith, Richard A.Staff, Simon P.E. Blockley, Christopher Bronk Ramsey, Takeshi Nakagawa, Darren F.Mark, Keiji Takemura, Toru Danhara, Suigetsu 2006 Project Members(2013)：Identification and correlation of visible tephras in the Lake Suigetsu SG06 sedimentary archive, Japan: chronostratigraphic markers for synchronising of east Asian/west Pacific palaeoclimatic records across the last 150 ka, Quaternary Science Reviews, 67, p. 121-p. 137</p> <p>(34)石村大輔・加藤茂弘・岡田篤正・竹村恵二(2010)：三方湖東岸のポーリングコアに記録された三方断層帯の活動に伴う後期更新世の沈降イベント、地学雑誌, 119, p. 775-p. 793</p> <p>(35)関西電力(株)(2012)：平成23年東北地方太平洋沖地震の知見等を踏まえた原子力施設への地震動及び津波の影響に関する安全性評価のうち完新世に関する津波堆積物調査の結果について</p> <p>(36)Shinji Nagaoka(1988)：The late quaternary tephra layers from the caldera volcanoes in and around kagoshima bay, southern kyushu, japan, Geographical Reports of Tokyo Metropolitan University, 23, p. 49-p. 122</p> <p>(37)兼岡一郎・井田善明(1997)：火山とマグマ、東京大学出版会</p> <p>(38)東宮昭彦(1997)：実験岩石学的手法で求まるマグマ溜まりの深さ、月刊地球, 19, p. 720-p. 724</p> <p>(39)井口正人・太田雄策・中尾茂・園田忠臣・高山鐵朗・市川信夫(2011)：桜島昭和火口噴火開始以降のGPS観測2010年～2011年、「桜島火山における多項目観測に基づく火山噴火準備過程解明のための研究」平成22年度報告書</p> <p>(40)小林哲夫・味喜大介・佐々木寿・井口正人・山元孝広・宇都浩三(2013)：桜島火山地質図(第2版)、産業技術総合研究所地質調査総合センター</p> <p>(41)津久井雅志(1984)：大山火山の地質、地質学会誌, 90, p. 643-p. 658</p> <p>(42)津久井雅志・西戸裕嗣・長尾敬介(1985)：蒜山火山群・大</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>山火山の K-Ar 年代, 地質学雑誌, 91, p. 279-p. 288</p> <p>(43) 守屋以智雄(1983): 日本の火山地形, 東京大学出版会, p. 34</p> <p>(44) 米倉伸之・貝塚爽平・野上道男・鎮西清高(2001): 日本の地形 I 総説, 東京大学出版会, p. 183-p. 184</p> <p>(45) 須藤茂・猪股隆行・佐々木寿・向山栄(2007): わが国の降下火山灰データベース作成, 地質調査研究報告書, 58, p. 261-p. 321</p> <p>(46) 加藤茂弘・山下徹・檀原徹(2004): 大山テフラの岩石記載的特徴と大山最下部テフラ層中のテフラの対比, 第四紀研究, 43, p. 435-p. 445</p> <p>(47) 岡田昭明・石賀敏(2000): 大山テフラ, 日本地質学会第107 学術大会見学旅行案内書 2000 年松江, p. 81-p. 90</p> <p>(48) 浅森浩一・梅田浩司(2005): 地下深部のマグマ・高温流体等の地球物理学的調査技術—鬼首・鳴子火山地域および紀伊半島南部地域への適用—, 原子力バックエンド研究, 11, p. 147-p. 156</p> <p>(49) Dapeng Zhao・Wei Wei・Yukihisa Nishizono・Hirohito Inakura(2011): Low frequency earthquakes and tomography in western Japan: Insight into fluid and magmatic activity, Journal of Asian Earth Sciences, 42, p. 1381-p. 1393</p> <p>(50) 大見士朗(2002): 西南日本内陸の活断層に発生する深部低周波地震, 京都大学防災研究所年報, 45B, 平成 14 年 4 月, p. 545-p. 553</p> <p>(51) 産業技術総合研究所(2014): 日本の主要第四紀火山の積算マグマ噴出量階段図</p> <p>(52) University of Wyoming http://weather.uwyo.edu/upperair/sounding.html</p> <p>(53) Michigan Technological University: Forecasting Tephra Dispersion Using TEPHRA2</p> <p>(54) University of South Florida(2011): Tephra2 Users Manual Spring</p> <p>(55) 萬年一剛(2013): 降下火山灰シミュレーションコード Tephra2 の理論と現状—第四紀学での利用を視野に—, 第四紀研究, 52, p. 173-p. 187</p> <p>(56) 及川輝樹(2003): 飛騨山脈の隆起と火成活動の時空的関連, 第四紀研究, 42, p. 141-p. 156</p> <p>(57) 日本原子力発電(株)(2014): 原子力規制委員会有識者会合による敦賀発電所敷地内破砕帯現地調査について(資料), 2014 年 1 月 24 日</p> <p>(58) 日本原子力発電(株)(2014): 敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合 第 2 回追加調査評価会合(当社資料), 2014 年 6 月 21 日</p> <p>(59) 竹村恵二・北川浩之・林田明・安田喜憲(1994): 三方湖・水月湖・黒田低地の堆積物の層相と年代, 地学雑誌,</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>103, p. 232-p. 242</p> <p>(60)長橋良隆・吉川周作・宮川ちひろ・内山高・井内美郎 (2004)：近畿地方および八ヶ岳山麓における過去43万年間の広域テフラの層序と編年, 第四紀研究, 43, p.15-p. 35</p> <p>(61) Takeshi Nakagawa, Katsuya Gotanda, Tsuyoshi Haraguchi, Toru Danhara, Hitoshi Yonenobu, Achim Brauer, Yusuke Yokoyama, Ryuji Tada, Keiji Takemura, Richard A. Staff, Rebecca Payne, Christopher Bronk Ramsey, Charlotte Bryant, Fiona Brock, Gordon Scholaut, Michael Marshall, Pavel Tarasov, Henry Lamb, Suigetsu 2006 Project Members(2012)：SG06 a fully continuous and varved sediment core from Lake Suigetsu, Japan:stratigraphy and potential for improving the radiocarbon calibration model and understanding of late Quaternary climate changes, Quaternary Science Reviews, 36, p.164-p.176</p> <p>(62)鈴木建夫・勝井義雄・中村忠寿(1973)：樽前降下軽石堆積物 Ta-b 層の粒度組成, 火山第2集, 18, p.47-p.63</p> <p>(63)宇井忠英(1997)：火山噴火と災害, 東京大学出版会</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第8.2.1表 地理的領域内の第四紀火山
 （中野他編(2013)¹¹⁾に基づき作成）

名称	位置情報		
	位置(世界測地系)		敷地からの 距離(km)
	緯度	経度	
三朝 (みささ)	35° 21' 25" N	134° 01' 10" E	150
横原 (まきはら)	35° 25' 27" N	134° 06' 45" E	140
郡家 (こおげ)	35° 25' 42" N	134° 14' 33" E	129
扇ノ山 (おうぎのせん)	35° 26' 23" N	134° 26' 27" E	111
佐坊 (さぼう)	35° 25' 25" N	134° 28' 34" E	108
美方火山群 (みかた)	35° 25' 41" N	134° 30' 09" E	105
照来 (てらぎ)	35° 21' 13" N	134° 30' 50" E	106
大屋・轟 (おおや・とどろき)	35° 20' 26" N	134° 35' 28" E	99
神鍋火山群 (かんなべ)	35° 30' 25" N	134° 40' 30" E	89
上佐野・目坂 (かみさの・めさか)	35° 31' 20" N	134° 43' 20" E	85
玄武洞 (げんぶどう)	35° 35' 08" N	134° 47' 11" E	79
宝山 (たからやま)	35° 20' 46" N	134° 55' 07" E	67
取立山 (とりたてやま)	36° 06' 25" N	136° 36' 31" E	107
経ヶ岳 (きょうがたけ)	36° 02' 47" N	136° 37' 18" E	104
願教寺・三ノ峰 (がんきょうじ・さんのみね)	36° 03' 24" N	136° 44' 23" E	114
戸室山 (とむろやま)	36° 31' 52" N	136° 44' 49" E	148
鏡子ヶ峰 (ちようしがみね)	36° 03' 42" N	136° 45' 55" E	116
白山 (はくさん)	36° 09' 18" N	136° 46' 17" E	122
毘沙門岳 (びしゃもんだけ)	35° 56' 20" N	136° 47' 32" E	112
両白丸山 (りょうはくまるやま)	36° 02' 58" N	136° 47' 49" E	118
大日ヶ岳 (だいにとちがたけ)	36° 00' 04" N	136° 50' 16" E	119
烏帽子・鷲ヶ岳 (えぼし・わしがたけ)	35° 56' 25" N	136° 58' 17" E	127
湯ヶ峰 (ゆがみね)	35° 48' 21" N	137° 16' 50" E	150
上野火山群 (うえの)	35° 35' 35" N	137° 30' 08" E	167*

中野他編(2013)¹¹⁾に基づく。貫入岩体・深成岩体については検討の対象から除く。
 *：単成火山岩群の一部が100km範囲内にも分布することから、地理的領域内の火山に含めた。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

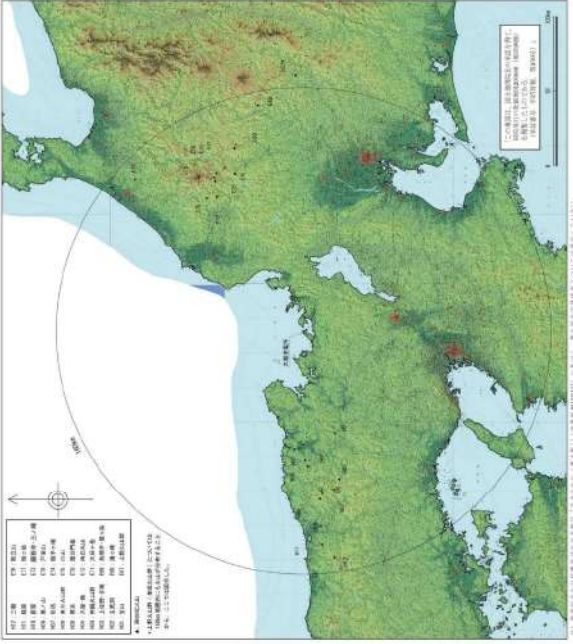
第8.2.2表 地理的領域内の第四紀火山の特徴整理
 （中野他編(2013)⁽¹⁾、西来他編(2012)⁽²⁾、
 第四紀火山カタログ委員会編(1999)⁽³⁾に基づき作成）

名称	火山の形式 [※]	データベース等に基づく活動履歴				
		体積 [※] (km ³)	活動年代 (千年前)	活動期間 (千年)	最著噴火 =経過期間 (千年前)	活動期間内の 最大休止期間 =活動期間 (千年)
三嶺 (みさき)	溶岩流 (溶岩ドーム)	-	1,400 ~ 1,300	100	1,300	100
雄根 (おきな)	噴成火山 溶岩流	-	800 ~ 700	100	700	100
葦束 (あしづか)	噴成火山 溶岩流	-	2,100	-	2,100	-
福ノ山 (ふくのやま)	火砕丘-溶岩流	4.70	1,200 ~ 400	800	400	800
佐野 (さの)	溶岩流	-	1,700	-	1,700	-
美方火山群 (みかた)	火砕丘-溶岩流	0.46	1,700 ~ 200	1,500	200	1,500
田原 (たはら)	火砕流・溶岩流 カルデラ	-	3,100 ~ 2,200	900	2,200	900
天照・轟 (あまてら・とどろき)	噴成火山群 溶岩流	-	2,800 ~ 2,400	400	2,400	400
御熊火山群 (みくま)	火砕丘-溶岩流	0.70	700 ~ 10-20	680-690	10-20	680-690
上笠野・日原 (かみかさの・ひはら)	噴成火山群 火砕丘-溶岩流	0.077	230 ~ 130	100	130	100
玄武南 (げんぶなん)	火砕丘-溶岩流	1.00	1,600	-	1,600	-
宝山 (たからやま)	火砕丘-溶岩流	1.00	400 ~ 300	100	300	100
成山 (なりやま)	噴成火山	10.2	1,000 ~ 800	200	800	200
藤ヶ岳 (ふじがけ)	噴成火山	17.9	1,400 ~ 700	700	700	700
駒敷寺・三ノ峰 (こまぢうら・さんのかみ)	噴成火山	18.8	3,100 ~ 2,500	600	2,500	600
芦原山 (あしはらやま)	溶岩ドーム群	0.2	400 ~ 300	100	300	100
鏡ヶ峰 (かがみね)	(溶岩ドーム)	1.7	1,500	-	1,500	-
白山 (しろやま)	噴成火山	17	400 ~	400	AD1,530	400
野宮岩流 (のみやいわな)	噴成火山	3.3	300	-	300	-
両白丸山 (りやうはくまるやま)	噴成火山	6.24	400 ~ 300	100	300	100
大日ヶ岳 (おほひるがけ)	噴成火山	36	1,100 ~ 900	200	900	200
土御子・鷲ヶ岳 (つみこ・じゆがけ)	噴成火山	66.8	1,900 ~ 1,100	500	1,100	500
湯ヶ峰 (ゆがみね)	溶岩ドーム	0.07	100	-	100	-
上野丸山群 (うのまる)	噴成火山群 溶岩流	1.24	2,800 ~ 900	1,900	900	1,900

中野他編(2013)⁽¹⁾に基づく。貫入岩体・深成岩体については検討の対象から除く。
 ※：中野他編(2013)⁽¹⁾及び西来他編(2012)⁽²⁾の「形式・構造」に基づく。
 注：第四紀火山カタログ委員会編(1999)⁽³⁾に基づく。

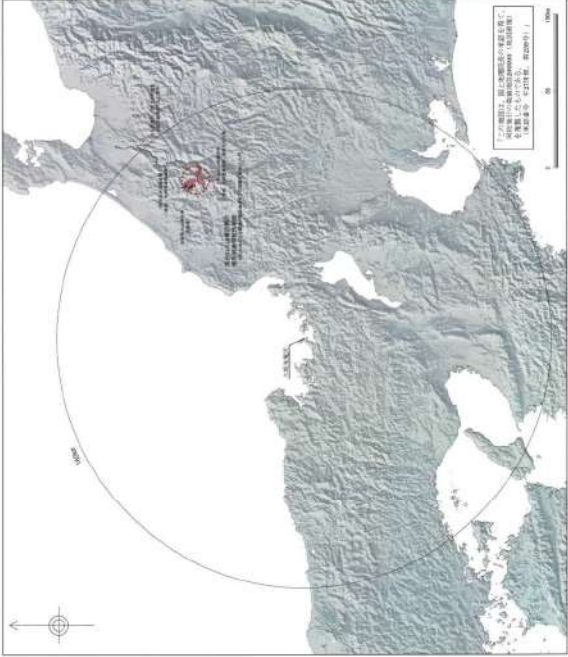
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図 8-2-1 図 地理的圏域内の第四紀火山の分布（中野重雄(2013)に基づき作成）</p>			

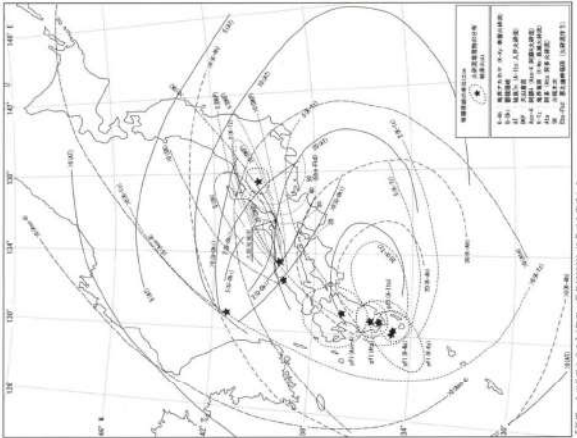
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第8.3.1図 白山起塵の噴出物の分布（山崎地(1990)の噴出による灰降の分布範囲を示している。)</p>			

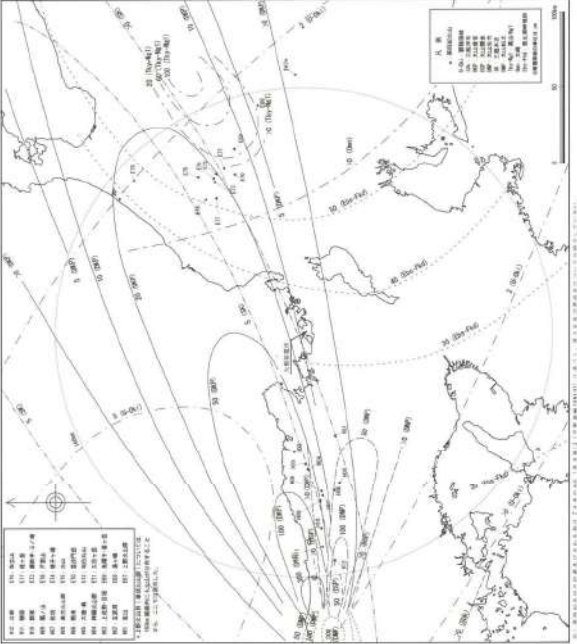
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第 8.6.1 節 敷地周辺に堆積する落下火砕物の最厚火山とその分布 (中野基盤(2013)中、町田・新井(2003)中に基づき作成)</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第8.5.2図 豪雪周辺の落下火砕物分布（中野権蔵(2013)10、町田・菅井(2003)10に基づき作成）</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>噴出物</th> <th>噴出年代(万年)</th> <th>噴出量 (km³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>野岳山</td><td>96.0</td><td>0.10</td></tr> <tr><td>下碓山</td><td>83.5</td><td>2.60</td></tr> <tr><td>新戸山</td><td>68.0</td><td>0.40</td></tr> <tr><td>一岐山溶岩</td><td>60.0</td><td>5.00</td></tr> <tr><td>溝口嶺区角礫岩</td><td>59.0</td><td>50.00</td></tr> <tr><td>中碓山溶岩</td><td>51.0</td><td>1.10</td></tr> <tr><td>上碓山溶岩</td><td>49.0</td><td>2.80</td></tr> <tr><td>cfm</td><td>33.0</td><td>0.80</td></tr> <tr><td>hpm</td><td>23.0</td><td>0.76</td></tr> <tr><td>奥津峠石 (DHP)</td><td>19.0</td><td>4.29</td></tr> <tr><td>鎌倉峠石 (DHP)</td><td>17.0</td><td>1.87</td></tr> <tr><td>hps2</td><td>15.0</td><td>0.30</td></tr> <tr><td>別所峠石 (DHP)</td><td>15.0</td><td>0.23</td></tr> <tr><td>蒸山原石 (DHP)</td><td>14.0</td><td>0.14</td></tr> <tr><td>松江峠石 (DHP)</td><td>13.0</td><td>2.19</td></tr> <tr><td>名和火砕流</td><td>9.5</td><td>1.00</td></tr> <tr><td>荒田峠石1 (DHP1)</td><td>9.3</td><td>0.14</td></tr> <tr><td>荒田峠石2 (DHP2)</td><td>8.3</td><td>0.26</td></tr> <tr><td>生竹峠石 (DHP)</td><td>8.0</td><td>1.10</td></tr> <tr><td>豊金峠石 (DHP)</td><td>6.8</td><td>0.33</td></tr> <tr><td>豊吉峠石 (DHP)</td><td>5.5</td><td>20.74</td></tr> <tr><td>豊ヶ丘火山灰 (km³)</td><td>5.0</td><td>0.04</td></tr> <tr><td>上のホーキ (Sh)</td><td>2.4</td><td>0.37</td></tr> <tr><td>上のホーキ (Oh)</td><td>2.3</td><td>0.44</td></tr> <tr><td>赤山峠石 (MHP)</td><td>2.1</td><td>0.54</td></tr> <tr><td>赤山一三峠峠</td><td>2.0</td><td>5.00</td></tr> </tbody> </table>	噴出物	噴出年代(万年)	噴出量 (km ³)	野岳山	96.0	0.10	下碓山	83.5	2.60	新戸山	68.0	0.40	一岐山溶岩	60.0	5.00	溝口嶺区角礫岩	59.0	50.00	中碓山溶岩	51.0	1.10	上碓山溶岩	49.0	2.80	cfm	33.0	0.80	hpm	23.0	0.76	奥津峠石 (DHP)	19.0	4.29	鎌倉峠石 (DHP)	17.0	1.87	hps2	15.0	0.30	別所峠石 (DHP)	15.0	0.23	蒸山原石 (DHP)	14.0	0.14	松江峠石 (DHP)	13.0	2.19	名和火砕流	9.5	1.00	荒田峠石1 (DHP1)	9.3	0.14	荒田峠石2 (DHP2)	8.3	0.26	生竹峠石 (DHP)	8.0	1.10	豊金峠石 (DHP)	6.8	0.33	豊吉峠石 (DHP)	5.5	20.74	豊ヶ丘火山灰 (km ³)	5.0	0.04	上のホーキ (Sh)	2.4	0.37	上のホーキ (Oh)	2.3	0.44	赤山峠石 (MHP)	2.1	0.54	赤山一三峠峠	2.0	5.00			
噴出物	噴出年代(万年)	噴出量 (km ³)																																																																																		
野岳山	96.0	0.10																																																																																		
下碓山	83.5	2.60																																																																																		
新戸山	68.0	0.40																																																																																		
一岐山溶岩	60.0	5.00																																																																																		
溝口嶺区角礫岩	59.0	50.00																																																																																		
中碓山溶岩	51.0	1.10																																																																																		
上碓山溶岩	49.0	2.80																																																																																		
cfm	33.0	0.80																																																																																		
hpm	23.0	0.76																																																																																		
奥津峠石 (DHP)	19.0	4.29																																																																																		
鎌倉峠石 (DHP)	17.0	1.87																																																																																		
hps2	15.0	0.30																																																																																		
別所峠石 (DHP)	15.0	0.23																																																																																		
蒸山原石 (DHP)	14.0	0.14																																																																																		
松江峠石 (DHP)	13.0	2.19																																																																																		
名和火砕流	9.5	1.00																																																																																		
荒田峠石1 (DHP1)	9.3	0.14																																																																																		
荒田峠石2 (DHP2)	8.3	0.26																																																																																		
生竹峠石 (DHP)	8.0	1.10																																																																																		
豊金峠石 (DHP)	6.8	0.33																																																																																		
豊吉峠石 (DHP)	5.5	20.74																																																																																		
豊ヶ丘火山灰 (km ³)	5.0	0.04																																																																																		
上のホーキ (Sh)	2.4	0.37																																																																																		
上のホーキ (Oh)	2.3	0.44																																																																																		
赤山峠石 (MHP)	2.1	0.54																																																																																		
赤山一三峠峠	2.0	5.00																																																																																		
<p>第1) 赤巻地(DHP7)、黒川地(DHP7)、黒川地(DHP7)及び厚み戸川(DHP5)を基に噴出年代別の噴出量を算出。 第2) 噴出年代(DHP5)によると、約7万年間(約7万年)にわたって噴出年代別の噴出量が増加傾向にあることから、 相違が不明な場合はその間の噴出量については記載を省略。</p>																																																																																				
<p>第8.5.3図 大山の噴火履歴※</p>																																																																																				

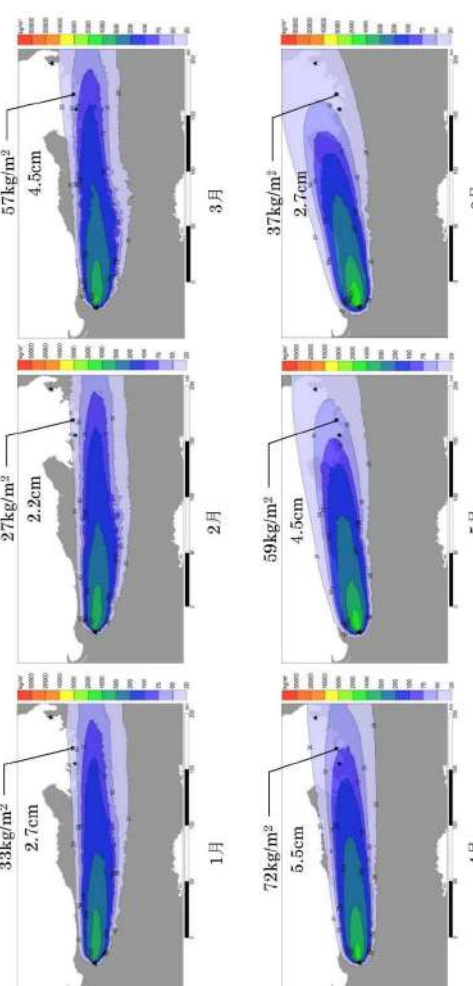
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

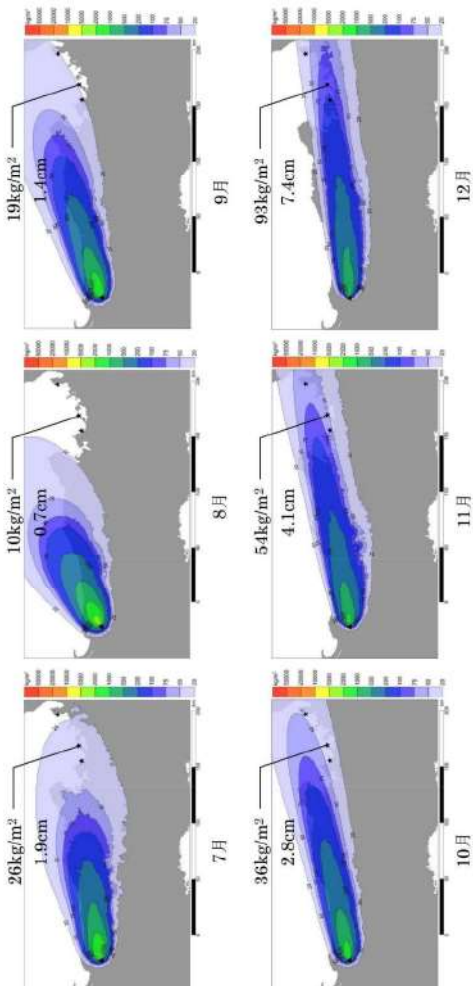
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第 8.5.4 図 大山の地下構造 (Zhao et al(2011)⁽⁶⁹⁾に加筆)</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

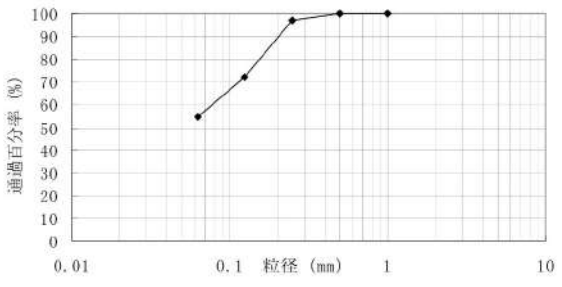
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>※アイソバックスは降下火砕物堆積重量の分布図 上段：大飯発電所近傍での降下火砕物堆積重量 下段：大飯発電所近傍での降下火砕物堆積重量（傾斜した断面分布より等価密度を算出し、層厚を算出）</p> <p>第8.5.5図(1) 大山の降下火砕物シミュレーション結果（基本ケース）</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>7月 26kg/m² 1.9cm</p> <p>8月 10kg/m² 0.7cm</p> <p>9月 19kg/m² 1.4cm</p> <p>10月 36kg/m² 2.8cm</p> <p>11月 54kg/m² 4.1cm</p> <p>12月 93kg/m² 7.4cm</p> <p>※アイソパシタは降下火砕物堆積量の分布図 上段：大飯発電所近傍での降下火砕物堆積量 下段：大飯発電所近傍での降下火砕物堆積量 (模擬した樹径分布より等価密度を算出し、原図を導出) 第8.5.5 図(2) 大山の降下火砕物シミュレーション結果 (基本ケース)</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>津波堆積物調査⁽³⁵⁾で得られた始良 Tn テフラ（中山湿地）を対象に実施</p> <p>第 8.5.6 図 粒度試験結果</p> <p>1.4 設備等 該当なし</p>		<p>1.4 設備等 該当なし</p>	<p>【女川】記載方針の相違 大飯審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 （火山）</p> <p><目次></p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 概要</p> <p>1.2 評価条件の設定</p> <p>1.3 防護対象施設の抽出</p> <p>1.4 評価すべき影響因子の選定と評価手法</p> <p>1.5 各防護対象施設の評価すべき影響因子の選定</p> <p>1.6 評価結果</p> <p>（島根原子力発電所2号炉）</p> <p>第六条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）より引用</p> <p><目次></p> <p>1.1 概要</p> <p>1.2 火山影響評価の流れ</p> <p>1.3 火山活動のモニタリングの流れ</p> <p>2. 立地評価</p> <p>2.1 原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出</p> <p>2.2 運用期間における火山活動に関する個別評価</p> <p>3. 火山活動のモニタリング</p> <p>3.1 火山影響評価の根拠が維持されていることの確認を目的とした火山活動のモニタリング</p> <p>4. 影響評価</p> <p>1.7 まとめ</p>	<p>別添資料1</p> <p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>火山影響評価について</p> <p><目次></p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 概要</p> <p>1.2 火山影響評価の流れ</p> <p>2. 立地評価</p> <p>2.1 原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出</p> <p>2.2 運用期間における火山活動に関する個別評価</p> <p>3. 影響評価</p> <p>3.1 火山事象の影響評価</p> <p>3.2 火山事象（降下火砕物）に対する設計の基本方針</p> <p>3.3 火山事象（降下火砕物）から防護する施設</p> <p>3.4 降下火砕物による影響の選定</p> <p>3.4.1 降下火砕物の特徴</p> <p>3.4.2 直接的影響</p> <p>3.4.3 間接的影響</p> <p>3.4.4 評価対象施設等に対する影響因子の選定</p> <p>3.5 設計荷重の設定</p> <p>3.6 降下火砕物の直接的影響に対する設計方針</p> <p>3.6.1 降下火砕物による荷重に対する設計方針</p> <p>3.6.2 降下火砕物による荷重以外に対する設計方針</p> <p>3.6.3 外気取入口からの降下火砕物の侵入に対する設計方針</p> <p>3.7 降下火砕物の除去等の対策</p> <p>3.7.1 降下火砕物に対応するための運用管理</p> <p>3.7.2 手順</p> <p>3.8 降下火砕物の間接的影響に対する設計方針</p> <p>4. まとめ</p>	<p>別添1</p> <p>泊発電所3号炉</p> <p>火山影響評価について</p> <p><目次></p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 概要</p> <p>1.2 火山影響評価の流れ</p> <p>【地震津波側審査の反映】</p> <p>は追而とする（目次のみ記載）</p> <p>1.3 火山活動のモニタリングの流れ</p> <p>2. 立地評価</p> <p>2.1 原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出</p> <p>2.2 運用期間における火山活動に関する個別評価</p> <p>3. 火山活動のモニタリング</p> <p>3.1 火山影響評価の根拠が維持されていることの確認を目的とした火山活動のモニタリング</p> <p>4. 影響評価</p> <p>4.1 火山事象の影響評価</p> <p>4.2 火山事象（降下火砕物）に対する設計の基本方針</p> <p>4.3 火山事象（降下火砕物）から防護する施設</p> <p>4.4 降下火砕物による影響の選定</p> <p>4.4.1 降下火砕物の特徴</p> <p>4.4.2 直接的影響</p> <p>4.4.3 間接的影響</p> <p>4.4.4 評価対象施設等に対する影響因子の選定</p> <p>4.5 設計荷重の設定</p> <p>4.6 降下火砕物の直接的影響に対する設計方針</p> <p>4.6.1 降下火砕物による荷重に対する設計方針</p> <p>4.6.2 降下火砕物による荷重以外に対する設計方針</p> <p>4.6.3 外気取入口からの降下火砕物の侵入に対する設計方針</p> <p>4.7 降下火砕物の除去等の対策</p> <p>4.7.1 降下火砕物に対応するための運用管理</p> <p>4.7.2 手順</p> <p>4.8 降下火砕物の間接的影響に対する設計方針</p> <p>5. まとめ</p>	<p>【大阪】 資料名称の相違</p> <p>【女川】 プラント名称の相違</p> <p>【大阪】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・地震津波側の審査結果を受けてモニタリングについて記載するため、目次にはモニタリングについて記載するが、内容は追而であるため、本文中には記載していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較しやすいように順番を入れ替えた】</p> <p>個別評価-1 建屋構築物に係る影響評価 個別評価-2 海水ポンプに係る影響評価 個別評価-10 海水ストレーナに係る影響評価</p> <p>個別評価-6 ディーゼル発電機に係る影響評価</p> <p>個別評価-7 換気空調設備（給気系外気取入口）に係る影響評価 個別評価-9 取水設備に係る影響評価 個別評価-12 安全保護系計装盤に係る影響評価</p> <p>個別評価-8 排気筒に係る影響評価</p> <p>個別評価-3 主蒸気逃がし弁消音器に係る影響評価 個別評価-4 主蒸気安全弁排気管に係る影響評価 個別評価-5 タービン動補助給水ポンプ蒸気大気放出管に係る影響評価 個別評価-11 制御用空気圧縮機に係る影響評価</p>	<p>【女川まとめ資料に目次の記載なし】</p> <p>個別評価-1 建屋等に係る影響評価 個別評価-2 海水ポンプに係る影響評価 個別評価-3 海水ストレーナに係る影響評価</p> <p>個別評価-4 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機含む）に係る影響評価 個別評価-5 非常用換気空調系に係る影響評価 個別評価-6 海水取水設備（除塵装置）に係る影響評価 個別評価-7 計測制御用電源設備（無停電電源装置）及び非常用所内電源設備（所内低圧系統）に係る影響評価 個別評価-8 復水貯蔵タンクに係る影響評価 個別評価-9 排気筒及び非常用ガス処理系（屋外配管）に係る影響評価</p>	<p>個別評価-1 建屋等に係る影響評価 個別評価-2 海水ポンプに係る影響評価 個別評価-3 海水ストレーナに係る影響評価</p> <p>個別評価-4 ディーゼル発電機に係る影響評価</p> <p>個別評価-5 換気空調設備（外気取入口）に係る影響評価 個別評価-6 取水装置（除塵設備）に係る影響評価 個別評価-7 安全保護系計装盤及び非常用の計装用インバータ（無停電電源装置）に係る影響評価</p> <p>個別評価-8 排気筒に係る影響評価</p> <p>個別評価-9 主蒸気逃がし弁消音器に係る影響評価 個別評価-10 主蒸気安全弁排気管に係る影響評価 個別評価-11 タービン動補助給水ポンプ排気管に係る影響評価</p> <p>個別評価-12 制御用空気圧縮機に係る影響評価</p>	<p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・設備名称の相違の他、設備の相違もあるが、評価方針に相違はない</p> <p>【女川】 評価対象設備の相違 設備の相違 ・泊は評価対象となる屋外タンクがないため同様の評価は行っていない ・泊で抽出した評価対象施設について影響評価を実施</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p>
<p>添付1：大飯発電所3号炉及び4号炉 火山影響評価 補足資料</p> <p>【大飯まとめ資料に目次の記載なし】</p> <p>1. 評価ガイドとの整合性について 2. 火山灰の特徴から抽出される直接的影響因子と防護対象施設の組合せ 6. 火山灰による磨耗の影響（破碎しやすさ・硬度）について 4. 塗装による火山灰の化学的影響（腐食）について 10. ディーゼル発電機吸気消音器の吸気フィルタへの影響について</p> <p>9. 火山灰侵入によるディーゼル機関空気冷却器への影響について</p> <p>5. 火山灰の金属腐食研究について</p> <p>14. 火山灰の除灰に要する時間について</p>	<p>補足資料</p> <p>1. 原子力発電所の火山影響評価ガイドとの整合性について 2. 降下火砕物の特徴及び影響モードと、影響モードから選定された影響因子に対し影響を受ける評価対象施設等の組合せについて 3. 降下火砕物による磨耗について 4. 降下火砕物の化学的影響（腐食）について 5. 降下火砕物による非常用ディーゼル発電機の吸気に係るバグフィルタの影響評価について 6. 降下火砕物の侵入による非常用ディーゼル機関空気冷却器への影響について 7. 降下火砕物の侵入による潤滑油への影響について 8. 降下火砕物の金属腐食研究について 9. 計測制御用電源設備及び非常用所内電気設備への降下火砕物の影響について 10. 建屋等の降灰除去について</p>	<p>追而【地震津波側審査の反映】 （補足資料のうち立地評価に関する事項については、地震津波側審査結果を受けて反映するが、降下火砕物に対して安全機能を損なわないことを確認する）</p> <p>補足資料</p> <p>1. 原子力発電所の火山影響評価ガイドとの整合性について 2. 降下火砕物の特徴及び影響モードと、影響モードから選定された影響因子に対し影響を受ける評価対象施設等の組合せについて 3. 降下火砕物による磨耗について 4. 降下火砕物の化学的影響（腐食）について 5. ディーゼル発電機吸気消音器の吸気フィルタの影響について</p> <p>6. 降下火砕物の侵入によるディーゼル発電機機関空気冷却器への影響について 7. 降下火砕物の侵入による潤滑油への影響について 8. 降下火砕物の金属腐食研究について 9. 安全保護系計装盤及び非常用の計装用インバータ（無停電電源装置）への降下火砕物の影響について 10. 建屋等の降灰除去について</p>	<p>【大飯】 資料名称の相違</p> <p>【大飯】 資料名称の相違</p> <p>【女川】設備の相違 ・泊は当該フィルタを設置していないため、同様の評価は行っていない</p> <p>【女川】 評価対象設備の相違</p> <p>【大飯】資料名称の相違 ・泊の「旧27. 降下火砕物の除灰に要する時間について」は「10. 建屋等</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>19. 火山灰降灰時の平型フィルタ取替の手順について</p> <p>20. 観測された諸噴火の最盛期における噴煙柱の高度、噴出率と継続時間</p> <p>7. 建屋及び屋外設備に対する荷重評価の基本的な考え方について</p> <p>22. アクセスルートの復旧への影響について</p> <p>12. 火山灰による其他設備への影響について</p> <p>3. 原子炉の高温停止及び低温停止に必要な設備に関する火山灰の影響評価について</p> <p>8. ディーゼル機関の故障要因について</p> <p>13. 火山灰が降下した際の対応手順について</p> <p>15. 負圧管理箇所への火山灰の侵入影響について</p> <p>16. 腐食による機能影響について</p> <p>17. 腐食の長期的影響に対する保守管理について</p> <p>18. 灰置場について</p> <p>21. タンクローリーへの荷重による影響について</p> <p>23. アイスランド火山を用いる基本的考え方とセントヘレンズ火山による影響評価</p>	<p>11. 降下火砕物降灰時のバグフィルタ取替手順について</p> <p>12. 観測された諸噴火の最盛期における噴出率と継続時間について</p> <p>13. 重大事故等対処設備への考慮について</p> <p>14. 水質汚染に対する補給水等への影響について</p> <p>15. 気中降下火砕物の対策に係る検討状況について</p> <p>16. 女川原子力発電所における気中降下火砕物濃度の算出について</p> <p>17. 降下火砕物と積雪荷重との組合せについて</p> <p>18. 降灰時の外部支援及び開閉所の除灰の成定性検討について</p> <p>19. 降下火砕物による摩耗や融解の影響について</p> <p>20. 外部事象に対する津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の防護方針について</p> <p>21. 火山影響評価における監視カメラ及びモニタリングポストの扱いについて</p>	<p>11. 降下火砕物降灰時の平型フィルタ取替手順について</p> <p>12. 観測された諸噴火の最盛期における噴出率と継続時間について</p> <p>13. 重大事故等対処設備への考慮について</p> <p>14. 水質汚染に対する補給水等への影響について</p> <p>15. 気中降下火砕物の対策に係る検討状況について</p> <p>16. 泊発電所における気中降下火砕物濃度の算出について</p> <p>17. 降下火砕物と積雪荷重との組合せについて</p> <p>18. 降灰時の外部支援及び開閉所の除灰の成定性検討について</p> <p>19. 降下火砕物による摩耗や融解の影響について</p> <p>20. 外部事象に対する津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の防護方針について</p> <p>21. 火山影響評価における監視カメラ及びモニタリングポストの扱いについて</p> <p>22. 原子炉の高温停止及び低温停止に必要な設備に関する降下火砕物の降灰の影響評価について</p> <p>23. ディーゼル機関の故障要因について</p> <p>24. 降下火砕物が降灰した際の対応手順について</p> <p>25. 負圧管理箇所への降下火砕物の侵入影響について</p> <p>26. 腐食による機能影響について</p> <p>27. 腐食の長期的影響に対する保守管理について</p> <p>28. 灰置場について</p> <p>29. アイスランド火山を用いる基本的考え方とセントヘレンズ火山による影響評価について</p>	<p>の降灰除去について」で作成するため削除した</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】設備の相違</p> <p>・プラント設計の相違によるフィルタ仕様の相違（火山灰の除去の観点では同等の性能を有する）</p> <p>【女川】プラント名称の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>・大飯審査実績の反映（補足資料22、24～30）</p> <p>・23. は泊の大粒径を考慮し作成した資料である</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】設計方針の相違</p> <p>・大飯は間接的影響評価にてタンクローリーによる燃料補給を行うことから資料を作成</p>

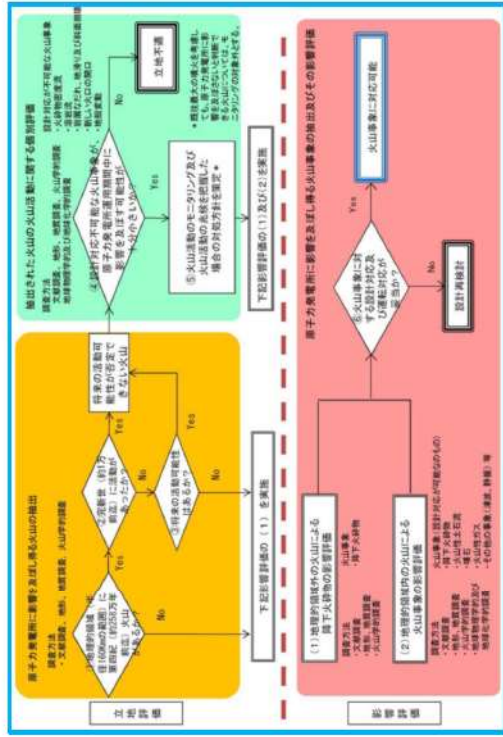
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 概要</p> <p>原子力規制委員会の定める「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第五号）第6条において、外部からの衝撃による損傷防止として、安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない」として、敷地周辺の自然環境を基に想定される自然現象の一つとして、火山の影響を挙げている。</p> <p>火山の影響により原子炉施設の安全性を損なうことのない設計であることを評価するための「原子力発電所の火山影響評価ガイド」を参照し、図1.1のフローにしたがい火山影響評価を行い、安全機能が維持されることを確認する。</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 概要</p> <p>原子力規制委員会の定める「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第五号）第6条において、外部からの衝撃による損傷防止として、安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない」として、敷地周辺の自然環境を基に想定される自然現象の一つとして、火山の影響を挙げている。</p> <p>火山の影響により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計であることを評価するため、火山影響評価を行い、発電用原子炉施設へ影響を与えないことを評価する。</p> <p>1.2 火山影響評価の流れ</p> <p>火山影響評価は、「原子力発電所の火山影響評価ガイド」を参照し、図1.2-1のフローに従い立地評価と影響評価の2段階で行う。</p> <p>立地評価では、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出を行い、抽出された火山の火山活動に関する個別評価を行う。具体的には設計対応不可能な火山事象が女川原子力発電所の運用期間中に影響を及ぼす可能性の評価を行う。</p> <p>設計対応不可能な火山事象が影響を及ぼす可能性が十分低いと評価された場合は、原子力発電所に影響を与える可能性のある火山事象の抽出とその影響評価を行う。</p> <p>影響評価では、個々の火山事象への設計対応及び運転対応の妥当性について「3.1 火山事象の影響評価」にて評価を行う。（図1.2-2）</p> <p>なお、立地評価及び原子力発電所に影響を与える可能性のある火山事象の抽出とその影響評価については、「添付書類六 7.火山」にて示す。</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 概要</p> <p>原子力規制委員会の定める「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第五号）第6条において、外部からの衝撃による損傷防止として、安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない」として、敷地周辺の自然環境を基に想定される自然現象の一つとして、火山の影響を挙げている。</p> <p>火山の影響により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計であることを評価するため、火山影響評価を行い、発電用原子炉施設へ影響を与えないことを評価する。</p> <p>1.2 火山影響評価の流れ</p> <p>火山影響評価は、「原子力発電所の火山影響評価ガイド」を参照し、第1.2.1図のフローに従い立地評価と影響評価の2段階で行う。</p> <p>立地評価では、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出を行い、抽出された火山の火山活動に関する個別評価を行う。具体的には設計対応不可能な火山事象が泊発電所の運用期間中に影響を及ぼす可能性の評価を行う。</p> <p>設計対応不可能な火山事象が影響を及ぼす可能性が十分低いと評価された場合は、原子力発電所に影響を与える可能性のある火山事象の抽出とその影響評価を行う。</p> <p>影響評価では、個々の火山事象への設計対応及び運転対応の妥当性について「4.1 火山事象の影響評価」にて評価を行う。（第1.2.2図）</p> <p>なお、立地評価及び原子力発電所に影響を与える可能性のある火山事象の抽出とその影響評価については、「添付書類六 8.火山」にて示す。</p>	<p>【大飯、女川】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載方針の相違 ・女川、泊は「1.2 火山影響評価の流れ」に記載</p> <p>【女川】 プラント名称の相違</p>

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉



女川原子力発電所2号炉

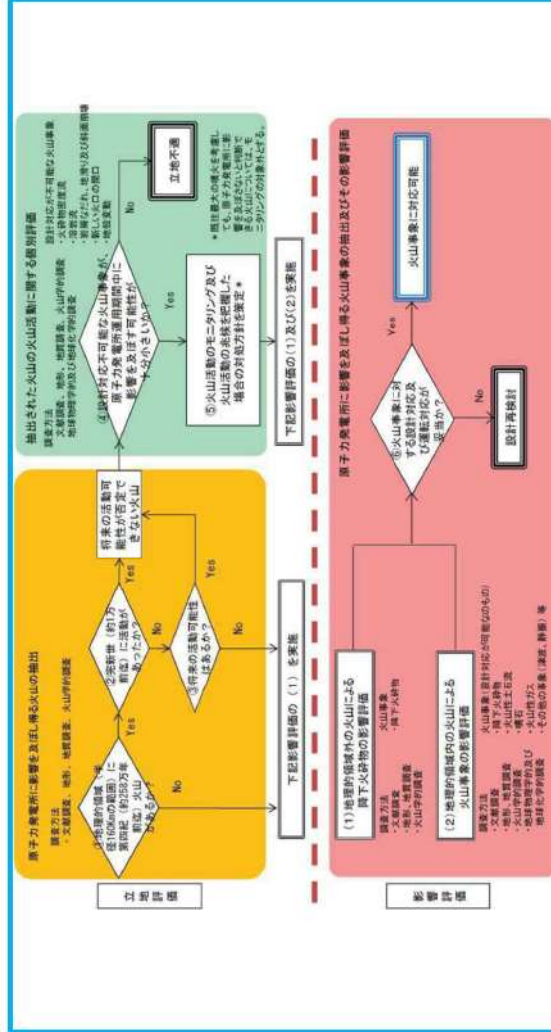
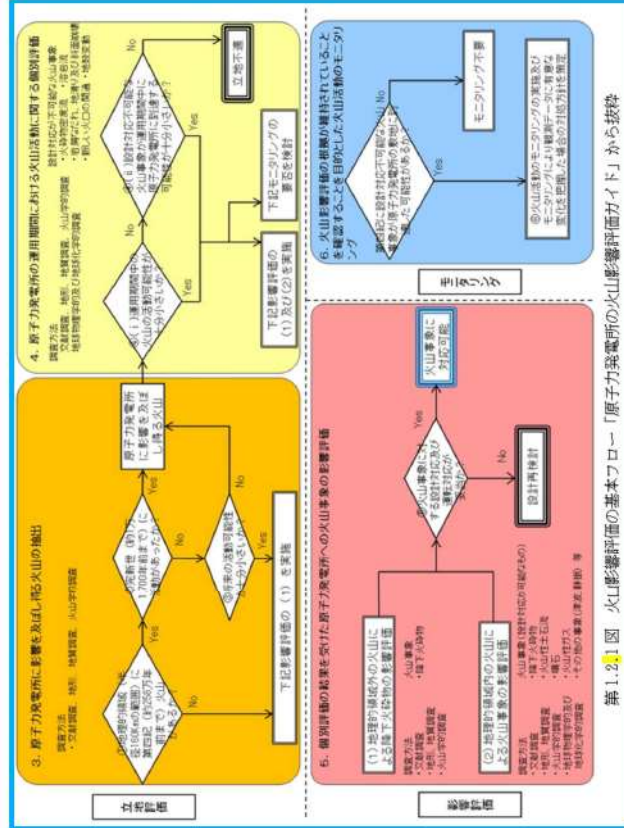


図 1.2-1 火山影響評価の基本フロー「原子力発電所の火山影響評価ガイド」から抜粋

泊発電所3号炉



相違理由
 【大飯、女川】
 記載内容の相違
 ・泊は火山影響評価ガイド最新版を反映

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 1.2-2 影響評価の詳細フロー</p>	<p>第1.2.2図 影響評価の詳細フロー</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 章番号の相違 (泊では、3.としてモニタリングを記載するため)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>地理的領域内における将来の活動可能性が否定できない火山（白山、扇ノ山、美方火山群、神鍋火山群、上野火山群、経々岳）について評価した結果、大飯発電所敷地との位置関係や火成活動の状況より、設計対応不可能な火山事象のうち、溶岩流、岩屑なだれ、新しい火口の開口、地殻変動については問題ない。また、火砕物密度流についても、大飯発電所に到達する可能性が十分小さいことを評価しており、発電所の立地評価上の問題は無い。</p> <p>したがって、発電所の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象は、降下火砕物（以下「火山灰」という。）のみであることから、火山灰による原子炉施設及び附属設備への影響評価を行う。</p>	<p>2. 立地評価</p> <p>2.1 原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出 地理的領域内に分布する第四紀火山（31 火山）について、完新世における活動の有無及び噴火履歴より将来の火山活動の可能性を検討し、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山を抽出した。 その結果、焼石岳、鳥海山、栗駒山、鳴子カルデラ、肘折カルデラ、月山、蔵王山、笹森山、吾妻山、安達太良山及び磐梯山の11 火山を将来の活動可能性のある火山又は将来の活動可能性を否定できない火山として抽出した。</p> <p>2.2 運用期間における火山活動に関する個別評価 将来の活動可能性のある火山又は将来の活動可能性を否定できない火山として抽出した11 火山を対象として、文献調査に基づき、女川原子力発電所2号炉の運用期間中における火山活動に関する設計対応不可能事象（火砕物密度流、溶岩流、岩屑なだれ、地滑り及び斜面崩壊、新しい火口の開口、地殻変動）の個別評価を行った。</p> <p>火砕物密度流による堆積物が敷地及び敷地周辺では確認されておらず、敷地まで十分な離隔距離があることから、発電所に影響を及ぼす可能性は十分に低いと評価した。</p> <p>溶岩流、岩屑なだれ、地滑り及び斜面崩壊については、それぞれの火山と敷地との位置関係より、敷地まで十分な離隔距離があることから、発電所に影響を及ぼす可能性は十分に低いと評価した。</p> <p>新しい火口の開口及び地殻変動については、敷地が火山フロントより前弧側に50km以上離れていること、敷地周辺では火成活動が確認されていないことから、発電所に影響を及ぼす可能性は十分に低いと評価した。</p> <p>以上の検討結果より、発電所の運用期間中に設計対応不可能な火山事象が、発電所に影響を及ぼす可能性は十分に低いと評価した。また、これらの火山事象は、既往最大規模の噴火を考慮しても、発電所に影響を及ぼさないと評価し、火山モニタリングは不要と判断した。</p>	<p>2. 立地評価</p> <p>2.1 原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出</p> <div data-bbox="1346 196 1955 368" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 追而【地震津波側審査の反映】 （立地評価について、 地震津波側審査結果を受けて反映のため） </div> <p>2.2 運用期間における火山活動に関する個別評価</p> <div data-bbox="1346 459 1955 1038" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 追而【地震津波側審査の反映】 （立地評価について、 地震津波側審査結果を受けて反映のため） </div>	<p>【大飯】記載表現の相違 【大飯、女川】 評価対象の相違 ・立地条件の違いによる対象火山の相違</p> <p>【大飯、女川】 評価対象の相違 ・立地条件の違いによる対象火山の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.2 評価条件の設定</p> <p>影響評価に用いる条件は、敷地周辺の地質調査結果に文献調査結果等も参考にして、表 1.1 のとおり、堆積厚さ 10cm、粒径 1mm 以下、密度 0.7g/cm³（乾燥状態）～1.5g/cm³（湿潤状態）として、火山灰の特性を設定した。</p>	<p>3. 影響評価</p> <p>3.1 火山事象の影響評価</p> <p>将来の活動可能性が否定できない火山について、女川原子力発電所2号炉の運用期間中の噴火規模を考慮し、それが噴火した場合、原子力発電所の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象を抽出した結果、降下火砕物（火山灰）（以下「降下火砕物」という。）のみが女川原子力発電所に影響を及ぼし得る火山事象であるという結果となった。</p> <p>原子力発電所敷地内の地質調査において確認した降下火砕物の最大層厚は 10cm であり、肘折カルデラを給源とする降下火砕物（肘折尾花沢テフラ）であることを確認している。なお、原子力発電所敷地内では沖積層がジュラ系の地層を不整合に覆っており、更新世の地層が確認されないことを確認している。</p> <p>一方、女川原子力発電所2号炉の運用期間中に、このような規模の降下火砕物が敷地周辺に生じる蓋然性を確認するため、文献調査結果、敷地周辺で実施した露頭調査の結果及び降下火砕物シミュレーション結果を用い評価した。降下火砕物シミュレーションの対象火山は、網羅的に抽出するため、原子力発電所敷地周辺で確認されている降下火砕物の給源火山、過去の噴出物のタイプを考慮して鳴子カルデラ、蔵王山、肘折カルデラ及び十和田とし、風速や風向の不確かさを考慮して、約 12.5cm（鳴子カルデラ）という層厚を導いた。想定する降下火砕物堆積量は、この評価結果（約 12.5cm）を基に設定するが、原子力発電所敷地内では更新世の地層が確認されないことも踏まえ、さらに、堆積量評価結果に保守性を考慮することとし、基準降下火砕物堆積量を 15cm と設定した。</p> <p>そのほか得られた降下火砕物の特性を表 3.1-1 及び表 3.1-2 に示す。なお、鉛直荷重については、湿潤状態の降下火砕物に、建築基準法等の関連する規格・基準類の考え方に基づいた石巻地域における平均的な積雪量を考慮し設定する。また粒径及び密度については、文献調査、地質調査及び降下火砕物シミュレーションの結果を踏まえ、粒径 2mm 以下、密度 0.7g/cm³（乾燥状態）～1.5g/cm³（湿潤状態）と設定した。</p>	<p>4. 影響評価</p> <p>4.1 火山事象の影響評価</p> <p>将来の活動可能性が否定できない火山について、泊発電所3号炉の運用期間中の噴火規模を考慮し、それが噴火した場合、発電所の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象を抽出した結果、降下火砕物（火山灰）（以下「降下火砕物」という。）のみが泊発電所に影響を及ぼし得る火山事象であるという結果となった。</p> <div data-bbox="1346 352 1962 655" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>追而【地震津波側審査の反映】 （立地評価について、地震津波側審査結果を受けて反映のため）</p> </div> <p>想定する降下火砕物堆積量は、敷地周辺の層厚等を考慮し、降下火砕物堆積量を 20cm と設定した。</p> <p>その他得られた降下火砕物の特性を第 4.1.1 表及び第 4.1.2 表に示す。なお、鉛直荷重については、設計基準で想定している積雪荷重に、基準降下火砕物堆積量の設定において想定する噴火規模から1段階下げた噴火規模を考慮した層厚で湿潤状態の降下火砕物による荷重を踏まえ設定する。また粒径及び密度については、文献、地質調査及び降下火砕物シミュレーションの結果を踏まえ、粒径 4mm 以下、密度 0.7g/cm³（乾燥状態）～1.5g/cm³（湿潤状態）と設定した。</p>	<p>【女川】記載表現の相違 プラント名称の相違</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・立地条件の違いによる敷地調査結果の相違</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・発電所立地条件の違いによる、文献、地質調査及びシミュレーション結果等を踏まえた</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 【女川】 泊は積雪を主荷重、降下火砕物を従荷重としている</p> <p>【大飯、女川】 設計基準値の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																										
<p>表 1.1 火山灰の特性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>条件</th> <th>設定根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>堆積厚さ</td> <td>10cm</td> <td>津波堆積物調査結果等から文献調査結果から設定</td> </tr> <tr> <td>粒径</td> <td>1mm以下</td> <td>津波堆積物調査で得られた火山灰の粒度試験結果から設定</td> </tr> <tr> <td>密度</td> <td>乾燥状態 湿潤状態 0.7g/cm³ ~ 1.5g/cm³</td> <td>津波堆積物調査結果、文献調査結果から設定</td> </tr> </tbody> </table>	項目	条件	設定根拠	堆積厚さ	10cm	津波堆積物調査結果等から文献調査結果から設定	粒径	1mm以下	津波堆積物調査で得られた火山灰の粒度試験結果から設定	密度	乾燥状態 湿潤状態 0.7g/cm ³ ~ 1.5g/cm ³	津波堆積物調査結果、文献調査結果から設定	<p>表 3.1-1 降下火砕物特性の設定結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>層厚</td> <td>15cm</td> <td>「構造物への静的負荷」の評価に使用</td> </tr> <tr> <td>密度</td> <td>0.7g/cm³ ~ 1.5g/cm³ (乾燥状態) (湿潤状態)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>堆積荷重^{※1}</td> <td>2547N/m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>粒径</td> <td>2mm以下</td> <td>「水循環系の閉塞」及び「換気、電気系及び計測制御系に対する機械的影響」の評価に使用</td> </tr> <tr> <td>化学的特性</td> <td>火山ガス成分が付着</td> <td>火山ガス成分には、化学的腐食や給水の汚染を引き起こす成分（塩素イオン、フッ素イオン、硫化物イオン等）が含まれる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 3.1-2 火山影響評価ガイド添付1の手法により算出した気中降下火砕物の特性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>φ</th> <th>1~0</th> <th>0~1</th> <th>1~2</th> <th>2~3</th> <th>3~4</th> <th>4~5</th> <th>5~6</th> <th>6~7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粒径 i (mm)^{※4}</td> <td>1.4</td> <td>7.1×10¹</td> <td>3.5×10¹</td> <td>1.8×10¹</td> <td>8.8×10⁰</td> <td>4.4×10⁰</td> <td>2.2×10⁰</td> <td>1.1×10⁰</td> </tr> <tr> <td>粒径 i の割合 P_i (wt%)</td> <td>2.9×10⁰</td> <td>14.0</td> <td>59.0</td> <td>17.0</td> <td>7.9</td> <td>2.2</td> <td>0.26</td> <td>0.032</td> </tr> <tr> <td>堆積密度 v_i (g/s・m²)</td> <td>5.1×10¹</td> <td>0.24</td> <td>1.0</td> <td>0.30</td> <td>0.14</td> <td>3.8×10⁻¹</td> <td>4.5×10⁻¹</td> <td>5.6×10⁻¹</td> </tr> <tr> <td>堆積時間 t (h)</td> <td colspan="8">24</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：湿潤状態の降下火砕物の荷重 (0.15m×1500kg/m³×9.80665m/s²) +降下火砕物による荷重と組み合わせる積雪荷重 (17cm²×20N/(m²・cm)^{※2}) = 2,547N/m² ※2：降下火砕物による荷重と組み合わせる積雪荷重は石巻地域における年最大積雪深さの平均値とする。 ※3：建築基準法施行令に基づく積雪の単位荷重 (積雪1cm当たり20N/m²) ※4：φスケール (i=2^φ(mm)) による中央粒径を示す</p>	項目	設定	備考	層厚	15cm	「構造物への静的負荷」の評価に使用	密度	0.7g/cm ³ ~ 1.5g/cm ³ (乾燥状態) (湿潤状態)		堆積荷重 ^{※1}	2547N/m ²		粒径	2mm以下	「水循環系の閉塞」及び「換気、電気系及び計測制御系に対する機械的影響」の評価に使用	化学的特性	火山ガス成分が付着	火山ガス成分には、化学的腐食や給水の汚染を引き起こす成分（塩素イオン、フッ素イオン、硫化物イオン等）が含まれる。	φ	1~0	0~1	1~2	2~3	3~4	4~5	5~6	6~7	粒径 i (mm) ^{※4}	1.4	7.1×10 ¹	3.5×10 ¹	1.8×10 ¹	8.8×10 ⁰	4.4×10 ⁰	2.2×10 ⁰	1.1×10 ⁰	粒径 i の割合 P _i (wt%)	2.9×10 ⁰	14.0	59.0	17.0	7.9	2.2	0.26	0.032	堆積密度 v _i (g/s・m ²)	5.1×10 ¹	0.24	1.0	0.30	0.14	3.8×10 ⁻¹	4.5×10 ⁻¹	5.6×10 ⁻¹	堆積時間 t (h)	24								<p>第 4.1.1 表 降下火砕物の特性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>条件</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>層厚</td> <td>20cm</td> <td>「構造物への静的負荷」の評価に使用</td> </tr> <tr> <td>密度</td> <td>0.7g/cm³ ~ 1.5g/cm³ (乾燥状態) (湿潤状態)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>堆積荷重^{※1}</td> <td>5,970N/m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>粒径</td> <td>4mm以下</td> <td>「水循環系の閉塞」及び「換気、電気系及び計測制御系に対する機械的影響」の評価に使用</td> </tr> <tr> <td>化学的特性</td> <td>火山ガス成分が付着</td> <td>火山ガス成分には、化学的腐食や給水の汚染を引き起こす成分（塩素イオン、フッ素イオン、硫化物イオン等）が含まれる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 4.1.2 表 火山影響評価ガイド添付1の手法により算出した気中降下火砕物の特性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>φ</th> <th>1~0</th> <th>0~1</th> <th>1~2</th> <th>2~3</th> <th>3~4</th> <th>4~5</th> <th>5~6</th> <th>6~7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粒径 i (mm)^{※4}</td> <td>1.4</td> <td>7.1×10¹</td> <td>3.5×10¹</td> <td>1.8×10¹</td> <td>8.8×10⁰</td> <td>4.4×10⁰</td> <td>2.2×10⁰</td> <td>1.1×10⁰</td> </tr> <tr> <td>粒径 i の割合 P_i (wt%)</td> <td>2.5×10⁰</td> <td>0.80</td> <td>49.7</td> <td>42.8</td> <td>6.6</td> <td>0.18</td> <td>4.0×10⁻¹</td> <td>1.0×10⁻¹</td> </tr> <tr> <td>堆積密度 v_i (g/s・m²)</td> <td>5.6×10¹¹</td> <td>0.02</td> <td>1.2</td> <td>0.59</td> <td>0.15</td> <td>4.1×10⁻¹</td> <td>9.3×10⁻¹</td> <td>2.3×10⁻¹</td> </tr> <tr> <td>堆積時間 t (h)</td> <td colspan="8">24</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：積雪条件に湿潤状態の降下火砕物を踏まえた鉛直荷重 積雪荷重+湿潤状態の降下火砕物の荷重 = (189cm×30N/(m²・cm)^{※2} + (2cm^{※3}×150N/(m²・cm)) = 5,970N/m² ※2：北海道 建築基準法施行細則に基づく積雪の単位荷重(多雪地域) (積雪の単位荷重は、1cm当たり30N/m²) ※3：基準降下火砕物堆積量の設定において想定する噴火規模から1段階下げた噴火規模を考慮した層厚 ※4：φスケール (i=2^φ(mm)) による中央粒径を示す</p>	項目	条件	備考	層厚	20cm	「構造物への静的負荷」の評価に使用	密度	0.7g/cm ³ ~ 1.5g/cm ³ (乾燥状態) (湿潤状態)		堆積荷重 ^{※1}	5,970N/m ²		粒径	4mm以下	「水循環系の閉塞」及び「換気、電気系及び計測制御系に対する機械的影響」の評価に使用	化学的特性	火山ガス成分が付着	火山ガス成分には、化学的腐食や給水の汚染を引き起こす成分（塩素イオン、フッ素イオン、硫化物イオン等）が含まれる。	φ	1~0	0~1	1~2	2~3	3~4	4~5	5~6	6~7	粒径 i (mm) ^{※4}	1.4	7.1×10 ¹	3.5×10 ¹	1.8×10 ¹	8.8×10 ⁰	4.4×10 ⁰	2.2×10 ⁰	1.1×10 ⁰	粒径 i の割合 P _i (wt%)	2.5×10 ⁰	0.80	49.7	42.8	6.6	0.18	4.0×10 ⁻¹	1.0×10 ⁻¹	堆積密度 v _i (g/s・m ²)	5.6×10 ¹¹	0.02	1.2	0.59	0.15	4.1×10 ⁻¹	9.3×10 ⁻¹	2.3×10 ⁻¹	堆積時間 t (h)	24								<p>【大飯、女川】 設計方針の相違 ・発電所立地条件の相違による敷地調査結果の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>
項目	条件	設定根拠																																																																																																																																											
堆積厚さ	10cm	津波堆積物調査結果等から文献調査結果から設定																																																																																																																																											
粒径	1mm以下	津波堆積物調査で得られた火山灰の粒度試験結果から設定																																																																																																																																											
密度	乾燥状態 湿潤状態 0.7g/cm ³ ~ 1.5g/cm ³	津波堆積物調査結果、文献調査結果から設定																																																																																																																																											
項目	設定	備考																																																																																																																																											
層厚	15cm	「構造物への静的負荷」の評価に使用																																																																																																																																											
密度	0.7g/cm ³ ~ 1.5g/cm ³ (乾燥状態) (湿潤状態)																																																																																																																																												
堆積荷重 ^{※1}	2547N/m ²																																																																																																																																												
粒径	2mm以下	「水循環系の閉塞」及び「換気、電気系及び計測制御系に対する機械的影響」の評価に使用																																																																																																																																											
化学的特性	火山ガス成分が付着	火山ガス成分には、化学的腐食や給水の汚染を引き起こす成分（塩素イオン、フッ素イオン、硫化物イオン等）が含まれる。																																																																																																																																											
φ	1~0	0~1	1~2	2~3	3~4	4~5	5~6	6~7																																																																																																																																					
粒径 i (mm) ^{※4}	1.4	7.1×10 ¹	3.5×10 ¹	1.8×10 ¹	8.8×10 ⁰	4.4×10 ⁰	2.2×10 ⁰	1.1×10 ⁰																																																																																																																																					
粒径 i の割合 P _i (wt%)	2.9×10 ⁰	14.0	59.0	17.0	7.9	2.2	0.26	0.032																																																																																																																																					
堆積密度 v _i (g/s・m ²)	5.1×10 ¹	0.24	1.0	0.30	0.14	3.8×10 ⁻¹	4.5×10 ⁻¹	5.6×10 ⁻¹																																																																																																																																					
堆積時間 t (h)	24																																																																																																																																												
項目	条件	備考																																																																																																																																											
層厚	20cm	「構造物への静的負荷」の評価に使用																																																																																																																																											
密度	0.7g/cm ³ ~ 1.5g/cm ³ (乾燥状態) (湿潤状態)																																																																																																																																												
堆積荷重 ^{※1}	5,970N/m ²																																																																																																																																												
粒径	4mm以下	「水循環系の閉塞」及び「換気、電気系及び計測制御系に対する機械的影響」の評価に使用																																																																																																																																											
化学的特性	火山ガス成分が付着	火山ガス成分には、化学的腐食や給水の汚染を引き起こす成分（塩素イオン、フッ素イオン、硫化物イオン等）が含まれる。																																																																																																																																											
φ	1~0	0~1	1~2	2~3	3~4	4~5	5~6	6~7																																																																																																																																					
粒径 i (mm) ^{※4}	1.4	7.1×10 ¹	3.5×10 ¹	1.8×10 ¹	8.8×10 ⁰	4.4×10 ⁰	2.2×10 ⁰	1.1×10 ⁰																																																																																																																																					
粒径 i の割合 P _i (wt%)	2.5×10 ⁰	0.80	49.7	42.8	6.6	0.18	4.0×10 ⁻¹	1.0×10 ⁻¹																																																																																																																																					
堆積密度 v _i (g/s・m ²)	5.6×10 ¹¹	0.02	1.2	0.59	0.15	4.1×10 ⁻¹	9.3×10 ⁻¹	2.3×10 ⁻¹																																																																																																																																					
堆積時間 t (h)	24																																																																																																																																												

なお、火山灰と火山以外の自然現象の組合せについては、荷重の影響において、火山灰、風（台風）及び積雪による組合せを考慮する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

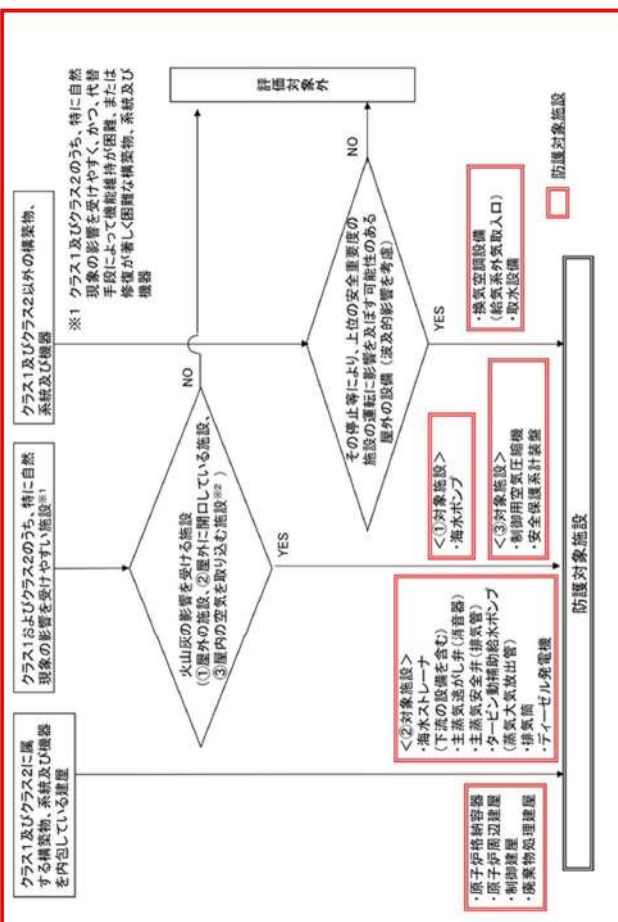
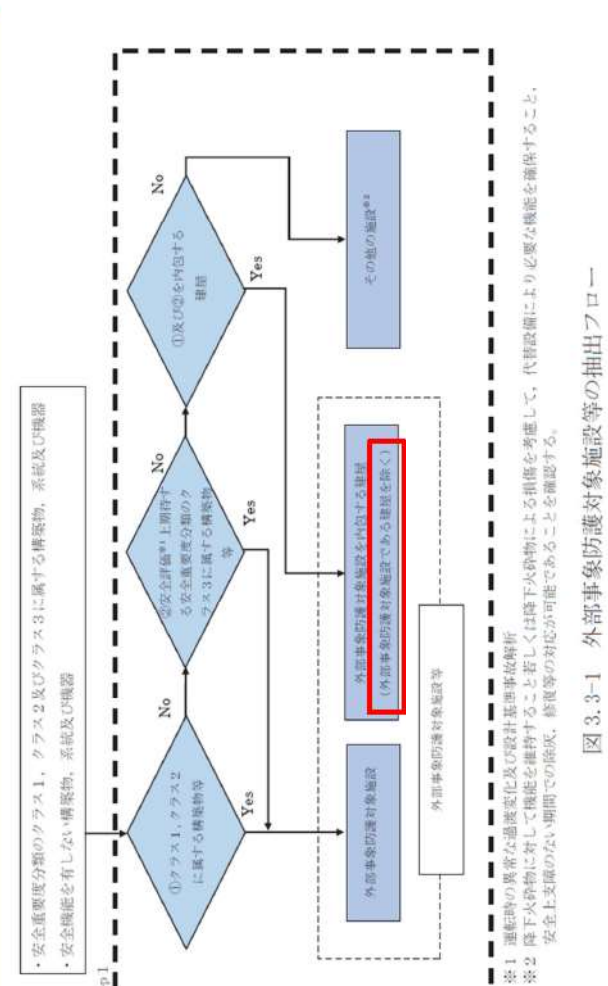
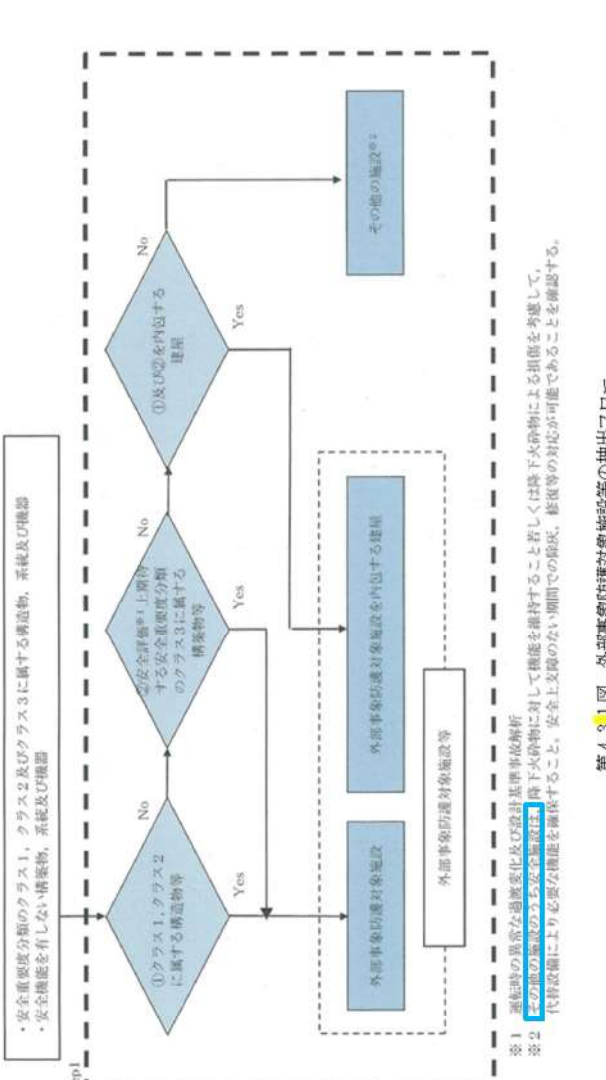
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.3 防護対象施設の抽出</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第五号）」第6条において、「安全施設は、想定される自然現象が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。」とされている。</p> <p>また、「発電用軽水炉型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）において安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する設計上の考慮として、「クラス1では、合理的に達成し得る最高度の信頼性を確保し、かつ、維持すること。クラス2では、高度の信頼性を確保し、かつ、維持すること。クラス3では、一般産業施設と同等以上の安全性を確保し、かつ、維持すること。」が定められている。</p> <p>以上のことから、図1.2の抽出フローより、一般産業施設を超える機能維持を要求しているクラス1及びクラス2に属する構築物、系統及び機器のうち火山灰の影響により、安全機能を損なうおそれがある施設を抽出する。</p> <p>また、クラス1及びクラス2に属する構築物、系統及び機器を内包している建屋についても防護対象施設として抽出するとともに、安全重要度の低い構築物、系統及び機器であっても、火山灰の影響を受けやすく、当該施設の停止等により、上位の安全重要度の施設の運転に影響を及ぼす可能性がある場合は防護対象施設として抽出する。</p>	<p>3.2 火山事象（降下火砕物）に対する設計の基本方針</p> <p>将来の活動可能性が否定できない火山について、発電所の運用期間中の噴火規模を考慮し、発電所の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象を抽出した結果、「3.1 火山事象の影響評価」に示すとおり該当する火山事象は降下火砕物のみであり、地理的領域（160km）の広範囲に影響を及ぼす降下火砕物に対し、安全施設の安全機能を損なわない設計とする。以下に火山事象（降下火砕物）に対する設計の基本方針を示す。</p> <p>(1) 降下火砕物による直接的な影響（荷重、閉塞、摩耗、腐食等）に対して、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(2) 原子力発電所内の構築物、系統及び機器における降下火砕物の除去等の対応が可能な設計とする。</p> <p>(3) 降下火砕物による間接的な影響である7日間の外部電源の喪失、発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、発電所の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続でき、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>3.3 火山事象（降下火砕物）から防護する施設</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第五号）」第6条において、「安全施設は、想定される自然現象が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。」とされていることから、降下火砕物の影響から防護する施設は、発電用原子炉施設の安全性を確保するため、「発電用軽水炉型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されている安全重要度分類クラス1、クラス2及びクラス3に該当する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>また、以下の点を踏まえ、外部事象防護対象施設は、発電用原子炉を停止するため又は停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するために必要な異常の発生防止の機能又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器、並びに使用済燃料プールの冷却機能及び給水機能を維持するために必要な異常の発生防止の機能又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器として安全重要度分類のクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。また、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する建屋を併せて外部事象防護対象施設等という。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・降下火砕物襲来時の状況を踏まえ、必要に応じプラント停止の措置をとること ・プラント停止後は、その状態を維持することが重要であること 	<p>4.2 火山事象（降下火砕物）に対する設計の基本方針</p> <p>将来の活動可能性が否定できない火山について、発電所の運用期間中の噴火規模を考慮し、発電所の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象を抽出した結果、「4.1 火山事象の影響評価」に示すとおり該当する火山事象は降下火砕物のみであり、地理的領域（160km）の広範囲に影響を及ぼす降下火砕物に対し、安全施設の安全機能を損なわない設計とする。以下に火山事象（降下火砕物）に対する設計の基本方針を示す。</p> <p>(1) 降下火砕物による直接的な影響（荷重、閉塞、摩耗、腐食等）に対して、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(2) 原子力発電所内の構築物、系統及び機器における降下火砕物の除去等の対応が可能な設計とする。</p> <p>(3) 降下火砕物による間接的な影響である7日間の外部電源の喪失、発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、発電所の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続でき、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>4.3 火山事象（降下火砕物）から防護する施設</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第五号）」第6条において、「安全施設（兼用キャスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。」とされていることから、降下火砕物の影響から防護する施設は、発電用原子炉施設の安全性を確保するため、「発電用軽水炉型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されている安全重要度分類クラス1、クラス2及びクラス3に該当する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>また、以下の点を踏まえ、外部事象防護対象施設は、発電用原子炉を停止するため又は停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するために必要な異常の発生防止の機能又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器、並びに使用済燃料ピットの冷却機能及び給水機能を維持するために必要な異常の発生防止の機能又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器として安全重要度分類のクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。また、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する建屋を併せて外部事象防護対象施設等という。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・降下火砕物襲来時の状況を踏まえ、必要に応じプラント停止の措置をとること ・プラント停止後は、その状態を維持することが重要であること 	<p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯、女川】 記載表現の相違 ・設置許可基準規則第6条の最新版を反映</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、その他のクラス3に属する施設については、火山灰による影響を受ける場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保できること、又は安全上支障が生じない期間に除灰あるいは修復等による対応も可能である。</p> <p>防護対象施設の抽出結果を表1.2に示すとともに、防護対象施設の設置場所を図1.3に示す。</p>	<p>その上で、外部事象防護対象施設等のうち、屋内設備は内包する建屋により防護する設計とし、評価対象施設を、建屋、屋外に設置されている施設、降下火砕物を含む海水の流路となる施設、降下火砕物を含む空気の流れとなる施設、外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設に分類し抽出する。また、評価対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設を評価対象施設等という。</p> <p>上記以外の安全施設については、降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での除灰、修復等の対応又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>以上を踏まえた抽出フローを図3.3-1、図3.3-2に示す。抽出フローに基づき抽出した評価対象施設等を表3.3-1、表3.3-2に示すとともに、評価対象施設等の設置場所を図3.3-3に示す。</p> <p>なお、津波防護施設は重要度分類指針におけるクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器に該当しないが、基準津波の高さや防護範囲の広さ等の重要性を鑑み、自主的に機能維持のための配慮を行う。</p> <p style="text-align: right;">(補足資料-20)</p>	<p>その上で、外部事象防護対象施設等のうち、屋内設備は内包する建屋により防護する設計とし、評価対象施設を建屋、屋外に設置されている施設、降下火砕物を含む海水の流路となる施設、降下火砕物を含む空気の流れとなる施設、外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設に分類し抽出する。また、評価対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設を評価対象施設等という。</p> <p>上記以外の安全施設については、降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での除灰、修復等の対応又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>以上を踏まえた抽出フローを第4.3.1図、第4.3.2図に示す。抽出フローに基づき抽出した評価対象施設等を第4.3.1表、第4.3.2表に示すとともに、評価対象施設等の設置場所を第4.3.3図に示す。</p> <p>なお、津波防護施設は重要度分類指針におけるクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器に該当しないが、基準津波の高さや防護範囲の広さ等の重要性を鑑み、自主的に機能維持のための配慮を行う。</p> <p style="text-align: right;">(補足資料-20)</p>	<p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p>

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3/4号炉</p>  <p>図 1.2 防護対象施設の選定フロー</p> <p>※2 火山灰を含む外気・室内空気を機器内に取り込む機構を有しない施設又は取り込んだ場合でも、その影響が非常に小さいと考えられる施設(ポンプ、モータ、弁、盤内に換気ファンを有しない制御盤、計器等)については対象外とする。</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>図 3.3-1 外部事象防護対象施設等の抽出フロー</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>図 4.3.1 外部事象防護対象施設等の抽出フロー</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】設計方針の相違 ・設備の相違による評価対象施設の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・記載の適正化(防護対象範囲を明確化した)</p>

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 3.3-2 評価対象施設等の抽出フロー</p> <p>※1: 無停電電源装置: 無停電交流電源用静止形無停電電源装置 2V/20 ※2: 所内低圧系統: 600V(0.7~7)E-20(10)用動力変圧器</p>	<p>第 4.3.2 図 評価対象施設等の抽出フロー</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯、女川】 設計方針の相違 ・設備の相違による評価対象施設の相違</p>

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p style="text-align: center;">表 3.3-1 評価対象施設等の抽出結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">設備区分</th> <th style="width: 80%;">評価対象施設等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建屋</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 タービン建屋 制御建屋 </td> </tr> <tr> <td>屋外に設置されている施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプ (原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ) 海水ストレーナ (高圧炉心スプレィ補機冷却海水系ストレーナ) 非常用ガス処理系 (屋外配管) 排気筒 海水貯蔵タンク 軽油タンク室、軽油タンク室 (0) </td> </tr> <tr> <td>降下火砕物を含む海水の流路となる施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプ (原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ) 海水ストレーナ (原子炉補機冷却海水系ストレーナ、高圧炉心スプレィ補機冷却海水系ストレーナ) 及び下流設備 </td> </tr> <tr> <td>降下火砕物を含む空気の流れとなる施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を含む) 非常用換気空調系 (外気取入口) [中央制御室換気空調系、原子炉補機室換気空調系、計測制御電源室換気空調系] 非常用ガス処理系 (屋外配管) 排気筒 </td> </tr> <tr> <td>外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 計測制御用電源設備 (無停電電源装置) 非常用所内電気設備 (所内低圧系統) </td> </tr> <tr> <td>外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電設備 (高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備含む)、排気消音器及び排気管 海水取水設備 (除塵装置) </td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	評価対象施設等	建屋	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 タービン建屋 制御建屋 	屋外に設置されている施設	<ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプ (原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ) 海水ストレーナ (高圧炉心スプレィ補機冷却海水系ストレーナ) 非常用ガス処理系 (屋外配管) 排気筒 海水貯蔵タンク 軽油タンク室、軽油タンク室 (0) 	降下火砕物を含む海水の流路となる施設	<ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプ (原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ) 海水ストレーナ (原子炉補機冷却海水系ストレーナ、高圧炉心スプレィ補機冷却海水系ストレーナ) 及び下流設備 	降下火砕物を含む空気の流れとなる施設	<ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を含む) 非常用換気空調系 (外気取入口) [中央制御室換気空調系、原子炉補機室換気空調系、計測制御電源室換気空調系] 非常用ガス処理系 (屋外配管) 排気筒 	外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設	<ul style="list-style-type: none"> 計測制御用電源設備 (無停電電源装置) 非常用所内電気設備 (所内低圧系統) 	外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設	<ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電設備 (高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備含む)、排気消音器及び排気管 海水取水設備 (除塵装置) 	<p style="text-align: center;">第 4.3.1 表 評価対象施設等の抽出結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">設備区分</th> <th style="width: 80%;">評価対象施設等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建屋</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 原子炉補助建屋 ディーゼル発電機建屋 タービン建屋^{※1} 循環水ポンプ建屋 </td> </tr> <tr> <td>屋外に設置されている施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 排気筒 A1, A2-燃料油貯油槽タンク室 B1, B2-燃料油貯油槽タンク室 A1, A3-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ B1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ 主蒸気速がし弁消音器 主蒸気安全弁排気管 タービン駆動補助水ポンプ排気管 </td> </tr> <tr> <td>降下火砕物を含む海水の流れとなる施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ及び下流設備 </td> </tr> <tr> <td>降下火砕物を含む空気の流れとなる施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 排気筒 主蒸気速がし弁消音器 主蒸気安全弁排気管 タービン駆動補助水ポンプ排気管 ディーゼル発電機 換気空調設備 (原子炉建屋給気ガラリ) [ディーゼル発電機室換気装置、制御用空気圧縮機換気装置及び電動補助給水ポンプ室換気装置] 換気空調設備 (補助建屋給気ガラリ) [中央制御室空調装置、安全補機間閉鎖室空調装置] </td> </tr> <tr> <td>外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 安全保護系計装盤 非常用の計装用インバータ (無停電電源装置) 制御用空気圧縮機 </td> </tr> <tr> <td>外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ディーゼル発電機排気消音器及び排気管 取水装置 (除塵設備) 換気空調設備 (補助建屋給気ガラリ) [補助建屋空調装置、格納容器空調装置、燃料採取室空調装置] 換気空調設備 (主蒸気管室給気ガラリ) [主蒸気管室換気装置、タービン駆動補助給水ポンプ室換気装置] </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 タービン建屋については、安全上支障のない期間に補修等の対応を行うことで、タービン保安装置及び主蒸気止め弁が安全機能を損なわない設計とすることから、降下火砕物の直接的影響評価は実施しない。</p>	設備区分	評価対象施設等	建屋	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 原子炉補助建屋 ディーゼル発電機建屋 タービン建屋^{※1} 循環水ポンプ建屋 	屋外に設置されている施設	<ul style="list-style-type: none"> 排気筒 A1, A2-燃料油貯油槽タンク室 B1, B2-燃料油貯油槽タンク室 A1, A3-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ B1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ 主蒸気速がし弁消音器 主蒸気安全弁排気管 タービン駆動補助水ポンプ排気管 	降下火砕物を含む海水の流れとなる施設	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ及び下流設備 	降下火砕物を含む空気の流れとなる施設	<ul style="list-style-type: none"> 排気筒 主蒸気速がし弁消音器 主蒸気安全弁排気管 タービン駆動補助水ポンプ排気管 ディーゼル発電機 換気空調設備 (原子炉建屋給気ガラリ) [ディーゼル発電機室換気装置、制御用空気圧縮機換気装置及び電動補助給水ポンプ室換気装置] 換気空調設備 (補助建屋給気ガラリ) [中央制御室空調装置、安全補機間閉鎖室空調装置] 	外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設	<ul style="list-style-type: none"> 安全保護系計装盤 非常用の計装用インバータ (無停電電源装置) 制御用空気圧縮機 	外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設	<ul style="list-style-type: none"> ディーゼル発電機排気消音器及び排気管 取水装置 (除塵設備) 換気空調設備 (補助建屋給気ガラリ) [補助建屋空調装置、格納容器空調装置、燃料採取室空調装置] 換気空調設備 (主蒸気管室給気ガラリ) [主蒸気管室換気装置、タービン駆動補助給水ポンプ室換気装置] 	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯、女川】 設計方針の相違 ・設備の相違による評価対象施設の相違</p>
設備区分	評価対象施設等																														
建屋	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 タービン建屋 制御建屋 																														
屋外に設置されている施設	<ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプ (原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ) 海水ストレーナ (高圧炉心スプレィ補機冷却海水系ストレーナ) 非常用ガス処理系 (屋外配管) 排気筒 海水貯蔵タンク 軽油タンク室、軽油タンク室 (0) 																														
降下火砕物を含む海水の流路となる施設	<ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプ (原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ) 海水ストレーナ (原子炉補機冷却海水系ストレーナ、高圧炉心スプレィ補機冷却海水系ストレーナ) 及び下流設備 																														
降下火砕物を含む空気の流れとなる施設	<ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を含む) 非常用換気空調系 (外気取入口) [中央制御室換気空調系、原子炉補機室換気空調系、計測制御電源室換気空調系] 非常用ガス処理系 (屋外配管) 排気筒 																														
外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設	<ul style="list-style-type: none"> 計測制御用電源設備 (無停電電源装置) 非常用所内電気設備 (所内低圧系統) 																														
外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設	<ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電設備 (高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備含む)、排気消音器及び排気管 海水取水設備 (除塵装置) 																														
設備区分	評価対象施設等																														
建屋	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 原子炉補助建屋 ディーゼル発電機建屋 タービン建屋^{※1} 循環水ポンプ建屋 																														
屋外に設置されている施設	<ul style="list-style-type: none"> 排気筒 A1, A2-燃料油貯油槽タンク室 B1, B2-燃料油貯油槽タンク室 A1, A3-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ B1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ 主蒸気速がし弁消音器 主蒸気安全弁排気管 タービン駆動補助水ポンプ排気管 																														
降下火砕物を含む海水の流れとなる施設	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ及び下流設備 																														
降下火砕物を含む空気の流れとなる施設	<ul style="list-style-type: none"> 排気筒 主蒸気速がし弁消音器 主蒸気安全弁排気管 タービン駆動補助水ポンプ排気管 ディーゼル発電機 換気空調設備 (原子炉建屋給気ガラリ) [ディーゼル発電機室換気装置、制御用空気圧縮機換気装置及び電動補助給水ポンプ室換気装置] 換気空調設備 (補助建屋給気ガラリ) [中央制御室空調装置、安全補機間閉鎖室空調装置] 																														
外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設	<ul style="list-style-type: none"> 安全保護系計装盤 非常用の計装用インバータ (無停電電源装置) 制御用空気圧縮機 																														
外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設	<ul style="list-style-type: none"> ディーゼル発電機排気消音器及び排気管 取水装置 (除塵設備) 換気空調設備 (補助建屋給気ガラリ) [補助建屋空調装置、格納容器空調装置、燃料採取室空調装置] 換気空調設備 (主蒸気管室給気ガラリ) [主蒸気管室換気装置、タービン駆動補助給水ポンプ室換気装置] 																														

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

表 1.2 防護対象施設の抽出(1/8)

区分	名称	設置場所	用途	設置の目的	設置の位置	設置の状況	設置の時期	設置の状況	設置の時期	設置の状況	設置の時期	設置の状況	設置の時期	設置の状況	設置の時期	設置の状況	設置の時期	設置の状況	設置の時期	設置の状況
P1-1	1) 炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器
	2) 炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器
	3) 炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器

女川原子力発電所2号炉

表 3.3-2 評価対象施設等の抽出結果 (1/7)

区分	名称	用途	設置場所	設置の状況										設置の時期	設置の状況	設置の時期	設置の状況				
				STEP1	STEP2	STEP3	STEP4	STEP5	STEP6	STEP7	STEP8	STEP9	STEP10								
P1-1	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

泊発電所3号炉

第 4.3.2 表 外部衝撃防護対象施設等のうち評価対象施設等の抽出結果 (1/16)

区分	名称	用途	設置場所	設置の状況										設置の時期	設置の状況	設置の時期	設置の状況				
				STEP1	STEP2	STEP3	STEP4	STEP5	STEP6	STEP7	STEP8	STEP9	STEP10								
P1-1	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	炉内圧力容器	炉内圧力容器	炉内圧力容器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【大飯】
 記載方針の相違
 ・女川審査実績反映

【女川】
 設計方針の相違
 ・「重要度分類審査指針」の「構築物、系統又は機器」の欄は、PWRとBWRで異なる場合がある。
 ・女川2号と泊3号の「構築物、系統又は機器」の欄は、同じような設備であっても名称が異なる設備、PWR又はBWRに特有の設備がある。
 ・抽出の観点、評価対象施設等の欄は、設備の相違や設置場所の相違によって異なる。
 (以下同様のため相違理由省略)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

表 1.2 防護対象施設の抽出(2/3)

区分	区分名	施設名	機能	目的	対策	相違
M	M-1	1) 原子炉冷却系圧力調整装置 (原子炉冷却系圧力調整装置)	原子炉冷却系圧力調整	原子炉冷却系圧力調整	原子炉冷却系圧力調整装置	原子炉冷却系圧力調整装置
		2) 原子炉冷却系圧力調整装置 (原子炉冷却系圧力調整装置)	原子炉冷却系圧力調整	原子炉冷却系圧力調整	原子炉冷却系圧力調整装置	原子炉冷却系圧力調整装置
P	P-1	1) 原子炉冷却系圧力調整装置 (原子炉冷却系圧力調整装置)	原子炉冷却系圧力調整	原子炉冷却系圧力調整	原子炉冷却系圧力調整装置	原子炉冷却系圧力調整装置
		2) 原子炉冷却系圧力調整装置 (原子炉冷却系圧力調整装置)	原子炉冷却系圧力調整	原子炉冷却系圧力調整	原子炉冷却系圧力調整装置	原子炉冷却系圧力調整装置

女川原子力発電所2号炉

DB-1	1) 異常事態発生時に原子炉を緊急に停止し、核燃料の放射能を抑制する機能を果たすこと。	1) 原子炉冷却系圧力調整装置 (原子炉冷却系圧力調整装置)	原子炉冷却系圧力調整	原子炉冷却系圧力調整装置	原子炉冷却系圧力調整装置
		2) 原子炉冷却系圧力調整装置 (原子炉冷却系圧力調整装置)	原子炉冷却系圧力調整	原子炉冷却系圧力調整装置	原子炉冷却系圧力調整装置
		3) 原子炉冷却系圧力調整装置 (原子炉冷却系圧力調整装置)	原子炉冷却系圧力調整	原子炉冷却系圧力調整装置	原子炉冷却系圧力調整装置

※1: 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山: 別添1)
 ※2: 原子炉冷却系圧力調整装置 (原子炉冷却系圧力調整装置)
 ※3: 原子炉冷却系圧力調整装置 (原子炉冷却系圧力調整装置)

泊発電所3号炉

表 4.3.2 表 外部事象防護対象施設の抽出結果 (2/16)

区分	施設名	機能	目的	対策	相違
DB-1	1) 異常事態発生時に原子炉を緊急に停止し、核燃料の放射能を抑制する機能を果たすこと。	1) 原子炉冷却系圧力調整装置 (原子炉冷却系圧力調整装置)	原子炉冷却系圧力調整	原子炉冷却系圧力調整装置	原子炉冷却系圧力調整装置
		2) 原子炉冷却系圧力調整装置 (原子炉冷却系圧力調整装置)	原子炉冷却系圧力調整	原子炉冷却系圧力調整装置	原子炉冷却系圧力調整装置

相違理由

※1: 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山: 別添1)
 ※2: 原子炉冷却系圧力調整装置 (原子炉冷却系圧力調整装置)
 ※3: 原子炉冷却系圧力調整装置 (原子炉冷却系圧力調整装置)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

表 1.2 防護対象施設の抽出(8/8)

区分	区分名	区分内容	区分内容	区分内容	区分内容
M1-2	1.1	1.1.1 炉内圧力調整装置 (炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置
	1.1.2	1.1.2.1 炉内圧力調整装置 (炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置
	1.1.3	1.1.3.1 炉内圧力調整装置 (炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置
	1.1.4	1.1.4.1 炉内圧力調整装置 (炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置
	1.1.5	1.1.5.1 炉内圧力調整装置 (炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置
	1.1.6	1.1.6.1 炉内圧力調整装置 (炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置
	1.1.7	1.1.7.1 炉内圧力調整装置 (炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置
	1.1.8	1.1.8.1 炉内圧力調整装置 (炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置
	1.1.9	1.1.9.1 炉内圧力調整装置 (炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置
	1.1.10	1.1.10.1 炉内圧力調整装置 (炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置

女川原子力発電所2号炉

表 3.3-2 評価対象施設等の抽出結果 (2/7)

区分	区分名	区分内容	区分内容	区分内容	区分内容
M1-2	1.1	1.1.1 炉内圧力調整装置 (炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置
	1.1.2	1.1.2.1 炉内圧力調整装置 (炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置
	1.1.3	1.1.3.1 炉内圧力調整装置 (炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置
	1.1.4	1.1.4.1 炉内圧力調整装置 (炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置
	1.1.5	1.1.5.1 炉内圧力調整装置 (炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置
	1.1.6	1.1.6.1 炉内圧力調整装置 (炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置
	1.1.7	1.1.7.1 炉内圧力調整装置 (炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置
	1.1.8	1.1.8.1 炉内圧力調整装置 (炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置
	1.1.9	1.1.9.1 炉内圧力調整装置 (炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置
	1.1.10	1.1.10.1 炉内圧力調整装置 (炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置

泊発電所3号炉

表 4.3.2 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設の抽出結果 (3/16)

区分	区分名	区分内容	区分内容	区分内容	区分内容
M1-2	1.1	1.1.1 炉内圧力調整装置 (炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置
	1.1.2	1.1.2.1 炉内圧力調整装置 (炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置
	1.1.3	1.1.3.1 炉内圧力調整装置 (炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置
	1.1.4	1.1.4.1 炉内圧力調整装置 (炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置
	1.1.5	1.1.5.1 炉内圧力調整装置 (炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置
	1.1.6	1.1.6.1 炉内圧力調整装置 (炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置
	1.1.7	1.1.7.1 炉内圧力調整装置 (炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置
	1.1.8	1.1.8.1 炉内圧力調整装置 (炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置
	1.1.9	1.1.9.1 炉内圧力調整装置 (炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置
	1.1.10	1.1.10.1 炉内圧力調整装置 (炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置

相違理由

相違理由	相違理由	相違理由	相違理由
相違理由	相違理由	相違理由	相違理由
相違理由	相違理由	相違理由	相違理由
相違理由	相違理由	相違理由	相違理由
相違理由	相違理由	相違理由	相違理由
相違理由	相違理由	相違理由	相違理由
相違理由	相違理由	相違理由	相違理由
相違理由	相違理由	相違理由	相違理由
相違理由	相違理由	相違理由	相違理由
相違理由	相違理由	相違理由	相違理由

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第4.3.2表 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設の抽出結果 (12/18)

分類	名称	機能	評価の 方式	評価対象 施設	抽出の履歴 ¹⁾				評価 対象 施設 備考	
					STEP1	STEP2	STEP3	STEP4		
PT-3	1) 蒸気発生器の抽出 対象となるもの として、PT-1及 びPT-2以外の蒸 気発生器、蒸気及び 凝縮	3) 燃料供給装置の貯蔵 機能	燃料供給装置の貯蔵 機能 (燃料タンクベ ントリ内のガスい もの)	燃料供給装置	X	-	-	-	-	-
				燃料供給装置タンク	X	-	-	-	-	-
				燃料供給装置	X	-	-	-	-	-
				ベントリ	X	-	-	-	-	-
				燃料供給装置	X	-	-	-	-	-
				燃料供給装置	X	-	-	-	-	-
				燃料供給装置	X	-	-	-	-	-
				燃料供給装置	X	-	-	-	-	-
				燃料供給装置	X	-	-	-	-	-
				燃料供給装置	X	-	-	-	-	-
				燃料供給装置	X	-	-	-	-	-
				燃料供給装置	X	-	-	-	-	-
				燃料供給装置	X	-	-	-	-	-
				燃料供給装置	X	-	-	-	-	-
				燃料供給装置	X	-	-	-	-	-
				燃料供給装置	X	-	-	-	-	-
PT-3	4) 燃料供給装置 (停 業用を除く)	燃料供給装置 (停 業用を除く)	燃料供給装置 (停 業用を除く)	燃料供給装置	X	-	-	-	-	-
				燃料供給装置	X	-	-	-	-	-
				燃料供給装置	X	-	-	-	-	-
				燃料供給装置	X	-	-	-	-	-
				燃料供給装置	X	-	-	-	-	-
				燃料供給装置	X	-	-	-	-	-
				燃料供給装置	X	-	-	-	-	-
				燃料供給装置	X	-	-	-	-	-
				燃料供給装置	X	-	-	-	-	-
				燃料供給装置	X	-	-	-	-	-
				燃料供給装置	X	-	-	-	-	-
				燃料供給装置	X	-	-	-	-	-
				燃料供給装置	X	-	-	-	-	-
				燃料供給装置	X	-	-	-	-	-
				燃料供給装置	X	-	-	-	-	-

注1: 評価対象施設等の抽出の履歴: STEP1=外部事象防護対象施設等, STEP2=蒸気発生器, STEP3=燃料供給装置, STEP4=燃料供給装置 (燃料供給装置) となる施設, STEP5=燃料供給装置 (燃料供給装置) となる施設, STEP6=燃料供給装置 (燃料供給装置) となる施設, STEP7=燃料供給装置 (燃料供給装置) となる施設, STEP8=燃料供給装置 (燃料供給装置) となる施設, STEP9=燃料供給装置 (燃料供給装置) となる施設, STEP10=燃料供給装置 (燃料供給装置) となる施設, STEP11=燃料供給装置 (燃料供給装置) となる施設, STEP12=燃料供給装置 (燃料供給装置) となる施設, STEP13=燃料供給装置 (燃料供給装置) となる施設, STEP14=燃料供給装置 (燃料供給装置) となる施設, STEP15=燃料供給装置 (燃料供給装置) となる施設, STEP16=燃料供給装置 (燃料供給装置) となる施設

注2: E1=蒸気発生器, E2=燃料供給装置, E3=燃料供給装置 (燃料供給装置), E4=燃料供給装置 (燃料供給装置), E5=燃料供給装置 (燃料供給装置), E6=燃料供給装置 (燃料供給装置), E7=燃料供給装置 (燃料供給装置), E8=燃料供給装置 (燃料供給装置), E9=燃料供給装置 (燃料供給装置), E10=燃料供給装置 (燃料供給装置), E11=燃料供給装置 (燃料供給装置), E12=燃料供給装置 (燃料供給装置), E13=燃料供給装置 (燃料供給装置), E14=燃料供給装置 (燃料供給装置), E15=燃料供給装置 (燃料供給装置), E16=燃料供給装置 (燃料供給装置), E17=燃料供給装置 (燃料供給装置), E18=燃料供給装置 (燃料供給装置), E19=燃料供給装置 (燃料供給装置), E20=燃料供給装置 (燃料供給装置), E21=燃料供給装置 (燃料供給装置), E22=燃料供給装置 (燃料供給装置), E23=燃料供給装置 (燃料供給装置), E24=燃料供給装置 (燃料供給装置), E25=燃料供給装置 (燃料供給装置), E26=燃料供給装置 (燃料供給装置), E27=燃料供給装置 (燃料供給装置), E28=燃料供給装置 (燃料供給装置), E29=燃料供給装置 (燃料供給装置), E30=燃料供給装置 (燃料供給装置), E31=燃料供給装置 (燃料供給装置), E32=燃料供給装置 (燃料供給装置), E33=燃料供給装置 (燃料供給装置), E34=燃料供給装置 (燃料供給装置), E35=燃料供給装置 (燃料供給装置), E36=燃料供給装置 (燃料供給装置), E37=燃料供給装置 (燃料供給装置), E38=燃料供給装置 (燃料供給装置), E39=燃料供給装置 (燃料供給装置), E40=燃料供給装置 (燃料供給装置), E41=燃料供給装置 (燃料供給装置), E42=燃料供給装置 (燃料供給装置), E43=燃料供給装置 (燃料供給装置), E44=燃料供給装置 (燃料供給装置), E45=燃料供給装置 (燃料供給装置), E46=燃料供給装置 (燃料供給装置), E47=燃料供給装置 (燃料供給装置), E48=燃料供給装置 (燃料供給装置), E49=燃料供給装置 (燃料供給装置), E50=燃料供給装置 (燃料供給装置), E51=燃料供給装置 (燃料供給装置), E52=燃料供給装置 (燃料供給装置), E53=燃料供給装置 (燃料供給装置), E54=燃料供給装置 (燃料供給装置), E55=燃料供給装置 (燃料供給装置), E56=燃料供給装置 (燃料供給装置), E57=燃料供給装置 (燃料供給装置), E58=燃料供給装置 (燃料供給装置), E59=燃料供給装置 (燃料供給装置), E60=燃料供給装置 (燃料供給装置), E61=燃料供給装置 (燃料供給装置), E62=燃料供給装置 (燃料供給装置), E63=燃料供給装置 (燃料供給装置), E64=燃料供給装置 (燃料供給装置), E65=燃料供給装置 (燃料供給装置), E66=燃料供給装置 (燃料供給装置), E67=燃料供給装置 (燃料供給装置), E68=燃料供給装置 (燃料供給装置), E69=燃料供給装置 (燃料供給装置), E70=燃料供給装置 (燃料供給装置), E71=燃料供給装置 (燃料供給装置), E72=燃料供給装置 (燃料供給装置), E73=燃料供給装置 (燃料供給装置), E74=燃料供給装置 (燃料供給装置), E75=燃料供給装置 (燃料供給装置), E76=燃料供給装置 (燃料供給装置), E77=燃料供給装置 (燃料供給装置), E78=燃料供給装置 (燃料供給装置), E79=燃料供給装置 (燃料供給装置), E80=燃料供給装置 (燃料供給装置), E81=燃料供給装置 (燃料供給装置), E82=燃料供給装置 (燃料供給装置), E83=燃料供給装置 (燃料供給装置), E84=燃料供給装置 (燃料供給装置), E85=燃料供給装置 (燃料供給装置), E86=燃料供給装置 (燃料供給装置), E87=燃料供給装置 (燃料供給装置), E88=燃料供給装置 (燃料供給装置), E89=燃料供給装置 (燃料供給装置), E90=燃料供給装置 (燃料供給装置), E91=燃料供給装置 (燃料供給装置), E92=燃料供給装置 (燃料供給装置), E93=燃料供給装置 (燃料供給装置), E94=燃料供給装置 (燃料供給装置), E95=燃料供給装置 (燃料供給装置), E96=燃料供給装置 (燃料供給装置), E97=燃料供給装置 (燃料供給装置), E98=燃料供給装置 (燃料供給装置), E99=燃料供給装置 (燃料供給装置), E100=燃料供給装置 (燃料供給装置)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第4.3.2表 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設の抽出結果 (13/16)

分類	設備	設置位置	機能	備後部、系統 又は設備	保護対象	抽出の観点 ¹⁾		STEP 1	STEP 2	STEP 3	STEP 4	STEP 5	STEP 6	STEP 7	STEP 8	STEP 9	STEP 10	STEP 11	STEP 12	STEP 13	STEP 14	STEP 15	STEP 16	STEP 17	STEP 18	STEP 19	STEP 20	STEP 21	STEP 22	STEP 23	STEP 24	STEP 25	STEP 26	STEP 27	STEP 28	STEP 29	STEP 30	STEP 31	STEP 32	STEP 33	STEP 34	STEP 35	STEP 36	STEP 37	STEP 38	STEP 39	STEP 40	STEP 41	STEP 42	STEP 43	STEP 44	STEP 45	STEP 46	STEP 47	STEP 48	STEP 49	STEP 50	STEP 51	STEP 52	STEP 53	STEP 54	STEP 55	STEP 56	STEP 57	STEP 58	STEP 59	STEP 60	STEP 61	STEP 62	STEP 63	STEP 64	STEP 65	STEP 66	STEP 67	STEP 68	STEP 69	STEP 70	STEP 71	STEP 72	STEP 73	STEP 74	STEP 75	STEP 76	STEP 77	STEP 78	STEP 79	STEP 80	STEP 81	STEP 82	STEP 83	STEP 84	STEP 85	STEP 86	STEP 87	STEP 88	STEP 89	STEP 90	STEP 91	STEP 92	STEP 93	STEP 94	STEP 95	STEP 96	STEP 97	STEP 98	STEP 99	STEP 100	STEP 101	STEP 102	STEP 103	STEP 104	STEP 105	STEP 106	STEP 107	STEP 108	STEP 109	STEP 110	STEP 111	STEP 112	STEP 113	STEP 114	STEP 115	STEP 116	STEP 117	STEP 118	STEP 119	STEP 120	STEP 121	STEP 122	STEP 123	STEP 124	STEP 125	STEP 126	STEP 127	STEP 128	STEP 129	STEP 130	STEP 131	STEP 132	STEP 133	STEP 134	STEP 135	STEP 136	STEP 137	STEP 138	STEP 139	STEP 140	STEP 141	STEP 142	STEP 143	STEP 144	STEP 145	STEP 146	STEP 147	STEP 148	STEP 149	STEP 150	STEP 151	STEP 152	STEP 153	STEP 154	STEP 155	STEP 156	STEP 157	STEP 158	STEP 159	STEP 160	STEP 161	STEP 162	STEP 163	STEP 164	STEP 165	STEP 166	STEP 167	STEP 168	STEP 169	STEP 170	STEP 171	STEP 172	STEP 173	STEP 174	STEP 175	STEP 176	STEP 177	STEP 178	STEP 179	STEP 180	STEP 181	STEP 182	STEP 183	STEP 184	STEP 185	STEP 186	STEP 187	STEP 188	STEP 189	STEP 190	STEP 191	STEP 192	STEP 193	STEP 194	STEP 195	STEP 196	STEP 197	STEP 198	STEP 199	STEP 200	STEP 201	STEP 202	STEP 203	STEP 204	STEP 205	STEP 206	STEP 207	STEP 208	STEP 209	STEP 210	STEP 211	STEP 212	STEP 213	STEP 214	STEP 215	STEP 216	STEP 217	STEP 218	STEP 219	STEP 220	STEP 221	STEP 222	STEP 223	STEP 224	STEP 225	STEP 226	STEP 227	STEP 228	STEP 229	STEP 230	STEP 231	STEP 232	STEP 233	STEP 234	STEP 235	STEP 236	STEP 237	STEP 238	STEP 239	STEP 240	STEP 241	STEP 242	STEP 243	STEP 244	STEP 245	STEP 246	STEP 247	STEP 248	STEP 249	STEP 250	STEP 251	STEP 252	STEP 253	STEP 254	STEP 255	STEP 256	STEP 257	STEP 258	STEP 259	STEP 260	STEP 261	STEP 262	STEP 263	STEP 264	STEP 265	STEP 266	STEP 267	STEP 268	STEP 269	STEP 270	STEP 271	STEP 272	STEP 273	STEP 274	STEP 275	STEP 276	STEP 277	STEP 278	STEP 279	STEP 280	STEP 281	STEP 282	STEP 283	STEP 284	STEP 285	STEP 286	STEP 287	STEP 288	STEP 289	STEP 290	STEP 291	STEP 292	STEP 293	STEP 294	STEP 295	STEP 296	STEP 297	STEP 298	STEP 299	STEP 300	STEP 301	STEP 302	STEP 303	STEP 304	STEP 305	STEP 306	STEP 307	STEP 308	STEP 309	STEP 310	STEP 311	STEP 312	STEP 313	STEP 314	STEP 315	STEP 316	STEP 317	STEP 318	STEP 319	STEP 320	STEP 321	STEP 322	STEP 323	STEP 324	STEP 325	STEP 326	STEP 327	STEP 328	STEP 329	STEP 330	STEP 331	STEP 332	STEP 333	STEP 334	STEP 335	STEP 336	STEP 337	STEP 338	STEP 339	STEP 340	STEP 341	STEP 342	STEP 343	STEP 344	STEP 345	STEP 346	STEP 347	STEP 348	STEP 349	STEP 350	STEP 351	STEP 352	STEP 353	STEP 354	STEP 355	STEP 356	STEP 357	STEP 358	STEP 359	STEP 360	STEP 361	STEP 362	STEP 363	STEP 364	STEP 365	STEP 366	STEP 367	STEP 368	STEP 369	STEP 370	STEP 371	STEP 372	STEP 373	STEP 374	STEP 375	STEP 376	STEP 377	STEP 378	STEP 379	STEP 380	STEP 381	STEP 382	STEP 383	STEP 384	STEP 385	STEP 386	STEP 387	STEP 388	STEP 389	STEP 390	STEP 391	STEP 392	STEP 393	STEP 394	STEP 395	STEP 396	STEP 397	STEP 398	STEP 399	STEP 400	STEP 401	STEP 402	STEP 403	STEP 404	STEP 405	STEP 406	STEP 407	STEP 408	STEP 409	STEP 410	STEP 411	STEP 412	STEP 413	STEP 414	STEP 415	STEP 416	STEP 417	STEP 418	STEP 419	STEP 420	STEP 421	STEP 422	STEP 423	STEP 424	STEP 425	STEP 426	STEP 427	STEP 428	STEP 429	STEP 430	STEP 431	STEP 432	STEP 433	STEP 434	STEP 435	STEP 436	STEP 437	STEP 438	STEP 439	STEP 440	STEP 441	STEP 442	STEP 443	STEP 444	STEP 445	STEP 446	STEP 447	STEP 448	STEP 449	STEP 450	STEP 451	STEP 452	STEP 453	STEP 454	STEP 455	STEP 456	STEP 457	STEP 458	STEP 459	STEP 460	STEP 461	STEP 462	STEP 463	STEP 464	STEP 465	STEP 466	STEP 467	STEP 468	STEP 469	STEP 470	STEP 471	STEP 472	STEP 473	STEP 474	STEP 475	STEP 476	STEP 477	STEP 478	STEP 479	STEP 480	STEP 481	STEP 482	STEP 483	STEP 484	STEP 485	STEP 486	STEP 487	STEP 488	STEP 489	STEP 490	STEP 491	STEP 492	STEP 493	STEP 494	STEP 495	STEP 496	STEP 497	STEP 498	STEP 499	STEP 500	STEP 501	STEP 502	STEP 503	STEP 504	STEP 505	STEP 506	STEP 507	STEP 508	STEP 509	STEP 510	STEP 511	STEP 512	STEP 513	STEP 514	STEP 515	STEP 516	STEP 517	STEP 518	STEP 519	STEP 520	STEP 521	STEP 522	STEP 523	STEP 524	STEP 525	STEP 526	STEP 527	STEP 528	STEP 529	STEP 530	STEP 531	STEP 532	STEP 533	STEP 534	STEP 535	STEP 536	STEP 537	STEP 538	STEP 539	STEP 540	STEP 541	STEP 542	STEP 543	STEP 544	STEP 545	STEP 546	STEP 547	STEP 548	STEP 549	STEP 550	STEP 551	STEP 552	STEP 553	STEP 554	STEP 555	STEP 556	STEP 557	STEP 558	STEP 559	STEP 560	STEP 561	STEP 562	STEP 563	STEP 564	STEP 565	STEP 566	STEP 567	STEP 568	STEP 569	STEP 570	STEP 571	STEP 572	STEP 573	STEP 574	STEP 575	STEP 576	STEP 577	STEP 578	STEP 579	STEP 580	STEP 581	STEP 582	STEP 583	STEP 584	STEP 585	STEP 586	STEP 587	STEP 588	STEP 589	STEP 590	STEP 591	STEP 592	STEP 593	STEP 594	STEP 595	STEP 596	STEP 597	STEP 598	STEP 599	STEP 600	STEP 601	STEP 602	STEP 603	STEP 604	STEP 605	STEP 606	STEP 607	STEP 608	STEP 609	STEP 610	STEP 611	STEP 612	STEP 613	STEP 614	STEP 615	STEP 616	STEP 617	STEP 618	STEP 619	STEP 620	STEP 621	STEP 622	STEP 623	STEP 624	STEP 625	STEP 626	STEP 627	STEP 628	STEP 629	STEP 630	STEP 631	STEP 632	STEP 633	STEP 634	STEP 635	STEP 636	STEP 637	STEP 638	STEP 639	STEP 640	STEP 641	STEP 642	STEP 643	STEP 644	STEP 645	STEP 646	STEP 647	STEP 648	STEP 649	STEP 650	STEP 651	STEP 652	STEP 653	STEP 654	STEP 655	STEP 656	STEP 657	STEP 658	STEP 659	STEP 660	STEP 661	STEP 662	STEP 663	STEP 664	STEP 665	STEP 666	STEP 667	STEP 668	STEP 669	STEP 670	STEP 671	STEP 672	STEP 673	STEP 674	STEP 675	STEP 676	STEP 677	STEP 678	STEP 679	STEP 680	STEP 681	STEP 682	STEP 683	STEP 684	STEP 685	STEP 686	STEP 687	STEP 688	STEP 689	STEP 690	STEP 691	STEP 692	STEP 693	STEP 694	STEP 695	STEP 696	STEP 697	STEP 698	STEP 699	STEP 700	STEP 701	STEP 702	STEP 703	STEP 704	STEP 705	STEP 706	STEP 707	STEP 708	STEP 709	STEP 710	STEP 711	STEP 712	STEP 713	STEP 714	STEP 715	STEP 716	STEP 717	STEP 718	STEP 719	STEP 720	STEP 721	STEP 722	STEP 723	STEP 724	STEP 725	STEP 726	STEP 727	STEP 728	STEP 729	STEP 730	STEP 731	STEP 732	STEP 733	STEP 734	STEP 735	STEP 736	STEP 737	STEP 738	STEP 739	STEP 740	STEP 741	STEP 742	STEP 743	STEP 744	STEP 745	STEP 746	STEP 747	STEP 748	STEP 749	STEP 750	STEP 751	STEP 752	STEP 753	STEP 754	STEP 755	STEP 756	STEP 757	STEP 758	STEP 759	STEP 760	STEP 761	STEP 762	STEP 763	STEP 764	STEP 765	STEP 766	STEP 767	STEP 768	STEP 769	STEP 770	STEP 771	STEP 772	STEP 773	STEP 774	STEP 775	STEP 776	STEP 777	STEP 778	STEP 779	STEP 780	STEP 781	STEP 782	STEP 783	STEP 784	STEP 785	STEP 786	STEP 787	STEP 788	STEP 789	STEP 790	STEP 791	STEP 792	STEP 793	STEP 794	STEP 795
----	----	------	----	----------------	------	---------------------	--	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉


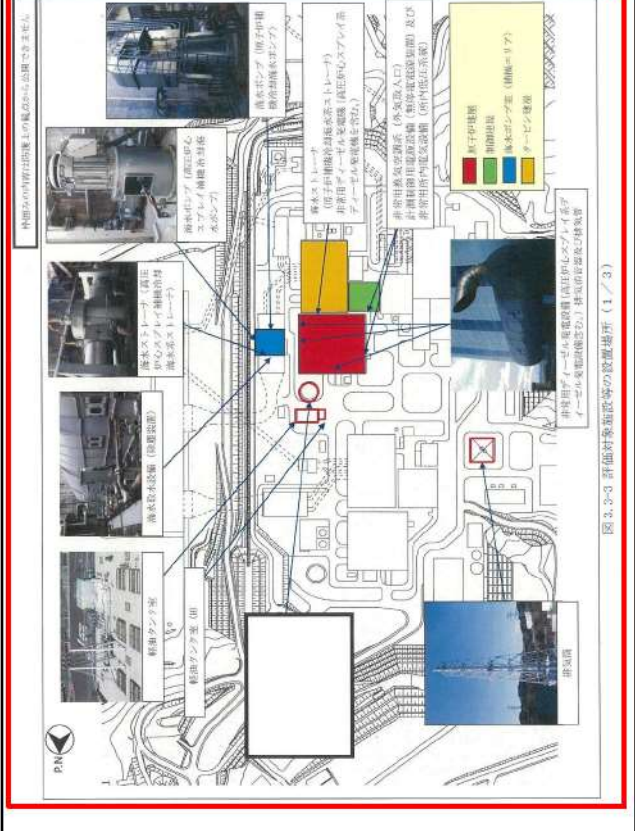
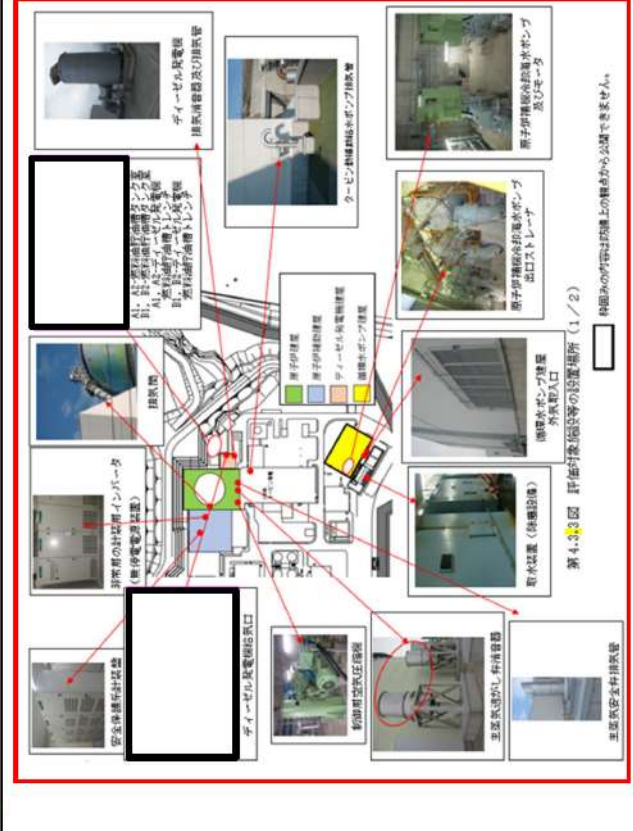
相違理由

第4.3.2表 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設の抽出結果 (15/16)

区分	事象	評価	評価内容	対策	対策の優先度			対策の優先度	対策の優先度
					STEP1	STEP2	STEP3		
P-1	1 原子炉冷却材の供給が停止した場合の対応 2 原子炉冷却材の供給が停止した場合の対応	1 原子炉冷却材の供給が停止した場合の対応 2 原子炉冷却材の供給が停止した場合の対応	1 原子炉冷却材の供給が停止した場合の対応	1 原子炉冷却材の供給が停止した場合の対応	X	X	X	X	X
			2 原子炉冷却材の供給が停止した場合の対応	2 原子炉冷却材の供給が停止した場合の対応	X	X	X	X	X
P-2	1 原子炉冷却材の供給が停止した場合の対応 2 原子炉冷却材の供給が停止した場合の対応	1 原子炉冷却材の供給が停止した場合の対応 2 原子炉冷却材の供給が停止した場合の対応	1 原子炉冷却材の供給が停止した場合の対応	1 原子炉冷却材の供給が停止した場合の対応	X	X	X	X	X
			2 原子炉冷却材の供給が停止した場合の対応	2 原子炉冷却材の供給が停止した場合の対応	X	X	X	X	X

注: 1. 評価内容の抽出結果: STEP1は当該事象の発生時に発生する事象、STEP2は当該事象の発生時に発生する事象、STEP3は当該事象の発生時に発生する事象。
 2. 対策の優先度: STEP1は当該事象の発生時に発生する事象、STEP2は当該事象の発生時に発生する事象、STEP3は当該事象の発生時に発生する事象。
 3. 対策の優先度: STEP1は当該事象の発生時に発生する事象、STEP2は当該事象の発生時に発生する事象、STEP3は当該事象の発生時に発生する事象。

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図 1.3 防護対象施設(1/2)</p> <p>枠囲みの範囲は概略に係る事項ですので公開することはありません</p> 	<p>図 2.2-3 評価対象施設等の設置場所 (1/3)</p> 	<p>図 4.3.3 評価対象施設等の設置場所 (1/2)</p> 	<p>【大飯、女川】 設計方針の相違 ・設備の相違による評価対象施設の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.4 評価すべき影響因子の選定と評価手法</p> <p>(1) 直接的影響 火山灰による直接的な影響因子については、原子力発電所の構造物への静的負荷や化学的影響、粒子の衝突、水循環系の閉塞及びその内部における磨耗、換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的及び化学的影響、原子力発電所周辺の大気汚染等の影響が考えられるが、大飯発電所3、4号炉で想定される火山灰の条件を考慮し、表1.3に示す項目について評価を実施する。</p> <p>①構造物への静的負荷（降雨等の影響を含む） 建屋・構築物、屋外機器において、火山灰の堆積荷重として影響を考慮すべき要因である。火山灰の堆積を想定し、構造物の許容応力値以下であることを確認する。荷重条件としては、降雨・降雪を考慮し、湿潤状態の火山灰荷重と積雪荷重の組み合わせについて考慮する。なお、構造物の形状等により火山灰が堆積しにくい場合は、火山灰の影響はないと判断する。</p> <p>また、火山灰の降灰と設計基準事故が同時に発生する頻度は十分小さいことから、設計基準事故荷重と火山灰による荷重との組合せは考慮しない。</p> <p>仮に、防護対象施設への影響が小さく発生頻度が高い少量の火山灰の降灰と設計基準事故が同時に発生する場合、防護対象施設のうち設計基準事故時荷重が生じる施設としては動的機器である海水ポンプが考えられるが、設計基準事故時においても海水ポンプの圧力、温度が変わらず、機械的荷重が変化することはないため、設計基準事故時に生じる荷重の組合せは考慮しない。</p>	<p>3.4 降下火砕物による影響の選定 降下火砕物の特徴及び評価対象施設等の構造や設置状況等を考慮して、降下火砕物が直接及ぼす影響（以下「直接的影響」という。）とそれ以外の影響（以下「間接的影響」という。）を選定する。</p> <p>3.4.1 降下火砕物の特徴 各種文献の調査結果より、降下火砕物は以下の特徴を有する。 (1) 火山ガラス片、鉱物結晶片から成る。ただし、火山ガラス片は砂よりもろく硬度は低く、主要な鉱物結晶片の硬度は砂と同等、又はそれ以下である。 (2) 硫酸等を含む腐食性のガス（以下「腐食性ガス」という。）が付着している。ただし、金属腐食研究の結果より、直ちに金属腐食を生じさせることはない。 (3) 水に濡れると導電性を生じる。 (4) 湿った降下火砕物は乾燥すると固結する。 (5) 降下火砕物粒子の融点は約1,000℃であり、一般的な砂に比べ低い。 （補足資料－2, 3, 8, 19）</p> <p>3.4.2 直接的影響 降下火砕物の特徴から直接的影響の要因となる荷重、閉塞、摩耗、腐食、大気汚染、水質汚染及び絶縁影響を抽出し、評価対象施設等の構造や設置状況等を考慮して直接的な影響因子を以下のとおり選定する。なお、女川原子力発電所2号炉で想定される降下火砕物の条件を考慮し、表3.4.2-1に示す項目について評価を実施する。</p> <p>(1) 直接的影響の要因の選定と評価手法 (a) 荷重 「荷重」について考慮すべき影響因子は、建屋及び屋外施設の上に堆積し静的な負荷を与える「構造物への静的負荷」、並びに建屋及び屋外施設に対し降灰時に衝撃を与える「粒子の衝突」である。 粒子の衝突による影響については、「外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）」に包絡される。</p>	<p>4.4 降下火砕物による影響の選定 降下火砕物の特徴、評価対象施設等の構造や設置状況等を考慮して、降下火砕物が直接及ぼす影響（以下「直接的影響」という。）とそれ以外の影響（以下「間接的影響」という。）を選定する。</p> <p>4.4.1 降下火砕物の特徴 各種文献の調査結果より、降下火砕物は以下の特徴を有する。 (1) 火山ガラス片、鉱物結晶片から成る。ただし、火山ガラス片は砂よりもろく硬度は低く、主要な鉱物結晶片の硬度は砂と同等、又はそれ以下である。 (2) 硫酸等を含む腐食性のガス（以下「腐食性ガス」という。）が付着している。ただし、金属腐食研究の結果より、直ちに金属腐食を生じさせることはない。 (3) 水に濡れると導電性を生じる。 (4) 湿った降下火砕物は乾燥すると固結する。 (5) 降下火砕物粒子の融点は約1,000℃であり、一般的な砂に比べ低い。 （補足資料－2, 3, 8, 19）</p> <p>4.4.2 直接的影響 降下火砕物の特徴から直接的影響の要因となる荷重、閉塞、摩耗、腐食、大気汚染、水質汚染及び絶縁影響を抽出し、評価対象施設等の構造や設置状況等を考慮して直接的な影響因子を以下のとおり選定する。なお、泊発電所3号炉で想定される降下火砕物の条件を考慮し、第4.4.2.1表に示す項目について評価を実施する。</p> <p>(1) 直接的影響の要因の選定と評価手法 (a) 荷重 「荷重」について考慮すべき影響因子は、建屋及び屋外施設の上に堆積し静的な負荷を与える「構造物への静的負荷」、並びに建屋及び屋外施設に対し降灰時に衝撃を与える「粒子の衝突」である。 粒子の衝突による影響については、「外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）」に包絡される。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯、女川】プラント名称の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(比較のため、6(火山)-別添1-36ページより再掲)</p> <p>③粒子の衝突 想定する火山灰は微小な粒子であり重量も小さく（粒径約1mm以下、密度1.5g/cm³）、竜巻の影響評価にて包絡されることから、衝突により建屋・構築物、屋外機器に影響を与える可能性はなく、個別の評価は不要である。</p> <p>(比較のため、6(火山)-別添1-37ページより再掲)</p> <p>④水循環系の閉塞 火山灰が内部流体中に混入する可能性を検討し、海水系のような混入の可能性がある機器の狭隘部に対して、火山灰の粒径との関係から流路閉塞の可能性を評価する。 また、必要に応じて、海水を供給し</p> <p>(比較のため、6(火山)-別添1-37ページより再掲)</p> <p>⑦換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（降雨等の影響を含む） 屋外設備、屋外に開口部を有する設備について、屋外に連通する開口部の形状等から、火山灰が侵入する可能性と侵入した場合の影響を評価する。 換気空調設備については、フィルタが清掃又は取替可能な構造となっていること、また閉塞の有無を点検できることを確認する。 さらに、必要に応じて換気系からの給気を供給している範囲への影響についても考慮する。</p> <p>(比較のため、6(火山)-別添1-37ページより再掲)</p> <p>⑤水循環系の内部における磨耗 水循環系において最も磨耗の影響を受けやすい箇所はライニングが施されていない各冷却器の伝熱管と考えられるが、プラントの運用期間中において海水取水中に含まれる砂等の磨耗によるトラブルは発生していないこと、また火山灰は砂等に比べて破砕し易く^{*1}硬度が小さい^{*2}ことから、火山灰粒子による磨耗が設備に影響を与える可能性は小さいため、個別の評価は不要である。</p> <p>※1 武若耕司（2004）：シラスコンクリートの特徴とその実用化の現状、コンクリート工学，vol.42，No.3，p.38-47 ※2 恒松修二・井上耕三・松田広作（1976）：シラスを主原料とする結晶化ガラス，産業協会誌84[6]，p.32-40</p> <p>②建造物の化学的影響（腐食） 建屋・構築物、屋外機器について、火山灰が付着接触し、火山灰から溶出した成分によって腐食が発生しないことを機器表面の塗装の有無等によって評価する。</p>	<p>(b) 閉塞 「閉塞」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物を含む海水が流路の狭隘部等を閉塞させる「水循環系の閉塞」、及び降下火砕物を含む空気が機器の狭隘部や換気系の流路を閉塞させる「換気系、電気系及び計測制御系の機械的影響（閉塞）」である。</p> <p>(c) 摩耗 「摩耗」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物を含む海水が流路に接触することにより配管等を摩耗させる「水循環系の内部における摩耗」、並びに降下火砕物を含む空気が動的機器の摺動部に侵入し摩耗させる「換気系、電気系及び計測制御系の機械的影響（摩耗）」である。</p> <p>(d) 腐食 「腐食」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物に付着した腐食性ガスにより建屋及び屋外施設の外面を腐食させる「構築物への化学的影響（腐食）」、換気系、電気系及び計測制御系において降下火砕物を含む空気の流路等を腐食させる「換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食）」、及び海水に溶出した腐食性成分により海水管等を腐食させる「水循環系の化学的影響（腐食）」である。</p>	<p>(b) 閉塞 「閉塞」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物を含む海水が流路の狭隘部等を閉塞させる「水循環系の閉塞」、及び降下火砕物を含む空気が機器の狭隘部や換気系の流路を閉塞させる「換気系、電気系及び計測制御系の機械的影響（閉塞）」である。</p> <p>(c) 摩耗 「摩耗」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物を含む海水が流路に接触することにより配管等を摩耗させる「水循環系の内部における摩耗」、並びに降下火砕物を含む空気が動的機器の摺動部に侵入し摩耗させる「換気系、電気系及び計測制御系の機械的影響（摩耗）」である。</p> <p>(d) 腐食 「腐食」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物に付着した腐食性ガスにより建屋及び屋外施設の外面を腐食させる「構築物への化学的影響（腐食）」、換気系、電気系及び計測制御系において降下火砕物を含む空気の流路等を腐食させる「換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食）」、及び海水に溶出した腐食性成分により海水管等を腐食させる「水循環系の化学的影響（腐食）」である。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 （女川、泊との比較のため、6(火山)-別添1-36ページより再掲）</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 （女川、泊との比較のため、6(火山)-別添1-37ページより再掲）</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 （女川、泊との比較のため、6(火山)-別添1-37ページより再掲）</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 （女川、泊との比較のため、6(火山)-別添1-37ページより再掲）</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(比較のため、6(火山)-別添1-37ページより再掲)</p> <p>⑥水循環系の化学的影響（腐食） 火山灰成分が海水中に溶出した場合に懸念される化学的影響（腐食）について、短期的に影響がないことを防汚塗装の有無等により評価する。 また、必要に応じて、海水を供給している下流の設備への影響についても考慮する。</p> <p>(比較のため、6(火山)-別添1-37ページより再掲)</p> <p>⑧換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響（腐食） 屋外設備について、火山灰の付着に伴う腐食により、その機能に影響がないことを塗装の有無等によって評価する。</p> <p>(比較のため、6(火山)-別添1-38ページより再掲)</p> <p>⑨発電所周辺の大気汚染 汚染された大気が換気空調系を通じて中央制御室に侵入し、居住性に影響を与えないことを確認する。</p> <p>(比較のため、6(火山)-別添1-38ページより再掲)</p> <p>⑩水質汚染（給水の汚染） 発電所では純水装置により水処理した給水を使用しており、火山灰の影響を受ける可能性のある海水や淡水を直接給水として使用していない。また、給水は水質管理を行っており、給水の汚染が設備に影響を与える可能性はないことから、個別の評価は不要である。</p> <p>(比較のため、6(火山)-別添1-38ページより再掲)</p> <p>⑪絶縁低下 大飯発電所の開閉所は、ガス絶縁開閉装置を使用しており、開閉装置本体に充電露出部はない。また、開閉装置の送電線側は、送電線引出ブッシングを経て碍子により支持している送電線路となっているが、降灰時には巡視を強化し、必要により碍子洗浄装置により洗浄を実施する等の対応が可能である。さらに、絶縁破壊により外部電源が喪失した場合でも非常用発電機等により電源の供給が可能であることから、個別の評価は不要である。 なお、屋内の施設であっても、屋内の空気を取り込む機構を有する計装盤については、影響がないことを確認する。</p> <p>(比較のため、6(火山)-別添1-35ページに記載)</p> <p>⑬粒子の衝突 想定する火山灰は微小な粒子であり重量も小さく（粒径約1mm以下、密度1.5g/cm³）、竜巻の影響評価にて包絡されることから、衝突により建屋・構築物、屋外機器に影響を与える可能性はなく、個別の評価は不要である。</p>	<p>(e) 大気汚染 「大気汚染」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物により汚染された発電所周辺の大気が運転員の常駐する中央制御室内に侵入することによる居住性の劣化、並びに降下火砕物の除去、屋外施設の点検等、屋外における作業環境を劣化させる「発電所周辺の大気汚染」である。</p> <p>(f) 水質汚染 「水質汚染」については、給水源である河川水に降下火砕物が混入することによる汚染が考えられるが、発電所では給水処理設備により水処理した給水を使用しており、降下火砕物の影響を受けた河川水を直接給水として使用しないこと、また水質管理を行っていることから、安全施設の安全機能には影響しない。 (補足資料-14)</p> <p>(g) 絶縁影響 「絶縁影響」について考慮すべき影響因子は、湿った降下火砕物が電気系及び計測制御系絶縁部に導電性を生じさせることによる盤の「絶縁低下」である。</p>	<p>(e) 大気汚染 「大気汚染」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物により汚染された発電所周辺の大気が運転員の常駐する中央制御室内に侵入することによる居住性の劣化、並びに降下火砕物の除去、屋外施設の点検等、屋外における作業環境を劣化させる「発電所周辺の大気汚染」である。</p> <p>(f) 水質汚染 「水質汚染」については、給水源である海水に降下火砕物が混入することによる汚染が考えられるが、発電所では給水処理設備により水処理した給水を使用しており、降下火砕物の影響を受けた海水を直接給水として使用しないこと、また水質管理を行っていることから、安全施設の安全機能には影響しない。 (補足資料-14)</p> <p>(g) 絶縁影響 「絶縁影響」について考慮すべき影響因子は、湿った降下火砕物が電気系及び計測制御系絶縁部に導電性を生じさせることによる盤の「絶縁低下」である。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊との比較のため、6(火山)-別添1-37ページより再掲)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊との比較のため、6(火山)-別添1-37ページより再掲)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊との比較のため、6(火山)-別添1-38ページより再掲)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊との比較のため、6(火山)-別添1-38ページより再掲)</p> <p>【大飯、女川】設計方針の相違 ・給水源の相違。ただし、水処理した給水を使用する点は同じ</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊との比較のため、6(火山)-別添1-38ページより再掲)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊との比較のため、6(火山)-別添1-35ページに記載)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(比較のため、6(火山)-別添1-35ページに記載)</p> <p>④水循環系の閉塞 火山灰が内部流体中に混入する可能性を検討し、海水系のような混入の可能性のある機器の狭隘部に対して、火山灰の粒径との関係から流路閉塞の可能性を評価する。 また、必要に応じて、海水を供給している下流の設備への影響についても考慮する。</p> <p>(比較のため、6(火山)-別添1-35ページに記載)</p> <p>⑤水循環系の内部における磨耗 水循環系において最も磨耗の影響を受けやすい箇所はライニングが施されていない各冷却器の伝熱管と考えられるが、プラントの運用期間中において海水取水中に含まれる砂等の磨耗によるトラブルは発生していないこと、また火山灰は砂等に比べて破碎し易く*1硬度が小さい*2ことから、火山灰粒子による磨耗が設備に影響を与える可能性は小さいため、個別の評価は不要である。</p> <p>※1 武若耕司(2004):シラスコンクリートの特徴とその実用化の現状,コンクリート工学,vol.42, No.3, p.38-47 ※2 恒松修二・井上耕三・松田応作(1976):シラスを主原料とする結晶化ガラス,電業協会誌84[6], p.32-40</p> <p>(比較のため、6(火山)-別添1-36ページに記載)</p> <p>⑥水循環系の化学的影響(腐食) 火山灰成分が海水中に溶出した場合に懸念される化学的影響(腐食)について、短期的に影響がないことを防汚塗装の有無等により評価する。 また、必要に応じて、海水を供給している下流の設備への影響についても考慮する。</p> <p>(比較のため、6(火山)-別添1-35ページに記載)</p> <p>⑦換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(降雨等の影響を含む) 屋外設備、屋外に開口部を有する設備について、屋外に連通する開口部の形状等から、火山灰が侵入する可能性と侵入した場合の影響を評価する。 換気空調設備については、フィルタが清掃又は取替可能な構造となっていること、また閉塞の有無を点検できることを確認する。 さらに、必要に応じて換気系からの給気を供給している範囲への影響についても考慮する。</p> <p>(比較のため、6(火山)-別添1-36ページに記載)</p> <p>⑧換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響(腐食) 屋外設備について、火山灰の付着に伴う腐食により、その機能に影響がないことを塗装の有無等によって評価する。</p>			<p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊との比較のため、6(火山)-別添1-35ページに記載)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊との比較のため、6(火山)-別添1-35ページに記載)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊との比較のため、6(火山)-別添1-36ページに記載)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊との比較のため、6(火山)-別添1-35ページに記載)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊との比較のため、6(火山)-別添1-36ページに記載)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(比較のため、6(火山)-別添1-36ページに記載)</p> <p>⑨発電所周辺の大気汚染 汚染された大気が換気空調系を通じて中央制御室に侵入し、居住性に影響を与えないことを確認する。</p> <p>(比較のため、6(火山)-別添1-36ページに記載)</p> <p>⑩水質汚染（給水の汚染） 発電所では純水装置により水処理した給水を使用しており、火山灰の影響を受ける可能性のある海水や淡水を直接給水として使用していない。また、給水は水質管理を行っており、給水の汚染が設備に影響を与える可能性はないことから、個別の評価は不要である。</p> <p>(比較のため、6(火山)-別添1-36ページに記載)</p> <p>⑪絶縁低下 大飯発電所の開閉所は、ガス絶縁開閉装置を使用しており、開閉装置本体に充電露出部はない。また、開閉装置の送電線側は、送電線引出ブッシングを経て碍子により支持している送電線路となっているが、降灰時には巡視を強化し、必要により碍子洗浄装置により洗浄を実施する等の対応が可能である。さらに、絶縁破壊により外部電源が喪失した場合でも非常用発電機等により電源の供給が可能であることから、個別の評価は不要である。 なお、屋内の施設であっても、屋内の空気を取り込む機構を有する計装盤については、影響がないことを確認する。</p>			<p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 （女川、泊との比較のため、6(火山)-別添1-36ページに記載）</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 （女川、泊との比較のため、6(火山)-別添1-36ページに記載）</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 （女川、泊との比較のため、6(火山)-別添1-36ページに記載）</p>

表 1.3 直接的影響因子の選定結果

影響を与える可能性のある因子	選定結果	詳細検討すべき因子
構造物への静的負荷 (降雨等の影響を含む)	断層帯において火山灰による堆積荷重として影響を考慮すべき因子である。また、降雨、積雪などにより水を含むことにより負荷が増大するため、定期的には影響を考慮する。	○
構造物への化学的影響 (腐食)	屋外設備において影響を考慮すべき因子である。短期的には影響がないことを確認する。	○
粒子の衝突	発電所に到達する火山灰は微小な粒子であり、衝突荷重により腐食に影響を与える可能性は小さい。	-
水循環系の閉塞	海水中に漂う火山灰については取水する可能性はあるが、海水系において影響を考慮すべき因子であり、其の設備等における閉塞の影響を考慮する。また、必要に応じて、海水を供給している下流の設備についても考慮する。	○
水循環系の内部における摩耗	水循環系において最も磨耗の影響を受けやすい箇所はライニングが施されていない管や配管の石炭管と考えられるが、プラントの使用期間中において海水取水に含まれる砂等の磨耗によるトラブルは発生していない。火山灰は、砂等と比べて粒径が大きい、硬い。小さい。火山灰粒子による磨耗は配管に発生する可能性は小さい。	○
水循環系の化学的影響 (腐食)	海水系において影響を考慮すべき因子であり、火山灰成分が海水中に溶出した場合に懸念される腐食について定期的に影響がないことを確認する。また、必要に応じて、海水を供給している下流の設備についても考慮する。	○
換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響 (降雨等の影響を含む)	屋外設備等において影響を考慮すべき因子である。なお、短期的には影響がないことを確認する。なお、必要に応じて、換気系の給気を提供している範囲についても考慮する。	○
換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響 (腐食)	水質を取り入れている換気室配管系において影響を考慮すべき因子である。発電所では、火山灰の影響を受ける可能性のある海水や淡水を給気として直接使用しておらず、水質管理も付していることから、給水の腐食が設備に影響を与える可能性はない。海水を供給している下流の設備についても考慮する。	○
水質汚染 (給水の汚染)	耐食性のある材料の使用や塗装の実施等によって、腐食による影響がないことを評価する。	○
絶縁低下	屋外施設等において影響を考慮すべき要因である。なお、必要に応じて、換気系の給気を提供している範囲についても考慮する。	○
換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響 (摩耗・閉塞)	屋外施設等において影響を考慮すべき要因である。なお、必要に応じて、換気系の給気を提供している範囲についても考慮する。	○
換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響 (腐食)	運転員が常時滞在する中央制御室における居住性を評価する。	○
発電所周辺の大気汚染	発電所では給水処理設備により水処理した給水を使用しており、降下火砕物の影響を受けられる可能性は低い。また、給水は水質管理を行っており、給水の汚染が設備に影響を与える可能性はない(補足資料-14)。	-
水質汚染	屋内の施設であっても、屋内の空気を取り込む機構を有する電源室については、影響がないことを評価する。	○
絶縁低下		○

※1 武若隼司(2004) シラヌスコンクリートの劣化の現状、コンクリート工学、vol.42、No.3、p.38-47
 ※2 恒松修二・井上真三・松田正作(1976) シラヌスを主原料とする塩化カルシウム系コンクリートの劣化の現状、コンクリート工学、vol.42、No.3、p.38-47

表 3.4.2-1 降下火砕物が設備に影響を与える可能性のある因子

影響を与える可能性のある因子	評価方法	詳細検討すべきもの
構造物への静的負荷	屋外の構造物において降下火砕物堆積荷重による影響を評価する。なお、荷重条件は水を含んだ場合の負荷が大きくなるため、降雨条件及び積雪との重畳を考慮する。	○
構造物への化学的影響 (腐食)	屋外施設は外装の塗装等や金属材料の使用によって、短期での腐食の上昇の影響が小さいことを評価する。	○
粒子の衝突	降下火砕物は微小な粒子であり、「外部からの衝撃による損傷の防止(電差)」で設定している設計飛来物の衝突に包絡されることを確認していることから、詳細評価は不要。	-
水循環系の閉塞	海水中に漂う降下火砕物の滞留等における閉塞の影響を評価する。また、必要に応じて、海水を供給している下流の設備への影響についても考慮する。	○
水循環系の内部における摩耗	海水中に漂う降下火砕物による設備内部の摩耗の影響を評価する。また、必要に応じて、海水を供給している下流の設備への影響についても考慮する。	○
水循環系の化学的影響 (腐食)	耐食性のある材料の使用や塗装の実施等によって、腐食による影響がないことを評価する。	○
換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響 (摩耗・閉塞)	屋外施設等において影響を考慮すべき要因である。なお、必要に応じて、換気系の給気を提供している範囲についても考慮する。	○
換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響 (腐食)	屋外施設等において影響を考慮すべき要因である。なお、必要に応じて、換気系の給気を提供している範囲についても考慮する。	○
発電所周辺の大気汚染	運転員が常時滞在する中央制御室における居住性を評価する。	○
水質汚染	発電所では給水処理設備により水処理した給水を使用しており、降下火砕物の影響を受けられる可能性は低い。また、給水は水質管理を行っており、給水の汚染が設備に影響を与える可能性はない(補足資料-14)。	-
絶縁低下	屋内の施設であっても、屋内の空気を取り込む機構を有する電源室については、影響がないことを評価する。	○

3.4.3 間接的影響

降下火砕物によって発電所に間接的な影響を及ぼす因子は、湿った降下火砕物が送電線の碍子、開閉所の充電露出部等に付着し絶縁低下を生じさせることによる広範囲にわたる送電網の損傷に伴う「外部電源喪失」、及び降下火砕物が道路に堆積することによる交通の途絶に伴う「アクセス制限」である。

第 4.4.2 表 降下火砕物が設備に影響を与える可能性のある因子

影響を与える可能性のある因子	評価方法	詳細検討すべきもの
構造物への静的負荷	屋外の構造物において降下火砕物堆積荷重による影響を評価する。なお、荷重条件は水を含んだ場合の負荷が大きくなるため、降雨条件及び積雪との重畳を考慮する。	○
構造物への化学的影響 (腐食)	屋外施設は外装の塗装等や金属材料の使用によって、短期での腐食の上昇の影響が小さいことを評価する。	○
粒子の衝突	降下火砕物は微小な粒子であり、「外部からの衝撃による損傷の防止(電差)」で設定している設計飛来物の衝突に包絡されることを確認していることから、詳細評価は不要。	-
水循環系の閉塞	海水中に漂う降下火砕物の滞留等における閉塞の影響を評価する。また、必要に応じて、海水を供給している下流の設備への影響についても考慮する。	○
水循環系の内部における摩耗	海水中に漂う降下火砕物による設備内部の摩耗の影響を評価する。また、必要に応じて、海水を供給している下流の設備への影響についても考慮する。	○
水循環系の化学的影響 (腐食)	耐食性のある材料の使用や塗装の実施等によって、腐食による影響がないことを評価する。	○
換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響 (摩耗・閉塞)	屋外施設等において影響を考慮すべき要因である。なお、必要に応じて、換気系の給気を提供している範囲についても考慮する。	○
換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響 (腐食)	屋外施設等において影響を考慮すべき要因である。なお、必要に応じて、換気系の給気を提供している範囲についても考慮する。	○
発電所周辺の大気汚染	運転員が常時滞在する中央制御室における居住性を評価する。	○
水質汚染	発電所では給水処理設備により水処理した給水を使用しており、降下火砕物の影響を受けられる可能性は低い。また、給水は水質管理を行っており、給水の汚染が設備に影響を与える可能性はない(補足資料-13)。	-
絶縁低下	屋内の施設であっても、屋内の空気を取り込む機構を有する電源室については、影響がないことを評価する。	○

4.4.3 間接的影響

降下火砕物によって発電所に間接的な影響を及ぼす因子は、湿った降下火砕物が送電線の碍子、開閉所の充電露出部等に付着し絶縁低下を生じさせることによる広範囲にわたる送電網の損傷に伴う「外部電源喪失」、及び降下火砕物が道路に堆積することによる交通の途絶に伴う「アクセス制限」である。

(2) 間接的影響

火山灰は広範囲に及ぶことから、広範囲に亘る送電網の損傷による長期の外部電源喪失の可能性、原子力発電所へのアクセス制限事象が発生する可能性も考慮し、間接的影響を評価する。

【大版】記載方針の相違
 ・女川審査実績の反映
 【大版】設計方針の相違
 ・大版は降下火砕物の硬度が小さいため摩耗の影響はなく評価対象外としているが、女川、泊は立地地域の降下火砕物の特性を踏まえ、硬度を確認し、評価を行うこととした

【女川】設計方針の相違
 ・評価対象機器の相違

【女川】設計方針の相違
 ・給水源の相違

【大版】記載表現の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.5 各防護対象施設の評価すべき影響因子の選定</p> <p>評価すべき影響因子については、各防護対象施設ごとにそれぞれ異なるため、火山灰が影響を与える防護対象施設と影響因子の組合せを表1.4に整理し、各防護対象施設の特性（構造や設置状況等）を踏まえて評価に必要な影響因子を選定する。</p>	<p>3.4.4 評価対象施設等に対する影響因子の選定</p> <p>評価すべき直接的影響の要因については、その内容によりすべての評価対象施設等に対して評価する必要がない項目もあることから、各評価対象施設等と評価すべき直接的影響の要因について整理し、評価対象施設等の特性を踏まえて必要な評価項目を表3.4.4-1のとおり選定した。</p> <p>3.5 設計荷重の設定</p> <p>設計荷重は、以下のとおり設定する。</p> <p>(1) 評価対象施設等に常時作用する荷重、運転時荷重</p> <p>評価対象施設等に作用する荷重として、自重等の常時作用する荷重、内圧等の運転時荷重であり、降下火砕物との荷重と適切に組み合わせる。</p> <p>(2) 設計基準事故時荷重</p> <p>評価対象施設等は、当該評価対象施設等に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該評価対象施設等に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して、適切に組み合わせる設計する。</p> <p>評価対象施設等は、降下火砕物によって安全機能を損なわない設計とするため、降下火砕物の影響が原子炉冷却材喪失事故等の設計基準事故の起因とはならないことから、設計基準事故とは独立事象であり、因果関係はない。時間的変化の観点からは、事故の影響が長期に及ぶことが考えられる設計基準事故である原子炉冷却材喪失の発生頻度は小さく、また、評価対象施設等に大きな影響を及ぼす降下火砕物の発生頻度も小さいことから、降下火砕物と設計基準事故が同時に発生する頻度は十分小さい。よって設計基準事故時荷重と降下火砕物の荷重を組み合わせる必要はなく、降下火砕物により評価対象施設等に作用する衝撃による応力評価と変わらない。</p> <p>また、降下火砕物の影響が小さく発生頻度が高い火山事象と設計基準事故が同時に発生する場合、評価対象施設等のうち設計基準事故時荷重が生じ、降下火砕物の影響を受ける屋外施設としては原子炉補機冷却海水ポンプ等が考えられるが、設計基準事故時においても原子炉補機冷却海水ポンプ等の圧力及び温度は変わらないため、設計基準事故により考慮すべき荷重はなく、降下火砕物による荷重と設計基準事故時荷重を組み合わせる必要はないため、降下火砕物により評価対象施設等に作用する衝撃による応力評価と変わらない。このため、降下火砕物の荷重と設計基準事故時荷重との組合せは考慮しない。</p> <p>(3) その他の自然現象の影響を考慮した荷重の組合せ</p> <p>降下火砕物と組合せを考慮すべき火山以外の自然現象は、荷重の影響において風（台風）及び積雪であり、降下火砕物との荷重と適切に組み合わせる。</p> <p style="text-align: right;">（補足資料-17）</p>	<p>4.4.4 評価対象施設等に対する影響因子の選定</p> <p>評価すべき直接的影響の要因については、その内容によりすべての評価対象施設等に対して評価する必要がない項目もあることから、各評価対象施設等と評価すべき直接的影響の要因について整理し、評価対象施設等の特性を踏まえて必要な評価項目を第4.4.4.1表のとおり選定した。</p> <p>4.5 設計荷重の設定</p> <p>設計荷重は、以下のとおり設定する。</p> <p>(1) 評価対象施設等に常時作用する荷重、運転時荷重</p> <p>評価対象施設等に作用する荷重として、自重等の常時作用する荷重、内圧等の運転時荷重であり、降下火砕物との荷重と適切に組み合わせる。</p> <p>(2) 設計基準事故時荷重</p> <p>評価対象施設等は、当該評価対象施設等に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該評価対象施設等に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力をそれぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して、適切に組み合わせる設計する。</p> <p>評価対象施設等は、降下火砕物によって安全機能を損なわない設計とするため、降下火砕物の影響が原子炉冷却材喪失事故等の設計基準事故の起因とはならないことから、設計基準事故とは独立事象であり、因果関係はない。時間的変化の観点からは、事故の影響が長期に及ぶことが考えられる設計基準事故である原子炉冷却材喪失の発生頻度は小さく、また、評価対象施設等に大きな影響を及ぼす降下火砕物の発生頻度も小さいことから、降下火砕物と設計基準事故が同時に発生する頻度は十分小さい。よって設計基準事故時荷重と降下火砕物の荷重を組み合わせる必要はなく、降下火砕物により評価対象施設等に作用する衝撃による応力評価と変わらない。</p> <p>また、降下火砕物の影響が小さく発生頻度が高い火山事象と設計基準事故が同時に発生する場合、評価対象施設等のうち設計基準事故時荷重が生じ、降下火砕物の影響を受ける屋外施設はない。このため、降下火砕物の荷重と設計基準事故時荷重との組合せは考慮しない。</p> <p>(3) その他の自然現象の影響を考慮した荷重の組合せ</p> <p>降下火砕物と組合せを考慮すべき火山以外の自然現象は、荷重の影響において風（台風）及び積雪であり、降下火砕物との荷重と適切に組み合わせる。</p> <p style="text-align: right;">（補足資料-17）</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊の原子炉補機冷却海水ポンプは屋内施設であり、降下火砕物の影響を受ける屋外施設はないため。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.6 降下火砕物の直接的影響に対する設計方針 直接的影響については、評価対象施設等の構造や設置状況等（形状、機能、外気吸入や海水通水の有無等）を考慮し、想定される各影響因子に対して、影響を受ける各評価対象施設等が安全機能を損なわない以下の設計とする。評価が必要となる設備については、表3.4.4-1の影響因子を踏まえて評価を実施した。評価結果を表3.6.1-1に示す。 （個別評価-1～9 参照）</p> <p>3.6.1 降下火砕物による荷重に対する設計方針 (1) 構造物への静的負荷 評価対象施設等のうち、降下火砕物が堆積する建屋及び屋外施設は、以下の施設である。 a. 建屋 原子炉建屋、タービン建屋、制御建屋</p> <p>b. 屋外に設置されている施設 海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ）、海水ストレーナ（高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ）、復水貯蔵タンク、軽油タンク室、軽油タンク室（H）</p> <p>c. 降下火砕物の影響を受ける施設であって、その停止等により、上位の安全重要度の施設の運転に影響を及ぼす可能性のある屋外の施設 非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）排気消音器及び排気管</p> <p>当該施設の許容荷重が、降下火砕物による荷重に対して安全裕度を有することにより、構造健全性を失わず安全機能を損なわない設計とする。若しくは、降下火砕物が堆積しにくい又は直接堆積しない構造とすることで、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 評価対象施設等の建屋においては、建築基準法における一般地域の積雪の荷重の考え方に準拠し、降下火砕物の除去を適切に行うことから、降下火砕物による荷重を短期に生じる荷重として扱う。また、降下火砕物による荷重と他の荷重を組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとする。 ・原子炉建屋、タービン建屋、制御建屋</p>	<p>4.6 降下火砕物の直接的影響に対する設計方針 直接的影響については、評価対象施設等の構造や設置状況等（形状、機能、外気吸入や海水通水の有無等）を考慮し、想定される各影響因子に対して、影響を受ける各評価対象施設等が安全機能を損なわない以下の設計とする。評価が必要となる設備については、第4.4.4.1表の影響因子を踏まえて評価を実施した。評価結果を第4.6.1.1表に示す。（個別評価-1～12 参照）</p> <p>4.6.1 降下火砕物による荷重に対する設計方針 (1) 構造物への静的負荷 評価対象施設等のうち、降下火砕物が堆積する建屋及び屋外施設は、以下の施設である。 a. 建屋 原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋、循環水ポンプ建屋</p> <p>b. 屋外に設置されている施設 A1、A2—燃料油貯油槽タンク室、B1、B2—燃料油貯油槽タンク室 A1、A2—ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ、B1、B2—ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ</p> <p>c. 降下火砕物の影響を受ける施設であって、その停止等により、上位の安全重要度の施設の運転に影響を及ぼす可能性のある屋外の施設 ディーゼル発電機排気消音器及び排気管</p> <p>当該施設の許容荷重が、降下火砕物による荷重に対して安全裕度を有することにより、構造健全性を失わず安全機能を損なわない設計とする。若しくは、降下火砕物が堆積しにくい又は直接堆積しない構造とすることで、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 評価対象施設等の建屋においては、建築基準法における多雪区域の積雪の荷重の考え方に準拠し、降下火砕物の除去を適切に行うことから、降下火砕物による荷重を短期に生じる荷重として扱う。また、降下火砕物による荷重と他の荷重を組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとする。 ・原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋、循環水ポンプ建屋</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違 ・外部事象防護対象施設を内包する建屋の相違であり、評価方針に相違はない</p> <p>【女川】設備の相違 ・評価対象施設の相違 ・泊の原子炉補機冷却海水ポンプは屋内設置であり、原子炉補機冷却海水ポンプ以外は泊に該当する設備はない。</p> <p>【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違 ・泊に該当する設備はない</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・女川は多雪区域ではないため、一般地域と記載しているが、評価方針に相違はない</p> <p>【女川】建屋名称の相違 ・外部事象防護対象施設を内包する建屋の相違であり、評価方針に相違はない</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>原子炉建屋、タービン建屋及び制御建屋は、各建屋の屋根スラブにおける建築基準法の短期許容応力度を許容限界とする。</p> <p>・建屋を除く評価対象施設等 許容応力を「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987（日本電気協会）」等に準拠する。</p> <p>(2) 粒子の衝突 評価対象施設等のうち、建屋及び屋外施設は、「粒子の衝突」に対して、「1.8.2 竜巻防護に関する基本方針」に基づく設計によって、外部事象防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>3.6.2 降下火砕物による荷重以外に対する設計方針 降下火砕物による荷重以外の影響は、構造物への化学的影響（腐食）、水循環系の閉塞、内部における摩耗及び化学的影響（腐食）、換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞）及び化学的影響（腐食）等により外部事象防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>外気取入口からの降下火砕物の侵入に対する設計については、「3.6.3 外気取入口からの降下火砕物の侵入に対する設計方針」に示す。</p> <p>(1) 構造物への化学的影響（腐食） 評価対象施設等のうち、構造物への化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、降下火砕物の直接的な付着による影響が考えられる以下の施設である。</p> <p>a. 建屋 原子炉建屋、タービン建屋、制御建屋</p> <p>b. 屋外に設置されている施設 海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ）、海水ストレナ（高圧炉心スプレィ補機冷却海水系ストレナ）、非常用ガス処理系（屋外配管）、排気筒、復水貯蔵タンク、軽油タンク室、軽油タンク室（H）</p> <p>c. 降下火砕物の影響を受ける施設であって、その停止等により、上位の安全重要度の施設の運転に影響を及ぼす可能性のある屋外の施設 非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備を含む。）排気消音器及び排気管</p>	<p>原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋及び循環水ポンプ建屋は、各建屋の屋根スラブにおける建築基準法の短期許容応力度を許容限界とする。</p> <p>・建屋を除く評価対象施設等 許容応力を「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987（日本電気協会）」等に準拠する。</p> <p>(2) 粒子の衝突 評価対象施設等のうち、建屋及び屋外施設は、「粒子の衝突」に対して、「1.8.2 竜巻防護に関する基本方針」に基づく設計によって、外部事象防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>4.6.2 降下火砕物による荷重以外に対する設計方針 降下火砕物による荷重以外の影響は、構造物への化学的影響（腐食）、水循環系の閉塞、内部における摩耗及び化学的影響（腐食）、換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞）化学的影響（腐食）等により外部事象防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>外気取入口からの降下火砕物の侵入に対する設計については、「4.6.3 外気取入口からの降下火砕物の侵入に対する設計方針」に示す。</p> <p>(1) 構造物への化学的影響（腐食） 評価対象施設等のうち、構造物への化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、降下火砕物の直接的な付着による影響が考えられる以下の施設である。</p> <p>a. 建屋 原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋、循環水ポンプ建屋</p> <p>b. 屋外に設置されている施設</p> <p>排気筒、A1、A2-燃料油貯油槽タンク室、B1、B2-燃料油貯油槽タンク室、A1、A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ、B1、B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ</p> <p>c. 降下火砕物の影響を受ける施設であって、その停止等により、上位の安全重要度の施設の運転に影響を及ぼす可能性のある屋外の施設 ディーゼル発電機排気消音器及び排気管</p>	<p>【女川】建屋名称の相違 ・評価方針に相違なし</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】建屋名称の相違 ・外部事象防護対象施設を内包する建屋の相違であり、評価方針に相違はない</p> <p>【女川】設備の相違 ・評価対象施設の相違 ・泊の原子炉補機冷却海水ポンプは屋内設置であり、原子炉補機冷却海水ポンプ以外は泊に該当する設備はない。</p> <p>【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違・泊に該当する設備はない</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>金属腐食研究の結果より、降下火砕物に含まれる腐食性ガスによって直ちに金属腐食を生じないが、外装の塗装等によって短期での腐食により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。なお、降灰後の長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>(2) 水循環系の閉塞、内部における摩耗及び化学的影響（腐食） 評価対象施設等のうち、水循環系の閉塞、内部における摩耗及び化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、降下火砕物を含む海水の流路となる以下の施設である。</p> <p>a. 降下火砕物を含む海水の流路となる施設 海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ）、海水ストレーナ（原子炉補機冷却海水系ストレーナ、高圧炉心スプレィ補機冷却海水系ストレーナ）及び下流設備</p> <p>b. 降下火砕物の影響を受ける施設であって、その停止等により、上位の安全重要度の施設の運転に影響を及ぼす可能性のある屋外の施設 海水取水設備（除塵装置）</p> <p>降下火砕物は粘土質ではないことから水中で固まり閉塞することはないが、当該施設については、降下火砕物の粒径に対し十分な流路幅を設けることにより、海水の流路となる施設が閉塞しない設計とする。</p> <p>内部における摩耗については、主要な降下火砕物は砂と同等又は砂より硬度が低くもろいことから、摩耗による影響は小さい。また当該施設については、定期的な内部点検及び日常保守管理により、状況に応じて補修が可能であり、摩耗により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>化学的影響（腐食）については、金属腐食研究の結果より、降下火砕物によって直ちに金属腐食を生じないが、耐食性のある材料の使用や塗装の実施等によって、腐食により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。なお、長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>(3) 換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞）及び化学的影響（腐食） 評価対象施設等のうち、換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞）及び化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、以下の施設である。</p> <p>a. 屋外に設置されている施設</p>	<p>金属腐食研究の結果より、降下火砕物に含まれる腐食性ガスによって直ちに金属腐食を生じないが、外装の塗装等によって短期での腐食により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。なお、降灰後の長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>(2) 水循環系の閉塞、内部における摩耗及び化学的影響（腐食） 評価対象施設等のうち、水循環系の閉塞、内部における摩耗及び化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、降下火砕物を含む海水の流路となる以下の施設である。</p> <p>a. 降下火砕物を含む海水の流路となる施設 原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ及び下流設備</p> <p>b. 降下火砕物の影響を受ける施設であって、その停止等により、上位の安全重要度の施設の運転に影響を及ぼす可能性のある屋外の施設 取水装置（除塵設備）</p> <p>降下火砕物は粘土質ではないことから水中で固まり閉塞することはないが、当該施設については、降下火砕物の粒径に対し十分な流路幅を設けることにより、海水の流路となる施設が閉塞しない設計とする。</p> <p>内部における摩耗については、主要な降下火砕物は砂と同等又は砂より硬度が低くもろいことから、摩耗による影響は小さい。また当該施設については、定期的な内部点検及び日常保守管理により、状況に応じて補修が可能であり、摩耗により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>化学的影響（腐食）については、金属腐食研究の結果より、降下火砕物によって直ちに金属腐食を生じないが、耐食性のある材料の使用や塗装の実施等によって、腐食により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。なお、長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>(3) 換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞）及び化学的影響（腐食） 評価対象施設等のうち、換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞）及び化学的影響（腐食）を考慮すべき屋外施設はない。</p>	<p>【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違 ・泊に該当する設備はない</p> <p>【女川】設備名称の相違</p>	<p>【女川】設備の相違 ・泊の原子炉補機冷却海水ポンプは屋内設置である</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ）</p> <p>機械的影響（閉塞）については、海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ）の電動機本体は外気と遮断された全閉構造、原子炉補機冷却海水ポンプ電動機の空気冷却器の冷却管内径及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ電動機の冷却流路は降下火砕物粒径以上の幅を設ける構造とすることにより、機械的影響（閉塞）により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>化学的影響（腐食）については、金属腐食研究の結果より、降下火砕物によって直ちに金属腐食を生じないが、耐食性のある材料の使用や塗装の実施等によって、腐食により外部事象防護対象施設の安全機能を損なうことのない設計とする。なお、長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>(4) 絶縁低下及び化学的影響（腐食）</p> <p>評価対象施設等のうち、絶縁低下及び化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、電気系及び計測制御系のうち外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する以下の施設である。</p> <p>a. 外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設</p> <p>計測制御用電源設備（無停電電源装置）、非常用所内電気設備（所内低圧系統）</p> <p>当該施設の設置場所は原子炉補機室換気空調系及び計測制御電源室換気空調系にて空調管理されており、本換気空調系の外気取入口にはバグフィルタを設置していることから、仮に室内に侵入した場合でも降下火砕物は微量であり、粒径は極めて細かな粒子である。</p> <p>バグフィルタの設置により降下火砕物の侵入に対する高い防護性能を有することにより、降下火砕物の付着に伴う絶縁低下及び化学的影響（腐食）による影響を防止し、計測制御用電源設備（無停電電源装置）、非常用所内電気設備（所内低圧系統）の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>3.6.3 外気取入口からの降下火砕物の侵入に対する設計方針</p> <p>外気取入口からの降下火砕物の侵入に対して、以下のとおり安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>仮に、原子炉補機冷却海水ポンプが自然換気による外気の流入により、微細な降下火砕物の影響を考慮しても、機械的影響（閉塞）については、原子炉補機冷却海水ポンプの電動機本体は外気と遮断された全閉構造、原子炉補機冷却海水ポンプ電動機の空気冷却器の冷却管内径は降下火砕物粒径以上の幅を設ける構造とすることにより、機械的影響（閉塞）により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>化学的影響（腐食）については、金属腐食研究の結果より、降下火砕物によって直ちに金属腐食を生じないが、耐食性のある材料の使用や塗装の実施等によって、腐食により外部事象防護対象施設の安全機能を損なうことのない設計とする。なお、長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>(4) 絶縁低下及び化学的影響（腐食）</p> <p>評価対象施設等のうち、絶縁低下及び化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、電気系及び計測制御系のうち外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する以下の施設である。</p> <p>a. 外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設</p> <p>安全保護系計装盤、非常用の計装用インバータ（無停電電源装置）</p> <p>当該施設の設置場所は安全補機開閉器室空調装置及び原子炉補助建屋空調装置にて空調管理されており、本換気空調設備の外気取入口には平型フィルタを設置し、これに加えて下流側にさらに細かな粒子を捕集可能な粗フィルタを設置していることから、仮に室内に侵入した場合でも降下火砕物は微量であり、粒径は極めて細かな粒子である。</p> <p>また、安全補機開閉器室空調装置については、外気取入ダンパの閉止及び閉回路循環運転を可能とすることで、安全補機開閉器室内への降下火砕物の侵入を防止することが可能である。</p> <p>これらフィルタの設置により降下火砕物の侵入に対する高い防護性能を有することにより、降下火砕物の付着に伴う絶縁低下及び化学的影響（腐食）による影響を防止し、安全保護系計装盤、非常用の計装用インバータ（無停電電源装置）の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>4.6.3 外気取入口からの降下火砕物の侵入に対する設計方針</p> <p>外気取入口からの降下火砕物の侵入に対して、以下のとおり安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は自然換気による降下火砕物の流入を考慮した場合を記載 設備名称の相違 設備の相違 ・泊に該当する設備はない</p> <p>【女川】 評価対象設備の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違 ・換気空調系統の相違であり、評価方針に相違はない</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の相違によるフィルタ仕様の相違（火山灰の除去の観点では同等の性能を有する）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊の運用を明記した</p> <p>【女川】 評価対象設備の相違</p>

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(1) 機械的影響 (閉塞)</p> <p>評価対象施設等のうち、外気取入口からの降下火砕物の侵入による機械的影響 (閉塞) を考慮すべき施設は、降下火砕物を含む空気の流路となる以下の施設である。</p> <p>a. 降下火砕物を含む空気の流路となる施設</p> <p>非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。),</p> <p>非常用換気空調系 (外気取入口),</p> <p>排気筒,</p> <p>非常用ガス処理系 (屋外配管)</p> <p>各施設の構造上の対応として、非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) は、吸気口上流側の外気取入口にルーバが取り付けられており、下方から吸い込む構造とすることにより、降下火砕物が流路に侵入しにくい設計とする。</p> <p>排気筒及び非常用ガス処理系 (屋外配管) は、降下火砕物が侵入した場合でも、排気筒及び非常用ガス処理系 (屋外配管) の構造から排気流路が閉塞しない設計とすることにより、降下火砕物の影響に対して機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、外気を取り入れる非常用換気空調系 (外気取入口) 及び非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) の空気の流路にそれぞれバグフィルタを設置することにより、フィルタメッシュより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくい設計とし、さらに降下火砕物がフィルタに付着した場合でも取替え又は清掃が可能な構造とすることで、降下火砕物により閉塞しない設計とする。</p> <p>非常用ディーゼル発電設備ディーゼル機関は、フィルタを通過した小さな粒径の降下火砕物が侵入した場合でも、降下火砕物により閉塞しない設計とする。</p> <p>(2) 機械的影響 (摩耗)</p> <p>評価対象施設等のうち、外気取入口からの降下火砕物の侵入による機械的影響 (摩耗) を考慮すべき施設は、外気から取り入れた屋</p>	<p>(1) 機械的影響 (閉塞)</p> <p>評価対象施設等のうち、外気取入口からの降下火砕物の侵入による機械的影響 (閉塞) を考慮すべき施設は、降下火砕物を含む空気の流路となる以下の施設である。</p> <p>a. 降下火砕物を含む空気の流路となる施設</p> <p>ディーゼル発電機機関、ディーゼル発電機吸気消音器</p> <p>換気空調設備 (原子炉建屋給気ガラリ), 換気空調設備 (補助建屋給気ガラリ),</p> <p>排気筒,</p> <p>主蒸気逃がし弁消音器, 主蒸気安全弁排気管, タービン動補助給水ポンプ排気管</p> <p>各施設の構造上の対応として、ディーゼル発電機機関及び換気空調設備 (原子炉建屋給気ガラリ及び補助建屋給気ガラリ) は、吸気口上流側の外気取入口にガラリフードが取り付けられており、下方から吸い込む構造とすることにより、降下火砕物が流路に侵入しにくい設計とする。</p> <p>排気筒、主蒸気逃がし弁消音器、主蒸気安全弁排気管及びタービン動補助給水ポンプ排気管は、降下火砕物が侵入した場合でも、排気筒、主蒸気逃がし弁消音器、主蒸気安全弁排気管及びタービン動補助給水ポンプ排気管の構造から排気流路が閉塞しない設計とすることにより、降下火砕物の影響に対して機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、外気を取り入れる換気空調設備 (原子炉建屋給気ガラリ及び補助建屋給気ガラリ) 及びディーゼル発電機吸気消音器の空気の流路にそれぞれフィルタを設置することにより、フィルタメッシュより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくい設計とし、さらに降下火砕物がフィルタに付着した場合でも取替え又は清掃が可能な構造とすることで、降下火砕物により閉塞しない設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機機関は、ディーゼル発電機吸気消音器吸気フィルタを通過した小さな粒径の降下火砕物が侵入した場合でも、降下火砕物により閉塞しない設計とする。</p> <p>(2) 機械的影響 (摩耗)</p> <p>評価対象施設等のうち、外気取入口からの降下火砕物の侵入による機械的影響 (摩耗) を考慮すべき施設は、外気から取り入れた屋</p>	<p>【女川】設備名称の相違 ・泊はディーゼル発電機のうち、機関とフィルタが設置されている吸気消音器に分けて記載 【女川】設備の相違 ・泊に該当設備なし</p> <p>【女川】設備名称の相違 ・換気空調系統の相違であり、評価方針に相違はない</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違 【女川】設備の相違 ・泊に該当設備なし ・プラント設計の相違により泊の外気取入口はガラリフードを設置 【女川】設備の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違 ・泊に該当設備なし 【女川】設備の相違 ・プラント設計の相違によるフィルタ仕様の相違 【女川】設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>内の空気を機器内に取り込む機構及び摺動部を有する以下の施設である。</p> <p>a. 降下火砕物を含む空気の流れとなる施設のうち摺動部を有する施設 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を含む。）</p> <p>降下火砕物は砂と同等又は砂より硬度が低くもろいことから、摩耗の影響は小さい。 構造上の対応として、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を含む。）は、吸気口上流側の外気取入口にルーバが取り付けられており、下方から吸い込む構造とすることにより非常用ディーゼル発電設備ディーゼル機関に降下火砕物が侵入しにくい設計とする。</p> <p>また、仮に非常用ディーゼル発電設備ディーゼル機関の内部に降下火砕物が侵入した場合でも耐摩耗性のある材料を使用することで、摩耗により非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を含む。）の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>外気を取り入れる非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を含む。）の空気の流れにバグフィルタを設置することにより、フィルタメッシュより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくい設計とし、摩耗により非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を含む。）の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(3) 化学的影響（腐食） 評価対象施設等のうち、外気取入口からの降下火砕物の侵入による化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、降下火砕物を含む空気の流れとなる以下の施設である。</p> <p>a. 降下火砕物を含む空気の流れとなる施設 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を含む。）、 非常用換気空調系（外気取入口）、 排気筒、</p>	<p>内の空気を機器内に取り込む機構及び摺動部を有する以下の施設である。</p> <p>a. 降下火砕物を含む空気の流れとなる施設のうち摺動部を有する施設 ディーゼル発電機機関</p> <p>b. 外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設のうち摺動部を有する施設 制御用空気圧縮機</p> <p>降下火砕物は砂と同等又は砂より硬度が低くもろいことから、摩耗の影響は小さい。 構造上の対応として、ディーゼル発電機機関及び屋内の空気を取り込む機構を有する制御用空気圧縮機は、吸気口上流側の外気取入口にガラリフードが取り付けられており、下方から吸い込む構造とすることによりディーゼル発電機機関及び制御用空気圧縮機に降下火砕物が侵入しにくい設計とする。</p> <p>また、仮にディーゼル発電機機関及び制御用空気圧縮機の内部に降下火砕物が侵入した場合でも耐摩耗性のある材料を使用することで、摩耗によりディーゼル発電機及び制御用空気圧縮機の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>外気を取り入れるディーゼル発電機及び制御用空気圧縮機が空気を取り込む制御用空気圧縮機室換気装置の空気の流れにフィルタを設置することにより、フィルタメッシュより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくい設計とし、摩耗によりディーゼル発電機機関及び制御用空気圧縮機の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(3) 化学的影響（腐食） 評価対象施設等のうち、外気取入口からの降下火砕物の侵入による化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、降下火砕物を含む空気の流れとなる以下の施設である。</p> <p>a. 降下火砕物を含む空気の流れとなる施設 ディーゼル発電機機関、ディーゼル発電機消音器、 換気空調設備（原子炉建屋給気ガラリ）、換気空調設備（補助建屋給気ガラリ）、 排気筒、</p>	<p>【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違 ・泊に該当設備なし</p> <p>【女川】設備の相違 ・泊は屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設のうち摺動部を有する施設として抽出した</p> <p>【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違 ・泊に該当設備なし 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違 ・プラント設計の相違により泊の外気取入口はガラリフードを設置</p> <p>【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違 【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違 ・泊に該当設備なし 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の相違によるフィルタ仕様の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違 ・泊に該当設備なし</p> <p>【女川】設備名称の相違</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>非常用ガス処理系（屋外配管）</p> <p>金属腐食研究の結果より、降下火砕物によって直ちに金属腐食を生じないが、塗装の実施等によって、腐食により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。なお、降灰後の長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>(4) 大気汚染（発電所周辺の大気汚染）</p> <p>大気汚染を考慮すべき中央制御室は、降下火砕物により汚染された発電所周辺の大気が、中央制御室換気空調系の外気取入口を通じて中央制御室に侵入しないようバグフィルタを設置することにより、降下火砕物が外気取入口に到達した場合であってもフィルタメッシュより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくい設計とする。</p> <p>また、中央制御室換気空調系については、外気取入ダンパの閉止及び外気との連絡口を遮断し、中央制御室再循環フィルタ装置を通る事故時運転モードとすることにより、中央制御室内への降下火砕物の侵入を防止する。さらに外気取入遮断時において、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響評価を実施し、室内の居住性を確保する設計とする。</p>	<p>主蒸気逃がし弁消音器、主蒸気安全弁排気管、タービン動補助給水ポンプ排気管</p> <p>金属腐食研究の結果より、降下火砕物によって直ちに金属腐食を生じないが、塗装の実施等によって、腐食により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。なお、降灰後の長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>(4) 大気汚染（発電所周辺の大気汚染）</p> <p>大気汚染を考慮すべき中央制御室は、降下火砕物により汚染された発電所周辺の大気が、中央制御室空調装置の外気取入口を通じて中央制御室に侵入しないよう平型フィルタを設置することにより、降下火砕物が外気取入口に到達した場合であってもフィルタメッシュより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくい設計とする。</p> <p>これに加えて、下流側にさらに細かな粒子を捕集可能な粗フィルタを設置していることから、降下火砕物の侵入に対して他の換気空調設備に比べて高い防護性能を有しているが、仮に室内に侵入した場合でも降下火砕物は微量であり、粒径は極めて細かな粒子である。</p> <p>また、中央制御室空調装置については、外気取入ダンパの閉止及び外気との連絡口を遮断し、閉回路循環運転とすることにより、中央制御室内への降下火砕物の侵入を防止する。さらに外気取入遮断時において、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響評価を実施し、室内の居住性を確保する設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換気空調設備の相違であり、評価方針に相違はない 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違 【女川】名称の相違 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の相違によるフィルタ仕様の相違 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の相違 【女川】名称の相違 【女川】運用の相違 火山対応としては、放射性物質除去のためのフィルタを通さない閉回路循環運転が考えられるため 【女川】 記載表現の相違 ・設備名称及び運転モードの名称の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.6 評価結果</p> <p>(1) 直接的影響の評価結果</p> <p>表1.4の影響因子に基づき評価した結果は表1.5のとおりであり、評価対象となる全ての施設において、火山灰による直接的影響がないことを確認した。なお、詳細な評価結果を個別評価1～個別評価12に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山灰による堆積荷重に対して、原子炉格納容器、原子炉周辺建屋、制御建屋、廃棄物処理建屋及び海水ポンプの健全性が維持されることを確認した。 火山灰による化学的影響に対して、原子炉格納容器、原子炉周辺建屋、制御建屋、廃棄物処理建屋及び海水ポンプ等の健全性が維持されることを確認した。 火山灰により、海水ポンプ、海水ストレーナ、取水設備及び原子炉補機冷却海水系統等の安全上重要な設備が閉塞等によりその機能を喪失しないことを確認した。 火山灰が外気取入口に侵入した場合であっても、平型フィルタ、ダンパ閉止、空調停止、閉回路循環運転によって屋内への侵入を防止することとしており、給気を供給する系統及び機器への影響を防止でき、さらに中央制御室空調系については、外気取入ダンパを閉止し閉回路循環運転をすることにより、中央制御室の居住性に影響を及ぼさないことを確認した。 火山灰が確認された場合は、必要に応じて、原子力発電所内の構築物、系統及び機器の点検並びに火山灰の除去等を行うこととしている。 <p>(2) 間接的影響の評価結果</p> <p>大飯発電所3、4号機の各号機の非常用所内交流電源設備は、各号機2台のディーゼル発電機とそれぞれに必要な耐震Sクラスの燃料油貯蔵タンク及び重油タンクを有している。</p> <p>これにより、7日間の外部電源喪失に対して、原子炉の停止、停止後の冷却に係る機能を担うため、ディーゼル発電機の連続運転に必要な容量以上の燃料を貯蔵する設備を有し、必要とされる電力の供給が継続できる構成となっている。</p>			<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川審査実績の反映

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

表 3.6.1-1 降下火砕物による直接的影響の評価結果(2/2)

評価対象施設等	確認結果	個別評価
非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スレーブ系ディーゼル発電機を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> 外気取入口は、降下火砕物が侵入し難い構造であり、また、バグフィルタ(粒径約2mm)に対して80%以上を捕獲する性能)により降下火砕物が捕集されること、また、バグフィルタは必要に応じて、取替又は清掃することにより除去が可能であることから、降下火砕物による閉塞により機器の機能に影響を及ぼすことはない。 機器吸気に降下火砕物が侵入した場合でも、シリダラナイター及びピストンリング間隙が非常に狭く、降下火砕物が侵入しても閉塞する可能性は小さい。また、降下火砕物は砂と比較して脆砕しやすく、硬度は砂と同等又は低いことから、降下火砕物による摩耗の影響は小さい。 金属材料の使用、又は外装塗装が施されていることから、降下火砕物による短期の腐食により、機器の機能に影響を及ぼすことはない。 	4
非常用換気空調系(外気取入口)	<ul style="list-style-type: none"> 外気取入口には、ルーバ及びバグフィルタ(粒径約2mm)に対して80%以上を捕獲する性能)が設置されていることから、給気を提供する設備に対して、降下火砕物による影響は小さい。また、金属腐食研究の結果から、降下火砕物による短期の腐食により、機器の機能に影響を及ぼすことはない。 中央制御室換気空調系については、外気取入口を閉止し、事故時運転モードで運転を行った場合でも、中央制御室の居住性が維持されることを確認した。 	5
海水取水設備(除塩装置)	<ul style="list-style-type: none"> 降下火砕物の短絡は取水設備に設置されているオアシスクリーン層に対して十分小さく、取水口を開塞することはない。また、降下火砕物が頭部し易く、摩耗による影響は小さいことから、降下火砕物による閉塞・摩耗により、機器の機能に影響を及ぼすことはない。 取水設備(除塩装置)は逆洗等の対応を実施しており、降下火砕物による短期の腐食により、機器の機能に影響を及ぼすことはない。 	6
計測制御用電源設備(無停電電源装置)及び非常用用ガス処理系(屋内低圧系統)	<ul style="list-style-type: none"> 計測制御用電源設備(無停電電源装置)及び非常用用ガス処理系(屋内低圧系統)が設置されている部屋は、原子炉補給装置換気空調系及び計測制御用換気空調系にて空調管理されており、外気取入口にはバグフィルタ(粒径約2mm)に対して80%以上を捕獲する性能)が設置されていることから、降下火砕物が火災に起因して投入すること可能は小さい。また、侵入する降下火砕物は微細なものであるため、その付着により短絡等を発生させる可能性は小さい。 	7
復水貯蔵タンク	<ul style="list-style-type: none"> 復水貯蔵タンクに発生する応力は許容値に対して十分な裕度を有しており、脆性による影響を及ぼすことはない。 復水貯蔵タンクは外面塗装が施されているため、降下火砕物による短期の腐食により、機器の機能に影響を及ぼすことはない。 	8
排気筒及び非常用ガス処理系(屋外配管)	<ul style="list-style-type: none"> 排気筒は常時排気があり、その排気速度は、降下火砕物の自由落下速度を上回っていることから、降下火砕物が排気筒内に侵入することはない。閉塞により機器の機能に影響を及ぼすことはない。 排気筒及び非常用ガス処理系(屋外配管)は金属材料の使用、又は外装塗装が施されており、降下火砕物による短期の腐食により、機器の機能に影響を及ぼすことはない。 	9

表 4.6.1.1 表 降下火砕物が影響を与える評価と影響因子の組合せ(2/3)

評価対象施設等	確認結果	個別評価
ディーゼル発電機、ディーゼル発電機吸気装置、ディーゼル発電機排気消音器及び排気管	<ul style="list-style-type: none"> ディーゼル発電機吸気装置の吸入空気の高さは下から約1.5m程度であり、降下火砕物の侵入しにくい構造である。さらに、フィルタにより粒径0.12mm以上のものは50%以上捕集できる。粒径が0.12mm程度の微細な粒子については、活性炭、活性炭層(活性炭)に侵入する可能性はあるが、燃費の削減は十分大きく閉塞に落ちないことから、降下火砕物による閉塞により機器の機能に影響を及ぼすことはない。 降下火砕物は砂と比較して脆砕しやすく、硬度は砂と同等又は低いことから、降下火砕物による摩耗の影響は小さい。 金属材料の使用、又は外装塗装が施されていることから、降下火砕物による短期の腐食により、機器の機能に影響を及ぼすことはない。 屋外に設置されているディーゼル発電機排気消音器及び排気管は、降下火砕物の積堆しにくい形状を有しているため、腐食の影響を及ぼすことはない。 	4
換気空調設備(外気取入口)	<ul style="list-style-type: none"> 外気取入口には、平均フィルタ(粒径約5mm)に対して85%以上を捕獲する性能)が設置されていることから、給気を提供する設備に対して、降下火砕物による影響は小さい。また、金属腐食研究の結果から、降下火砕物による短期の腐食により、機器の機能に影響を及ぼすことはない。 中央制御室換気空調設備については外気取入口を閉止し、閉回路循環運転を行った場合でも、中央制御室の居住性が維持されることを確認した。 	5
取水設備(除塩装置)	<ul style="list-style-type: none"> 降下火砕物の短絡は取水設備に設置されているバースクリーン層及びピラベルスクリーン層に対して十分小さく、取水口を開塞することはない。また、降下火砕物が頭部し易く、摩耗による影響は小さいことから、降下火砕物による閉塞・摩耗により、機器の機能に影響を及ぼすことはない。 取水設備(除塩装置)は逆洗等を実施しており、降下火砕物による短期の腐食により、機器の機能に影響を及ぼすことはない。 	6
安全保護系計装機、非常用の計装用インバータ(無停電電源装置)	<ul style="list-style-type: none"> 安全保護系計装機及び非常用の計装用インバータ(無停電電源装置)が設置されているエリアは、安全保護系計装機及び非常用の計装機が設置されているエリアに隣接して設置されており、外気取入口に設置されている平均フィルタ(粒径約5mm)に対して85%以上を捕獲する性能)に追加して下流側にさらに微細な粒子を捕集可能な平均フィルタ(粒径約2mm)に対して90%以上を捕獲する性能)が設置されていることから、降下火砕物の本量に起因して侵入する可能性は小さい。また、侵入する降下火砕物は微細なものに閉塞し、その付着により閉塞等を発生させる可能性は低い。 	7
排気筒	<ul style="list-style-type: none"> 排気筒は常時排気があり、その排気速度は、降下火砕物の自由落下速度を上回っていることから、降下火砕物が排気筒内に侵入することはない。閉塞により機器の機能に影響を及ぼすことはない。 排気筒は金属材料の使用、又は外装塗装が施されており、降下火砕物による短期の腐食により、機器の機能に影響を及ぼすことはない。 	9

【女川】設備の相違
 ・設備および仕様
 の相違により確認結果が異なる。

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

【女川】設備の相違
 ・設備および仕様の相違により確認結果が異なる。

第4.6.1.1表 降下火砕物が影響を与える評価と影響因子の組合せ (3/3)

評価対象施設等	確認結果	個別評価
主蒸気逃がし弁消音器	主蒸気逃がし弁消音器は、降下火砕物が主蒸気逃がし弁出口配管に侵入しにくい構造であること、並びに降下火砕物及び積雪荷重に比べ主蒸気逃がし弁の噴出力が十分大きいことから、機器の機能に影響を及ぼすことはない。	9
主蒸気安全弁排気管	主蒸気安全弁排気管は、降下火砕物が主蒸気安全弁排気管内部に侵入しにくい構造であること、並びに降下火砕物及び積雪荷重に比べ主蒸気安全弁の噴出力が十分大きいことから、機器の機能に影響を及ぼすことはない。	10
タービン動補給給水ポンプ排気管	タービン動補給給水ポンプ排気管は、降下火砕物がタービン動補給給水ポンプ排気管内部に侵入しにくい構造であることから、機器の機能に影響を及ぼすことはない。	11
制御用空蒸気圧縮機	制御用空蒸気圧縮機が設置されているエリアは、制御用空蒸気圧縮機を保護するために空調管理されており、外気取入口には、平型フィルター (粒径がおよそ5μmより大きい粒子を除去) が設置されていることから、降下火砕物が大量に機器内部に侵入する可能性は小さい。 ・機器内部のシリンドライナ内面とピストンリングの間に降下火砕物が侵入した場合でも、降下火砕物は硬度が低いため、降下火砕物による摩耗の影響は小さい。	12

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.7 降下火砕物の除去等の対策</p> <p>3.7.1 降下火砕物に対応するための運用管理</p> <p>降下火砕物に備え、手順を整備し、図 3.7.1-1 のフローのとおり段階的に対応することとしている。その体制については地震、津波、火山噴火等の自然災害に対し、保安規定に基づく保安管理体制として整備し、その中で体制の移行基準、活動内容についても明確にする。なお、多くの火山では、噴火前に、震源の浅い火山性地震の頻度が急増し、火山性微動の活動が始まるため、事前に対策準備が可能である。</p>  <p>図 3.7.1-1 降下火砕物に対応するための運用管理フロー</p> <p>(1) 通常時の対応 火山の噴火事象発生に備え、担当箇所は降下火砕物の除去等に使用する資機材等（スコップ、ゴーグル、防護マスク等）については、定期的に配備状況を確認する。</p> <p>(2) 火山の大規模な噴火兆候がある場合 担当箇所は、火山情報（火山の位置、噴火規模、風向、降灰予測等）を把握し、連絡体制を強化する。</p> <p>(3) 火山の大規模な噴火が発生した場合又は、降下火砕物が降り積もる状況となった場合 担当箇所は、火山の大規模な噴火が確認された場合、又は、原子力発電所敷地で降灰が確認された場合に、関係箇所と協議の上、対策本部を設置する。 非常用換気空調系の取替用フィルタの配備状況を確認するとともに、アクセスルート、屋外廻りの機器、屋外タンク、建屋等の降下火砕物の除去のため、発電所内に保管しているブルドーザ、スコップ、防護マスク等の資機材の配備状況の確認を行う。 プラントの機器、建屋等の現在の状態（屋外への開口部が開放されていないか）を確認する。 敷地内に降下火砕物が到達した場合には、降灰状況を把握する。</p>	<p>4.7 降下火砕物の除去等の対策</p> <p>4.7.1 降下火砕物に対応するための運用管理</p> <p>降下火砕物に備え、手順を整備し、第 4.7.1.1 図のフローのとおり段階的に対応することとしている。その体制については地震、津波、火山噴火等の自然災害に対し、保安規定に基づく保安管理体制として整備し、その中で体制の移行基準、活動内容についても明確にする。なお、多くの火山では、噴火前に、震源の浅い火山性地震の頻度が急増し、火山性微動の活動が始まるため、事前に対策準備が可能である。</p>  <p>第 4.7.1.1 図 降下火砕物に対応するための運用管理フロー</p> <p>(1) 通常時の対応 火山の噴火事象発生に備え、担当箇所は降下火砕物の除去等に使用する資機材等（スコップ、ゴーグル、防護マスク等）については、定期的に配備状況を確認する。</p> <p>(2) 火山の大規模な噴火兆候がある場合 担当箇所は、火山情報（火山の位置、噴火規模、風向、降灰予測等）を把握し、連絡体制を強化する。</p> <p>(3) 火山の大規模な噴火が発生した場合又は、降下火砕物が降り積もる状況となった場合 担当箇所は、火山の大規模な噴火が確認された場合、又は、原子力発電所敷地で降灰が確認された場合に、関係箇所と協議の上、対策本部を設置する。 換気空調設備の取替用フィルタの配備状況を確認するとともに、アクセスルート、屋外廻りの機器、建屋等の降下火砕物の除去のため、発電所内に保管しているホイールローダー、スコップ、防護マスク等の資機材の配備状況の確認を行う。 プラントの機器、建屋等の現在の状態（屋外への開口部が開放されていないか）を確認する。 敷地内に降下火砕物が到達した場合には、降灰状況を把握する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】 設備名称の相違 記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】名称の相違 【女川】設備の相違 ・泊は評価対象となる屋外タンクはない 【女川】記載表現の相違 ・使用する重機の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>プラント及び屋外廻りの監視を強化し、アクセスルート、屋外廻りの機器、屋外タンク、建屋等の降下火砕物の除去を行うとともに、非常用換気空調系のフィルタ差圧を確認し、フィルタの取替え、清掃等を行う。</p> <p>降下火砕物により安全機能を有する設備が損傷等により機能が確保できなくなった場合、必要に応じプラントを停止する。 （補足資料-10,18）</p> <p>3.7.2 手順 火山に対する防護については、降下火砕物に対する影響評価を行い、安全施設が安全機能を損なわないよう手順を定める。</p> <p>(1) 発電所内に降灰が確認された場合には、建屋や屋外の設備等に長期間降下火砕物による荷重を掛け続けないこと、また降下火砕物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するために、評価対象施設等に堆積した降下火砕物の除去に係る手順を定める。</p> <p>(2) 降灰が確認された場合には、状況に応じて外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は事故時運転モードへの切替えにより、建屋内への降下火砕物の侵入を防止する手順を定める。</p> <p>(3) 降灰が確認された場合には、非常用換気空調系の外気取入口のフィルタについて、フィルタ差圧を確認するとともに、状況に応じて清掃や取替えを実施する手順を定める。</p>	<p>プラント及び屋外廻りの監視を強化し、アクセスルート、屋外廻りの機器、建屋等の降下火砕物の除去を行うとともに、換気空調設備のフィルタ差圧を確認し、フィルタの取替え、清掃等を行う。</p> <p>降下火砕物により安全機能を有する設備が損傷等により機能が確保できなくなった場合、必要に応じプラントを停止する。 （補足資料-10, 18）</p> <p>4.7.2 手順 火山に対する防護については、降下火砕物に対する影響評価を行い、安全施設が安全機能を損なわないよう手順を定める。</p> <p>(1) 発電所内に降灰が確認された場合には、建屋や屋外の設備等に長期間降下火砕物による荷重を掛け続けないこと、また降下火砕物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するために、評価対象施設等に堆積した降下火砕物の除去に係る手順を定める。</p> <p>(2) 降灰が確認された場合には、評価対象施設に対する特別点検を行い、降下火砕物の降灰による影響が考えられる設備等があれば、その状況に応じて補修等を行う手順を定める。</p> <p>(3) 降灰が確認された場合には、状況に応じて外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止又は閉回路循環運転により、建屋内への降下火砕物の侵入を防止する手順を定める。</p> <p>(4) 降灰が確認された場合には、換気空調設備の外気取入口の平型フィルタについて、平型フィルタ差圧を確認するとともに、状況に応じて清掃や取替えを実施する手順を定める。</p> <p>(5) 降灰が確認された場合には、ディーゼル発電機吸気消音器吸気フィルタについて、点検によりディーゼル発電機の排気温度等を確認するとともに、状況に応じて清掃や取替えを実施する。</p> <p>(6) 降灰が確認された場合には、原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナについて、差圧を確認するとともに、状況に応じて洗浄を行う。</p> <p>(7) 降灰が確認された場合には、開閉所設備の除灰及び必要に応じて碍子清掃を行う。</p> <p>(8) 降灰後の腐食等の中長期的な影響については、日常保守点検や定期点検等により腐食等による異常がないか確認を行い、異常が確認された場合には、その状況に応じて塗替塗装等の対応を行う。</p> <p>(9) 火山事象に対する運用管理に万全を期すため、必要な技術的能力を維持・向上させることを目的とし、降下火砕物による施設への影響を生じさせないための運用管理に関する教育を実施する。</p>	<p>【女川】設備の相違 ・泊は評価対象となる屋外タンクはない 【女川】名称の相違</p> <p>【女川】運用の相違 ・泊は特別点検や補修等の対応手順を定めている 【女川】 空調名称及び運転モードにおける名称の相違 【女川】名称の相違 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の相違によるフィルタ仕様の相違（火山灰の除去の観点では同等の性能を有する） 【女川】運用の相違 ・泊は降灰に伴うディーゼル発電機消音器、原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ、及び開閉所設備の対応手順を定めている。また、中長期的な影響への対応手順や火山事象の運用管理に関する教育を行うこととしている</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.7 まとめ 火山灰による直接的影響および間接的影響の全ての項目について評価した結果、火山灰による直接的および間接的影響はなく、原子炉施設の安全性を損なうことはない。</p> <p>以上</p>	<p>3.8 降下火砕物の間接的影響に対する設計方針 広範囲にわたる送電網の損傷による7日間の外部電源喪失及び発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、発電用原子炉の停止並びに停止後の発電用原子炉及び使用済燃料プールの冷却に係る機能を担うために必要となる電源の供給が非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）及びそれぞれに必要な耐震Sクラスの軽油タンクA系（110m³×3基）、軽油タンクB系（110m³×3基）及び軽油タンクHPCS系（170m³×1基）により継続できる設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">（補足資料-18）</p> <p>4. まとめ 降下火砕物による直接的影響及び間接的影響のすべての項目について評価した結果、降下火砕物による直接的影響及び間接的影響はなく、発電用原子炉施設の安全機能を損なうことはないことを確認した。</p> <p>降下火砕物の飛来のおそれがある場合は、火山噴火対策を行うための体制を構築し、発電所及び屋外廻りの監視の強化、降下火砕物の除去等を実施する。</p>	<p>4.8 降下火砕物の間接的影響に対する設計方針 広範囲にわたる送電網の損傷による7日間の外部電源喪失及び発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、発電用原子炉の停止並びに停止後の発電用原子炉及び使用済燃料ピットの冷却に係る機能を担うために必要となる電源の供給がディーゼル発電機及び耐震SクラスのA1、A2-燃料油貯油槽及びB1、B2-燃料油貯油槽（132kLを4基）により継続できる設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">（補足資料-18）</p> <p>5. まとめ 降下火砕物による直接的影響及び間接的影響のすべての項目について評価した結果、降下火砕物による直接的影響及び間接的影響はなく、発電用原子炉施設の安全機能を損なうことはないことを確認した。</p> <p>降下火砕物の飛来のおそれがある場合は、火山噴火対策を行うための体制を構築し、発電所及び屋外廻りの監視の強化、降下火砕物の除去等を実施する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】設備名称の相違 【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違 ・泊に該当設備なし 【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違 ・設備構成及び容量の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

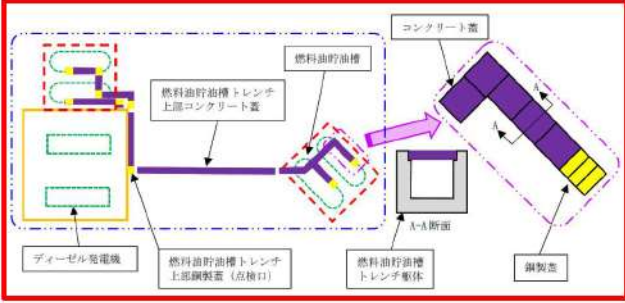
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">個別評価-1</p> <p style="text-align: center;">建屋構築物に係る影響評価</p> <p>火山灰による建屋構築物への影響について以下のとおり評価する。</p> <p>(1)評価項目および内容</p> <p>①構造物への静的負荷(降雨等の影響を含む)</p> <p>火山灰の堆積荷重により原子炉格納容器、原子炉周辺建屋、制御建屋及び廃棄物処理建屋の健全性に影響がないことを評価する。なお、想定する堆積荷重には、降雪の影響も考慮し、火山灰(湿潤状態)と積雪の組み合わせも考慮する。</p> <p>②構造物の化学的影響(腐食)</p> <p>火山灰の構造物への付着や堆積による化学的腐食により構造物への影響がないことを評価する。</p> <p>(2)評価条件</p> <p>①火山灰条件</p> <p>a. 密度:1.5g/cm³(湿潤状態)(火山灰の層厚1cm当たり150N/m²)</p> <p>b. 堆積量:10cm</p> <p>②積雪条件</p> <p>a. 密度:0.3g/cm³(積雪の単位荷重は1cm当たり30N/m²)*1</p> <p>b. 堆積量:100cm*2</p> <p>※1:福井県建築基準法施行細則に基づく積雪の単位荷重を用いる。 ※2:火山事象と積雪事象は独立の関係にある。組み合わせる積雪量については、建築基準法において特定行政庁(各自治体)が各地域の気象(積雪)状況に応じた垂直積雪量を設定しており、発電所が立地する地域の気象条件により即した、設計に用いられる積雪量であることから、同建築基準法の垂直積雪量「100cm」(以下「設計積雪」という。)を用いる。</p> <p>(3)評価結果</p> <p>①構造物への静的負荷(降雨等の影響を含む)</p> <p>火山灰の堆積荷重および組み合わせる積雪荷重を算出すると以下のとおりとなる。</p> <p>火山灰荷重=150(N/m²・cm)×10(cm)=1,500(N/m²)</p> <p>積雪荷重=30(N/m²・cm)×100(cm)=3,000(N/m²)</p> <p>火山灰による静的負荷については、湿潤状態の火山灰による堆積荷重1,500N/m²を用いて評価した結果、建屋の許容堆積荷重より小さいことから、安全性への影響はない。</p>	<p style="text-align: center;">個別評価-1</p> <p style="text-align: center;">建屋等に係る影響評価</p> <p>降下火砕物による原子炉建屋等への影響について以下のとおり評価した。</p> <p>1. 評価項目</p> <p>(1)構造物への静的負荷</p> <p>降下火砕物の堆積荷重(降雨の影響含む)により原子炉建屋、制御建屋、タービン建屋、軽油タンク室及び軽油タンク室(H)の健全性に影響がないことを評価する。なお、堆積荷重は、積雪及び風(台風)の荷重を考慮し、適切に組み合わせる。</p> <p>(2)構造物への化学的影響(腐食)</p> <p>降下火砕物の構造物への付着や堆積による化学的影響(腐食)により、構造物への影響がないことを評価する。</p> <p>2. 評価条件</p> <p>(1)降下火砕物条件</p> <p>・堆積量:15cm</p> <p>・密度:1.5g/cm³(湿潤密度)</p> <p>(2)積雪条件</p> <p>・積雪量:17cm(石巻地域における年最大積雪深さの平均値)</p> <p>・単位荷重:積雪量1cm当たり20N/m²(建築基準法施行令に基づく積雪の単位荷重)</p> <p>3. 評価結果</p> <p>(1)構造物への静的負荷</p> <p>設計堆積荷重は以下のとおり。</p> <p>湿潤状態の降下火砕物の荷重(2,207N/m²)</p> <p>+降下火砕物と組み合わせる積雪荷重(340N/m²)=2,547N/m²</p> <p>表1に建屋ごとに裕度が最も小さい部位の評価結果を示す。評価の結果、各建屋において、許容堆積荷重は堆積荷重を十分に上回っている。また、軽油タンク室及び軽油タンク室(H)については、上載荷重と</p>	<p style="text-align: center;">個別評価-1</p> <p style="text-align: center;">建屋等に係る影響評価</p> <p>降下火砕物による原子炉建屋等への影響について以下のとおり評価した。</p> <p>1. 評価項目</p> <p>(1)構造物への静的負荷</p> <p>降下火砕物の堆積荷重(降雨の影響含む)により原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋、循環水ポンプ建屋、A1、A2-燃料油貯油槽タンク室、B1、B2-燃料油貯油槽タンク室、A1、A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ及びB1、B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチの健全性に影響がないことを評価する。なお、堆積荷重は、積雪及び風(台風)の荷重を考慮し、適切に組み合わせる。</p> <p>(2)構造物への化学的影響(腐食)</p> <p>降下火砕物の構造物への付着や堆積による化学的影響(腐食)により、構造物への影響がないことを評価する。</p> <p>2. 評価条件</p> <p>(1)降下火砕物条件</p> <p>・堆積量:2cm(想定する噴火規模から1段階下げた噴火規模を考慮した層厚)</p> <p>・密度:1.5g/cm³(湿潤密度)(降下火砕物の層厚1cm当たり150N/m²)</p> <p>(2)積雪条件</p> <p>・積雪量:189cm(最寄りの気象観測所である寿都の既往最大値)</p> <p>・単位荷重:積雪量1cm当たり30N/m²(建築基準法施行令に基づく積雪の単位荷重)</p> <p>3. 評価結果</p> <p>(1)構造物への静的負荷</p> <p>設計堆積荷重は以下のとおり。</p> <p>積雪荷重(5,670N/m²)</p> <p>+積雪と組み合わせる湿潤状態の降下火砕物の荷重(300N/m²)=5,970N/m²</p> <p>第1表に建屋ごとに裕度が最も小さい部位の評価結果を示す。評価の結果、各建屋において、許容堆積荷重は堆積荷重を十分に上回っている。また、A1、A2-燃料油貯油槽タンク室、B1、B2-燃料油貯油槽タ</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯、女川】設計方針の相違</p> <p>・評価対象建屋の相違</p> <p>【大飯、女川】記載表現の相違</p> <p>・建屋名称の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯、女川】設計方針の相違</p> <p>・発電所立地条件の相違</p> <p>による設計基準値の相違</p> <p>・主荷重及び従荷重の相違</p> <p>【女川】</p> <p>・降下火砕物の単位荷重については保守的に重力加速度を10m/s²とした。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>・立地及び積雪の単位荷重の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯、女川】評価条件の相違</p> <p>・泊は積雪荷重を主荷重、降下火砕物による荷重を従荷重としている。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添1個別評価）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																						
<p>また、降雪の影響も考慮し、上述の湿潤状態の火山灰と建築基準法に定められている設計積雪との組み合わせによる想定堆積荷重4,500N/m²を用いて評価しても、表1に示すとおり、建屋の許容堆積荷重より小さいことから、安全性への影響はない。（表1には、火山灰の荷重より大きい火山灰と積雪の組み合わせ荷重に対する評価結果を示す。）</p> <p>なお、火山灰が降下した場合でも屋根部から除去するなど長期に荷重を掛け続けたい対応が可能であることから、火山灰の荷重を短期に生じる荷重とし、「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」（RC基準）により使用している材料の許容応力度の比1.5（短期/長期）に基づき、許容堆積荷重を設計時に考慮されている常時荷重（自重、積載荷重、積雪荷重）から算出した。</p> <table border="1" data-bbox="89 523 680 734"> <caption>表1 火山灰と積雪に対する建屋の評価結果</caption> <thead> <tr> <th>評価対象施設</th> <th>評価部位</th> <th>想定堆積荷重(N/m²) (火山灰+積雪)</th> <th>許容堆積荷重(N/m²)</th> <th>裕度</th> <th>結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td>ドーム頂部</td> <td>4,500</td> <td>17,700</td> <td>3.93</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉周辺建屋</td> <td>EL56.0m 屋根スラブ</td> <td>4,500</td> <td>7,775</td> <td>1.73</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>制御建屋</td> <td>EL33.6m 屋根スラブ</td> <td>4,500</td> <td>10,500</td> <td>2.33</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建屋</td> <td>EL42.6m 屋根スラブ</td> <td>4,500</td> <td>10,765</td> <td>2.39</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	評価対象施設	評価部位	想定堆積荷重(N/m ²) (火山灰+積雪)	許容堆積荷重(N/m ²)	裕度	結果	原子炉格納容器	ドーム頂部	4,500	17,700	3.93	○	原子炉周辺建屋	EL56.0m 屋根スラブ	4,500	7,775	1.73	○	制御建屋	EL33.6m 屋根スラブ	4,500	10,500	2.33	○	廃棄物処理建屋	EL42.6m 屋根スラブ	4,500	10,765	2.39	○	<p>して、4,900N/m²を考慮した設計を行っており、上載荷重は設計堆積荷重を十分に上回っていることから、安全性への影響はない。</p> <table border="1" data-bbox="725 485 1317 695"> <caption>表1 建屋の堆積荷重概略評価結果</caption> <thead> <tr> <th>評価対象建屋</th> <th>対象施設エリア</th> <th>許容堆積荷重^{※1} (N/m²)</th> <th>降下火砕物 堆積荷重(N/m²)</th> <th>結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td>屋根スラブ</td> <td>4,117</td> <td rowspan="3">2,547</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>制御建屋</td> <td>屋根スラブ</td> <td>1,559</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>タービン建屋</td> <td>屋根スラブ</td> <td>4,117</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：降下火砕物堆積荷重は短期荷重として評価した。評価においては、許容応力度の比（短期/長期=1.5以上）から、短期では少なくとも長期の1.5倍の荷重が負担できるため、短期荷重として負担できる荷重と長期荷重の差を許容堆積荷重とした。（許容堆積荷重の算定フローを図1に示す。）</p> <div data-bbox="743 734 1173 995"> <p>図1 許容堆積荷重算定フロー</p> </div>	評価対象建屋	対象施設エリア	許容堆積荷重 ^{※1} (N/m ²)	降下火砕物 堆積荷重(N/m ²)	結果	原子炉建屋	屋根スラブ	4,117	2,547	○	制御建屋	屋根スラブ	1,559	○	タービン建屋	屋根スラブ	4,117	○	<p>ンク室、A1、A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ及びB1、B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチについては、上載荷重として、10,000N/m²以上を考慮した設計を行っており、上載荷重は設計堆積荷重を十分に上回っていることから、安全性への影響はない。</p> <table border="1" data-bbox="1357 485 1953 695"> <caption>第1表 建屋の堆積荷重概略評価結果</caption> <thead> <tr> <th>評価対象建屋</th> <th>対象施設エリア</th> <th>許容堆積荷重^{※1} (N/m²)</th> <th>降下火砕物 堆積荷重(N/m²)</th> <th>結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td>屋根スラブ</td> <td>10,850</td> <td rowspan="4">5,070</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋</td> <td>屋根スラブ</td> <td>13,050</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機建屋</td> <td>屋根スラブ</td> <td>11,510</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>循環水ポンプ建屋</td> <td>屋根スラブ</td> <td>7,370</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：降下火砕物堆積荷重は短期荷重として評価した。評価においては、許容応力度の比（短期/長期=1.5以上）から、短期では少なくとも長期の1.5倍の荷重が負担できるため、短期荷重として負担できる荷重と長期荷重の差を許容堆積荷重とした。（許容堆積荷重の算定フローを第1図に示す。）</p> <div data-bbox="1442 785 1863 1027"> <p>第1図 許容堆積荷重算定フロー</p> </div>	評価対象建屋	対象施設エリア	許容堆積荷重 ^{※1} (N/m ²)	降下火砕物 堆積荷重(N/m ²)	結果	原子炉建屋	屋根スラブ	10,850	5,070	○	原子炉補助建屋	屋根スラブ	13,050	○	ディーゼル発電機建屋	屋根スラブ	11,510	○	循環水ポンプ建屋	屋根スラブ	7,370	○	<p>・建屋名称の相違 【女川】 ・評価対象施設の相違 ・評価条件の相違</p> <p>【女川】 ・評価結果の相違</p> <p>【大阪】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 【女川】記載表現の相違 ・建屋名称の相違 【女川】 設計方針の相違 ・評価対象建屋の相違 ・タンク室の配置構造の相違 ・材料の相違 ・評価対象施設の相違</p>
評価対象施設	評価部位	想定堆積荷重(N/m ²) (火山灰+積雪)	許容堆積荷重(N/m ²)	裕度	結果																																																																				
原子炉格納容器	ドーム頂部	4,500	17,700	3.93	○																																																																				
原子炉周辺建屋	EL56.0m 屋根スラブ	4,500	7,775	1.73	○																																																																				
制御建屋	EL33.6m 屋根スラブ	4,500	10,500	2.33	○																																																																				
廃棄物処理建屋	EL42.6m 屋根スラブ	4,500	10,765	2.39	○																																																																				
評価対象建屋	対象施設エリア	許容堆積荷重 ^{※1} (N/m ²)	降下火砕物 堆積荷重(N/m ²)	結果																																																																					
原子炉建屋	屋根スラブ	4,117	2,547	○																																																																					
制御建屋	屋根スラブ	1,559		○																																																																					
タービン建屋	屋根スラブ	4,117		○																																																																					
評価対象建屋	対象施設エリア	許容堆積荷重 ^{※1} (N/m ²)	降下火砕物 堆積荷重(N/m ²)	結果																																																																					
原子炉建屋	屋根スラブ	10,850	5,070	○																																																																					
原子炉補助建屋	屋根スラブ	13,050		○																																																																					
ディーゼル発電機建屋	屋根スラブ	11,510		○																																																																					
循環水ポンプ建屋	屋根スラブ	7,370		○																																																																					
<p>②構造物の化学的影響（腐食）</p> <p>化学的影響については、外装塗装が施されていることから、火山灰による化学的腐食により直ちに機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>また、長期的な影響については堆積した火山灰を除去し、除去後の点検等において、必要に応じて補修作業を実施する。</p> <p>以上</p>	<p>(2) 構造物への化学的影響（腐食）</p> <p>原子炉建屋、制御建屋及びタービン建屋への化学的影響（腐食）については、外装塗装を施していることから、降下火砕物による短期での腐食により機能に影響を及ぼすことはない。軽油タンク室及び軽油タンク室(H)への化学的影響（腐食）については、軽油タンク室及び軽油タンク室(H)の頂版はコンクリート構造物であること、また、ハッチ部については金属材料（ステンレス鋼）を用いていることから、降下火砕物に含まれる腐食性ガスによる金属腐食の影響を考慮し、外装塗装*を実施することで降下火砕物による短期での腐食により機能に影響を及ぼすことはない。</p>	<p>(2) 構造物への化学的影響（腐食）</p> <p>原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋及び循環水ポンプ建屋への化学的影響（腐食）については、外装塗装を施していることから、降下火砕物による短期での腐食により機能に影響を及ぼすことはない。A1、A2-燃料油貯油槽タンク室及びB1、B2-燃料油貯油槽タンク室への化学的影響（腐食）については、A1、A2-燃料油貯油槽タンク室及びB1、B2-燃料油貯油槽タンク室の頂版は地中埋設構造であること、また、鋼製蓋部については金属材料（炭素鋼）を用いていることから、降下火砕物に含まれる腐食性ガスによる金属腐食の影響を考慮し、外装塗装*を実施することで降下火砕物による短期での腐食により機能に影響を及ぼすことはない。また、A1、A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ及びB1、B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチへの化学的影響（腐食）については、第2図に示すようにA1、</p>																																																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(補足資料-4, 8) ※：ハッチ (ステンレス鋼) 部は酸、アルカリなどに水分の加わった強度腐食環境での塗装としてエポキシ樹脂系の塗装を実施</p> <p>以上</p>	<p>A2-ディーゼル発電機燃料油貯槽トレンチ及びB1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯槽トレンチの頂版は地中埋設構造であること、また、上部コンクリート蓋についてはコンクリート構造、上部鋼製蓋 (点検口) については溶融亜鉛メッキを施した鋼製蓋であることから、降下火砕物による短期での腐食により機能に影響を及ぼすことはない。 (補足資料-4, 8) ※：燃料油貯槽タンク室の鋼製蓋 (炭素鋼) は酸、アルカリ等に水分の加わった強度腐食環境での塗装としてエポキシ樹脂系及びシリコン系の塗装を実施</p>  <p>第2図 燃料油貯槽トレンチ上部のコンクリート蓋及び鋼製蓋の概略配置図</p> <p>以上</p>	<p>【女川】 設備名称の相違 【女川】 ・材料の相違 ・塗料種類の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">個別評価－2</p> <p style="text-align: center;">海水ポンプに係る影響評価</p> <p style="color: green;">火山灰による海水ポンプへの影響について以下のとおり評価する。</p> <p>(1) 評価項目及び内容</p> <p>① 構造物への静的負荷 (降雨等の影響を含む)</p> <p>火山灰が堆積した場合に堆積荷重が厳しい条件となる海水ポンプモータフレームについて健全性に影響がないことを評価する。なお、想定する堆積荷重には、降雪の影響も考慮し、火山灰と積雪の組み合わせも考慮する。</p> <p>② 構造物の化学的影響 (腐食)</p> <p>火山灰の海水ポンプへの付着や堆積による化学的腐食により海水ポンプの機能への影響がないことを評価する。</p> <p>③ 水循環系の閉塞による影響</p> <p>火山灰が混入した海水を海水ポンプにより取水した場合に、流水路、軸受部が閉塞し、機器の機能に影響がないことを評価する。</p> <p>④ 水循環系の化学的影響 (腐食)</p> <p>火山灰が混入した海水を海水ポンプにて取水することによる、内部構造物の化学的影響 (腐食) により機器の機能に影響がないことを評価する。</p> <p>⑤ 電気系及び計装制御系に対する機械的影響 (降雨等の影響を含む)</p>	<p style="text-align: center;">個別評価－2</p> <p style="text-align: center;">海水ポンプに係る影響評価</p> <p>降下火砕物による原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ (以下「海水ポンプ」という。) に係る影響評価について以下のとおり評価した。</p> <p>1. 評価項目</p> <p>(1) 構造物への静的負荷</p> <p>降下火砕物の堆積荷重により原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプの機能に影響がないことを評価する。なお、堆積荷重は、積雪及び風 (台風) の荷重を考慮し、適切に組み合わせる。</p> <p>a. 原子炉補機冷却海水ポンプ</p> <p>評価部位は、モータの外扇カバーに降下火砕物が堆積した場合に直接荷重の影響を受ける外扇カバー及び機器の自重及び運転時荷重 (ポンプスラスト荷重) を考慮した場合、最も荷重負荷が大きいモータフレームとする。外扇カバー及びモータフレームに生じる応力は、保守的に電動機上面の投影面積の最も大きい外扇カバー全面に均等に降下火砕物が堆積した場合を想定し、その上でモータフレームについては、モータ自重+運転時荷重 (ポンプスラスト荷重) が加わる状態で荷重評価を行う。図1に原子炉補機冷却海水ポンプモータの概要及び降下火砕物の堆積範囲を示す。</p> <p>b. 高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ</p> <p>評価部位は、雨よけカバーに降下火砕物が堆積した場合に直接荷重の影響を受ける雨よけカバー及び機器の自重及び運転時荷重 (ポンプスラスト荷重) を考慮した場合、最も荷重負荷が大きいモータフレームとする。雨よけカバー及びモータフレームに生じる応力は、保守的に電動機上面の投影面積の最も大きい雨よけカバー全面に均等に降下火砕物が堆積した場合を想定し、その上でモータフレームについては、モータ自重+運転時荷重 (ポンプスラスト荷重) が加わる状態で荷重評価を行う。図2に高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプモータの概要及び降下火砕物の堆積範囲を示す。</p> <p>(2) 構造物への化学的影響 (腐食)</p> <p>降下火砕物のポンプ及びモータへの付着や堆積による化学的影響 (腐食) により、機器の機能に影響がないことを評価する。</p> <p>(3) 水循環系の閉塞・摩耗</p> <p>降下火砕物が混入した海水を海水ポンプにより取水した場合でも、流水路、軸受部等が閉塞し、又は、内部構造物との摩耗により機器の機能に影響がないことを評価する。</p> <p>(4) 水循環系の化学的影響 (腐食)</p> <p>降下火砕物が混入した海水を海水ポンプにより取水した場合に、内部構造物に対する化学的影響 (腐食) により機器の機能に影響がないことを評価する。</p> <p>(5) 換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響 (閉塞・摩耗)</p>	<p style="text-align: center;">個別評価－2</p> <p style="text-align: center;">海水ポンプに係る影響評価</p> <p>降下火砕物による原子炉補機冷却海水ポンプ (以下「海水ポンプ」という。) に係る影響について以下のとおり評価した。</p> <p>1. 評価項目</p> <p>(1) 水循環系の閉塞・摩耗</p> <p>降下火砕物が混入した海水を海水ポンプにより取水した場合でも、流水路、軸受部等が閉塞し、又は、内部構造物との摩耗により機器の機能に影響がないことを評価する。</p> <p>(2) 水循環系の化学的影響 (腐食)</p> <p>降下火砕物が混入した海水を海水ポンプにより取水した場合に、内部構造物に対する化学的影響 (腐食) により機器の機能に影響がないことを評価する。</p> <p>(3) 換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響 (閉塞・摩耗)</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊に同様の設備はない</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯、女川】 設計方針の相違 ・泊の海水ポンプは循環水ポンプ建屋に覆われており、降下火砕物が堆積することはないことから構造物への静的負荷及び化学的影響 (腐食) を考慮する必要はない</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>